

証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令 目次

本則

証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第一条関係）	1
証券取引法施行令の一部改正に伴う経過措置（第二条）	295
投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第二条関係）	297
商品取引所法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）（第四条関係）	409
中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）（第五条関係）	415
農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）（第六条関係）	423
信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百二十二号）（第七条関係）	431
銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）（第八条関係）	436
長期信用銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十二号）（第九条関係）	443
協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）（第十条関係）	449
労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）（十一条関係）	454
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（十二条関係）	459
水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）（第十三条関係）	466
保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第十四条関係）	473
農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）（第十五条関係）	489
信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第十六条関係）	497
外国証券業者に関する法律施行令等の廃止（第十七条）	509

・	抵当証券業の規制等に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置（第十八条）	510
・	商工債令（昭和十一年勅令第三百五十三号）（第十九条関係）	512
・	予算決算及び会計令臨時特例（昭和二十一年勅令第五百五十八号）（第二十条関係）	513
・	国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百一十一号）（第二十一条関係）	514
・	地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第二十二条関係）	515
・	中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（第二十三条関係）	517
・	税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）（第二十四条関係）	518
・	公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（第二十五条関係）	519
・	中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第七十五号）（第二十六条関係）	521
・	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）（第二十七条関係）	522
・	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）（第二十八条関係）	523
・	租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置（第二十九条）	530
・	公営企業金融公庫法施行令（昭和三十二年政令第七十九号）（第三十条関係）	531
・	銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第三十一条関係）	532
・	銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置（第三十二条）	534
・	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第三十三条関係）	536
・	組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（第三十四条関係）	537
・	組合等登記令の一部改正に伴う経過措置（第三十五条）	539
・	中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第八十八号）（第三十六条関係）	540
・	宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第三十七条関係）	541

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）（第三十八条関係）	542
厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）（第三十九条関係）	545
石炭鉱業年金基金法施行令（昭和四十二年政令第二百七十六号）（第四十条関係）	550
預金保険法施行令（昭和四十六年政令第一百一十号）（第四十一条関係）	551
勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）（第四十二条関係）	552
中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）（第四十二条関係）	556
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）（第四十四条関係）	557
外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）（第四十五条関係）	558
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）（第四十六条関係）	566
海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第四号）（第四十七条関係）	568
貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）（第四十八条関係）	569
特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）（第四十九条関係）	570
国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）（第五十条関係）	571
商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）（第五十一条関係）	575
不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）（第五十二条関係）	593
特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行令（平成八年政令第八十五号）（第五十三条関係）	595
内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第二百六十二号）（第五十四条関係）	596
日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）（第五十五条関係）	597
投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）（第五十六条関係）	598

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令（平成十年政令第三百二十五号）（第五十七条関係）	600
金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十一号）（第五十八条関係）	601
債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（第五十九条関係）	602
金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第百五十六号）（第六十条関係）	603
国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）（第六十一条関係）	604
日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）（第六十二条関係）	605
疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）（第六十三条関係）	607
疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正に伴う経過措置（第六十四条）	609
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律施行令（平成十一年政令第四百二二号）（第六十五条関係）	610
国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百一号）（第六十六条関係）	611
自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第七十三号）（第六十七条関係）	612
財政融資資金法施行令（平成十二年政令第三百六十号）（第六十八条関係）	613
資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第六十九条関係）	614
金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）（第七十条関係）	640
確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号）（第七十一条関係）	647
確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）（第七十二条関係）	652
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第七十三条関係）	659
沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二二号）（第七十四条関係）	660
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）（第七十五条関係）	661
金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置（第	

七十六条)	社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十二号）（第七十七条関係）	672
	日本郵政公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）（第七十八条関係）	673
	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第七十九条関係）	676
	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律施行令（平成十五年政令第百十八号）（第八十条関係）	678
	破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十六年政令第三百十八号）（第八十一条関係）	679
	年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）（第八十二条関係）	680
	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）（第八十三条関係）	683
	証券取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）（第八十四条関係）	684
	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（第八十五条関係）	685
	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置（第八十六条）	686
	日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第百九十九号）（第八十七条関係）	687
	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（第八十八条関係）	701
	証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第三百五十五号）（第八十九条関係）	702
	消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）（第九十条関係）	703
	消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置（第九十一条）	704
	金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）（第九十二条関係）	705

・ 金融庁組織令の一部改正に伴う経過措置（第九十二条）

附則

中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）（附則第六十五条関係）

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（附則第六十六条関係）

協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）（附則第六十七条関係）

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第三百二十五号）（附則第六十八条関係）

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令第七十九号）（附則第六十九条関係）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）（附則第七十条関係）

改正案	現行
<p>金融商品取引法施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第一条の十九）</p> <p>第二章 第三章の三（略）</p> <p>第四章 金融商品取引業者等（第十五条 第十七条の十六）</p> <p>第四章の二 金融商品仲介業者（第十八条 第十八条の四）</p> <p>第四章の三 金融商品取引業協会（第十八条の四の二 第十八条の四の四）</p> <p>第四章の四 投資者保護基金（第十八条の五 第十八条の十五）</p> <p>第五章 金融商品取引所（第十九条 第十九条の三の十六）</p> <p>第五章の二 外国金融商品取引所（第十九条の四）</p> <p>第五章の三 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（有価証券となる証券又は証書）</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）（第二条第一項第二十</p>	<p>証券取引法施行令</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第一条の十二）</p> <p>第二章 第三章の三（略）</p> <p>第四章 証券会社等（第十五条 第十八条）</p> <p>第四章の二 証券仲介業者（第十八条の二 第十八条の四）</p> <p>第四章の三 投資者保護基金（第十八条の五 第十八条の十五）</p> <p>第五章 証券取引所（第十九条 第十九条の三の十）</p> <p>第五章の二 外国証券取引所（第十九条の四）</p> <p>第五章の三 第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（法第二条第一項第十一号の有価証券）</p> <p>第一条 証券取引法（以下「法」という。）（第二条第一項第十一号に</p>

一号に規定する政令で定める証券又は証書は、次に掲げるものとする。

一 譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものをいう。）の預金証書のうち、外国法人が発行するもの

二 学校法人等（私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第

三条に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人をいう。以下同じ。）が行う割当てにより発生する当該学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないものに限る。）を表示する証券又は証書であつて、当該学校法人等の名称その他の内閣府令で定める事項を表示するもの

（削る）

規定する政令で定める証券又は証書は、譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、指名債権でないものをいう。）の預金証書のうち、外国法人が発行するものとする。

（法第二条第二項第一号に規定する者）

第一条の二 法第二条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）第一条第一項に規定する協同組織金融機関（以下「協同組織金融機関」という。）及び第一条の九各号に掲げる金融機関

二 信託会社

三 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者

四 その他内閣府令で定める者

(削る)

(法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権)
第一条の三 法第二条第二項第一号に規定する信託の受益権のうち政令で定めるものは、銀行又は前条各号に掲げる者の貸付債権を信託する信託(当該信託に係る契約における受益者が委託者であるものに限る。)の受益権とする。

(削る)

(法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるもの等)

第一条の三の二 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約から除くものとして政令で定めるものは、商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成四年政令第四十五号)第一条第三号に掲げる物品に係る商品投資(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第一条第一項第三号に掲げる商品投資をいう。)により運用することを目的とする同法第一条第二項第二号の契約とする。

2 法第二条第二項第三号に規定する投資事業有限責任組合契約に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約(商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第二号の契約その他内閣府令で定めるものに該当するものを除く。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの
- イ 金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とするものである

「」。

ロ 一人又は数人の組合員に組合の業務の執行を委任するものであること。

ハ 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項第一号から第十一号までに掲げる事業の全部又は一部を営むことを約するものであること。

二 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項第一号の契約に該当するものを除く。）のうち、前号八に掲げる要件に該当するもの

（有限責任事業組合契約で公益又は投資者保護を確保することが必要と認められるもの）

第一条の三の三 法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。第三条の四第四号において同じ。）であつて、当該有限責任事業組合契約によつて成立する有限責任事業組合（以下この条において「組合」という。）が次に掲げる要件のすべてに該当するもの以外のものとする。

一 当該組合の業務執行の決定について総組合員の同意を要するもの（有限責任事業組合契約に関する法律第十二条第一項ただし書及び第二項本文に規定する組合契約書において総組合員の同意を

（削る）

(有価証券とみなされる合名会社又は合資会社の社員権)

第一条の二 法第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(金銭に類するもの)

第一条の三 法第二条第二項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 有価証券

二 為替手形

三 約束手形(第一号に掲げるものに該当するものを除く。)

四 法第二条第二項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる権利を有する者から出資又は拠出を受けた金銭(前三号に掲げるも

要しない旨の定めをする場合において、当該組合の業務執行の決定について総組合員が同意をするか否かの意思を表示することを要するものを含む。)

二 当該組合の組合員のすべてが次のいずれかに該当するもの

イ 当該組合の事業に常時従事する組合員

ロ 当該組合の事業のために欠くことができない専門的能力を発揮して当該組合の事業に従事する組合員(イに掲げるものを除く。)

(合同会社の社員権その他これに類するもの)

第一条の三の四 法第二条第二項第六号に規定する合同会社の社員権その他これに類するものとして政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

のを含む。()の全部を充てて取得した物品(当該権利を有する者の保護を確保することが必要と認められるものとして内閣府令で定めるものに限る。)

五 前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(出資対象事業に関与する場合)

第一条の三の二 法第二条第二項第五号イに規定する政令で定める場

合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

一 出資対象事業(法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業をいう。以下この条及び次条第四号において同じ。)に係る業務執行がすべての出資者(同項第五号に規定する出資者をいう。以下この条において同じ。)の同意を得て行われるものであること(すべての出資者の同意を要しない旨の合意がされている場合において、当該業務執行の決定についてすべての出資者が同意をすることを否かの意思を表示してその執行が行われるものであることを含む。)

二 出資者のすべてが次のいずれかに該当すること。

イ 出資対象事業に常時従事すること。

ロ 特に専門的な能力であつて出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを發揮して当該出資対象事業に従事すること。

(有価証券とみなさなくても公益等のため支障を生ずることがない

(新設)

と認められる権利)

第一条の三の三 法第二条第二項第五号二に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項各号に掲げる事業に係る契約に基づく権利

二 本邦の法令に基づいて設立された法人（有限責任中間法人を除く。）に対する出資又は拠出に係る権利（法第二条第一項第六号から第九号まで及び第十一号に掲げる有価証券に表示される権利並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利を除く。）

三 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第二項に規定する分収林契約に基づく権利

四 次に掲げる者のみを当事者とする組合契約等（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約その他の継続的な契約をいう。）に基づく権利であつて、当該権利に係る出資対象事業が専ら次に掲げる者の業務を行う事業であるもの

イ 公認会計士

ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）

ハ 司法書士

ニ 土地家屋調査士

ホ 行政書士

ヘ 税理士

（新設）

ト 不動産鑑定士

チ 社会保険労務士

リ 弁理士

五 株券の発行者である会社の役員、従業員その他の内閣府令で定める者（以下この号において「役員等」という。）が当該会社の他の役員等と共同して当該会社の株券の買付けを、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約のうち、内閣府令で定める要件に該当するものに基づく権利

六 前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（有価証券とみなす権利）

第一条の三の四 法第二条第二項第七号に規定する政令で定める権利は、学校法人等に対する貸付け（次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）に係る債権とする。

一 当該貸付けに係る利率、弁済期その他の内閣府令で定める事項が同一で、複数の者が行うもの（当該貸付けが無利息であるものを除く。）であること。

二 当該貸付けの全部又は一部が次のいずれかに該当すること。

イ 当該貸付けを受ける学校法人等の設置する学校（私立学校法第二条第一項に規定する学校をいい、同条第二項に規定する専修学校及び各種学校を含む。）に在学する者その他利害関係者として内閣府令で定める者（ロにおいて「利害関係者」という。）以外の者が行う貸付けであること。

（新設）

□ 当該貸付けに係る債権の利害関係者以外の者に対する譲渡が禁止されていないこと。

(削る)

(勧誘の相手方が多数である場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の同項に規定する取得の申込みの勧誘(以下単に「取得の申込みの勧誘」という。)を行う場合とする。

2 前項の場合における人数の計算については、当該取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条、第一条の七第二号及び第十八条の五第一号において同じ。)が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件(当該有価証券が次条第一号に掲げる有価証券である場合には、第一号及び第二号に掲げる要件)に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一 当該適格機関投資家が二百五十名以下であること。

二 次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結すること取得の条件として、当該適格機関投資家に対する取得の申込みの勧誘が行われること。

イ 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

□ 当該有価証券を取得した適格機関投資家が当該有価証券を他

の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該有価証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。次条第二号ロ、第一条の七第二号ロ並びに第三十三条の五第一号及び第三号において同じ。）である場合であつて、特定社債券（資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下この号、次条及び第一条の七において同じ。）と分離して新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。次条、第一条の七及び第三十三条の五の二において同じ。）のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券（資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。次条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

3 第一項の場合における人数の計算については、新株予約権証券（

会社法（平成十七年法律第八十六号）第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）及び法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この項において「新株予約権証券等」という。）の発行者である会社（外国会社を含む。第十五条の三、第二十七条の四第五号及び第三十三条の第二五号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるもの（以下この項において「当該会社等」という。）の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得の申込みの勧誘を行う場合には、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者を除くものとする。

一 当該会社が発行者である有価証券が法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する場合、勧誘の相手方である当該会社等の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人

二 当該会社が発行者である有価証券が前号に掲げる場合に該当しない場合、勧誘の相手方である次に掲げる者

イ 当該会社等の取締役、会計参与、監査役又は執行役

ロ 当該会社等の使用人（当該会社が、勧誘に際し会社の經理の状況その他事業の内容に関する事項として内閣府令で定めるものを、内閣府令で定めるところにより、交付した場合に限る。）

(適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合)

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 株券(協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。))に規定する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。)
- イ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。))に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券(以下「投資証券等」という。))を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。)
- ロ 若しくは新株予約権証券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。)
- ハ 又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。)
- ニ 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家(法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以

(適格機関投資家向け勧誘に該当する場合)

第一条の五 法第二条第三項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 株券(優先出資法に規定する優先出資証券(この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。))、資産流動化法に規定する優先出資証券並びに投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券(以下「投資証券等」という。))を含む。以下この条、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。)
- ロ 若しくは新株予約権証券(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。以下この号、第一条の七及び第三条の二の三において同じ。)
- ハ 又は法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの(以下この号及び第一条の七において「外国出資証券」という。)
- ニ 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券を取得した者が当該有価証券を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結す

下同じ。)以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘(同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)又は組織再編成発行手続(法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。)が行われること。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。)で新株予約権又は新優先出資引受権(資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。)若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利(以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。)が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権付特定社債券をいう。以下同じ。)である場合であつて、特定社債券(資産流動化法に規定する特定社債券をいう。以下同じ。)と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券(資産流動化法に規定する新優先出資引受権証券をいう。以下同じ。))に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他

ることを取得の条件として、取得の申込みの勧誘が行われること。

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券(法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。)で新株予約権又は新優先出資引受権若しくは資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利(以下この号及び第一条の七において「新優先出資引受権等」という。)が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該有価証券(当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券)に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し、又は買い付けた者が当該有価証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

当該有価証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

三 (略)

(勧誘の相手方が多数である場合)

第一条の五 法第二条第三項第一号に規定する多数の者を相手方として行う場合として政令で定める場合は、五十名以上の者を相手方として有価証券の取得勧誘を行う場合とする。

(少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券(その発行の際にその取得勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得勧誘が募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。)(が発行されており、当該有価証券の取得勧誘を行う相手方(当該有価証券の取得勧誘を行う相手方が適格機関投資家であつて、当該有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。))の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得勧誘を行う

三 (略)

(新設)

(少数向け勧誘に該当しないための要件)

第一条の六 法第二条第三項第二号に規定する政令で定める要件は、当該有価証券の発行される日以前六月以内に、当該有価証券と同一種類のものとして内閣府令で定める他の有価証券(その発行の際にその取得の申込みの勧誘が同号イに掲げる場合に該当するものであつた有価証券及びその発行の際にその取得の申込みの勧誘が募集に該当し、かつ、当該募集に関し法第四条第一項の規定による届出又は法第二十三条の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する発行登録追補書類の提出が行われた有価証券を除く。以下この条において「同種の新規発行証券」という。)(が発行されており、当該有価証券の取得の申込みの勧誘を行う相手方の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行証券の取得の申込みの勧誘を行った相手方の人数との合計が五十名以上となることとする。

た相手方（当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）の人数との合計が五十名以上となることとする。

（削る）

（少数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二条第三項第二号ロ及び第二条の二第四項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 （略）

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ （略）

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者（当該有価証券を取得し、又は買い付けた者が適格機関投資家であつて、

2 | 前項の場合における人数の計算については、第一条の四第二項及び第三項の規定を準用する。

（少数向け勧誘に該当する場合）

第一条の七 法第二条第三項第二号ロに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 （略）

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券（法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券を除く。）で新株予約権又は新優先出資引受権等が付されているもの 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ （略）

ロ 当該有価証券（当該有価証券が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し又は買い付けた者（第一条の四第二項の規定により人数の計算から除かれる適格機関投資家

当該取得又は買付けに係る有価証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。）が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三（略）

（取得勧誘により相当程度多数の者が所有する場合）

第一条の七の二 法第二条第三項第三号に規定する政令で定める場合は、その取得勧誘に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる取得勧誘を行う場合とする。

（有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引）

第一条の七の三 法第二条第四項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 取引所金融商品市場における有価証券の売買
- 二 法第二条第八項第十号に掲げる行為による有価証券（金融商品取引所に上場されているものに限る。）の売買

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項第一号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として行う場合とする。

を除く。）が当該取得又は買付けに係る有価証券を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他これに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当すること。

三（略）

（新設）

（新設）

（均一の条件で多数の者を相手方とする場合）

第一条の八 法第二条第四項に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、有価証券の売付けの申込

(削る)

(売付け勧誘等により相当程度多数の者が所有する場合)

第一条の八の二 法第二条第四項第二号に規定する政令で定める場合は、その売付け勧誘等(同項に規定する売付け勧誘等をいう。第二条の十二において同じ。)に応じることにより、当該売付け勧誘等に係る有価証券を五百名以上の者が所有することとなる場合とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第一条の八の三 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる者が行う法第二条第八項各号に掲げる行為
 - イ 国
 - ロ 地方公共団体
 - ハ 日本銀行
- 二 外国政府その他の外国の法令上イからハまでに掲げる者に相当する者

み又はその買付けの申込みの勧誘を行う場合とする。

2 前項の場合における人数の計算については、第一条の四第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「取得の申込みの勧誘」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘」と、「勧誘の相手方」とあるのは「売付けの申込み又はその買付けの申込みの勧誘の相手方」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

二 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引）（法第二十八條第八項第四号に掲げる取引をいう。）を除く。以下この号において同じ。）を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行う行為（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ デリバティブ取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者として内閣府令で定める者

ロ 資本金の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社

三 法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）（第二条第六項に規定する商品投資受益権を有する者）（当該商品投資受益権が同項第二号に掲げる権利又は同項第三号に掲げる権利）（同項第二号に掲げる権利に類するものに限る。）である場合にあつては、これらの権利に係る信託の受託者（から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人への出資）（以下この号及び次項において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 当該商品投資受益権に係る商品投資契約（商品投資に係る事業の規制に関する法律第五条第五項に規定する商品投資契約をいう。）若しくは信託契約又は当該商品投資受益権の販売を内

容とする契約のいずれかにおいて、当該法人への特定出資が行われる旨及び当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を商品投資（同条第一項に規定する商品投資をいう。以下同じ。）により運用する旨が定められていること。

ロ 当該法人が、商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十三條第一項に規定する商品投資顧問業者等に対して商品投資に係る同法第二條第二項に規定する投資判断を一任すること。

ハ 当該法人が特定出資に係る金銭その他の財産を主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資として運用するものでないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

2 前項第三号に規定する法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部又は商品投資により運用するもの以外のものの全部を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号イからハまでの規定の適用については、当該他の法人を当該法人とみなす。

（金融機関の範囲）

第一條の九 法第二條第八項及び第十一項、第二十七條の二第四項（法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十八第三項（法第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第二十八條第四項、第三十一條の四第三項、第五項及び第六項、第三十三條、第三十三條の二、第三十三

（金融機関の指定）

第一條の九 法第二條第八項、第二十七條の二第四項（法第二十七條の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十七條の二十八第三項（法第二十七條の二十九第二項において準用する場合を含む。）、第三十二條第三項、第五項及び第六項、第五十四條第一項第四号、第六十五條、第六十五條の二第一項、第三項及び第

条の五第二項、第三十三條の七、第三十三條の八第一項、第五十條第一項第四号、第五十八條並びに第六十六條に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 保険会社（保険業法第二條第二項に規定する保険会社をいい、同條第七項に規定する外国保険会社等を含む。以下同じ。）

二 四（略）

（金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券）

第一條の九の二 法第二條第八項第七号トに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるもの（その発行者が当該有価証券に係る信託の受託者とされるものを除く。）であつて、商品投資又は第三十七條第一項第二号イからホまでに掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものに該当するものとする。

- 一 法第二條第一項第十四号に掲げる有価証券

二 法第二條第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二條第二項の規定により有価証券とみなされるもの

四 法第二條第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

（競売買の方法による場合の基準）

九項、第六十五條の三並びに第六十六條の二に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

- 一 保険会社

二 四（略）

（新設）

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券（法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて同号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場（法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。）における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

- 二 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十であること。

（投資運用業の範囲）

第一条の十一 法第二条第八項第十四号に規定する政令で定める権利は、同条第一項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示される

第一条の九の二 法第二条第八項第七号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（証券取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券（法第二条第八項第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下同じ。）をいう。以下この条において同じ。）の売買であつて同号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

- 二 毎月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第七号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄のすべての取引所有価証券市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十であること。

（新設）

権利とする。

(金融商品取引業となる行為)

第一条の十二 法第二条第八項第十八号に規定する政令で定める行為は、同項第七号に掲げる行為を行った者による当該行為に係る有価証券(次に掲げるものに限る。)の転売を目的としない買取りとする。

一 法第二条第八項第七号イ又はロに掲げる有価証券

二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

(法人の信用状態に係る事由に類似するもの)

第一条の十三 法第二条第二十一項第五号イ及び第二十二項第六号イに規定する政令で定めるものは、法人でない者の信用状態に係る事由その他事業を行う者における当該事業の経営の根幹にかかわる事由として内閣府令で定めるものとする。

(新設)

(当事者その他の事業者の事業活動に重大な影響を与えるもの)

第一条の十四 法第二条第二十一項第五号ロ及び第二十二項第六号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

一 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象

二 戦争、革命、内乱、暴動、騒乱その他これらに準ずるものとし

て内閣府令で定める事由

(店頭デリバティブ取引から除かれるもの)

第一条の十五 法第二条第二十二項に規定する公益又は投資者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第二項に規定する貯金等の受入れを内容とする取引に付随する法第二条第二十二項第三号(口を除く。)に掲げる取引(通貨の売買に係るものに限る。)

二 保険業法第二条第一項に規定する保険業及び同項各号に掲げる事業に係る契約の締結

三 債務の保証に係る契約の締結

四 貸付けに係る債務の全部又は一部の弁済がなされないこととなつた場合において、その債権者に対してその弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんすることを内容とする契約の締結(前号に掲げるものを除く。)

(削る)

(新設)

(有価証券先物取引の対象とならない有価証券)

第一条の十 法第二条第二十項に規定する政令で定めるものは、同条第一項第八号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げ

(差金決済の原因となる行為)

第一条の十六 法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場(同条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場をいう。以下同じ。)によらないで、将来の一定の時期において金融商品(同条第二十四項第五号に掲げるものを除く。)及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

(預金契約に基づく債権その他の権利又は当該権利を表示する証券若しくは証券)

第一条の十七 法第二条第二十四項第二号に規定する政令で定めるものは、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第七号に規定する支払手段(通貨に該当するものを除く。)、同項第十一号に規定する証券及び同項第十三号に規定する債権とする。

(金融指標の範囲)

第一条の十八 法第二条第二十五項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

有価証券及び第一条の有価証券並びに法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第一号に掲げる権利とする。

(法第二条第二十四項に規定する有価証券先渡取引となる行為)

第一条の十一 法第二条第二十四項に規定する政令で定める行為は、有価証券市場及び外国有価証券市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買に関し、当該売買の当事者が当該売買契約を解除する行為とする。

(新設)

(新設)

- 一 気象庁その他の者が発表する地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果に係る数値
- 二 国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算に係る数値、統計法（昭和二十二年法律第十八号）第三条第一項に規定する指定統計調査及び同法第十四条に規定する届出統計調査の結果に係る数値その他これらに相当する外国の統計の数値

（金融商品債務引受業の対象取引）

第一条の十九 法第二条第二十八項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 信用取引等（信用取引（法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下同じ。）若しくは市場デリバティブ取引又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引に係るものに限る。）をいう。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

- 二 有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所

（法第二条第三十項に規定する政令で定める取引）

第一条の十二 法第二条第三十項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 信用取引（法第五十六条の二十四第一項に規定する信用取引をいう。以下同じ。）若しくは証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）を含む。第十五条の四、第十五条の五、第十六条、第十九条の二、第四十二条第一項、第三項及び第七項並びに第四十四条を除き、以下同じ。）が自己の計算において行う有価証券の売買等（法第二条第十四項に規定する有価証券の売買等をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。）（次号において「信用取引等」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

- 二 有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所

金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う金融商品又は金銭の授受

第二章 企業内容等の開示

(組織再編成の範囲)

第二条 法第二条の二第一項に規定する政令で定めるものは、株式移転とする。

(組織再編成対象会社の範囲)

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社(会社法(平成十七年法律第八十六号)第七

有価証券市場又は店頭売買有価証券市場(法第六十七条第二項に規定する店頭売買有価証券市場をいう。以下同じ。)の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引(法第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。)又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

第二章 企業内容等の開示

(法第二章の規定を適用する有価証券)

第二条 法第三条に規定する企業内容等の開示を行わせることが公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定めるものは、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する社会医療法人債券とする。

(法第二章の規定が適用されない有価証券)

第二条の二 法第三条の規定により法第二章の規定を適用しないこととされる同条に規定する有価証券で政令で定めるものは、法第一条

百五十二条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、
吸収分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割会社
をいう。）、新設分割会社（同法第七百六十二条第五号に規定する
新設分割会社をいう。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十
三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる
会社とする。

（組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲）

第二条の三 法第二条の二第四項第一号及び第四条第一項第二号イに
規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 新株予約権証券
- 二 新株予約権付社債券
- 三 有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価
証券のうち同項各号に掲げる有価証券を信託財産とするものであ
つて、当該信託財産である有価証券（以下「受託有価証券」とい
う。）に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨
その他内閣府令で定める事項が当該信託に係る信託行為において
定められているものをいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券
が株券又は前二号に掲げる有価証券であるもの
- 四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券又は第一号若
しくは第二号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

（組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が多数で

第一項第九号に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により
設立された機関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内にお
ける募集又は売出しにつき日本国政府の同意を要することとされて
いるものとする。

（新設）

ある場合)

第二条の四 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等(同号に規定する組織再編成対象会社株主等をいう。次条から第二条の七までにおいて同じ。)が五十名以上である場合とする。

(新設)

(組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合)

第二条の五 法第二条の二第四項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(新設)

(組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が多数である場合)

第二条の六 法第二条の二第五項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五十名以上である場合とする。

(新設)

(組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多数である場合)

第二条の七 法第二条の二第五項第二号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(新設)

(法第二章の規定を適用する有価証券)

第二条の八 法第三条第二号に規定する政令で定めるものは、医療法

(新設)

(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する社会医療法人債券とする。

(法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資対象事業の範囲)

第二条の九 法第三条第三号イに規定する政令で定めるものは、法第

二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う出資対象事業(同号に規定する出資対象事業をいい、次に掲げるものを除く。)に係る権利とする。

一 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権(同項第一号に掲げる権利に係るものに限る。)

(を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人(以下この号において「特定法人」という。)(への出資(以下この条において「特定出資」という。))であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 当該特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行うものでないこと。

ロ 法令又は当該特定法人の定款、寄附行為その他これらに準ずるものにより当該特定法人が二以上の者から出資を受けることにつき禁止がされていること。

二 第一条の三第四号に掲げる物品のうち内閣府令で定めるものの

(新設)

みを充てて行う出資（以下この号において「特定現物出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ 法令、当該特定現物出資を受ける者の定款、寄附行為その他これらに準ずるもの又は当該特定現物出資に係る契約により当該特定現物出資を受ける者が二以上の者から出資を受けることにつき禁止がされていること。

ロ 当該特定現物出資に係る契約により、当該特定現物出資を受ける者が当該特定現物出資に係る物品をもつて有価証券を取得しない旨が定められていること。

2 | 前項第一号に規定する特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部又は商品投資により運用するもの以外のものの全部を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号イ及びロの規定の適用については、当該他の法人を当該特定法人とみなす。

（法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲）

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イ 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十条の二第一項及び第二項（同法第百三十六条の三第二項（同法第

（新設）

百六十四条第三項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三百三十六条の三第一項第一号、第四号二及び第五号へ（同法第六十四条第三項において準用する場合を含む。）並びに第五十九条の二第一項及び第二項に規定する信託の受益権

ロ 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第二百二十八条第三項及び第三百二十七条の十五第四項に規定する信託の受益権

ハ 国民年金基金令（平成二年政令第三百四号）第三十条第一項第一号、第四号二及び第五号へ並びに第二項（同令第五十一条第一項において準用する場合を含む。）に規定する信託の受益権

ニ 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）附則第二十条第三項に規定する適格退職年金契約（信託の契約に限る。）に係る信託の受益権

ホ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第六十五条第三項に規定する資産管理運用契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契約に限る。）、同法第六十六条第一項（同法第九十一条の七において準用する場合を含む。）の規定により締結する同法第六十五条第一項第一号に掲げる信託の契約及び同法第六十六条第二項（同法第九十一条の七において準用する場合を含む。）に規定する信託の契約に係る信託の受益権

ヘ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第八条第二項に規定する資産管理契約（同条第一項第一号に掲げる信託の契

約に限る。()に係る信託の受益権

ト 年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第三号に規定する信託の受益権

チ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第五十一条第一項の規定により締結する加入者保護信託契約に係る信託の受益権

リ 法第四十三条の二第二項に規定する信託の受益権

又 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権に該当する信託の受益権であつて、当該信託の信託財産の全部を充てて法第二条第二項第五号に掲げる権利（当該権利に係る同号に規定する出資対象事業が商品投資を行う事業であるもの又は一の法人（以下この号において「特定法人」という。）への出資（以下この号及び第三項において「特定出資」という。）を行う事業であつて次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）又はこれに類する同条第二項第六号に掲げる権利が取得される場合における当該信託の受益権

(1) 当該特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資として運用するものではないこと。

(2) 法令又は当該特定法人の定款、寄附行為その他これらに準ずるものにより当該特定法人が二以上の者から出資を受けることにつき禁止がされていること。

二 法第二条第二項第二号に掲げる権利のうち、前号に掲げる権利

の性質を有するもの

三 法第二条第二項第三号に掲げる権利のうち、その出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う合名会社、合資会社又は合同会社の社員権

四 法第二条第二項第四号に掲げる権利のうち、前号に掲げる権利の性質を有するもの

五 法第二条第二項第六号に掲げる権利のうち、前条第一項に規定する権利の性質を有するもの

2 法第三条第三号八に規定する政令で定めるものは、第一条の三の四に規定する債権とする。

3 第一項第一号又(1)に規定する特定法人が特定出資に係る金銭その他の財産の全部又は商品投資により運用するもの以外のものの全部を充てて他の法人に出資を行う場合には、同号又(1)及び(2)の規定の適用については、当該他の法人を当該特定法人とみなす。

(法第二章の規定が適用されない有価証券)

第二条の十一 法第三条第五号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち日本国の加盟する条約により設立された機関が発行する債券で、当該条約によりその本邦内における募集又は売出しにつき日本国政府の同意を要することとされているものとする。

(募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

(新設)

第二条の十二 法第四条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、新株予約権証券（会社法第二百三十六条第一項第六号に掲げる事項が定められているものに限る。）又は法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち新株予約権証券の性質を有するもので内閣府令で定める条件が付されているもの（以下この条において「新株予約権証券等」と総称する。）の発行者である会社（外国会社を含む。第二十七条の四第六号及び第三十三条の二第六号を除き、以下同じ。）が、当該会社又は当該会社に関係する会社として内閣府令で定めるものの取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人を相手方として、当該新株予約権証券等の取得勧誘又は売付け勧誘等を行う場合とする。

（新設）

（特定有価証券の範囲）

第二条の十三 法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（以下この章において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

（新設）

一 法第二条第一項第四号、第八号、第十三号及び第十五号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二 法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券

三 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券を除く。）

四 法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券

五 法第一条第一項第十八号に掲げる有価証券

六 有価証券信託受益証券（前各号に掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

七 法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等（第一条の三の四に規定する債権を除く。）

八 前各号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（上場有価証券に準ずる有価証券等）

第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の四の二第五項（法第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の三第二項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第五項、第二十四条の四の五第二項、第二十四条の四の七第五項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（同項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。

（上場有価証券に準ずる有価証券等）

第三条 法第六条第二号（法第十二条、第二十三条の十二第一項、第二十四条第七項、第二十四条の二第三項、第二十四条の五第六項及び第二十四条の六第三項において準用し、並びにこれらの規定（法第二十四条の六第三項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、及び第二十四条第一項第二号（同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、に規定する政令で定める有価証券は、店頭売買有価証券とし、法第六条第二号（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の七第四項第二号（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める証券業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する証券業協会とする。

む。）、第二十五条第三項及び第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項並びに第二十七条の三十の八第一項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該店頭売買有価証券を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（法第十五条第三項に規定する政令で定める有価証券）

第三条の二 法第十五条第三項に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券とする。

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保険業法に規定する短期社債

二（略）

三 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債

四 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で投資法人債券に類する証券を含む。次条第三号において同じ。）であつて、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債又は前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

（法第十五条第三項に規定する政令で定める有価証券）

第三条の二 法第十五条第三項に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券とする。

（法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるもの）

第三条の二の二 法第二十三条の八第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する短期社債

二（略）

（新設）

三 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する短期社債又は前二号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない勧誘）

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいい、法第二十三条の十三第三項各号に定める場合に該当するものに限る。）とする。

一（略）

二 法第二条第一項第十五号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）

三 資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債、保険業法に規定する短期社債又は投資信託及び投資法人に関する法律に規定する短期投資法人債（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）

（海外発行証券の少人数向け勧誘）

第三条の三 法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行の際にその有価証券発行勧誘等（法第四条第一項第四号に規定する有価証券発行勧誘等をいう。以下この項において同じ。）が国内で行われたものとし、法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に行われた有価証券でその発行の際にその有価証券発行勧誘等が国内で

第三条の二の三 法第二十三条の十三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げる有価証券の取得の申込みの勧誘（法第二十三条の十三第三項に規定する取得の申込みの勧誘に限る。）とする。

一（略）

二 法第二条第一項第八号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券で同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものを含む。）

三 資産流動化法に規定する特定短期社債、社債等の振替に関する法律に規定する短期社債又は保険業法に規定する短期社債（法第二条第一項第九号に掲げる有価証券でこれらに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）

（海外発行証券の少人数向け勧誘）

第三条の三 法第二十三条の十四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行の際にその取得の申込みの勧誘が国内で行われたものとし、同項に規定する政令で定める有価証券は、国内で既に行われた有価証券でその発行の際にその取得の申込みの勧誘が国内で行われなかつたものとする。

行われなかつたものとする。

2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

(削る)

2 法第二十三条の十四第一項に規定する政令で定める条件は、当該有価証券を買い付けた者が、その買付けに係る有価証券を、非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。以下同じ。）に譲渡するものを除き、一括して他の一の者に譲渡する場合以外の場合にはその譲渡を行わないことを約することとする。

(特定有価証券の範囲)

第三条の四 法第二十四条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める有価証券（次条、第四条及び第四条の四において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第七号の四及び第八号に掲げる有価証券（同号に掲げる有価証券については、資産流動化法に規定する特定約束手形に限る。）

二 法第二条第一項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券

二の二 法第二条第一項第七号の五に掲げる有価証券

三 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券並びに同条第二項の規定により有価証券とみなされる第一条の三の権利及び同項第一号に掲げる権利

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第五号に掲げる権利（同号に掲げる権利については、外国の

(外国の者の有価証券報告書の提出期限)

第三条の四 法第二十四条第一項(同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度(当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間(同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。))第四条の二第一項及び第四条の二の二において同じ。))経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等)

第三条の五 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める有価証券は、株券とする。

2 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定めるところによ

法令に基づく契約であつて、有限責任事業組合契約に類するものに基づく権利を除く。)

五 前各号に掲げるものとして内閣府令で定めるもの

(外国の者の有価証券報告書の提出期限)

第三条の五 法第二十四条第一項(同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))及び法第二十七条において準用する場合を含む。))に規定する政令で定める期間は、六月とする。ただし、法第二十四条第一項各号(法第二十七条において準用する場合を含む。))又は法第二十四条第五項において準用する同条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券の発行者である外国の者が、その本国の法令又は慣行により、有価証券報告書をその事業年度(当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間(同条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。))第四条及び第四条の四において同じ。))経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(新設)

り計算した数は、三百とする。

(有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の所有者の数等)

第三条の六 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める数は、三百とする。

2 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、株券、有価証券信託受益証券で受託有価証券が株券であるもの及び法第二十一条第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものとする。

3 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条 (略)

2 金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内(その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内。以下この項において同じ。)(の日である場合には、その直前事業年度)から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、そ

(有価証券報告書の提出を要することとなる有価証券の所有者数等)

第三条の六 法第二十四条第一項ただし書(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める数は、三百とする。

2 法第二十四条第一項第四号(法第二十七条において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める有価証券は、株券及び優先出資証券とし、同号に規定する政令で定める数は、五百とする。

(有価証券報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条 (略)

2 金融庁長官は、前項の承認の申請があつた場合において、その者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内(その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内。以下この項において同じ。)(の日である場合には、その直前事業年度)から当該各号に該当しないこととなる日の属する事業年度(その日が事業年度開始後三月以内の日である場合には、その直前事業年度)の直前事業年度までの事業年度に係る有価証券報告書については、そ

の提出を要しない旨の承認をするものとする。

一 (略)

二 相当の期間事業を休止している者

三 (略)

3 前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度(同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。(経過後三月以内)その者が外国の者である場合には、第三条の四に定める期間内)に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

4 (略)

(削る)

の提出を要しない旨の承認をするものとする。

一 (略)

二 相当の期間営業を休止している者

三 (略)

3 前項の承認は、同項の者が内閣府令で定めるところにより毎事業年度(同項に規定する申請があつた日の属する事業年度及び当該事業年度終了の日後内閣府令で定める期間内に終了するものに限る。(経過後三月以内)その者が外国の者である場合には、第三条の五に定める期間内)に株主名簿の写しその他の内閣府令で定める書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。

4 (略)

5 第一項の規定は法第二十四条第一項第三号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、第二項中「当該申請があつた日の属する事業年度(その日が事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請があつた日の属する特定期間(その日が特定期間」と、「その直前事業年度」とあるのは「その直前特定期間」と、「事業年度(その日が事業年度」とあるのは「特定期間(その日が特定期間」と、「直前事業年度(その直前事業年度までの事業年度」とあるのは「直前特定期間(その直前特定期間までの特定期間」と、同項第三号中「掲げる

(特定有価証券に係る有価証券報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条の二 前条第一項の規定は法第二十四条第一項第三号及び第四号に掲げる有価証券で特定有価証券に該当するものの発行者が同条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する承認を受けようとする場合について、前条第二項及び第三項の規定は当該承認について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項中「当該申請」とあるのは「当該有価証券につき、当該申請」と、「事業年度」とあるのは「特定期間」と、同項第三号中「掲げる有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、同条第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

2 法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において読み替えて準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、当該有価証券が該当する次に掲げる有価証券投資事業権利等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

有価証券」とあるのは「掲げる有価証券で特定有価証券に該当するもの」と、第三項中「毎事業年度」とあるのは「当該有価証券につき、毎特定期間」と、「事業年度及び当該事業年度」とあるのは「特定期間及び当該特定期間」と読み替えるものとする。

(新設)

- | | | | | |
|---|--|---|---|---|
| <p>一 法第二条第二項第一号に掲げる権利
信託財産に属する資産の
価額の総額</p> | <p>二 法第二条第二項第三号に掲げる権利
資本金の額</p> <p>三 法第二条第二項第五号に掲げる権利
出資の総額又は拠出金の
総額</p> | <p>3 法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、一億円とする。</p> | <p>4 法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、有価証券投資事業権利等のうち法第二条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる権利とする。</p> | <p>5 法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。</p> |
|---|--|---|---|---|

(外国会社報告書の提出期限)

第四条の二の二 法第二十四条第十項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、報告書提出外国会社(同条第八項に規定する報告書提出外国会社をいう。以下同じ。)が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書(同条第八項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。)をその事業年度(当該有価証券が特定有価証券に該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間)経過後四月以内に提出でき

(新設)

ないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(外国会社報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の有価証券報告書の提出期限)

第四条の二三 法第二十四条第十三項(法第二十四条の七第五項)同条第六項において準用する場合を含む。()において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。()に規定する政令で定める期間は、法第二十四条第十二項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による有価証券報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から一月を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

第四条の二の四 (略)

(確認書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二の五 法第二十四条の四の二第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。()に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。()に掲げる有価証券(次の各号に掲げる有価証券に該当するものに限る。()の発行者とする。

一 株券

(新設)

第四条の二 (略)

(新設)

二 優先出資証券

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 法第二十四条の四の二第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定において法第二十四条の二第一項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の二第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この項において同じ。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の二第一項	有価証券報告書の記載内容 有価証券報告書等 外国会社報告書を	訂正報告書の記載内容 訂正報告書 当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたものを

	当該外国会社報告書	当該訂正報告書に類する書類であつて英語で記載されたもの
第二十四条の四の二第二項	有価証券報告書と併せて	訂正報告書と併せて

3 法第二十四条の四の二第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定において法第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第四項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により確認書（法第二十四条の四の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	確認書

4 法第二十四条の四の二第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定において報告書提出外国会社が法第二十四条の四の二第一項又は第二項（これらの規定

を法第二十七条において準用する場合を含む。()の規定により確認書を提出する場合(外国会社報告書を提出している場合に限る。)
 について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の二第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項まで	有価証券報告書 外国会社報告書 報告書提出外国会社	確認書 外国会社確認書 外国会社

(訂正確認書に関する読替え)

第四条の二の六 法第二十四条の四の三第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定において確認書について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	当該届出書類	当該確認書
第九条第一項	第五条第一項及び第六項	確認書
第十条第一項	届出書類 有価証券届出書	訂正確認書 確認書

(新設)

2 法第二十四条の四の三第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により確認書の訂正確認書（法第二十四条の四の三第一項に規定する訂正確認書をいう。以下同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	訂正確認書

3 法第二十四条の四の三第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の三第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した確認書の訂正確認書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の三第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項	有価証券報告書	訂正確認書
外国会社（第二十三条の三第四項の規定	外国会社（外国会社報告書を提出しているものに限る	

<p>により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。）</p>	<p>）</p>
<p>第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならぬ書類（以下この条において「有価証券報告書等」という。）</p>	<p>訂正確認書</p>
<p>外国において開示（当該外国の法令（外国金融商品市場を開設する者その他の内閣府令で定める者の規則を含む。）に基づいて当該外国において公衆の縦覧に供されることをいう。第二十四条の四の七</p>	<p>訂正確認書に記載すべき事項を記載した</p>

第六項及び第二十四条の五第七項において同じ。）が行われている有価証券報告書等に類する	外国会社報告書	外国会社訂正確認書
	外国会社報告書	外国会社訂正確認書
	外国会社報告書 、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして内閣府令で定めるものを記載した書類その他	その他
	報告書提出外国会社	外国会社（外国会社報告書を提出しているものに限る。）
第二十四条第九項	外国会社報告書	外国会社訂正確認書
	外国会社報告書	外国会社訂正確認書
	有価証券報告書と	訂正確認書と
	有価証券報告書等	訂正確認書
第二十四条第十一項	外国会社報告書	外国会社訂正確認書
	有価証券報告書と	訂正確認書と
	有価証券報告書等	訂正確認書
	有価証券報告書等	訂正確認書

（内部統制報告書を提出しなければならない会社の範囲等）

第四条の二の七 法第二十四条の四の四第一項（法第二十七条にお

（新設）

て準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、法第二十四條第一項第一号又は第二号（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）に掲げる有価証券（次の各号に掲げる有価証券に該当するものに限る。）の発行者とする。

一 株券

二 優先出資証券

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前二号に掲げる有価証券であるもの

五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第二号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2

法第二十四条の四の四第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の四第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。

以下この条及び次条において同じ。）及び法第二十四条の四の四第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により内部統制報告書（法第二十四条の四の四第一項に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）及びその添付書類が提出された場合に、ついで法の規定を準用する場合における同条第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	内部統制報告書及びその添付書類

3 法第二十四条の四の四第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において報告書提出外国会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項の規定による内部統制報告書を提出する場合（外国会社報告書を提出している場合に限る。）について法の規定を準用する場合における同条第六項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項まで	外国会社報告書 報告書提出外国会社 有価証券報告書	外国会社内部統制報告書 外国会社 内部統制報告書

（訂正内部統制報告書に関する読替え）

第四条の二の八 法第二十四条の四の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報告書及びその添付書類について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（新設）

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七条	届出書類	内部統制報告書及びその添付書類
第九条第一項	第五条第一項及び第六項 届出書類	内部統制報告書及びその添付書類
第十条第一項	有価証券届出書	訂正報告書 内部統制報告書及びその添付書類

2

法第二十四条の四の五第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により内部統制報告書又はその添付書類について訂正報告書（法第二十四条の四の五第一項に規定する訂正報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。）が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六条	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	当該訂正報告書

3

法第二十四条の四の五第三項（法第二十七条において準用する場合

合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の五第一項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により外国会社が提出した内部統制報告書の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の五第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条第八項	有価証券報告書を 外国会社（第二十三条の三第四項の規定により有価証券報告書を提出したものを含む。以下「報告書提出外国会社」という。）	訂正報告書を 外国会社（外国会社報告書を提出しているものに限る。）
第一項の規定による有価証券報告書及び第六項の規定によりこれに添付しなければならない書類（以下この条において「有価証券報告書等」	訂正報告書	

<p>第二十四条第九項</p>	
<p>、当該外国会社報告書に記載されていない事項のうち公益又は投資者保護のため必要かつ適当なもの</p>	<p>訂正報告書に記載すべき事項を記載した</p>

第二十四条第十 一項	報告書提出外国会社 書類その他	として内閣府令で定 めるものを記載した 書類その他
	外国会社報告書	外国会社（外国会社報告書 を提出しているものに限る 。）
	外国会社報告書と 訂正報告書と	外国会社訂正報告書
	外国会社報告書等 訂正報告書	訂正報告書

（内部統制報告書に係る賠償責任に関する読替え）

第四条の二の九 法第二十四条の四の六（法第二十七条において準用
する場合を含む。以下この条において同じ。）において内部統制報
告書（その訂正報告書を含む。）のうちに重要な事項について虚偽
の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせ
ないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について法の
規定を準用する場合における法第二十四条の四の六の規定による技
術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の 規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条第二 項	前項	第二十四条の四の六におい て準用する前項

（新設）

(四半期報告書を提出しなければならない会社の範囲等)

第四条の二十 法第二十四条の四の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する発行者である会社その他の政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券(次の各号に掲げる有価証券に該当するものに限る。)の発行者とする。

(新設)

一 株券

二 優先出資証券

三 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前二号に掲げる有価証券の性質を有するもの

四 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 | 法第二十四条の四の七第一項に規定する事業年度の期間を三月ごとくに区分した各期間から除く政令で定める期間は、当該各期間のうち最後の期間とする。

3 | 法第二十四条の四の七第一項に規定する四十五日以内の政令で定める期間は、四十五日とする。

4 | 法第二十四条の四の七第一項に規定する六十日以内の政令で定める期間は、次の各号に掲げる四半期(同項に規定する事業年度の期間を三月ごとくに区分した各期間をいう。以下この項において同じ。)

()の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 事業年度における最初の四半期の翌四半期 六十日

二 前号に掲げる四半期以外の四半期 四十五日

5 法第二十四条の四の七第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）において四半期報告書（法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書をいう。以下同じ。）について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の七第四項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項	第五条第一項及び第六項	四半期報告書
	届出書類	訂正報告書

6 法第二十四条の四の七第四項において四半期報告書及びその訂正報告書（同項に規定する訂正報告書をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けている場合について法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

第二十二條第一項	有價証券届出書	四半期報告書又はその訂正報告書
----------	---------	-----------------

7 法第二十四條の四の七第五項（法第二十七條において準用する場合を含む。）において法第二十四條の四の七第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）以下この条及び次条において同じ。）の規定により四半期報告書が提出された場合及び法第二十四條の四の七第四項において準用する法第七條、第九條第一項又は第十條第一項の規定により当該報告書の訂正報告書が提出された場合について法の規定を準用する場合における法第二十四條の四の七第五項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第六條	前条第一項及び第六項の規定による届出書類	当該四半期報告書及び訂正報告書

8 法第二十四條の四の七第十項（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四條の四の七第九項による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による四半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

9 法第二十四條の四の七第十一項（法第二十七條において準用する

場合を含む。以下この項において同じ。）において法第二十四条の四の七第四項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書（法第二十四条の四の七第六項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する外国会社四半期報告書という。）及びその補足書類（法第二十四条の四の七第七項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する補足書類をいう。）の訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の七第六項	第一項の規定により四半期報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社	第四項において読み替えて準用する第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により報告書提出外国会社が提出した外国会社四半期報告書及びその補足書類の訂正報告書を提出しなければならない報告書提出外国会社
外国会社四半期報告書	訂正報告書	訂正報告書
外国会社四半期報告	訂正報告書	訂正報告書

	書	
第二十四条の四の七第七項	書	外国会社四半期訂正報告書
第二十四条の四の七第八項	外国会社四半期報告書	外国会社四半期訂正報告書
	四半期報告書	訂正報告書

(四半期報告書に係る確認書に関する読替え)

第四条の二の十一 法第二十四条の四の八第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において法第二十四条の四の七第一項又は第二項の規定により四半期報告書を提出する場合及び同条第四項において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の四の八第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の二第一項	を当該有価証券報告書	を当該四半期報告書

(外国会社半期報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の半期報告書の提出期限)

第四条の二の十二 法第二十四条の五第十一項(法第二十七条におい

(新設)

(新設)

て準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四条の第十項の規定による通知があつた日を起算日として、同条第一項の規定による半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（半期報告書に係る確認書に関する読替え）

第四条の二十三 法第二十四条の五の二第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において法第二十四条の五第一項（同条第三項において準用し、これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により半期報告書を提出する場合及び法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において読み替えて準用する法第七条、第九条第一項又は第十条第一項の規定により訂正報告書（法第二十四条の五第五項に規定する訂正報告書をいう。）を提出する場合について法の規定を準用する場合における法第二十四条の五の二第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十四条の四の二第一項	を当該有価証券報告書	を当該半期報告書

（上場株券に準ずる株券等）

（新設）

（上場株券に準ずる株券等）

第四条の三（略）

- 2 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。
 - 一 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が金融商品取引所に上場されている株券又は前項に規定する株券であるもの
 - 二 有価証券信託受益証券（受託有価証券が株券であるもの）に限り、前号に該当するものを除く。（）で、上場有価証券（金融商品取引所に上場されている有価証券をいう。第四号において同じ。）又は店頭売買有価証券に該当するもの
 - 三 法第二十一条第一項第二十号に掲げる有価証券で、金融商品取引所に上場されている株券又は前項に規定する株券に係る権利を表示するもの
 - 四 法第二十一条第一項第二十号に掲げる有価証券（株券に係る権利を表示するもの）に限り、前号に該当するものを除く。（）で、上場有価証券又は店頭売買有価証券に該当するもの

（削る）

第四条の三（略）

- 2 法第二十四条の六第一項に規定する政令で定める有価証券は、法第二十一条第十号の三に掲げる有価証券で、証券取引所に上場されている株券又は流通状況が証券取引所に上場されている株券に準ずるものとして前項に規定する株券に係る権利を表示するものとする。

（外国会社報告書の提出期限）

第四条の四 法第二十四条第十項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する法第二十四条第一項及び第五項に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、同条第八項に規定する報告書提出外国会社が、その本国の法令又は慣行により、外国会社報告書（同項に規定する外国会社報告書をいう。以下同じ。）をその事業年度（当該有価証券が特定有価証券に

該当する場合には、当該有価証券に係る特定期間（経過後四月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。）

（外国会社報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の有価証券報告書の提出期限）

第四條の五 法第二十四條第十三項（法第二十四條の七第五項）同條第六項において準用する場合を含む。）において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四條第十二項の規定による通知があつた日を起算日として、同條第一項の規定による有価証券報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から一月を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（外国会社半期報告書の提出が認められない旨の通知があつた場合の半期報告書の提出期限）

第四條の六 法第二十四條の五第十一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める期間は、法第二十四條の五第十項の規定による通知があつた日を起算日として、同條第一項の規定による半期報告書を同項の規定により提出することとした場合に提出すべきこととなる期間の末日又は当該起算日から十五日を経過する日のいずれか遅い日までの期間とする。

（削る）

（削る）

(密接な関係を有する会社)

第四条の四 法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 提出子会社(法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の七第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。)の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四条の七において同じ。)の名義をもつて所有する会社

- 二 会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

- 2 会社と当該会社が総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等(以下この項及び第四条の七において「被支配法人等」という。)が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該

(密接な関係を有する会社)

第四条の七 法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定めるものは、次に掲げる会社とする。

- 一 提出子会社(法第二十四条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する提出子会社をいう。次号、第四条の十第一項、第三十九条第三項及び第四十一条の二第三項において同じ。)の総株主の議決権(法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条、第四条の十、第六条の二第一項第五号及び第六号、第九条第一項第二号及び第三項から第五項まで、第十五条の四第一項第一号及び二並びに第二項第一号並びに第十八条の二第三号イ及び第四号イにおいて同じ。)の過半数を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条及び第四条の十において同じ。)の名義をもつて所有する会社

- 二 会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該会社

- 2 会社と当該会社が総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する法人等(以下この項及び第四条の十において「被支配法人等」という。)が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の

他の法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

(外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限)

第四条の五 法第二十四条の七第一項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等(法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。第四条の八において同じ。)である外国会社(法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者)が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書(法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。)をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

第四条の六 (略)

(密接な関係を有する会社以外の者)

第四条の七 法第二十四条の七第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第二十四条の七第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とする。

- 一 提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義

法人等を当該会社の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

(外国会社に係る親会社等状況報告書の提出期限)

第四条の八 法第二十四条の七第一項(同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、親会社等(法第二十四条の七第一項に規定する親会社等をいう。第四条の十一において同じ。)である外国会社(法第二十四条の七第六項において準用する場合にあつては、外国の者)が、その本国の法令又は慣行により、親会社等状況報告書(法第二十四条の七第一項に規定する親会社等状況報告書をいう。以下同じ。)をその事業年度経過後三月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

第四条の九 (略)

(密接な関係を有する会社以外の者)

第四条の十 法第二十四条の七第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する法第二十四条の七第一項に規定する政令で定める会社以外の者は、次に掲げる者とする。

- 一 提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義を

をもつて所有する協同組織金融機関（法第二十一条第一項第七号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）の発行者をいう。）その他内閣府令で定める者（以下この条において「協同組織金融機関等」という。）

二 協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて提出子会社の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該協同組織金融機関等

2 協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該協同組織金融機関等の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

第四条の八・第四条の九（略）

（会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の範囲等）

第四条の十 法第二十四条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合に限る。次項及び次条において同じ。）に規定する政令で定める有価証券は、優先出資証券とする。

2 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定めるところにより計算した数は、三百とする。

もつて所有する協同組織金融機関（法第二十一条第五号の二に掲げる有価証券（同項第九号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものを含む。）の発行者をいう。）その他内閣府令で定める者（以下この条において「協同組織金融機関等」という。）

二 協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて提出子会社の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合の当該協同組織金融機関等

2 協同組織金融機関等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主の議決権の過半数を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等を当該協同組織金融機関等の被支配法人等とみなして前項第二号及びこの項の規定を適用する。

第四条の十一・第四条の十二（略）

（新設）

(会社以外の発行者に係る有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等)

第四条の十一 法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、学校法人等の貸借対照表上の純資産額とする。

2 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、一億円とする。

3 法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める数は、三百とする。

4 法第二十四条第一項第四号(法第二十七条において準用する場合に限る。次項において同じ。)に規定する政令で定める有価証券は、優先出資証券及び第一条の三の四に規定する債権とする。

5 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、五百とする。

(半期報告書等の提出を要しない外国債等の発行者)

第五条 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第一号若しくは第二号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者又は同項第十七号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者(当該発行者の半期報告書及び臨時報告書(法第二十七条において準用する法第二十四条の五に規定する半期報告書及び臨時報告書をいう。以下この条において同じ。))の提出を要しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがない

(新設)

(半期報告書等の提出を要しない外国債等の発行者)

第五条 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち同項第一号若しくは第二号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者又は同項第九号に掲げる有価証券のうち同項第三号に掲げるものの性質を有する有価証券の発行者(当該発行者の半期報告書及び臨時報告書(法第二十七条において準用する法第二十四条の五に規定する半期報告書及び臨時報告書をいう。以下この条において同じ。))の提出を要しないこととしても公益又は投資者保護に欠けることがないも

いものとして、金融庁長官の指定した発行者に限る。()は、半期報告書及び臨時報告書を提出することを要しない。

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式(第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

一 (略)

二 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 (略)

四 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 株券等の売買に係るオプション(法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。以下同じ。)の取得(当該オプション

のとして、金融庁長官の指定した発行者に限る。()は、半期報告書及び臨時報告書を提出することを要しない。

(公開買付けによらなければならない有価証券等)

第六条 法第二十七条の二第一項に規定する有価証券で政令で定めるものは、次に掲げる有価証券(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式(第十四条の五の二において「議決権のない株式」という。)に係る株券その他の内閣府令で定めるものを除く。以下この節において「株券等」という。)とする。

一 (略)

二 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 (略)

(新設)

四 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 法第二十七条の二第一項に規定する有償の譲受けに類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 株券等の売買に係るオプション(法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。以下同じ。)の取得(当該オプション

の行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三（略）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一（略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十二条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号八の交換により行う株券等の買付け等

四 特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の

の行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。）

三（略）

（公開買付けの適用除外となる買付け等）

第六条の二 法第二十七条の二第一項ただし書に規定する政令で定める株券等の買付け等は、次に掲げる株券等の買付け等（同項に規定する買付け等をいう。以下この節において同じ。）とする。

一（略）

二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第八条第一号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号の交換により行う株券等の買付け等

三 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券を有する者が当該受益証券を同号八の交換により行う株券等の買付け等

四 特定買付け等（株券等の買付け等であつて、第三項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の前において当該特定買付け等を行う者の所有に係る株券等の株券等所有割合（法第二十七条の二第八項に規定する株券等所有割合をいう。以下この節において同じ。）とその者の特別関係者（同条第一項ただし書に規定する特別関係者をいう。）の株券等所有割合とを合計した割合が百分の五十を超えている場合における当該株券等の発行者の

発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したものを。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主等の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十四項に規定する投資口をいい、外国投資法人（同条第二十三項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七（十二）（略）

十三 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

発行する株券等に係る特定買付け等（当該特定買付け等の後におけるその者の所有に係る株券等の株券等所有割合（その者に特別関係者（同条第一項第一号に規定する特別関係者をいう。）がある場合にあつては、その株券等所有割合を加算したものを。以下この節において同じ。）が三分の二以上となる場合を除く。）

五 法人等の行う特定買付け等であつて、当該法人等に対してその総株主の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権に係る株式又は出資を所有する関係（内閣府令で定める場合を除く。以下この号において「特別支配関係」という。）にある法人等（次号において「親法人等」という。）が他の法人等に対して特別支配関係を有する場合における当該他の法人等から行うもの

六 特定買付け等を行う者と当該特定買付け等を行う者の親法人等その他の内閣府令で定める者（以下この号において「関係法人等」という。）が合わせて他の発行者の総株主の議決権の数の三分の一を超える数の議決権に係る株式又は投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第二十一条に規定する投資口をいい、外国投資法人の社員の地位を含む。以下この節において同じ。）を所有している場合における当該関係法人等（内閣府令で定める者を除く。）から行う当該他の発行者の株券等の当該特定買付け等（前号に掲げるものを除く。）

七（十二）（略）

十三 株券等の発行者の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいい、外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を金融商品取引業者（第一種金融商品取引業（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。第十条第一号及び第十四条の三の五第一号において同じ。）に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四（略）

十五 金融商品取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該金融商品取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時まで当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

2（略）

3 法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定す

与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。第九条第一項及び第十四条の八の二第一項において同じ。）及び監査役をいい、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいい、同条第二十九項に規定する外国投資法人を含む。）にあつては、執行役員、監督役員その他これらに準ずる者をいう。以下この号において同じ。）又は従業員が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券等の買付け等を証券会社に委託して行う場合であつて、当該買付け等が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合その他の内閣府令で定める場合における株券等の買付け等

十四（略）

十五 証券取引清算機関に対し株券等を引き渡す債務を負う清算参加者（法第百五十六条の七第二項第三号に規定する清算参加者をいう。）が、当該証券取引清算機関の業務方法書において履行すべき期限として定められる時まで当該債務を履行しなかつた場合に、当該業務方法書に定めるところにより行う株券等の買付け等

2（略）

3 法第二十七条の二第一項第一号に規定する著しく少数の者から買付け等を行うものとして政令で定める場合及び同項第二号に規定す

る著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所金融商品市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行つた株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいい、外国投資法人の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任

る著しく少数の者から株券等の買付け等を行うものとして政令で定める場合は、株券等の買付け等を行う相手方の人数と、当該買付け等を行う日前六十日間に、取引所有価証券市場外において行つた当該株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（公開買付けによる買付け等、店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の取引による株券等の買付け等、新株予約権を有する者が当該新株予約権を行使することにより行つた株券等の買付け等並びに第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十五号までに掲げる買付け等を除く。）の相手方（内閣府令で定めるものを除く。）の人数との合計が十名以下である場合とする。

（公開買付規制の適用となる買付け等）

第七条 法第二十七条の二第一項第一号に規定する所有に準ずるものとして政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一（略）

二 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等の発行者の株主若しくは投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主をいい、外国投資法人（同条第二十九項に規定する外国投資法人をいう。以下同じ。）の社員を含む。第十四条の六の二第二号において同じ。）としての議決権を行使することができる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する場合

三 投資一任契約（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法

契約をいう。以下同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四〇六（略）

2・3（略）

4 法第二十七条の二第一項第四号の特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等に係る政令で定める割合は、買付け等を行おうとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

5〇7（略）

（買付け等の期間等）

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）を行つた日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）以上で六十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）以内とする。

律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約をいう。第十四条の六の二第三号において同じ。）その他の契約又は法律の規定に基づき、株券等に投資するのに必要な権限を有する場合

四〇六（略）

2・3（略）

4 法第二十七条の二第一項第四号の特定売買等による株券等の買付け等又は取引所金融商品市場外における株券等の買付け等に係る政令で定める割合は、買付け等を行おうとする株券等の発行者が発行する株券等の総数の百分の五とする。この場合において、当該割合の算定は、株券等に係る議決権の数を基礎として内閣府令で定めるところにより行うものとする。

5〇7（略）

（買付け等の期間等）

第八条 法第二十七条の二第二項に規定する政令で定める期間は、公開買付者（法第二十七条の三第二項に規定する公開買付者をいう。以下この節において同じ。）が公開買付開始公告（法第二十七条の三第一項の規定による公告をいう。以下この節において同じ。）を行つた日から起算して二十日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日（以下この節及び次章において「行政機関の休日」という。）の日数は、算入しない。）以上で六十日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）

2 } 6 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

二 その者(その者の親族を含む。)が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有する関係(以下この条において「特別資本関係」という。)にある場合における当該法人等及びその役員(取締役、執行役、会計参与及び監査役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この条において同じ。)

2 (略)

3 個人(その親族を含む。以下この条において同じ。)(とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。)

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせ

() 以内とする。

2 } 6 (略)

(特別の関係)

第九条 法第二十七条の二第七項第一号に規定する政令で定める特別の関係は、株券等の買付け等を行う者が個人である場合には、次に掲げる者との関係とする。

一 (略)

二 その者(その者の親族を含む。)が法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有する関係(以下この条において「特別資本関係」という。)にある場合における当該法人等及びその役員(取締役、執行役、会計参与及び監査役(理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。))をいう。以下この条において同じ。)

2 (略)

3 個人(その親族を含む。以下この条において同じ。)(とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の百分の二十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして前二項の規定を適用する。)

4 個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせ

て他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等という。

(株券等所有割合の算定に加算する有価証券)

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 四 (略)

五 外国の者の発行する証券又は証書で前各号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(公開買付開始公告等)

第九条の三 (略)

2 4 (略)

5 第四条の二の四第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第九条の三第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九条の三第四項」と

て他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして前項の規定を適用する。

5 前二項の被支配法人等とは、個人又は法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有する場合における当該他の法人等という。

(株券等所有割合の算定に加算する有価証券)

第九条の二 法第二十七条の二第八項第一号及び第二号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券とする。

一 四 (略)

五 外国法人の発行する証券又は証書で前各号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(公開買付開始公告等)

第九条の三 (略)

2 4 (略)

5 第四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第九条の三第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第九条の三第四項」と読

と読み替えるものとする。

6 (略)

(応募株券の数等の公表)

第九条の四 法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりしなければならない。

一・二 (略)

三 日本放送協会及び一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。)

(公開買付者の関係者)

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等(銀行、優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関(以下「協同組織金融機関」という。))及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一号において同じ。)

二 (略)

(上場株券等に準ずる株券等)

み替えるものとする。

6 (略)

(応募株券の数等の公表)

第九条の四 法第二十七条の十三第一項の規定による公表は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる報道機関に対して公開する方法によりなければならない。

一・二 (略)

三 日本放送協会及び一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三百三十二号)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第三十条第一項第一号八において同じ。)

(公開買付者の関係者)

第十条 法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第八条第四項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等(銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。第十四条の三の五第一号において同じ。)

二 (略)

(上場株券等に準ずる株券等)

第十一条 法第二十七条の三第四項第二号（法第二十七条の八第六項（法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。））、第二十七条の十一第四項及び第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 第十条各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三 六 （略）

七 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申

第十一条 法第二十七条の三第四項第二号（法第二十七条の八第六項（法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。））、法第二十七条の十一第四項及び法第二十七条の十三第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める証券業協会は、当該株券等を登録する証券業協会とする。

（公開買付けによらないで買付け等ができる場合）

第十二条 法第二十七条の五第三号（法第二十七条の八第十項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 第十条各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

三 六 （略）

七 その株券等が上場されている外国の証券取引所（証券取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものをいう。第十四条の三の七第二号において同じ。）が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付け（公開買付けに類するものであつて外国の法令に基づいて不特定かつ多数の者に対して行われる株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勸

込みの勧誘をいう。同号において同じ。）により買付け等をする場合

八 会社法第百十六条第一項、第百九十二条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 (略)

2 法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、同号に規定する公開買付開始公告及び公開買付届出書において記載された数を増加させること。ただし、公開買付開始公告を行った後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者(以下この節において「対象者」という。)(以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表(法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう。))を行い、公開買付けを行っている場合については、この限りでない。

誘をいう。同号において同じ。)により買付け等をする場合

八 会社法第百十六条第一項、第四百六十九条第一項、第七百八十五条第一項、第七百九十七条第一項又は第八百六条第一項の規定による株式の買取りの請求に基づき株券等に係る買付け等をする場合

(禁止される買付条件等の変更)

第十三条 (略)

2 法第二十七条の六第一項第四号に規定する政令で定める買付条件等の変更は、次に掲げるものとする。

一 法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件を付した場合において、買付予定の株券等の数を増加させること。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

イ 法第二十七条の十三第四項第一号に掲げる条件の撤回を同時に行つ場合

ロ 公開買付開始公告を行った後に、当該公開買付者、その特別関係者及び当該公開買付けに係る株券等の発行者(以下この節において「対象者」という。)(以外の者が、当該対象者の発行する株券等について、公開買付開始公告又は買付予定の株券等の数を増加させる買付条件の変更の公告若しくは公表(法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による公告又は公表をいう。))を行い、公開買付けを行っている場合

二 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

三・四 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者又はその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。)の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)(イ)。

イ)チ (略)

リ 金融商品取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

又 認可金融商品取引業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル 預金保険法第七十四条第五項の規定による申出

ヲ)ツ (略)

二 買付け等の期間を第八条第一項に定める期間を超えて延長すること。ただし、次の各号に掲げる場合で、当該各号に定める期間延長する場合は、この限りでない。

イ・ロ (略)

三・四 (略)

(公開買付けの撤回等)

第十四条 法第二十七条の十一第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げるものにあつては、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一 対象者又はその子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。以下この条及び第十四条の八の二において同じ。)の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと(公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものに限る。)(イ)。

イ)チ (略)

リ 証券取引所に対する株券等の上場の廃止に係る申請

又 証券業協会に対する株券等の登録の取消しに係る申請

ル 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第七十四条第五項の規定による申出

ヲ)ツ (略)

二 (略)

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ ト (略)

チ 株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての金融商品取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ 株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての認可金融商品取引業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

又 (略)

四・五 (略)

2 (略)

（公衆縦覧を行う認可金融商品取引業協会）

第十四条の三 法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、第十一条に規定する認可金融商品取引業協会とする。

（公開買付開始公告等）

第十四条の三の四 (略)

2 3 4 (略)

二 (略)

三 対象者に次に掲げる事実が発生したこと（公開買付開始公告を行つた日以後に発生したものに限る。）。ただし、イ、ハ、ホ及びトにあつては、公開買付者及びその特別関係者によつて行われた場合を除く。

イ ト (略)

チ 株券の上場の廃止（当該株券を上場しているすべての証券取引所において上場が廃止された場合に限る。）

リ 株券の登録の取消し（当該株券を登録しているすべての証券業協会において登録が取り消された場合（当該株券が上場されたことによる場合を除く。）に限る。）

又 (略)

四・五 (略)

2 (略)

（公衆縦覧を行う証券業協会）

第十四条の三 法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は、第十一条に規定する証券業協会とする。

（公開買付開始公告等）

第十四条の三の四 (略)

2 3 4 (略)

5 第四条の二の四第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第十四条の三の四第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条の三の四第四項」と読み替えるものとする。

6 (略)

(公開買付者の関係者)

第十四条の三の五 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行う金融商品取引業者又は銀行等

二 (略)

(上場株券等に準ずる株券等)

第十四条の三の六 法第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する法第二十七条の三第四項第二号に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

5 第四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の規定により電子公告による公告をする者について準用する。この場合において、同条第三項中「同項第二号」とあるのは「第十四条の三の四第一項第二号」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「第十四条の三の四第四項」と読み替えるものとする。

6 (略)

(公開買付者の関係者)

第十四条の三の五 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第三項に規定する政令で定める関係者は、次に掲げる者とする。

一 公開買付者のために第十四条の三の三第四項に規定する事務を行う証券会社又は銀行等

二 (略)

(上場株券等に準ずる株券等)

第十四条の三の六 法第二十七条の二十二の二第二項及び第三項において準用する法第二十七条の三第四項第二号に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号に規定する政令で定める証券業協会は、当該株券等を登録する証券業協会とする。

(公開買付けによらないで買付け等ができる場合)

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 その株券等が上場されている外国の金融商品取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三・四 (略)

- 五 第十四条の三の五各号に掲げる者が金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六 (略)

(公衆縦覧を行う認可金融商品取引業協会)

第十四条の三の十 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、第十四条の三の六に規定する認可金融商品取引業協会とする。

(株券関連有価証券の範囲)

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証

第十四条の三の七 法第二十七条の二十二の二第二項及び第五項並びに法第二十七条の二十二の三第五項において読み替えて準用する法第二十七条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 その株券等が上場されている外国の証券取引所が所在する外国において、当該外国の法令の規定に基づき海外公開買付けにより買付け等をする場合

三・四 (略)

- 五 第十四条の三の五各号に掲げる者が証券取引所又は証券業協会の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付け等をする場合

六 (略)

(公衆縦覧を行う証券業協会)

第十四条の三の十 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十四第三項に規定する政令で定める証券業協会は、第十四条の三の六に規定する証券業協会とする。

(株券関連有価証券の範囲)

第十四条の四 法第二十七条の二十三第一項に規定する株券、新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証

券とする。

一 (略)

二 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 (略)

四 有価証券信託受益証券で、受託有価証券が前三号に掲げる有価証券であるもの

五 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 法第二十七条の二十三第一項に規定する流通状況が金融商品取引所に上場されているものに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券は、店頭売買有価証券とする。

(対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲)

第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、対象有価証券(法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。)の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)を表示するもの

二 有価証券信託受益証券で、対象有価証券を受託有価証券とする

券とする。

一 (略)

二 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 (略)

(新設)

四 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、前三号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2 法第二十七条の二十三第一項に規定する流通状況が証券取引所に上場されているものに準ずるものとして政令で定める株券関連有価証券は、店頭売買有価証券とする。

(対象有価証券に係る権利を表示する有価証券の範囲)

第十四条の四の二 法第二十七条の二十三第一項に規定する対象有価証券に係る権利を表示するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、対象有価証券(法第二十七条の二十三第二項に規定する対象有価証券をいう。以下この条において同じ。)の売買に係るオプション(当該オプションの行使により当該行使をした者が当該売買において買主としての地位を取得するものに限る。)を表示するもの
(新設)

もの

三 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、対象有価証券に係る権利を表示するもの

四 (略)

五 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(対象有価証券の範囲)

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 外国の者の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特別の関係)

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 (略)

二 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)の名義をもつて所有している者(以下この条において「支配株主等」という。)(と当該会社(以下この条において「被支配会社」という。)(との関係

二 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、対象有価証券に係る権利を表示するもの

三 (略)

四 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(対象有価証券の範囲)

第十四条の五の二 法第二十七条の二十三第二項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 外国法人の発行する証券又は証書で前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(特別の関係)

第十四条の七 法第二十七条の二十三第六項に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

一 (略)

二 会社の総株主又は総社員(法第二十八条の四第三項に規定する議決権をいう。以下この条、第十五条の二及び第十九条の三において同じ。)(の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人(仮設人を含む。以下この条において同じ。)(の名義をもつて所有している者(以下この条において「支配

三・四（略）

2 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項及びこの項の規定を適用する。

（重要提案行為等）

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して

株主等」という。）と当該会社（以下この条において「被支配会社」という。）との関係

三・四（略）

2 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

（重要提案行為等）

第十四条の八の二 法第二十七条の二十六第一項に規定する株券等の発行者の事業活動に重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為として政令で定めるものは、発行者又はその子会社に係る次の各号に掲げる事項を、その株主総会若しくは投資主総会又は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第四号において同じ。）に対して

提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一〇十 (略)

十一 その発行する有価証券の取引所金融商品市場における上場の廃止又は店頭売買有価証券市場における登録の取消し

十二 その発行する有価証券の取引所金融商品市場への上場又は店頭売買有価証券登録原簿への登録

十三 (略)

2・3 (略)

(上場株券等に準ずる株券等)

第十四条の九 法第二十七条の二十七第二号(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号及び法第二十七条の二十八第二項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める認可金融商品取引業協会は、当該株券等を登録する認可金融商品取引業協会とする。

(金融商品取引所等の公衆縦覧の方法)

第十四条の十三 金融商品取引所及び第三条に規定する認可金融商品取引業協会は、通知を受けた事項を法第二十七条の三十の八第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合には、当該事項をその

提案する行為とする。ただし、軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。

一〇十 (略)

十一 その発行する有価証券の取引所有価証券市場における上場の廃止又は店頭売買有価証券市場における登録の取消し

十二 その発行する有価証券の取引所有価証券市場への上場又は店頭売買有価証券登録原簿への登録

十三 (略)

2・3 (略)

(上場株券等に準ずる株券等)

第十四条の九 法第二十七条の二十七第二号(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

に規定する政令で定める株券等は、店頭売買有価証券に該当する株券等とし、同号及び法第二十七条の二十八第二項(法第二十七条の二十九第二項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める証券業協会は、当該株券等を登録する証券業協会とする。

(証券取引所等の公衆縦覧の方法)

第十四条の十三 証券取引所及び第三条に規定する証券業協会は、通知を受けた事項を法第二十七条の三十の八第一項の規定により公衆の縦覧に供する場合には、当該事項をその事務所においてそ

事務所においてその使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

第四章 金融商品取引業者等

(幹事会社となる有価証券の元引受け)

第十五条 法第二十八条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、元引受契約(法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。)(の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うもので内閣府令で定めるものとする。

(差金決済の原因となる行為)

第十五条の二 法第二十八条第八項第四号イに規定する政令で定める行為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一定の時期において有価証券及びその対価の授受を約する売買に關し、当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

(有価証券関連業となる有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十五条の三 法第二十八条第八項第七号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 信用取引等(信用取引若しくは金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場デリバテ

の使用に係る電子計算機の入出力装置の映像面に表示して公衆の縦覧に供するものとする。

第四章 証券会社等

(証券会社の最低資本金の額)

第十五条 法第二十八条の四第一項第一号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

(特別の関係)

第十五条の二 法第二十八条の四第四項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一 対象議決権(法第二十八条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項(第二号に係る部分に限る。)(の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。)(を保有している者又はその被支配会社が対象議決権を保有している者 当該者と次に掲げる者との関係

イ 対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者(第三項において「共同保有者」という。)(

ロ その配偶者

ハ その被支配会社

イブ取引（法第二十八条第八項第三号に掲げる取引をいう。以下同じ。）又は有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場デリバティブ取引に係るものに限る。）をいう。次号において同じ。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二 有価証券の貸借（信用取引等の決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる信用取引等に係る貸付けに限る。）

三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引（法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

（登録の申請に係る使用人）

第十五条の四 法第二十九条の二第一項第四号並びに第二十九条の四第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める使用人は、法第二十九条の登録を受けようとする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 金融商品取引業に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁

二 その支配株主等

ホ その支配株主等の他の被支配会社

二 前号に掲げる者以外の者 当該者と同号イ又はロに掲げる者との関係

2 前項第一号二及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

3 共同保有者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

4 配偶者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

の処分又は定款その他の規則をいう。第十七条の十三第一号において同じ。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二 投資助言業務（法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。以下同じ。）又は投資運用業（同条第四項に規定する投資運用業をいう。以下同じ。）に関し、助言又は運用（その指図を含む。）を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

三 投資助言・代理業（法第二十八条第三項に規定する投資助言・代理業をいう。以下同じ。）に関し、法第二十九条の二第一項第六号の営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

（持込資本金の額の計算）

第十五条の五 法第二十九条の二第四項の持込資本金の額は、国内に持ち込む資産のうち外国通貨をもつて金額を表示するものがある場合には、当該資産について外国為替相場（外国為替及び外国貿易法第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。以下同じ。）により本邦通貨に換算し、合計して計算しなければならぬ。

（登録の基準となる法律の範囲）

第十五条の六 法第二十九条の四第一項第一号及び第三十三条の五

第十五条の三 法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一 法第二十九条第一項第一号の業務を営む株式会社 十億円

二 法第二十九条第一項第二号の業務を営む株式会社

イ 元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。以下同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で内閣府令で定める株式会社 三十億円

ロ その他の株式会社 五億円

三 法第二十九条第一項第三号の業務を営む株式会社 三億円

（証券会社と密接な関係を有する者）

第十五条の四 法第三十二条第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、法人等で、証券会社の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

一 次に掲げる者が保有している当該証券会社の議決権の数の合計が、当該証券会社の総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。第三十一条において同じ。）の百分の五十を超えていること。

第一項第二号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）
 - 二 実用新案法（昭和三十四年法律第二百一十三号）
 - 三 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）
 - 四 商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）
 - 五 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）
 - 六 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）
 - 七 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
 - 八 種苗法（平成十年法律第八十三号）
 - 九 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）
 - 十 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）
 - 十一 中間法人法（平成十三年法律第四十九号）
 - 十二 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）
 - 十三 破産法（平成十六年法律第七十五号）
 - 十四 会社法
- （金融商品取引業者の最低資本金の額等）
- 第十五条の七 法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする

イ 当該法人等

- ロ 当該法人等の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。次項において同じ。））、監査役又は執行役（理事、監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下この項及び次項第一号二において同じ。
 - 。及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）
 - ハ ロに掲げる者の親族（配偶者並びに二親等内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）
 - ニ イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員
 - 二 前号ロから二までに掲げる者並びに当該法人等の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該証券会社の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。
- 2 | 法第三十二条第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、証券会社によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等（内閣府令で定める要件に該当する者を除く。）及びこれに準ずるものとして内閣府令で定める要件に該当する者とする。

- 一 法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合 三十億円
 - 二 法第二十八条第一項第三号ロに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合（前号に掲げる場合を除く。） 五億円
 - 三 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（前二号に掲げる場合を除く。） 五千万円
 - 四 第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行おうとする場合（前三号に掲げる場合を除く。） 千万円
- 2 | 申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時に於ける外国為替相場によるものとする。
- （外国において第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つてゐる者に類するもの）
- 第十五条の八 法第二十九条の四第一項第五号イ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、その発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者が第一種金融商品取引業と同種類の業務を行つてゐる者とする。
- （金融商品取引業者の最低純財産額）

- 一 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること。
 - イ 当該証券会社
 - ロ 当該証券会社の役員（取締役、会計参与、監査役又は執行役をいう。次号において同じ。）及び主要株主
 - ハ ロに掲げる者の親族
 - ニ イから八までに掲げる者が、当該法人等以外の法人等（以下この号において「他の法人等」という。）の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等及びその役員
 - 二 前号ロから二までに掲げる者並びに当該証券会社の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。）及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役（理事その他これらに準ずる者を含む。以下この号において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めてゐること。
- 3 | 前二項の規定を適用する場合において、議決権の保有の判定に關し必要な事項は、内閣府令で定める。
- （証券会社が自己又は委託の別を明らかにする対象から除かれる顧客）
- 第十五条の四の二 法第三十八条ただし書に規定する政令で定める者は、第十八条の五各号に掲げる者とする。

第十五条の九 法第二十九条の四第一項第五号ロ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、第十五条の七第一項各号（第四号を除く。）に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

2 申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第五号ロの純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の際における外国為替相場によるものとする。

（特別の関係）

第十五条の十 法第二十九条の四第四項第二号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一 対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又は被支配会社が対象議決権を保有している者 当該者と次に掲げる者との関係

イ 対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「共同保有者」という。）

ロ その配偶者

（情報通信の技術を利用する方法）

第十五条の五 証券会社は、法第四十条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た証券会社は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、法第四十条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（取引報告書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第十五条の六 前条の規定は、法第四十一条第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（禁止行為から除かれる行為）

第十五条の七 法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定める行為は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。第二十条から第二十一条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第二号に掲げる有価証券の売出しを除く。第二十条

	<p>八 その被支配会社</p> <p>二 その支配株主等</p> <p>ホ その支配株主等の他の被支配会社</p> <p>二 前号に掲げる者以外の者 当該者と同号イ又はロに掲げる者との関係</p> <p>2 前項第一号二及びホの「支配株主等」とは、会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等により総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。</p> <p>3 共同保有者と合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。</p> <p>4 配偶者と合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。</p>
--	---

から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所有価証券市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等（法第百五十九条第二項に規定する上場有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）若しくは一連の店頭売買有価証券売買等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。）をする場合における当該一連の上場有価証券売買等若しくは一連の店頭売買有価証券売買等をする行為又はこれらの委託等（法第四十二条第一項第五号に規定する委託等をいう。第二十条第一項及び第三項並びに第二十一条において同じ。）をする行為とする。

（適用除外取引）

第十六条 法第四十二条の二第一項第一号（法第六十五条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、法第二十一条第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）と同項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条の有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、証券会社（法第六十五条の二第六項において準用する場合にあっては、登録金融機関）同条第三項に規定する登録金融機関をい

(認可に係る最低資本金の額)

第十五条の十一 法第三十条の四第二号に規定する政令で定める金額は、三億円とする。

2 申請者が外国法人である場合において、法第三十条の四第二号の資本金の額及び同条第三号の純財産額を本邦通貨に換算するときは、法第三十条第一項の認可の申請の時ににおける外国為替相場によるものとする。

(営業保証金の額)

第十五条の十二 法第三十一条の二第二項に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第二種金融商品取引業を行う個人 千万円
- 二 投資助言・代理業のみを行う者 五百万円

(営業保証金に代わる契約の要件)

第十五条の十三 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業を行う個人及び投資助言・代理業のみを行う者に限る。以下この条から第十五条の十五までにおいて同じ。)は、法第三十一条の二第三項に規定する契約を締結する場合には、銀行、保険会社その他内閣府令で定める金融機関を相手方とし、その内容を次に掲げる要件に適合するものとしなければならない。

う。以下同じ。)が専ら自己の資金調達のために行うもの(他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。)とする。

(最良執行方針等)

第十六条の二 法第四十三条の二第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券の売買等(次に掲げるものを除く。)
 - イ 上場株券等(証券取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。)の売買(有価証券先物取引及び有価証券先渡取引を除く。以下この号及び第三項において同じ。)
 - ロ 店頭売買有価証券の売買
 - ハ 取扱有価証券(法第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。)の売買
 - ニ 外国市場証券先物取引
 - 三 有価証券店頭デリバティブ取引
- 2 法第四十三条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければならない。
- 3 法第四十三条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

一 法第三十一条の二第四項の規定による命令を受けたときは、当該金融商品取引業者のために当該命令に係る額の営業保証金が遅滞なく供託されるものであること。

二 一年以上の期間にわたつて有効な契約であること。

三 金融庁長官の承認を受けた場合を除き、契約を解除し、又は契約の内容を変更することができないものであること。

(営業保証金に係る権利の実行の手続)

第十五条の十四 法第三十一条の二第六項の権利(以下この条において単に「権利」という。)を有する者は、金融庁長官に対し、その権利の実行の申立てをすることができる。

2 金融庁長官は、前項の申立てがあつた場合において、当該申立てを理由があると認めるときは、当該営業保証金につき権利を有する者に対し、六十日を下らない一定の期間内に権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除外されるべきことを公示し、かつ、その旨を同項の申立てをした者(次項及び第四項において「申立人」という。)(及び供託者(金融商品取引業者及び法第三十一条の二第四項の規定による命令により同条第三項に規定する契約に基づき当該金融商品取引業者のために同条第一項の営業保証金の全部又は一部を供託している者をいう。第四項及び第五項において同じ。)(に通知しなければならない。

3 前項の規定による公示があつた後は、申立人がその申立てを取り下げた場合においても、手続の進行は、妨げられない。

4 第十五条の五の規定は、法第四十三条の二第六項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(分別保管の対象から除かれる取引)

第十六条の二の二 法第四十七条第一項(法第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。)(に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券店頭デリバティブ取引

二 外国市場証券先物取引

三 前二号に掲げる取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引

(顧客の有価証券を担保に供する行為等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第十六条の二の三 第十五条の五の規定は、法第四十七条の二第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事項を提供しよつ」とあるのは「同意を得よつ」と、同条第二項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「法第四十条第二項に規定する事項の提供」とあるのは「法第四十七条の二第二項に規定する同意の取得」と読み替えるものとする。

(営業報告書の公告)

- 4 金融庁長官は、第二項の期間が経過した後、遅滞なく、権利の調査をしなければならない。この場合において、金融庁長官は、あらかじめ期日及び場所を公示し、かつ、供託者に通知して、申立人、当該期間内に権利の申出をした者及び当該供託者に対し、権利の存否及びその権利によつて担保される債権の額について証拠を提示し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 5 金融庁長官は、前項の規定による調査の結果に基づき、遅滞なく配当表を作成し、これを公示し、かつ、供託者に通知しなければならない。
 - 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。
 - 7 金融庁長官は、有価証券（社債等の振替に関する法律第二百二十九条第一項に規定する振替社債等を含む。）が供託されている場合において、権利の実行に必要があるときは、これを換価することができる。この場合において、換価の費用は、換価代金から控除する。
- （営業保証金の取戻し）
- 第十五条の十五 金融商品取引業者若しくはその承継人又は当該金融商品取引業者のために営業保証金を供託した者は、当該金融商品取引業者が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。
- 一 法第五十二条第一項若しくは第四項又は第五十四条の規定によ

- 第十六条の二の四 法第四十九条第三項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載しなければならない。
- （業務及び財産の状況に関する説明事項）
- 第十六条の三 法第五十条に規定する業務及び財産の状況に関する事項として政令で定めるものは、法第二十八条の三第一項各号に掲げる事項、業務の種類及びその概要、法第五十二条第一項に規定する自己資本規制比率その他の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものとする。
- 2 法第五十条に規定する政令で定める期間は、毎事業年度終了の日以後三月間（当該期間の末日以前二週間内に当該事業年度の決算についての総会が招集された場合には、当該総会の日から二週間を経過した日までの間）とする。
- （証券会社が電子公告により証券業の廃止等の公告をする場合に於いて準用する会社法の規定の読替え）
- 第十六条の三の二 法第五十五条第三項の規定による公告を電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）によりする場合について、法第五十五条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。
- | | | |
|-------------|-----------|---------|
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|-------------|-----------|---------|

り法第二十九条の登録が取り消された場合

二 法第五十条の第二項の規定により法第二十九条の登録がその効力を失った場合

三 第二種金融商品取引業（個人が行う場合に限る。）及び投資助言・代理業以外の金融商品取引業を行うことにつき法第三十一条第四項の変更登録を受けた場合

2 金融商品取引業者又は当該金融商品取引業者のために営業保証金を供託した者は、当該金融商品取引業者に係る営業保証金の額（契約金額）（法第三十一条の第二項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）が第十五条の十二に定める額を超えることとなつたときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

（親法人等及び子法人等の範囲）

第十五条の十六 法第三十一条の四第五項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。

- 一 その親会社等
- 二 その親会社等の子会社等（自己並びに前号及び次項第一号に掲げる者を除く。）
- 三 その親会社等の関連会社等（次項第二号に掲げる者を除く。）

第九百四十条第	前二項	第一項
三項（各号を除く。）	これらの	同項の

（資産の国内保有）

第十六条の四 法第六十条に規定する政令で定める部分は、内閣府令で定めるところにより算定される負債の額に相当する資産の額とする。

（登録手数料）

第十七条 法第六十四条の八第一項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による登録手数料は、外務員（法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。）一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

2 前項の手料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十四条第一項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

- 四 其の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人（以下「特定個人株主」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、自己並びに前三号及び次項各号に掲げる者を除く。以下この号において「会社等」という。）
- イ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する会社等（当該会社等の子会社等及び関連会社等を含む。）
- ロ 当該特定個人株主が総株主等の議決権の百分の二十以上百分の五十以下の議決権を保有する会社等
- 2 法第三十一条の四第六項に規定する政令で定める要件に該当する者は、次に掲げる者（内閣府令で定める者を除く。）とする。
- 一 その子会社等
- 二 その関連会社等
- 3 第一項第一号から第三号までの「親会社等」とは、他の会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下この項において「意思決定機関」という。）を支配している会社等として内閣府令で定めるものをいい、第一項第二号及び第四号イ並びに前項第一号の「子会社等」とは、親会社等によりその意思決定機関を支配されている他の会社等をいう。この場合において、親会社等及び子会社等又は子会社等が他の会社等

- （法第六十五条第一項本文の規定を適用しない有価証券）
- 第十七条の二 法第六十五条第二項第一号に規定する短期社債に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
- 一 保険業法第六十一条の二第一項に規定する短期社債
- 二 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの
- 2 法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第九号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第八号に掲げる有価証券の性質を有するものうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは前項第一号若しくは法第二条第一項第三号の二若しくは第五号の三に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。
- 3 法第六十五条第二項第一号に規定する法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、発行日から償還日までの期間が一年未満のものとする。
- （金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券）
- 第十七条の三 法第六十五条第二項第四号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券（当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。）とする。

の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等は、その親会社等の子会社等とみなす。

4 第一項第三号及び第四号イ並びに第二項第二号の「関連会社等」とは、会社等（当該会社等の子会社等）前項に規定する子会社等という。以下この項において同じ。）を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該会社等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであつた者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の会社等（子会社等を除く。）として内閣府令で定めるものをいう。

5 第一項第四号に規定する議決権の保有の判定に關し必要な事項は、その保有の態様その他の事情を勘案して、内閣府令で定める。

（短期社債に類する有価証券等）

第十五条の十七 法第三十三條第二項第一号に規定する短期社債に類するものとして政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 保険業法第六十一条の十第一項に規定する短期社債

二 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 法第三十三條第二項第一号に規定する短期投資法人債に類するものとして政令で定めるものは、外国投資法人が発行する投資法人債券に類する証券であつて、投資信託及び投資法人に關する法律第百

一 株券（優先出資証券を含む。）（新株予約権証券、新株予約権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券）

二 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券

（多数の者を相手方として行う場合）

第十七条の三の二 法第六十五條第二項第五号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号口に掲げる取引を行う場合とする。

（金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引）

第十七条の三の三 法第六十五條第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等に係るものに限る。次号において単に「有価証券等清算取次ぎ」という。）の決済に必要な金銭の貸借（証券金融会社による貸付けに係るものに限る。）

二 有価証券の貸借（有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所有有価証券市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取

三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債に相当するものとする。

3 法第三十二条第二項第一号に規定する法第一条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものうち発行日から償還日までの期間が一年未満のもの又は社債等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債若しくは第一項第一号若しくは法第一条第一項第四号若しくは第八号に掲げる有価証券に準ずるものとして内閣府令で定めるものとする。

4 法第三十二条第二項第一号に規定する法第一条第一項第二十一号に掲げる有価証券のうち政令で定めるものは、第一条第一号に掲げる有価証券のうち発行日から償還日までの期間が一年未満のものとする。

(金融機関による私募の取扱いの対象から除外される有価証券)

第十五条の十八 法第三十二条第二項第四号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げる有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券(当該有価証券に係るオプションを表示する同号に掲げる有価証券を含む。)とする。

一 株券(優先出資証券を含む。)、新株予約権証券、新株予約権付社債券その他これらに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で前号に掲げる有価証券

引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。)

三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買等、外国市場証券先物取引、有価証券店頭デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受

(金融機関の証券業務の登録等に関する読替え)

第十七条の四 法第六十五条の二第二項及び第四項から第七項までの規定において同条第一項の登録、同条第三項の認可、同条第五項に規定する登録金融機関若しくはその役員若しくは使用人、同条第六項に規定する登録金融機関若しくはその顧客又は同条第七項に規定する登録金融機関について法の規定を準用する場合における同条第八項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十八条の二	前条	第六十五条の二第一項
商号	商号又は名称	商号又は名称
資本金の額	資本金の額、基金の総額又は出資の総額	資本金の額、基金の総額又は出資の総額
監査役)	監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む、	監査役(理事、監事その他これらに準ずる者を含む、
執行役	執行役とする。	執行役とする。

証券の性質を有するもの

三 前二号に掲げる有価証券に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

(多数の者を相手方として行う場合)

第十五条の十九 法第三十三条第二項第五号に規定する政令で定める場合は、均一の条件で、五十名以上の者を相手方として、同号口に掲げる取引を行う場合とする。

(金融機関による有価証券等清算取次ぎの対象取引)

第十五条の二十 法第三十三条第二項第六号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 有価証券等清算取次ぎ(信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買若しくは有価証券関連市場でデリバティブ取引に係るものに限る。次号において同じ。)の決済に必要な金銭の貸借(証券金融会社による貸付けに係るものに限る。)

二 有価証券の貸借(有価証券等清算取次ぎの決済に必要な有価証券を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場の決済機構を利用して証券金融会社以外の者が貸し付ける場合にあつては、取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないで行われる有価証券等清算取次ぎに係る貸付けに限る。)

三 前二号に掲げる取引に係る担保の授受

		営業所	営業所又は事務所
		第二十八条の四第一号から第七号まで及び第九号から第十一号まで	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号及び第七号
		第三十二条第五項	第六十五条の二第五項において準用する第四十五条第一号
		同条第六項	第六十五条の二第五項において準用する第四十五条第一号
		第二十八条	第六十五条の二第一項
		次条第一項	同条第二項において準用する次条第一項(第一号から第五号まで及び第八号から第十一号までを除く。)
		証券会社登録簿	金融機関登録簿
		前条第一項各号	第六十五条の二第二項において準用する前条第一項各号
		次の各号	第六号、第七号又は第十二号
		第二十八条の四第一項(第一号から第五号まで	第六十五条の二第五項にお

- 四 前三号に掲げるもののほか、有価証券の売買、有価証券関連デリバティブ取引又は前三号に掲げる取引に基づく債務を履行するために行う有価証券又は金銭の授受
 - (特定金融商品取引業務を行う者)
- 第十五条の二十一 法第三十三条の八第二項に規定する特定金融商品取引業務を行う者は、当該業務を行う場合には、当該業務に係る登録金融機関（法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。以下同じ。）の代理を行う者である旨を明示しなければならない。
- 2 法第三十三条の八第二項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - 一 個人である生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいい、同条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等の役員及び使用人を除く。）
 - 二 法人である生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。）の代表権を有する役員
 - 三 個人である損害保険代理店（保険業法第二条第二十一項に規定する損害保険代理店をいう。以下この項において同じ。）
 - 四 個人である損害保険代理店の使用人のうち保険業法第三百二条の規定による届出が行われているもの
 - 五 法人である損害保険代理店の役員又は使用人のうち保険業法第三百二条の規定による届出が行われているもの

及び第八号から第十一号までを除く。）	しくは第五十六条の二第三項	いて準用する第五十六条第一項（第一号（第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二号、第三号、第五号及び第六号（第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）に限る。）
第二十九條第二項	前項	第六十五條の二第三項
第二十九條の二	前條第一項	第六十五條の二第二項
第二十九條の三	第二十九條第二項	第六十五條の二第三項
	商号	商号又は名稱
第二十九條の四	第二十九條第一項	第六十五條の二第二項
（第二号から第五号までを除く	次に掲げる基準	第一号に掲げる基準

六 法人である損害保険代理店の代表権を有する役員

(情報通信の技術を利用した提供)

第十五条の二十二 金融商品取引業者等(法第三十四条に規定する金融商品取引業者等をいう。第四十四条を除き、以下同じ。)は、法第三十四条の二第四項(法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十五条の二十三 金融商品取引業者等は、法第三十四条の三第三項

)	第三十条	第二十八条の二第一項各号)	第二十八条の二第一項各号	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第一項各号
)	証券会社登録簿	金融機関登録簿)	第二十八条の二第二項第二号	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の二第二項第二号
)	第二十九条第一項	第六十五条の二第三項)	管理方法(同条第一項第三号に掲げる業務の認可を受けた証券会社にあつては、売買価格の決定方法、受渡しその他の決済の方法その他内閣府令で定める業務の内容及び方法を含む。)	管理方法
)	その業務	第六十五条の二第一項の登録又は同条第三項の認可に係る業務(同条第五項において準用する第四十二条、)))
)	第三十三条))))

(法第三十四条の四第四項及び第四十二条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金融商品取引業者等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象契約が継続的契約である場合における技術的読替え)

第十五条の二十四 法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約(法第二条第八項第十一号に規定する投資顧問契約をいう。以下同じ。)(又は投資一任契約である場合における法第三十四条の三第四項の規定の適用については、同項中「この法律(この款を除く。)(の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律(この款及び第四十五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)(を除く。)(の規定の適用については

第三十八条	有価証券の売買又は有価証券店頭デリバティブ取引	第四十三条から第四十五条まで、第四十七条、第四十七条の二、第五十六条、第六十一条及び第六十四条の五において「登録等業務」という。)
第四十条	()の売買その他の取引	()の売買(第六十五条第二項第一号又は第二号に掲げるものに限る。)(その他の取引又は取扱有価証券に該当する有価証券であつて同項第三号若しくは第四号に掲げるものに係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。)(若しくは同項第三号若しくは八に掲げる行為若しくは同項第四号に掲げる行為

、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

2 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第四項第二号の対象契約が投資顧問契約又は投資一任契約である場合における同項の規定の適用については、同項中「この法律（この款を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなす」とあるのは、「この法律（この款及び第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）を除く。）の規定の適用については、当該申出者は、特定投資家とみなし、第四十五条（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該申出者は、期限日（当該申出者が期限日以前に行う第七項に規定する更新申出について、金融商品取引業者等が次条第二項の規定による書面の交付及び確認並びに同条第四項において準用する第二項の規定による承諾をし、かつ、当該申出者が同項の規定による書面による同意をした場合には、当該更新申出に係る期限日）までの間に限り、特定投資家とみなす」とする。

（運用の対象となる特定資産から除かれるもの）

	<p>有価証券先物取引、 有価証券指数等先物 取引又は有価証券オ プション取引</p>	<p>第六十五条第二項第一号か ら第三号までに掲げる有価 証券（当該有価証券に係る 有価証券指数を含む。次号 において同じ。）に係る有 価証券先物取引、有価証券 指数等先物取引又は有価証 券オプション取引</p>
<p>第四十一条</p>	<p>有価証券店頭デリバ タイプ取引 有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバタイプ取引</p>	<p>第六十五条第二項第一号若 しくは第二号に掲げる有価 証券の売買、同項第三号に 掲げる有価証券に係る有価 証券先物取引（外国有価証 券市場におけるこれと類似 の取引を含む。）、同項第</p>

<p>第十五条の二十五 法第三十五条第一項第十五号イに規定する政令で定める資産は、宅地（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第二条第一号に掲げる宅地をいう。）及び建物とする。</p>
<p>（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）</p>
<p>第十六条 法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p>
<p>一 金融商品取引契約（法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの</p>
<p>二 金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものがある場合にあつては、その額又は計算方法</p>
<p>三 顧客が行うデリバティブ取引（法第二条第二十一項第三号に掲げる取引にあつては同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいい、同条第二十二項第三号に掲げる取引にあつては同号に規定する権利を行使することにより成立する同号イ及びロに掲げる取引をいい、同項第四号に掲げる取引にあつては同号に規定する権利を行使することにより成立する同号に規定する金銭を授受することとなる取引をいう。） 信用取引その他内閣府令で定める取引（以下この号及び第十八条第一項第三号において「デリバティブ取引等」という。）の額） 取引の対価の額又は約定数値（法第二条第二十一項第二号に規定</p>

<p>第四十二条</p>	<p>証券業</p>	<p>一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引</p>
<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプション取引若しくは有価証券店頭オプション取引</p>	<p>登録等業務</p>	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買（有価証券先物取引を除く。以下この条において同じ。）その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号に定める行為、同項第一号から第三号まで</p>

<p>する約定数値をいう。以下同じ。）に、その取引の件数又は数量を乗じて得た額をいう。以下この号及び第十八条第一項第三号において同じ。）が、当該デリバティブ取引等について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものの額（以下この条及び第十八条において「保証金等の額」という。）を上回る可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨</p> <p>ロ 当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）</p> <p>四 顧客が行う金融商品取引行為（法第三十四条に規定する金融商品取引行為をいう。以下同じ。）について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該指標</p> <p>ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由</p> <p>五 前号の損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれ（以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。）がある場合にあつては、次に掲げる事項</p> <p>イ 前号の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直</p>

有価証券の売買若し	有価証券店頭指数等先渡取引	有価証券店頭指数等先渡取引	有価証券指数等先物取引に関連し	有価証券指数等先物取引に関連し	有価証券店頭指数等先物取引
第六十五条第二項第一号若	第六十五条第二項第五号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの	第六十五条第二項第五号に掲げる取引のうち有価証券店頭指数等先渡取引に係るもの	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引に関連し	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引	第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券店頭オプション取引

	<p>接の原因となるもの</p> <p>ロ イに掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由</p> <p>六 店頭デリバティブ取引について、金融商品取引業者等が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格（法第二十一条第二十二項第二号から第六号までに掲げる取引にあつては、売付けの価格と買付けの価格に相当するものとして内閣府令で定める事項）との差がある場合にあつては、その旨</p> <p>七 前各号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項</p> <p>2 法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。</p> <p>一 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨を含む。）</p> <p>二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項</p> <p>（内閣総理大臣への書面の届出を要する勧誘）</p> <p>第十六条の二 法第三十七条の三第三項に規定する政令で定めるものは、当該勧誘に応ずることにより五百名以上の者が当該勧誘に係る</p>
--	---

<p>くはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）</p>	<p>しくは第二号に掲げる有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）</p> <p>同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）の受託等若しくは同項第三号八若しくは第四号ロに掲げる行為（第二十一条第一項第三号に掲げる行為を除く。）の申込み、第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む）以下この号において同じ。）に係る</p> <p>同項第五号に掲げる取引若しくは</p>
--	---

金融商品取引契約を締結することとなるものとする。

(顧客が解除を行うことができる契約等)

第十六条の三 法第三十七条の六第一項に規定する政令で定めるものは、投資顧問契約とする。

2 法第三十七条の六第一項に規定する政令で定める日数は、十日とする。

(不招請勧誘等が禁止される契約)

第十六条の四 法第三十八条第三号に規定する政令で定めるものは、顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約とする。

一 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品(法第二十四条第二号又は第三号に掲げるものに限る。以下この項において同じ。)及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の売戻し若しくは買戻し又は当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 当事者があらかじめ金融指標(金融商品の価格若しくは金融商品(法第二十四条第二号に掲げるものを除く。)の利率等(同条第二十一項第四号に規定する利率等をいう。以下同じ。))

有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は同項第五号に掲げる取引
有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。)、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)(に係る有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプション取引又は同項第五号に掲げる取引
特定かつ少数の銘柄の有価証券	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券のうち特定かつ少数の

<p>又はこれらに基づいて算出した数値に限る。以下この号において同じ。）として約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引</p> <p>三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引</p> <p>イ 金融商品の売買（第一号に掲げる取引を除く。）</p> <p>ロ 前二号に掲げる取引</p> <p>法第三十八条第四号及び第五号に規定する政令で定めるものは、前項に規定する契約又は次に掲げる契約とする。</p> <p>一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約</p> <p>イ 売買の当事者が将来の一定の時期において金融商品（法第二十四条第二号若しくは第三号に掲げるもの又は同項第五号に掲げるもの）同項第二号に掲げるものに係るものに限る。（）に限る。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつている金融商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取引</p>	2
---	---

<p>有価証券の買付け又は売付けの委託等</p> <p>有価証券の買付け又は売付けをする行為</p> <p>証券取引所に上場されている有価証券、有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券をいう</p> <p>当該上場有価証券等に係る買付け若しくは売付け若しくは有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場</p>	<p>銘柄のもの</p> <p>第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券の買付け又は売付けの委託等</p> <p>これらの有価証券の買付け又は売付けをする行為</p> <p>証券取引所に上場されている第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券若しくは同項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係る有価証券指数若しくはオプション又は店頭売買有価証券に該当する同項第一号から第三号までに掲げる有価証券をいう</p> <p>当該上場有価証券等に係る同項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の買付け若しくは売付け、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有</p>
--	--

<p>ロ 当事者があらかじめ金融指標（金融商品の価格若しくは金融商品（法第二条第二十四項第三号に掲げるものを除く。）の利率等又はこれらに基づいて算出した数値に限る。ロにおいて同じ。）として約定する数値と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引</p> <p>ハ 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引</p> <p>(1) 金融商品の売買（イに掲げる取引を除く。）</p> <p>(2) イ又はロに掲げる取引（ロに掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものを含む。）</p> <p>二 顧客のために外国市場デリバティブ取引のうち前号イ、ロ若しくはハに掲げる取引と類似の取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約</p> <p>（損失補てん等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の五 法第三十九条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、法第二条第一項第一号から第五号まで及び第十五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券を除く。以下この条において同じ。）</p> <p>（ 同項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第五号まで及</p>

<p>証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引をする行為又はこれらの委託等をする行為</p>	<p>価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）</p> <p>同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引若しくは同項第五号に掲げる取引をする行為又はこれらの委託等をする行為</p> <p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号ロ若しくはハに掲げる行為若しくは同項第四号に定める行為、有価</p>
--	--

び第十五号に掲げる有価証券の性質を有するもの並びに第一条第一号に掲げる有価証券に係る買戻条件付売買であつて、買戻価格があらかじめ定められているもの（以下この条において「債券等の買戻条件付売買」という。）のうち、金融商品取引業者等が専ら自己の資金調達のために行うもの（他の債券等の買戻条件付売買の相手方となることにより不足することとなる資金を調達するために行う場合を含む。）とする。

（最良執行方針等の適用除外等）

第十六条の六 法第四十条の二第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 有価証券の売買（次に掲げるものを除く。）
- イ 上場株券等（金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券その他の有価証券で内閣府令で定めるものをいう。第三項において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この号及び第三項において同じ。）
- ロ 店頭売買有価証券の売買
- ハ 取扱有価証券（法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の売買
- ニ デリバティブ取引

2 法第四十条の二第一項の規定による最良執行方針等は、同項に規定する有価証券等取引について銘柄ごとに最良の取引の条件で執行するための方法及び当該方法を選択する理由を記載して定めなければ

ヨ 取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等

証券指数等先物取引等（同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この号において同じ。）に係るもの）に係り又はこれに係る証券指数等先物取引又はこれに係る第二号第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券取引に係る第二号第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。）

、有価証券オプション取引等（第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券に係るもの）にあつては有価証券オプション取引又はこれに係る第二号第八項第二号若しくは第三号に掲げる行

ばならない。

3 法第四十条の二第四項に規定する政令で定める取引は、上場株券等及び店頭売買有価証券の売買とする。

(金銭に類するもの)

第十六条の七 法第四十条の三に規定する金銭に類するものとして政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。

(有価証券の売買等の禁止の適用除外)

第十六条の八 法第四十一条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第二種金融商品取引業として行う場合

二 登録金融機関業務(法第三十三条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。)として行う場合

三 金融商品仲介業者である金融商品取引業者が金融商品仲介業として行う場合

四 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。)である登録金融機関が信託業務(同項に規定する信託業務をいう。以下同じ。)として行う場合

五 前各号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合

(金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止の適用除外)

同項第五号及び第十号の規定は外国市場証券先物取引等(外国市場証券先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。)に係るこれらの者が行う行為	為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては有価証券オプション取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。 。又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為
同項第五号及び第十号の規定は外国市場証券先物取引等(第六十五条第二項第一号から第三号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。以下この項において同じ。))に係るものにあつては外国市場証券先物取引又はこれに係る第一条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいい、第六十五条第二項第四号に掲げる有価証券に係るものにあつては外	

<p>第十六条の九 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>	<p>一 信託業務を営む金融機関である登録金融機関が信託業務として行う場合</p>
<p>二 預金、貯金又は銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第四項に規定する定期積金等の受入れを行う場合</p>	<p>三 前二号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合</p>
<p>（金融商品取引業者等と密接な関係を有する者の範囲）</p>	
<p>第十六条の十 法第四十一条の四及び第四十二条の五に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務（法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。第十八条の二において同じ。）を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。</p>	
<p>一 当該金融商品取引業者等（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）</p>	
<p>二 当該金融商品取引業者等（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員（法第二十九条の二第一項第三号に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。第十八条の二第二号において同じ。）又は使用人</p>	
<p>三 当該金融商品取引業者等の親法人等（法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）又は子法人等（同条第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）</p>	

<p>第四十二条の二</p>	<p>有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>国市場証券先物取引に係る第二条第十一項第二号に掲げる行為をいう。以下同じ。 （）に係るこれらの者が行う行為</p>
	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）、同項第三号若しくは第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）若しくは同項第三号口若しくは八に掲げる行為若しくは同項第四号に定める行為、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る</p>	

<p>四 当該金融商品取引業者等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p> <p>（投資助言業務に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の十一 法第四十一条の五ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除く。八及び次号ロにおいて同じ。）</p> <p>ロ 他の金融商品取引業者が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理</p> <p>ハ 他の金融商品取引業者が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理</p> <p>ニ 金融商品仲介業者である金融商品取引業者が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 所属金融商品取引業者等（法第六十六条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介</p> <p>ロ 所属金融商品取引業者等が法第三十五条第一項に規定する業</p>

<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引</p>
<p>有価証券、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券</p>	<p>有価証券、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券</p>
<p>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引</p>	<p>有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引又は同項第五号に掲げる取引</p>
<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>

<p>務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介</p> <p>三 信託業務を営む金融機関である登録金融機関が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 顧客への金銭又は有価証券の貸付け</p> <p>ロ 他の金融機関（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び証券会社）に限る。（）による顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理</p> <p>四 前三号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合</p> <p>（運用権限を委託することができる者）</p> <p>第十六条の十二 法第四十二条の三第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 他の金融商品取引業者等（投資運用業を行う者に限る。）</p> <p>二 外国の法令に準拠して設立された法人で外国において投資運用業を行う者（法第二十九条の登録を受けた者を除く。）</p> <p>（投資運用業に関する金銭又は有価証券の貸付け等の禁止の適用除外）</p> <p>第十六条の十三 法第四十二条の六ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 金融商品取引業者が、他の金融商品取引業者が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理を行う場合</p>

第四十三条	<p>業務の状況</p> <p>有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>登録等業務の状況</p> <p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）の委託等、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る媒介の申込み、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプシオン取引若しくは外国</p>
-------	---	---

<p>二 金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付け（信用取引に付随するものを除く。ロ及び次号ロにおいて同じ。）</p> <p>ロ 他の金融商品取引業者が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理</p> <p>三 金融商品仲介業者である金融商品取引業者が次に掲げる行為を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 所属金融商品取引業者等が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理</p> <p>ロ 所属金融商品取引業者等が法第三十五条第一項に規定する業務として行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介</p> <p>四 信託業務を営む金融機関である登録金融機関が次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 顧客への金銭又は有価証券の貸付け</p> <p>ロ 金融商品取引業者が信用取引に付随して行う顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理</p> <p>ハ 他の金融機関（銀行、協同組織金融機関、保険会社及び証券金融会社に限る。）による顧客への金銭又は有価証券の貸付けの媒介又は代理</p> <p>五 前各号に掲げる場合に準ずるものとして内閣府令で定める場合</p>

<p>第四十三条の二</p> <p>有価証券の売買等、外国市場証券先物取引及び有価証券店頭デリバティブ取引</p> <p>市場証券先物取引の委託又は同項第五号に掲げる取引</p> <p>第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引及び外国市場証券先物取引、同号及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号八及び第四号ロに定める行為並びに同項第五号に掲げる取引</p>	<p>第四十四条（第二号を除く。）</p>	<p>第三十四条第二項各号に掲げる業務又は同条第四項の承認を</p>	<p>登録等業務以外の業務</p>
--	-----------------------	------------------------------------	-------------------

(運用報告書の届出を要しない運用財産の権利者の数)

第十六条の十四 法第四十二条の七第三項ただし書に規定する政令で定める数は、四百九十九とする。

(分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引)

第十六条の十五 法第四十三条の二第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 外国市場デリバティブ取引に該当するもの
- 二 店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に類するものとして金融庁長官が指定する取引に該当するもの

(事業報告書の公告命令)

第十六条の十六 法第四十六条の三第三項及び第四十八条の二第三項の規定による命令は、これらの規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。

(説明書類の縦覧を開始するまでの期間)

第十六条の十七 法第四十六条の四(法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四十七条の三に規定する政令で定める期間は、四月とする。ただし、外国法人又は外国に住所を有する個人である金融商品取引業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度(同項の規定により読み替えて適用する場合)にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条

受けた業務(第四号において「その他業務」という。)	
第三十四条第二項第一号の	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第一条第二項に規定する
同号の	同条第四項に規定する
有価証券の売買その他の取引等を行い	第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。)(若しくは同項第三号口若しくは八に掲げ

の四に規定する期間) 経過後四月を経過した日から説明書類(法第四十六条の四(法第四十九条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第四十七条の三に規定する説明書類(いう。))を備え置き、公衆の縦覧に供することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(外国法人等に対する事業報告書の提出期限に関する特例)

第十六条の十八 法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する法第四十六条の三第一項並びに法第四十九条の二第四項の規定により読み替えて適用する法第四十七条の二及び第四十八条の二第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、外国法人若しくは外国に住所を有する個人である金融商品取引業者又は外国法人である登録金融機関が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度(法第四十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、当該規定により読み替えられた法第四十六条の三第一項に規定する期間) 経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(その他の書類等の提出期限)

第十六条の十九 法第四十九条の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、同項に規定する金融商品取引業者が、

有価証券の売買その他の取引等の委託等	る行為若しくは同項第四号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引を行い
第百五十六条の二十	同項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。))若しくは同項第三号若しくは八に掲げる行為若しくは同項第四号に掲げる行為又は同項第五号に掲げる取引の委託等
第百五十六条の二十	金銭

その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面をその事業年度経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。

(国内に保有すべき資産)

第十六条の二十 法第四十九条の五に規定するすべての営業所又は事務所の計算に属する負債のうち政令で定めるものは、当該負債のうち同条に規定する金融商品取引業者の本店その他の非居住者に対する債務以外の負債とする。

(金融商品取引業者等が電子公告により金融商品取引業等の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十七条 法第五十条の二第六項の規定による公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。)によりする場合について、法第五十条の二第九項及び第十項において会社法の規定を準用する場合における同条第九項及び第十項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九百四十条第三項(各号を除く。)	前二項 これらの	第一項 同項の

第四十五条	四第一項に規定する信用取引以外の方法によつて金銭 その他業務に 第二条第八項各号に掲げる行為	登録等業務以外の業務に 第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為
証券業 親法人等	登録等業務	親法人等(登録金融機関の総株主又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式)についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するもの

<p>(国内に保有すべきことを命ずることができる資産)</p> <p>第十七条の二 法第五十六条の三に規定する政令で定める部分は、内閣府令で定めるところにより算定される負債の額に相当する資産の額とする。</p> <p>(国内にある者を相手方として有価証券関連業に係る行為を行うことができる場合)</p> <p>第十七条の三 法第五十八条の二ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 外国証券業者が外国から次に掲げる行為を行う場合</p> <p>イ 政府又は日本銀行を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為</p> <p>ロ 金融機関(銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。以下この条において同じ。)のうち内閣府令で定めるもの又は信託会社(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三条又は第五十三条第一項の免許を受けた者をいう。)を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、これらの者が投資の目的をもつて又は信託契約に基づいて信託をする者の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連デリバティブ取引に係るもの</p> <p>ハ 金融商品取引業者のうち、投資運用業を行う者を相手方とする法第二十八条第八項各号に掲げる行為で、当該者が行う投資</p>
--

<p>子法人等</p>	<p>とみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該登録金融機関と密接な関係を有する法人その他の団体として内閣府令で定める要件に該当する者をいう。以下この条において同じ。)</p>
<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買その他の取引、同項第三号若しくは第四号</p>

運用業に係るもの

二 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八條第八項各号に掲げる行為で、法第三十三條第二項第一号から第五号までに掲げる有価証券又は取引に係るこれらの号に定める行為

ホ 金融機関のうち内閣府令で定めるものを相手方とする法第二十八條第八項各号に掲げる行為で、当該金融機関が顧客の書面による注文を受けてその計算において行う有価証券の売買又は同項第三号若しくは第五号に掲げる行為（当該注文に関する顧客に対する勧誘に基づき行われるもの及び当該金融機関が行う投資助言業務に関しその顧客から注文を受けて行われるものを除く。）のうち、内閣府令で定めるものに係るもの

ヘ 長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第四條第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。）、金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第八條第一項（同法第五十五條第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する普通銀行で同法第八條第一項の認可を受けたもの（金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第七十七号）附則第六十九條の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第六十八條の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律（以下この号において「平成十年改正前合併転換法」という。）第十七條の二第

第四十七條	証券業	登録等業務
証券業に係る顧客との取引	登録等業務に係る顧客との取引	
有価証券店頭デリバティブ取引	第六十五條第二項第五号に掲げる取引	
顧客から預託を受けた金銭、第六十一條の二第二項の規定により同條第一項に規定する金銭に充てられる有価証券（次條の規定により担保に供されたものに限る。）	顧客から預託を受けた金銭	
証券業を廃止	第六十五條の二第一項の登	

ての勧誘をすることなく、外国から次に掲げる行為を行う場合（前号に該当する場合を除く。）

イ 国内にある者の注文を受けて、当該者を相手方として行う法第二十八条第八項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理を除く。）のうち内閣府令で定めるもの又は当該者（第一条の八の三第一項第二号イ又は口のいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為若しくは同項第六号に掲げる行為（同項第四号に掲げる取引の媒介、取次ぎ及び代理に限る。）

ロ 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者に限る。）による代理又は媒介により、国内にある者を相手方として行う有価証券の売買若しくは法第二十八条第八項第三号若しくは第五号に掲げる行為のうち内閣府令で定めるもの又は国内にある者（第一条の八の三第一項第二号イ又は口のいずれかに該当する者に限る。）を相手方として行う法第二十八条第八項第四号に掲げる行為

三 外国証券業者が、内閣府令で定めるところにより、その行う有価証券の引受けの業務のうち元引受契約（有価証券を取得させることを目的として当該有価証券の発行者若しくは所有者（金融商品取引業者及び登録金融機関を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を取得し、又は当該有価

	リバティブ取引等	若しくは第三号に掲げる行為又は第六十五条第二項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為
第五十四条	次の各号	第一号、第二号、第七号又は第八号
	証券業	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
	第三号及び次条	次条
	（第二十九条第一項	（同条第三項
	第二十九条第一項	第六十五条の二第三項
第五十五条	証券業	第六十五条の二第一項の登録に係る業務
	その会社	その登録金融機関
	第二十八条	第六十五条の二第一項
	営業所	営業所又は事務所
	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプシ	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。）に
	ョン取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デ	係るこれらの号に定める行為及び同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行

証券の募集、私募若しくは売出しに際して当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がいない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。
 。次条において同じ。）の内容を確定するための協議のみを当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と国内において行う場合（当該有価証券の売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いが国内において行われる場合を除く。）

（引受業務のうち許可の対象となる行為）

第十七条の四 法第五十九条第一項に規定する行為で政令で定めるものは、外国証券業者が、元引受契約の内容を確定するための協議を当該元引受契約に係る有価証券の発行者又は所有者と行わず、かつ、当該有価証券の売出し又は募集、私募若しくは売出しの取扱いを国内において行うことのない場合における当該元引受契約への参加とする。

（資本金の額又は出資の総額の計算）

第十七条の五 法第五十九条の二第二項及び第六十条の二第二項に規定する資本金の額又は出資の総額は、発行済株式の発行価額（その発行価額のうち資本金として計上しないこととした額を除く。）の総額及び株式を発行しないで準備金の額を減少し資本金として計上した額（これらの額に準ずる額を含む。）を合計して計算するものとする。

	第五十六条第一項及び第三項	パーティブ取引等（第五十八条	為（第六十五条の二第五項において準用する第五十八条
	次の各号	第一号から第三号まで、第五号又は第六号	条
	第二十八条	第六十五条の二第一項	
	第二十九条第一項	同条第三項	
	業務の全部	登録等業務の全部	
	業務の方法	当該登録等業務の方法	
	第二十八条の四第一項第一号から第三号	第六十五条の二第二項において準用する第二十八条の	
	まで、第五号、第六号	四第一項第六号	
	証券業	登録等業務	
	業務に関し法令（第五十二条第二項を除く。）	業務に関し法令	
	第二十九条第一項	第六十五条の二第三項	
	第二十九条の四第一号から第三号まで又は第五号	第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の	
	第五十四条第一項第一号	四第一号	
	第二号	同条第五項において準用する第五十四条第一項第一号	

<p>(引受業務に関する経験年数)</p> <p>第十七条の六 法第五十九条の三第一号に規定する政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>2 次に掲げる者が外国において引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。以下この条において同じ。）と同種類の業務を行っていた期間は、許可申請者が引受業務と同種類の業務を行っていた期間とみなして前項の期間を算定する。</p> <p>一 許可申請者に合併された者</p> <p>二 分割により許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者</p> <p>三 許可申請者に引受業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者</p> <p>四 許可申請者の発行済株式又は出資の持分の全部を所有している者</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者</p> <p>(引受業務に係る最低資本金の額)</p> <p>第十七条の七 法第五十九条の三第二号に規定する政令で定める金額は、五億円とする。</p> <p>2 法第五十九条の三第二号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。</p>
--

<p>第五十七号</p>	<p>第五十六号の三</p>	<p>第五十六号の四</p>	<p>、次条第三項若しくは第五十六条の三</p>	<p>証券業</p>	<p>若しくは第六十五条の二第五項において準用する第五十六条の三</p>
<p>第二十八号</p>	<p>第二十八号</p>	<p>次に</p>	<p>第六十五号の二第一項の登録に係る業務</p>	<p>同項</p>	<p>第六十五号の二第一項の登録に係る業務</p>
<p>第二十九号第一項</p>	<p>第二十九号第一項</p>	<p>第五十六号第一項</p>	<p>第六十五号の二第五項において準用する第五十六号第一項</p>	<p>第一号又は第三号に</p>	<p>第六十五号の二第五項において準用する第五十六号第一項</p>
<p>第五十六号の二第三項又は前条の規定により第二十八号</p>	<p>第五十六号の二第三項又は前条の規定により第二十八号</p>	<p>第二十八号</p>	<p>第六十五号の二第一項</p>	<p>同条第三項</p>	<p>第六十五号の二第一項</p>
<p>第五十五号第二項</p>	<p>第五十五号第二項</p>	<p>第二十八号</p>	<p>第六十五号の二第五項において準用する第五十五号第二項</p>	<p>第六十五号の二第一項</p>	<p>第六十五号の二第五項において準用する第五十五号第二項</p>
<p>第二十八号</p>	<p>第二十八号</p>	<p>第五十六号第一項、第五十六号の二第三項若しくは第五十六号の三</p>	<p>同条第五項において準用する第五十六号第一項（第一号（第二十八号の四第一項第六号、第七号及び第十二</p>	<p>同条第五項において準用する第五十六号第一項（第一号（第二十八号の四第一項第六号、第七号及び第十二</p>	<p>同条第五項において準用する第五十六号第一項（第一号（第二十八号の四第一項第六号、第七号及び第十二</p>

<p>(取引所取引業務に関する経験年数)</p> <p>第十七条の八 法第六十条の三第一項第一号八に規定する政令で定める期間は、三年とする。</p>	<p>2 法第六十条の三第一項第一号八に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が取引所取引業務(法第六十条第一項に規定する取引所取引業務をいう。以下この条において同じ。)と同種類の業務を行つていた期間を許可申請者が取引所取引業務と同種類の業務を行つていた期間とみなして当該期間を算定した場合に、その期間が引き続き三年以上となる場合とする。</p> <p>一 取締役会設置会社と同種類の法人である許可申請者に組織変更したと認められる者又は許可申請者に合併された会社</p> <p>二 分割により許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を承継させた者</p> <p>三 許可申請者に取引所取引業務と同種類の業務に係る事業の全部又は一部を譲渡した者</p> <p>四 許可申請者の発行済株式の全部を所有している者</p>
<p>(取引所取引業務に係る最低資本金の額)</p> <p>第十七条の九 法第六十条の三第一項第一号ホに規定する政令で定める金額は、五千万円とする。</p>	<p>2 法第六十条の三第一項第一号ホの資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、許可申請時における外国為替相場によるものとする。</p>

<p>第五十八条</p>	<p>第五十五条第五項</p>	<p>第六十五条の二第五項において準用する第五十五条第</p>	<p>同条第二項</p>	<p>同条第四項において準用する第二十九条第二項</p>	<p>同条第四項において準用する第二十九条第二項</p>	<p>第二十九条第一項</p>	<p>第六十五条の二第三項</p>	<p>第六十五条の二第三項</p>	<p>第五十六条第三項</p>	<p>同条第五項において準用する第五十六条第三項</p>	<p>同条第五項において準用する第五十六条第三項</p>	<p>第五十六条第一項</p>	<p>第六十五条の二第五項に</p>	<p>第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)</p>	<p>第五十六条第一項</p>	<p>第六十五条の二第五項に</p>	<p>第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九条の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)</p>	<p>第五十六条第一項</p>	<p>第六十五条の二第五項に</p>	<p>第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項(第一号(第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。))に限る。)</p>
--------------	-----------------	---------------------------------	--------------	------------------------------	------------------------------	-----------------	-------------------	-------------------	-----------------	------------------------------	------------------------------	-----------------	--------------------	---	-----------------	--------------------	---	-----------------	--------------------	---

	<p>(取引所取引業務に係る事業報告書の提出期限等)</p> <p>第十七条の十 法第六十条の六において読み替えて準用する法第四十六條の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者(法第六十条の四第一項に規定する取引所取引許可業者をいう。以下同じ。)が、その本国の法令又は慣行により、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。</p> <p>2 法第六十条の六において準用する法第四十六條の三第三項の規定による命令は、これらの規定による公告を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すべき旨を定めて行うものとする。</p> <p>3 法第六十条の六において準用する法第四十九條の三第一項に規定する政令で定める期間は、三月とする。ただし、取引所取引許可業者が、その本国の法令又は慣行により、同項の書類及び書面を毎年四月一日から翌年三月三十一日までの期間経過後三月以内に提出することができないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間とする。</p> <p>(外国において投資助言業務又は投資運用業を行う者が相手方とすることができる者)</p> <p>第十七条の十一 法第六十一条第一項及び第三項に規定する政令で定</p>
--	--

	証券業	<p>第五十六條第一項、第五十六條の二第三項若しくは第五十六條の三</p>	<p>第六十五條の二第一項の登録に係る業務</p>	五項
<p>第二十八條</p> <p>第二十九條第一項</p> <p>第五十六條第一項の規定</p>	<p>第六十五條の二第一項</p> <p>第六十五條の二第三項</p>	<p>第六十五條の二第一項</p> <p>第六十五條の二第三項</p>	<p>同条第五項において準用する第五十六條第一項(第一号(第二十八條の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第二十九條の四</p>	<p>第六十五條の二第一項</p> <p>第六十五條の二第三項</p>

める者は、登録金融機関のうち投資運用業を行う者とする。
2 法第六十一条第二項に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者のうち投資運用業（法第二条第八項第十二号に掲げる行為を投資一任契約に基づき行う業務を除く。）を行う者及び前項に規定する者とする。
（適格機関投資家等特例業務）
第十七条の十二 法第六十二条第一項第一号に規定する適格機関投資家以外の者で政令で定めるものは、適格機関投資家以外の者とする。
2 法第六十二条第一項第一号に規定する政令で定める数は、四十九とする。
3 法第六十二条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。
一 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家（法第六十二条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものに限る。以下この号において同じ。）である場合、当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。
二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が適格機関投資家等（法第六十二条第一項第一号に規定する適格機関投資家等をいう。）のうち適格機関投資家以外の者（同号イからハまでのいずれにも該

第六十一条第一項	業務	第一号に係る部分に限る。（）に限定。（）の規定
第六十二条	第二十八条	第六十五条の二第一項
	第二十九条第一項	同条第三項
	第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条	第六十五条の二第五項において準用する第五十六条第一項（第一号）（第二十八条の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。）（第二号、第三号、第五号及び第六号）（第二十九条の四第一号に係る部分に限る。）（）に限定。（）又は第五十六条の三
	第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前条第三項若しくは第四項	同条第五項において準用する第三十条第四項の認可、第六十五条の二第五項において準用する前条第三項若しくは第四項
	第二十九条の二第一項	第六十五条の二第四項において準用する第二十九条の

<p>当しないものに限る。ロにおいて「一般投資家」という。()である場合 次に掲げるすべての要件</p> <p>イ 当該権利に係る契約その他の法律行為により、当該権利を取得し又は買い付けた者が当該権利を一括して他の一の者に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていること。</p> <p>ロ 当該権利が有価証券として発行される日以前六月以内に、当該権利と同一種類のものとして内閣府令で定める他の権利(ロにおいて「同種の新規発行権利」という。)が有価証券として発行されている場合にあつては、当該権利の取得勧誘に応じて取得する一般投資家の人数と当該六月以内に発行された同種の新規発行権利の取得勧誘に応じて取得した一般投資家の人数との合計が四十九名以下となること。</p> <p>4 法第六十三条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、第一条の三各号に掲げるものとする。</p> <p>(特例業務届出者の使用人)</p> <p>第十七条の十三 法第六十三条第二項第四号に規定する政令で定める使用人は、適格機関投資家等特例業務(同項に規定する適格機関投資家等特例業務をいう。以下この条において同じ。)の届出を行う者とする者の使用人で次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 適格機関投資家等特例業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣</p>
--

<p>第六十四条</p>	<p>第二項</p>	<p>第五十六條第一項若しくは第二項、第五十六條の二第一項から第三項まで、第五十六條の三、第六十條若しくは前條第二項</p>	<p>第六十五條の二第五項において準用する第五十六條第一項(第一号(第二十八條の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。)、第二号、第三号、第五号及び第六号(第十九條の四第一号に係る部分に限る。))に限る。)、第五十六條の三若しくは前條第二項</p> <p>第六十五條第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。))に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち</p> <p>第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買若しくはその委</p>
<p>有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数</p>	<p>第六十五條の二第五項において準用する第五十六條第一項(第一号(第二十八條の四第一項第六号、第七号及び第十二号に係る部分に限る。))に限る。)、第五十六條の三若しくは前條第二項</p>	<p>第六十五條第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。))に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為のうち</p>	<p>第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券の売買若しくはその委</p>

府令で定める者

二 適格機関投資家等特例業務に関し、運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

(外務員登録の対象となる行為)

第十七条の十四 法第六十四条第一項第三号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為(同項第一号に規定する有価証券に係るものを除く。)とする。

一 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理

二 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

三 市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みの勧誘

四 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘

(登録手数料)

第十七条の十五 法第六十四条の八第一項(法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。)の規定による登録手数料は、外務員(法第六十四条第一項に規定する外務員をいう。以下同じ。)一人につき三千円を超えない範囲内において実費を勘案して内閣府令で定める額とする。

第六十四条の三	
等先物取引	託等の勧誘、同項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引(外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。)の委託等の勧誘、同号若しくは同項第四号に掲げる有価証券に係る媒介の申込みの勧誘、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係る有価証券指数等先物取引
若しくは有価証券店頭デリバティブ取引	又は同項第五号に掲げる取引
登録申請者の商号	登録申請者の商号又は名称
有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリ	第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(当該有価証券に係る有価証券指数を含む。)に係るこれらの号に定める行為及び同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行

2 前項の手数料は、国に納める場合にあつては、登録申請書に、手数料の金額に相当する額の収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六十四条第一項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の登録の申請をするときは、内閣府令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

（外国法人等に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え）

第十七条の十六 金融商品取引業者等が外国法人又は外国に住所を有する個人である場合について、法の規定の適用に当たつての法第六十五条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十九条の二 第一項第三号	定款、登記事項証明書	定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書
第三十一条の二 第一項	主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所	国内における主たる営業所又は事務所の最寄りの供託所（国内に営業所又は事務

第六十四条の四	第六十四条第一項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第一項
第六十四条の五	第六十四条の二第二項各号	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第二項各号
第六十四条の六	前条第一項	第六十五条の二第五項において準用する前条第一項
第六十四条の七	証券業 第六十四条、第六十四条の二及び前三条	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条
	第六十四条の九	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の九
	第六十四条の五に係る	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の
	パーティブ取引等	為

	第三十一条の四	取締役、会計参与（ 第一項 会計参与が法人であ るときは、その職務 を行うべき社員）、 監査役又は執行役	所を有しない者にあつては 、東京法務局） 国内における代表者又は金 融商品取引業を行うため国 内に設ける営業所若しくは 事務所に駐在する取締役、 会計参与（会計参与が法人 であるときは、その職務を 行うべき社員）、監査役若 しくは執行役若しくはこれ らに準ずる者
	第三十一条の四	取締役、会計参与、 監査役若しくは執行 役又は使用人	国内における代表者又は金 融商品取引業を行うため国 内に設ける営業所若しくは 事務所に駐在する取締役、 会計参与、監査役若しくは 執行役（これらに準ずる者 を含む。）若しくは使用人
第三項	第三十一条の四	取締役（委員会設置 会社にあつては、執 行役）	国内における代表者又は金 融商品取引業を行うため国 内に設ける営業所若しくは 事務所に駐在する取締役若 しくは執行役若しくはこれ

第六十四条の九					
項	第六十四条の七第一	第六十二条第二項	第六十四条の五第一 項第一号	第六十四条の五第一 項 は前条 取消しを除く。）又 は前条	第六十五条の二第五項にお いて準用する第六十四条第 五項の規定による登録、第 六十五条の二第五項におい て準用する第六十四条の四 録の変更、第六十四条の四 録の五第一項の規定 による処分（登録の 取消しを除く。）又 は前条
七第一項	第六十五条の二第五項にお いて準用する第六十四条の 二項	第六十五条の二第五項にお いて準用する第六十二条第 二項	第六十五条の二第五項にお いて準用する第六十四条の 五第一項第一号	第六十五条の二第五項にお いて準用する第六十四条の 二第二項 を除く。）又は第六十五条 の二第五項において準用す る前条	第六十五条の二第五項にお いて準用する第六十四条第 五項の規定による登録、第 六十五条の二第五項におい て準用する第六十四条の四 録の変更、第六十五条の二 第六十四条の五第一項の規定 による処分（登録の取消し を除く。）又は第六十五条 の二第五項において準用す る前条

	第三十一条の四 第四項	取締役又は執行役	らに準ずる者 国内における代表者又は取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者（金融商品取引業に係る職務に従事する者に限る。）
	第三十二条の三 第一項第五号	本店その他の営業所 又は事務所	本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所
	第三十二条の三 第一項第四号	定款、登記事項証明書	定款及び登記事項証明書（これらに準ずるものを含む。）並びに国内における主たる営業所又は事務所の登記事項証明書
	第三十六条の二 第一項	営業所又は事務所	金融商品取引業又は登録金融機関業務を行うため国内に設ける営業所又は事務所
	第四十二条の二 第一号	取締役若しくは執行役	国内における代表者若しくは取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者
	第四十六条の四	すべての営業所又は事務所	金融商品取引業を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所（以下この款

	第六十四条第三項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条第三項
	第六十四条の二第一項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の二第一項
	第六十四条の五第一項	第六十五条の二第五項において準用する第六十四条の五第一項

（取引の概要等を記載した書面の交付等に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用）

第十七条の五 第十五条の五の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

第十七条の六 第十五条の六の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十一条第二項において法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

（金融機関の禁止行為に関する読替え）

第十七条の六の二 第十五条の七の規定は、法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項第九号に規定する政令で定め

第四十六條の五 第一項	有価証券の売買	そのすべての営業所又は事務所における有価証券の売買	及び第四十七條の三において「すべての営業所又は事務所」という。）
第四十六條の五 第一項	積み立てなければ	その国内における主たる営業所又は事務所において積み立てなければ	
第四十六條の五 第二項	有価証券の売買	すべての営業所又は事務所における有価証券の売買	
第四十八條の三 第一項	有価証券の売買	その登録金融機関業務を行うため国内に設けるすべての営業所又は事務所（次項において「すべての営業所又は事務所」という。）における有価証券の売買	
第四十八條の三 第二項	積み立てなければ	その国内における主たる営業所又は事務所において積み立てなければ	
第四十八條の三 第三項	有価証券の売買	すべての営業所又は事務所における有価証券の売買	
第五十條第一項	業務（金融商品取引	業務（金融商品取引業又は	

第十五條の七	法第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものに係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）	法第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものに係る有価証券先物取引若しくは有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等（法第五十九條第一項に規定する上	る行為について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。
	法第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものに係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。以下この条において同じ。）	法第六十五條第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で証券取引所に上場されているものに係る有価証券先物取引若しくは有価証券オプション取引又は上場有価証券店頭指数等（法第五十九條第一項に規定する上	

<p>第一号</p> <p>第五十条第一項</p>	<p>第三十条第一項の認可</p>	<p>業又は登録金融機関業務（以下この節に「金融商品取引業等」という。）に限る。）を休止し、又は再開したとき</p>	<p>登録金融機関業務（以下この節において「金融商品取引業等」という。）に限る。）を休止し、若しくは再開したとき、又は第一種金融商品取引業を行う者にあつては、本店において金融商品取引業と同種類の業務を休止し、若しくは再開したとき</p> <p>本店において当該認可に係る業務と同種類の業務を休止し、若しくは再開したとき、又は国内におけるいずれかの営業所若しくは事務所において当該認可に係る業務を休止し、若しくは再開したとき</p> <p>本店において第三十条第一項の認可に係る業務と同種類の業務を廃止し、又は国内におけるいずれかの営業所若しくは事務所における</p>
---------------------------	-------------------	--	---

	<p>法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第二項に規定する店頭売買有価証券売買等をいう。以下この条及び第二十条第一項において同じ。</p>	<p>場有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。</p> <p>法第六十五条第二項第一号若しくは第二号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものの売買、同項第三号に掲げる有価証券で店頭売買有価証券に該当するものに係る有価証券先物取引又は店頭売買有価証券店頭指数等（法第百五十九条第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する店頭売買有価証券店頭指数等をいう。）に係る法第六十五条第二項第五号に掲げる取引をいう。以下この条において同じ。</p>
--	--	--

（金融機関の最良執行方針等に関する読替え）

第五十条第一項 第三号	全部若しくは一部を承継したとき	当該認可 全部又は一部を承継したとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の一部を承継させたときを含む。）
第五十条第一項 第七号	破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき	国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき
第五十条の二第一項第二号	金融商品取引業等を廃止したとき	金融商品取引業等を廃止したとき（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、

<p>第十七条の六の三 第十六条の二の規定は、法第六十五条の二第五項において法第四十三条の二の規定を準用する場合について準用する。</p> <p>この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。</p>	<p>第十六条の二第一項第一号</p>	<p>有価証券の売買等</p>	<p>法第六十五条第二項第一号及び第二号に掲げる有価証券の売買、同項第一号から第三号までに掲げる有価証券（当該有価証券に係る法第二十一条に規定する有価証券指数を含む。第二号において同じ。）に係る有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引、法第六十五条第二項第三号に掲げる有価証券に係る有価証券先物取引（外国有価証券市場におけるこれと類似の取引を含む。）並びに同号及び同項第四号に掲げる有価証券に係る同項第三号八及び第四号口に定</p>

第五十条の二第 一項第三号	法人を代表する役員	外国において金融商品取引 業と同種類の業務を廃止し たときを含む。） 法人の役員
第五十条の二第 一項第四号	破産手続開始の決定 により解散したとき	破産手続開始の決定を受け たとき、又は本店の所在す る国において当該国の法令 に基づき破産手続と同種類 の手続を開始したとき
第五十条の二第 一項第五号	その破産管財人 解散したとき	その破産管財人又は当該国 において破産管財人に相当 する者 解散したとき（第一種金融 商品取引業を行う者にあつ ては、国内における営業所 又は事務所の清算を開始し たときを含む。）
第五十条の二第 一項第六号	その清算人 事業の全部又は一部 を承継させたとき	その清算人又は本店の所在 する国において清算人に相 当する者 事業の全部又は一部を承継 させたとき（第一種金融商

第十六条の二第 一項第一号イ	売買（有価証券先物 取引及び有価証券先 渡取引を除く。以下 この号及び第三項に おいて同じ。）	める行為 売買（法第六十五条第二項 第一号及び第二号に掲げる 有価証券に係るもの並びに 同項第三号及び第四号に掲 げる有価証券に係る同項第 三号八及び第四号ロに定め る行為に限る。以下この号 及び第三項において同じ。）
第十六条の二第 一項第二号	外国市場証券先物取 引	法第六十五条第二項第一号 から第三号までに掲げる有 価証券に係る外国市場証券 先物取引
第十六条の二第 一項第三号	有価証券店頭デリバ タイプ取引	法第六十五条第二項第五号 に掲げる取引

第十七条の七 第十六条の二の三の規定は、法第六十五条の二第五項
において準用する法第四十七条の二第二項において法第四十条第二
項の規定を準用する場合について準用する。

（特定証券業務を行う者）
第十八条 法第六十五条の二第十一項に規定する政令で定める者は、

第五十条の二第 一項第七号	事業の全部又は一部 を譲渡したとき	品取引業を行う者にあつて は、外国における金融商品 取引業と同種類の業務の全 部を承継させたときを含む 。
第五十条の二第 二項	事業の全部を承継さ せたとき	事業の一部を承継させた とき
第五十条の二第 六項	事業の全部を譲渡し たときに限る	事業の一部を譲渡したとき を除く
第五十条の二第 六項	廃止	廃止（第一種金融商品取引 業を行う者にあつては、外 国における金融商品取引業 と同種類の業務の廃止を含 む。）
承継		承継（第一種金融商品取引 業を行う者にあつては、外 国における金融商品取引業

次に掲げる者とする。

- 一 生命保険募集人（保険業法第二条第十九項に規定する生命保険募集人をいう。次号において同じ。）たる個人（保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社の役員及び使用人を除く。）
 - 二 生命保険募集人たる法人の代表権を有する役員
 - 三 損害保険代理店（保険業法第二十一条に規定する損害保険代理店をいう。以下この項において同じ。）たる個人
 - 四 損害保険代理店たる個人の使用人のうち保険業法第二百二条の規定による届出がなされているもの
 - 五 損害保険代理店たる法人の役員又は使用人のうち保険業法第二百二条の規定による届出がなされているもの
 - 六 損害保険代理店たる法人の代表権を有する役員
- 2 前項各号に掲げる者は、法第六十五条の二第十一項に規定する特定証券業務を行う場合には、当該業務に係る登録金融機関の代理を行う者である旨を明示しなければならない。

<p>項 第五十六条第一</p>	<p>第五十条の二第 八項</p>	<p>解散</p>	<p>譲渡</p>	<p>承継</p>	<p>すべての営業所又は 事務所</p>	<p>譲渡</p>	<p>譲渡</p>
<p>解散（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、国内における営業所又は事務</p>	<p>と同種類の業務の全部の譲渡を含む。）</p>	<p>承継（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の全部の承継を含む。）</p>	<p>め国内に設けるすべての営業所又は事務所</p>	<p>金融商品取引業等を行つた</p>	<p>と同種類の業務の全部の承継を含む。）</p>	<p>譲渡（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の全部の譲渡を含む。）</p>	<p>と同種類の業務の全部の承継を含む。）</p>

第六十四条第三項第二号	代表者	国内における代表者	所の清算の開始を含む。）を
	廃止	廃止（第一種金融商品取引業を行う者にあつては、外国における金融商品取引業と同種類の業務の廃止を含む。）を	

第四章の二 金融商品仲介業者

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第十八条 法第六十六条の十一第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品仲介行為（法第二条第十一項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）に係る金融商品取引契約に関して顧客が支払すべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 二 金融商品仲介行為に係る金融商品取引契約に関して顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金その他内閣府令で定めるものがある場合にあつては、その額又は計算方法
- 三 顧客が行うデリバティブ取引等の額が、保証金等の額を上回る

第四章の二 証券仲介業者

（密接な関係を有する者）

第十八条の二 法第六十六条の十二に規定する政令で定める者は、証券会社、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

- 一 証券仲介業者の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）
- 二 証券仲介業者の役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下この条において同じ。）又は使用人
- 三 証券仲介業者の経営を支配しているものとして次に掲げるいず

可能性がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該デリバティブ取引等の額が当該保証金等の額を上回る可能性がある旨

ロ 当該デリバティブ取引等の額の当該保証金等の額に対する比率（当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由）

四 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

五 前号の損失の額が保証金等の額を上回ることとなるおそれ（以下この号において「元本超過損が生ずるおそれ」という。）がある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 前号の指標のうち元本超過損が生ずるおそれを生じさせる直接の原因となるもの

ロ イに掲げるものに係る変動により元本超過損が生ずるおそれがある旨及びその理由

六 前各号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
2 法第六十六条の十第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府

れかの要件に該当する者

イ 次に掲げる者が保有している当該証券仲介業者の議決権の数の合計が、当該証券仲介業者の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（1）に掲げる者が信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けたる金融機関をいう。）をいう。以下この条において同じ。）である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるとするものに限る。）を含まないものとする。）。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主（総株主の議決権の百分の十以上の議決権を保有している株主、社員、会員、組合員又は出資者をいう。以下この条において同じ。）

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条において同じ。）

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役

令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う金融商品取引行為について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（当該損失の額が保証金等の額を上回るることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨を含む。）

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（金融商品仲介業者と密接な関係を有する者の範囲）

第十八条の二 法第六十六条の十三に規定する政令で定める者は、金融商品取引業者（有価証券等管理業務を行う者に限る。）、銀行その他の内閣府令で定める者以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 当該金融商品仲介業者（個人である者に限る。）の親族（配偶者並びに三親等以内の血族及び姻族に限る。）

二 当該金融商品仲介業者（法人である者に限る。以下この条において同じ。）の役員又は使用人

三 当該金融商品仲介業者の親法人等又は子法人等

四 当該金融商品仲介業者の総株主等の特定個人株主（第二号に掲げる者を除く。）

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該他の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。次号において同じ。）及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条において同じ。）及び使用人が、当該証券仲介業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

四 証券仲介業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げるいずれかの要件に該当する法人等

イ 次に掲げる者が保有している当該法人等の議決権の数の合計が、当該法人等の総株主の議決権の百分の五十を超えていること（(1)に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を

(金融商品仲介業者に関する読替え)

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十八条の二	投資助言・代理業又は投資運用業	金融商品仲介業(第一条第十一項第四号に掲げる行為を行う業務に限る。)
	投資顧問契約、投資一任契約若しくは第二条第八項第十二号イに掲げる契約	投資顧問契約又は投資一任契約
第三十九条第一項及び第三項	有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。)	金融商品仲介行為

含まないものとする。)

(1) 当該証券仲介業者

(2) 当該証券仲介業者が法人である場合におけるその役員及び主要株主

(3) (1)又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が、法人等の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロイ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該証券仲介業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

(証券仲介業者に関する読替え)

第十八条の三 法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三の規定において法第六十六条の十四に規定する証券仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十一に規定する法第六十六条の二の登録若しくは証券仲介業者又は法第六十六条の二十三に規定する証券仲介業者について法の規定を準用する場合における法第六十六条の十四、第六十六条の二十一及び第六十六条の二十三

第五十七条	第四十条	金融商品取引行為	この節及び次節	有価証券の売買又はデリバティブ取引	有価証券の売買又はデリバティブ取引	当該有価証券又はデリバティブ取引	()又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。) 当該有価証券又はデリバティブ取引 有価証券の売買又はデリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引 金融商品仲介行為につき 金融商品仲介行為につき
		金融商品取引契約	この条	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引	当該金融商品仲介行為に係る有価証券又は市場デリバティブ取引若しくは外国市場デリバティブ取引	
第三十二条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録	第二十九条若しくは第三十二条の二の登録、第三十条第一項の認可又は第三十一条第四項の変更登録	金融商品取引契約	この条	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引	当該金融商品仲介行為に係る有価証券又は市場デリバティブ取引	()又はデリバティブ取引(以下この条において「有価証券売買取引等」という。) 当該有価証券又はデリバティブ取引 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引 金融商品仲介行為につき 金融商品仲介行為につき
		金融商品取引契約	この条	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引	有価証券の売買又は市場デリバティブ取引	当該金融商品仲介行為に係る有価証券又は市場デリバティブ取引	

第四十二条の二 第一項及び第三項	読み替える法の規定	有価証券の売買その他の取引(買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。 ()又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引(以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。) 当該有価証券又はオプション、外国市場証券先物取引若しくは外国市場証券先物取引	読み替えられる字句	読み替える字句 証券仲介行為	の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

登録申請者又は金融商品取引業者	登録申請者
当該登録申請者又は当該金融商品取引業者	当該登録申請者
第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条、第五十四条又は第五十六条の三	第六十六条の二十第一項
第二十九条若しくは第三十三条の二の登録、第三十条第一項若しくは第三十一条第六項の認可、第三十一条第四項の変更登録、第三十五条第四項の承認若しくは前条第三項若しくは第四項の承認	第六十六条の登録
第三十条の二第一項の規定により条件を	又は第六十六条の二十

第六十二条	第四十三条
は第二十九条第一項	は第二十九条第一項
若しくはその委託等	若しくはその委託等
頭デリバティブ取引	頭デリバティブ取引
委託又は有価証券店頭デリバティブ取引	委託又は有価証券店頭デリバティブ取引
市場証券先物取引の	市場証券先物取引の
有価証券先物取引	有価証券先物取引
証券指数等先物取引	証券指数等先物取引
有価証券オプション取引若しくは外国	有価証券オプション取引若しくは外国
証券仲介行為	証券仲介行為
この条	この条
証券仲介行為につき	証券仲介行為につき
この条	この条
又は外国市場証券先物取引	又は外国市場証券先物取引
リバティブ取引	リバティブ取引
外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引
この条及び第六十五条の二第六項	この条
有価証券の売買その他の取引等につき	有価証券の売買その他の取引等につき
この条及び第五十一条第二項	この条

<p>付することとしたとき、又は第五十一条、第五十一条の二、第五十二条第一項若しくは第二項、第五十二条の二第一項若しくは第二項、第五十三条、第五十四条、第五十六条の三若しくは前条第二項</p>	<p>金融商品取引業者等のために次に掲げる行為</p> <p>第二項第八項第一号から第三号まで、第五号、第八号及び第九号</p> <p>□ 次に掲げる行為</p> <p>取次ぎ又はその媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理</p>	<p>金融商品仲介業者のために次に掲げる行為（第二号に掲げる行為を除く。）</p> <p>第二項第十一項第一号から第三号まで</p> <p>□ 次に掲げる行為（2）に掲げる行為を除く。）</p> <p>売買の媒介</p>	<p>第六十四条</p>
--	--	--	--------------

<p>の認可</p> <p>登録申請者又は証券会社</p> <p>当該登録申請者又は当該証券会社</p> <p>第五十六条第一項、第五十六条の二第一項から第三項まで、第五十六条の三又は第六十条</p> <p>第二十八条の登録、第二十九条第一項の認可、第三十条第四項の認可、第三十四条第四項の承認、前三条第三項若しくは第四条の承認</p> <p>第二十九条の二第一項の規定により条件を付することとしたとき、又は第五十六条第一項若しくは第二項、第五十六条の</p>	<p>、登録申請者</p> <p>当該登録申請者</p> <p>第六十六条の二の登録</p> <p>又は第六十六条の十八</p>
--	--

第六十四條の三	第六十四條第一項各号	第六十六條の二十五において準用する第六十四條第一項各号（同項第二号に掲げる行為を除く。）	前二号に掲げるもののほか、政令で定める行為	次に掲げる行為（第一号に掲げる行為を除く。） イ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介 ロ 市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の委託の勧誘
第六十四條の四	第六十四條第一項	第六十六條の二十五において準用する第六十四條第一項		
第六十四條の五	第六十四條第二項各号	第六十六條の二十五において準用する第六十四條第二項各号		

第六十四條	第六十二條第三項	商号及び 録申請者が法人であるときは、 商号、名称又は氏名及び登録申請者が法人であるときは、 第六十六條の二十一において準用する第六十二條第三項	第二項から第三項まで、第五十六條の三、第六十條若しくは前条第二項 第二条第八項各号 有価証券の売買若しくはその委託等の勧誘又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託の勧誘若しくは有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等	第二条第十一項各号 前号の行為
第六十四條の二	第六十二條第一項及	第六十六條の二十一において準用する第六十二條第三項		

第六十四条の六	前条第一項	金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為	金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。）
		解散し、又は金融商品取引業（登録金融機関にあつては、登録金融機関業務）のうち第六十四条第一項各号に掲げる行為を行う業務を廃止	死亡し、解散し、又は金融商品仲介業のうち第六十六条の二十五において準用する第六十四条第一項各号に掲げる行為（同項第二号に掲げる行為を除く。）を行う業務を廃止
第六十四条の七 （第二項を除く）	第六十四条の九	金融商品取引業者等	金融商品取引業者等（第六十六条の二第二項第四号に規
		当該協会に所属する	当該協会の協会員を所属金
		金融商品取引業者等	融商品取引業者等（第六十

第六十四条の三	第六十四条の四	有価証券の売買その他の取引並びに有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等及び有価証券店頭デリバティブ取引等	第六十二条第一項及び第三項	証券仲介行為 項及び第三項
		第六十四条第一項	第六十四条第三項第二号イ又はロ	第六十六条の二十三において準用する第六十四条第三項第二号イ又はロ
第六十四条の五	第六十四条の二第一項各号	第六十二条第二項及び第三項	第六十二条第二項及び第三項	第六十二条第二項及び第三項
		第六十二条第一項	第六十二条第一項	第六十二条第一項
		第六十二条第二項	第六十二条第二項	第六十二条第二項
第六十四条の六	前条第一項	第六十二条第一項	第六十二条第一項	第六十二条第一項
		第六十二条第二項	第六十二条第二項	第六十二条第二項

項第一号	第六十四条の五第一項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五	定する所属金融商品取引業者等をいう。)とする金融商品仲介業者
	前二項	第一項	第一項
	第一項又は第二項	第一項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)又は前条
	第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する金融商品取引業者等	金融商品仲介業者	

	第六十四条の七(第二項を除く)	第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条	第六十四条の九	当該協会に所属する証券会社(外国証券会社を含む。以下この条において同じ。)	前二項	第一項又は第二項	第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項の規定による届出に係る登録、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二及び前三条	死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止	て準用する前条第一項
	第六十四条の七(第二項を除く)	第六十六条の二十三において準用する第六十四条、第六十四条の二及び前三条	第六十四条の九	当該協会に所属する証券会社(外国証券会社を含む。以下この条において同じ。)	前二項	第一項又は第二項	第六十四条第五項の規定による登録、第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十四条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。)	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項の規定による届出に係る登録、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の四の規定による届出に係る登録の変更、第六十六条の二十三において準用する第六十四条の二及び前三条	死亡し、解散し、又は証券仲介業を廃止	て準用する前条第一項

	第六十四条の八 項	前条第一項又は第二項	協会が	第一項第一号
	第六十四条の九 項若しくは第二項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項	協会が	第六十六条の二十五において準用する前条第一項
	第六十四条第三項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第三項	協会が	第六十六条の二十五において準用する第六十四条第三項
	第六十四条の二第二項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項	協会が	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の二第一項
	第六十四条の七第一項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項	協会が	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の七第一項
	第六十四条の五第一項	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項	協会が	第六十六条の二十五において準用する第六十四条の五第一項

(説明書類に関する規定)

第十八条の四 法第六十六条の十八に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

	は前条	条の五第一項の規定による処分(登録の取消しを除く。) 又は第六十六条の二十三において準用する前条
	第一項の規定により登録事務を行う協会に所属する証券会社	証券仲介業者
	第六十四条の五第一項第一号	第六十六条の二十三において準用する第六十四条の五第一項第一号
	当該協会が	協会が
	第六十二条第二項	第六十六条の二十一において準用する第六十二条第二項

(説明書類に関する規定)

第十八条の四 法第六十六条の十六に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二十一条第一項及び第二項(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十九条、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条第一項及び労働金庫法(昭和二十八年

<p>一 長期信用銀行法第十七条、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第一項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項又は労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項</p> <p>二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項</p> <p>三 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項</p> <p>五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項</p> <p>六 保険業法第百十一条第一項及び第二項</p> <p>第四章の三 金融商品取引業協会</p> <p>（公益法人金融商品取引業協会の認定の申請）</p> <p>第十八条の四の二 法第七十八条第一項の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。</p> <p>一 名称</p> <p>二 事務所の所在の場所</p>	<p>法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第八十一条第一項及び第二項</p> <p>三 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第四十条ノ三第一項</p> <p>四 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第五十四条の三第一項及び第二項</p> <p>五 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第五十八条の三第一項及び第二項</p> <p>六 保険業法第百十一条第一項及び第二項</p> <p>（新設）</p>
---	--

三 役員の名氏及び会員の名称

2 前項の申請書には、定款その他内閣府令で定める書類を添付しなければならぬ。

(認定投資者保護団体の認定の申請)

第十八条の四の三 法第七十九条の七第二項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官に提出してしなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在の場所

三 代表者又は管理人の名氏

四 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在の場所

五 認定の申請に係る業務の概要(特定認定業務が含まれる場合には、その種類を含む。)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款、寄附行為その他の基本約款

二 認定を受けようとする者が法第七十九条の八各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類

四 認定の申請に係る業務を適正かつ確実に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類

(申請の日の属する事業年度に設立された法人(法第七十九条の七第一項に規定する法人をいう。)にあつては、その設立時における財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類)

六 役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。)の氏名、住所及び略歴を記載した書類

七 対象事業者(法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。)の氏名又は名称を記載した書類及び当該対象事業者が認定を受けようとする者の構成員であること又は認定の申請に係る業務の対象となることについて同意したものであることを証する書類

八 認定の申請に係る業務以外の業務を行つている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類(苦情の解決又はあつせんであつて内閣府令で定める業務を行つている場合には、当該業務を行つることによつて認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないことを証するものとして内閣府令で定める書類を含む。)

3 | 金融庁長官は、認定の申請に係る業務に特定認定業務が含まれる場合(当該特定認定業務につき特定関係大臣がある場合に限る。)において、法第七十九条の七第一項の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該特定認定業務に係る特定関係大臣に協議しなければならない。

4 | 認定投資者保護団体(法第七十九条の十第一項に規定する認定投

<p>水産業協同組合法第十一条 第一項第四号の事業を行う 漁業協同組合、同法第八十 七条第一項第四号の事業を 行う漁業協同組合連合会、 同法第九十三条第一項第二 号の事業を行う水産加工業 協同組合、同法第九十七条 第一項第二号の事業を行う 水産加工業協同組合連合会 及び同法第二百一十一条の二 第三項に規定する特定信用 事業代理業者</p>	<p>水産業協同組合法第十一条 の六の四に規定する特定貯 金等契約の締結又はその代 理若しくは媒介</p>	<p>農林水産 大臣</p>
<p>中小企業等協同組合法（昭 和二十四年法律第百八十一 号）第三条に規定する組合 及び同法第九条の七の五第 二項に規定する共済代理店 協同組合による金融事業に 関する法律第一条第一項に 規定する信用協同組合等及 び同法第六条の三第三項に 規定する信用協同組合代理</p>	<p>中小企業等協同組合法第九 条の七の五第三項に規定す る特定共済契約の締結又は その代理若しくは媒介 協同組合による金融事業に 関する法律第六条の五の二 に規定する特定預金等契約 の締結又はその代理若しく は媒介</p>	<p>経済産業 大臣</p>

業者	設立中の投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条に規定する特定設立企画人等	
投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条に規定する特定設立企画人等	設立中の投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第九十七条に規定する投資法人をいう。）の発行する投資証券の募集等（同法第九十六条第一項に規定する募集等をいう。）	
信用金庫法第二条に規定する金庫及び同法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者	信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
長期信用銀行法第二条に規定する長期信用銀行及び同法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者	長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	
労働金庫法第三条に規定する金庫及び同法第八十九条の二第三項に規定する労働金庫代理業者	労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介	厚生労働大臣
銀行法第二条第一項に規定する銀行及び同法第十五項	銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結	

に規定する銀行代理業者	又はその代理若しくは媒介	
海外商品市場における先物	海外商品市場における先物	農林水産
取引の受託等に関する法律	取引の受託等に関する法律	大臣及び
(昭和五十七年法律第六十	第二条第四項に規定する海	経済産業
五号) 第二条第五項に規定	外商品市場における先物取	大臣
する海外商品取引業者	引の受託等	
不動産特定共同事業法(平	不動産特定共同事業法第二	国土交通
成六年法律第七十七号) 第	条第三項に規定する不動産	大臣
二条第五項に規定する不動	特定共同事業契約の締結又	
産特定共同事業者	はその代理若しくは媒介	
保険会社、保険業法第二条	特定保険契約(保険業法第	
第十八項に規定する少額短	三百条の二に規定する特定	
期保険業者、同条第二十三	保険契約をいう。以下この	
項に規定する保険募集人及	欄において同じ。) の締結	
び同条第二十五項に規定す	若しくはその代理若しくは	
る保険仲立人	媒介又は顧客のために特定	
	保険契約の締結の媒介を行	
	つことを内容とする契約の	
	締結	
資産流動化法第二条第三項	資産対応証券(資産流動化	
に規定する特定目的会社、	法第二条第十一項に規定す	
資産流動化法第二百八条第	る資産対応証券をいう。) の	
一項に規定する特定譲渡人	の募集等(資産流動化法第	

<p>及び資産流動化法第二百一十四条に規定する原委託者</p>	<p>二百七条に規定する募集等をいう。(若しくは募集等の取扱い又は受益証券(資産流動化法第二条第十五項に規定する受益証券をいう)の募集等(資産流動化法第二百八十六条第一項に規定する募集等をいう。)</p>	<p>農林中央金庫及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫 大臣</p>
<p>農林中央金庫及び農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫 代理業者</p>	<p>農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等 契約の締結又はその代理若しくは媒介</p>	<p>農林水産 大臣</p>
<p>信託会社、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 第一条第一項の認可を受けた金融機関及び保険業法施行令(平成七年政令第四百二十五号)第十三条の三に規定する保険金信託業務を行う生命保険会社等</p>	<p>信託業法第二十四条の二(保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。)に規定する特定信託契約の締結</p>	

(認定業務の廃止の届出)

第十八条の四の四 認定投資者保護団体は、認定業務(法第七十九条

の十第一項に規定する認定業務をいう。以下この条において同じ。
（を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の三月前までに、次に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。）

- 一 名称
- 二 主たる事務所の所在の場所
- 三 代表者又は管理人の氏名
- 四 法第七十九条の十二において準用する法第七十七条第一項の申出及び法第七十九条の十三において準用する法第七十七条の第二項の規定による申立ての受付を終了しようとする日
- 五 認定業務を廃止しようとする日
- 六 認定業務を廃止する理由

第四章の四 投資者保護基金

（一般顧客から除かれる者）

第十八条の五 法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一・二 (略)
 - 三 投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。第八章を除き、以下「基金」という。）
- 四・五 (略)

第四章の三 投資者保護基金

（一般顧客から除かれる者）

第十八条の五 法第七十九条の二十第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一・二 (略)
 - 三 投資者保護基金（法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。以下「基金」という。）
- 四・五 (略)

(顧客資産から除かれる取引)

第十八条の六 法第七十九条の二十第三項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 店頭デリバティブ取引
- 二 外国市場デリバティブ取引
- 三 (略)

(付随する業務等に関する顧客資産)

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る業務(法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業に係るものに限る。)並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券(これらの有価証券にあつては、契約により金融商品取引業者が消費できるものを除く。)とする。

(加入義務を負わない金融商品取引業者等)

第十八条の七の二 法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者とする。

2 法第七十九条の二十七第二項に規定する政令で定める者は、同項

(顧客資産から除かれる取引)

第十八条の六 法第七十九条の二十第三項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 有価証券店頭デリバティブ取引
- 二 外国市場証券先物取引
- 三 (略)

(法第七十九条の二十第三項第四号の規定により政令で定める顧客資産)

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第四号に規定する政令で定めるものは、法第三十四条第一項(外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定により営む業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券(これらの有価証券にあつては、契約により証券会社が消費できるものを除く。)とする。

(新設)

に規定する登録又は変更登録を受けて第一種金融商品取引業を行おうとしない者とする。

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法第九十七条第一項(同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による配当の公告

二 (略)

三 会社更生法第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

五 (略)

(弁済が困難な場合として認められる場合)

第十八条の十 一般顧客が認定金融商品取引業者(法第七十九条の五十五第二項に規定する認定金融商品取引業者をいう。以下同じ。)に対して有する債権(当該一般顧客の顧客資産(法第七十九条の二十第三項に規定する顧客資産をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)について、基金が当該認定金融商品取引業者による円滑な弁済が困難であると認める場合は、当該認定金融商品取引業者の財産

(届出期間の変更事由)

第十八条の九 法第七十九条の五十五第二項に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 破産法(平成十六年法律第七十五号)第九十七条第一項(同法第二百九条第三項において準用する場合を含む。)の規定による配当の公告

二 (略)

三 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定

四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定

五 (略)

(弁済が困難な場合として認められる場合)

第十八条の十 一般顧客が認定証券会社(法第七十九条の五十五第二項に規定する認定証券会社をいう。以下同じ。)に対して有する債権(当該一般顧客の顧客資産(法第七十九条の二十第三項に規定する顧客資産をいう。以下同じ。)に係るものに限る。)について、基金が当該認定証券会社による円滑な弁済が困難であると認める場合は、当該認定証券会社の財産の状況及び法第四十七条(外国証券

の状況及び法第四十三條の二第一項及び第二項の規定による管理の状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁済に著しく日数を要すると認められる場合とする。

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八條の十一 法第七十九條の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 認定金融商品取引業者の役員(外国法人である認定金融商品取引業者にあつては、国内における代表者を含む。)

二 認定金融商品取引業者の親法人等及び子法人等

(削る)

三 (略)

四 補償対象債権に係る顧客資産のうち、振替機関等(社債等の振替に関する法律第二條第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)(の誤記載等(同法第五十八條に規定する誤記載等をいう。))によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理

業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。)(の規定による保管義務の履行の状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁済に著しく日数を要すると認められる場合とする。

(基金による支払の対象から除かれる者)

第十八條の十一 法第七十九條の五十六第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 認定証券会社の役員(外国証券会社にあつては、国内における代表者(外国証券業者に関する法律第二條第九号に規定する国内における代表者をいう。))を含む。)

二 認定証券会社(外国証券会社を除く。)(の親法人等(法第三十二條第五項に規定する親法人等をいう。))及び子法人等(同條第六項に規定する子法人等をいう。))

三 認定証券会社(外国証券会社に限る。)(の特定法人等(外国証券業者に関する法律第十四條第一項に規定する特定法人等をいう。))

四 (略)

五 補償対象債権に係る顧客資産のうち、振替機関等(社債等の振替に関する法律第二條第五項に規定する振替機関等をいう。以下この号において同じ。)(の誤記載等(同法第五十八條に規定する誤記載等をいう。))によつて受けた損害に係る債権であつて、破産手続、再生手続、更生手続、特別清算手続又は外国倒産処理

手続が開始されたときに現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前二号に掲げる者を除く。）

五（略）

第五章 金融商品取引所

（株式会社金融商品取引所の最低資本金の額）

第十九条 法第八十三条の二に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

（金融商品会員制法人の設立の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二 法第八十八条の二十二に規定する金融商品会員制法人の設立の無効の訴えについて、同条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条	本店	主たる事務所
第一項		

手続が開始されたときに現に破産直近上位機関等（同条に規定する破産直近上位機関等をいう。）に対して有する債権を有している振替機関等（当該債権に係る補償対象債権に限り、前三号に掲げる者を除く。）

六（略）

第五章 証券取引所

（株式会社証券取引所の最低資本金の額）

第十九条 法第八十五条に規定する政令で定める金額は、十億円とする。

（法第八十七条の八各項等に規定する政令で定める外国証券会社等）

第十九条の二 法第八十七条の八各項、第九十条、第九十五条第一号、第一百七条の二第一項第一号及び第一百七条の三第一項第一号に規定する政令で定める外国証券会社又は法第一百七条の二第一項第一号及び第一百七条の三第一項第一号に規定する政令で定める許可外国証券業者は、その本店の所在する国において外国有価証券市場（法第二条第八項第三号に規定する外国有価証券市場をいう。以下同じ。）を開設する者への証券会社又はその役職員の加入が制限されていない場合における外国証券会社又は許可外国証券業者に限る。ただし、当該場合における外国証券会社又は許可外国証券業者に限るこ

(金融商品会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の二の二 法第九十条に規定する登記について、同条において商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十七条第三項	その支店	その従たる事務所
第二十一条第一項	商号	名称
第二十四条第一号	営業所	事務所
第二十四条第三号及び第十四号	商号	名称
第二十七条	商号の登記	金融商品会員制法人の名称の登記
	その商号	その名称
	営業所(会社にあつ	主たる事務所

とが我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることとなる場合は、この限りでない。

(証券会員制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の二の二 法第八十九条の十一に規定する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十七条	営業所(会社にあつては、本店、以下この条において同じ。)	主たる事務所
	係る営業所	係る主たる事務所

ては、本店、以下この条において同じ。）

（金融商品会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の三 法第百条の七第一項に規定する金融商品会員制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号	金融商品取引法第百条の十七第一項において準用する第六百四十四条各号（第三号を除く。）
第六百六十二条及び第六百六十四条	社員	会員

2 法第百条の十七第二項に規定する金融商品会員制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 読み替えられる字句 読み替える字句

（証券会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の三 法第百条の七第一項に規定する証券会員制法人の解散及び清算について、同項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号	第六百四十四条各号（第三号を除く。）
（新設）	（新設）	（新設）

（新設）

法の規定		
第八百六十八条	本店	
第一項		主たる事務所

(会員金融商品取引所の会員が組織変更後株式会社金融商品取引所の株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の二の四 法第一百一条の六第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(情報通信の技術を利用する方法)

第十九条の二の五 組織変更時発行株式(法第一百一条の九第一号に規定する組織変更時発行株式をいう。)(の引受けの申込みをする者)(次項において「申込者」という。)(は、法第一百一条の十三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、会員金融商品取引所に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に

(会員証券取引所の会員が組織変更後株式会社証券取引所の株式又は金銭の割当てを受ける場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の二の四 法第一百一条の六第一項の規定により株式又は金銭の割当てを受ける場合について、同条第二項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(情報通信の技術を利用する方法)

第十九条の二の五 組織変更時発行株式(法第一百一条の九に規定する組織変更時発行株式をいう。)(の引受けの申込みをする者)(次項において「申込者」という。)(は、法第一百一条の十三項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、会員証券取引所に対し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を

よる承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た申込者は、会員金融商品取引所から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、会員金融商品取引所に対し、法第百一条の十第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、会員金融商品取引所が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(会員金融商品取引所が組織変更に際して金銭以外の財産を出資の目的とする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の二の六 法第百一条の九第三号に規定する金銭以外の財産を出資の目的とする場合について、法第百一条の十六第三項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百七条第一項、第三項、第六項及び第九項第五号並びに第二百十二条第一項(第一号を除く。)	株式会社	会員金融商品取引所

得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た申込者は、会員証券取引所から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、会員証券取引所に対し、法第百一条の十第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、会員証券取引所が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(新設)

第二百十三条第一項(第一号及び第三号を除く)	取締役等 株式会社 株主総会 取締役として	理事 総会 理事として
第二百十三条第二項	取締役等	理事
第二百十三条第三項	株式会社	会員金融商品取引所
第二百十三条第四項	取締役等	理事
第八百六十八条第一項	会社の本店	会員金融商品取引所の主たる事務所
第八百七十条第七号	株式会社	会員金融商品取引所

(会員金融商品取引所の組織変更の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の二の七 法第百二条第一項に規定する会員金融商品取引所の組織変更の無効の訴えについて、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(新設)

第八百三十四条 第六号	組織変更後の会社	組織変更後株式会社金融商 品取引所
第八百三十五条 第一項	会社の本店	組織変更後株式会社金融商 品取引所の本店
第九百三十七条 第三項第一号	組織変更後の会社	組織変更後株式会社金融商 品取引所

(自主規制法人の設立の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の二の八 法第百一条の七に規定する自主規制法人の設立の無効の訴えについて、同条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条 第一項	本店	主たる事務所

(自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の二の九 法第百一条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(新設)

(新設)

登記法の規定	その支店	その従たる事務所
第十七条第三項	商号	名称
第二十一条第一項	営業所	事務所
第二十四条第一号	商号	名称
第二十四条第十号及び第十四号	商号の登記	自主規制法人の名称の登記
第二十七条	その商号 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。）	その名称 主たる事務所

（自主規制法人の理事会の議事録の閲覧又は謄写の請求に係る許可について準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の二の十 法第百一条の三十一第二項の許可について、同条第四項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

（新設）

第八百六十八条 第一項	本店	主たる事務所
----------------	----	--------

(自主規制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の二の十一 法第二百二条の三十七第一項に規定する自主規制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百九十二条第一項	第四百七十五条各号	金融商品取引法第二百二条の三十七第一項において準用する第四百四十四条各号(第三号を除く。)
第六百六十三条及び第六百六十四条	社員	会員

2 法第二百二条の三十七第二項に規定する自主規制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(新設)

第八百六十八条 本店	主たる事務所
第一項	

(特別の関係)

第十九条の三 法第百三条の二第五項第二号(法第百三条の三第二項、第百六条の九及び第百八条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社金融商品取引所(法第百三条の二第五項の規定を法第百八条(法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。)において準用する場合にあつては、金融商品取引所持株会社。以下この号において同じ。)の対象議決権(法第百三条の二第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社金融商品取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において、「共同保有者」という。)の関係
- 二 (略)
- 三 会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において、「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において、「被支配会社」という。)との関係

四 (略)

2 共同保有者が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、それぞれ

(特別の関係)

第十九条の三 法第百三条第五項第二号(法第百三条の二第二項、第百六条の九及び第百六条の三十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特別の関係は、次に掲げる関係とする。

- 一 共同で株式会社証券取引所(法第百三条第五項の規定を法第百六条の三十(法第百六条の二十八第四項に係る部分を除く。)において準用する場合にあつては、証券取引所持株会社。以下この号において同じ。)の対象議決権(法第百三条第一項に規定する対象議決権をいう。以下この号において同じ。)を取得し、若しくは保有し、又は当該株式会社証券取引所の対象議決権を行使することを合意している者(以下この条において、「共同保有者」という。)の関係
- 二 (略)
- 三 会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者(以下この条において、「支配株主等」という。)と当該会社(以下この条において、「被支配会社」という。)との関係

四 (略)

2 共同保有者が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該共同保有者は、

当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

(一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 法第百五条の七第四項に規定する一時自主規制委員の職務を行う者の選任の申立てについて、同条第六項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百七十条第二号	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役員若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、第四百七	一時自主規制委員の職務を行う者

それぞれ当該会社の支配株主等とみなして前項の規定を適用する。

3 夫婦が合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該夫婦は、それぞれ当該会社の支配株主等とみなして第一項の規定を適用する。

4 支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社も、当該支配株主等の被支配会社とみなして第一項の規定を適用する。

(新設)

	第八百七十四条 第一号
十九条第四項において準用する第三百四十六條第二項若しくは第四百八十三條第六項において準用する第三百五十一條第二項の規定により選任された一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役又は第八百二十五條第二項（第八百二十七條第二項において準用する場合を含む。）の管理人	一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を
	一時自主規制委員の職務を行う者

	<p>代表する清算人、同 号に規定する一時清 算人若しくは代表清 算人の職務を行うべ き者、検査役、第五 百一条第一項（第八 百二十二条第三項に おいて準用する場合 を含む。）若しくは 第六百六十二条第一 項の鑑定人、第五百 八条第二項（第八百 二十二条第三項にお いて準用する場合を 含む。）若しくは第 六百七十二条第三項 の帳簿資料の保存を する者、社債管理者 の特別代理人又は第 七百十四条第三項の 事務を承継する社債 管理者</p>
<p>選任又は選定</p>	<p>選任</p>

(株式会社金融商品取引所の対象議決権の保有基準割合を超えて対象議決権を取得し又は保有することができる者)

第十九条の三の三 法第百六条の三第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

(上場の承認を必要とする市場)

第十九条の三の四 法第百二十二条第一項に規定する政令で定める市場は、外国金融商品市場(これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。)とする。

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により株主及び新株予約権者に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の五 (略)

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の六 法第百三十九条の十一第一項の規定による請求について、同条第一項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

(新設)

(新設)

(吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により株主及び新株予約権者に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の二 (略)

(新設)

第七百九十七条	存続株式会社等	吸収合併存続株式会社金融
第六項並びに第七百九十八条第一項、第二項及び第四項		商品取引所

(吸収合併存続株式会社金融商品取引所が電子公告により吸収合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の七 (略)

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株主及び登録株式質権者等に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の八 (略)

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の九 法第三百三十九条の十七第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

(吸収合併存続株式会社証券取引所が電子公告により吸収合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の三 (略)

(新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株主及び登録株式質権者等に対する通知に代わる公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の四 (略)

(新設合併消滅株式会社証券取引所の株主の株式買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の五 法第三百三十九条の十七第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-------------	-----------	---------

第八百六条第五 項	第三項	金融商品取引法第百二十九 条の十六第一項
第八百七条第一 項	(略) 消滅株式会社等	(略) 新設合併消滅株式会社金融 商品取引所
第八百七条第二 項及び第四項	消滅株式会社等 、新設合併設立会社 立会社 新設合併をする場合 における新設合併設 立会社	、新設合併設立株式会社金 融商品取引所 新設合併消滅株式会社金融 商品取引所

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十 法第百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五 項	第三項	金融商品取引法第百二十九 条の十六第一項

第八百六条第五 項	第三項	証券取引法第百三十九条の 十六第一項
第八百七条第一 項	(略) 新設合併をする場合 における新設合併設 立会社	(略) 新設合併設立株式会社証券 取引所
(新設)	、新設合併設立会社 券取引所	、新設合併設立株式会社証 券取引所

(新設合併消滅株式会社証券取引所の新株予約権の新株予約権者が有する新株予約権買取請求について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の六 法第百三十九条の十八第一項の規定による請求について、同条第二項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百八条第五 項	第三項	証券取引法第百三十九条の 十六第一項

第八百八条第六項	(略)	消滅株式会社等	(略)	新設合併消滅株式会社金融商品取引所
第八百九条第一項	(略)	消滅株式会社等 新設合併をする場合 における新設合併設 立会社	(略)	新設合併消滅株式会社金融 商品取引所
第八百九条第二項、第四項、第六項及び第七項	(略)	、新設合併設立会社 消滅株式会社等	(略)	、新設合併設立株式会社金 融商品取引所 新設合併消滅株式会社金融 商品取引所

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により新設合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十一 (略)

(合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十二 法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一

(新設)	(略)	(新設)	(略)	(新設)
第八百九条第一項	(略)	新設合併をする場合 における新設合併設 立会社	(略)	新設合併設立株式会社証券 取引所
(新設)	(略)	、新設合併設立会社 券取引所	(略)	、新設合併設立株式会社証 券取引所

(新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により新設合併について異議を述べることができる旨等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の七 (略)

(合併により出資一口又は一株に満たない端数を生じる場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の八 法第百三十六条第一項の合併により出資一口又は一株に満たない端数を生ずる場合について、法第百四十三条第一項

項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百三十四条	会社の	金融商品取引所の
第一項第五号及び第六号	社員	会員
第二百三十四条第二項	(略)	(略)
第八百六十八条	会社の本店	金融商品取引所の本店(会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所)
第一項		

(新設合併消滅株式会社金融商品取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の十三 (略)

(合併による金融商品取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の三の十四 法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(新設)	(新設)	(新設)
第二百三十四条第二項	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

(新設合併消滅株式会社証券取引所が電子公告により株券の提出に関する公告等をする場合について準用する会社法の規定の読替え)

第十九条の三の九 (略)

(合併による証券取引所の登記について準用する商業登記法の規定の読替え)

第十九条の三の十 法第百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第百四十五条第一項において商業登記法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

					読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	する。
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	(略)	金融商品取引法第三百二十九条の四第四項において準用する同法第一百一条の四第二項	金融商品取引法第三百二十九条の四第四項において準用する同法第一百一条の四第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	(略)	金融商品取引法第四百三十二条第二項	金融商品取引法第四百三十二条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)	(略)	金融商品取引法第三百二十九条の三第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	金融商品取引法第三百二十九条の三第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項(第三号を除き、同法第八百十二条第二項において準用する場合を含む。)	(略)	金融商品取引法第三百二十九条の五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	金融商品取引法第三百二十九条の五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		

					読み替える商業登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	る。
第八十条第三号	会社法第七百九十九条第二項	(略)	証券取引法第三百二十九条の四第四項において準用する同法第一百一条の四第二項	証券取引法第三百二十九条の四第四項において準用する同法第一百一条の四第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		
第八十条第四号	会社法第四百四十五条第五項	(略)	証券取引法第四百三十二条第二項	証券取引法第四百三十二条第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		
第八十条第八号	会社法第七百八十九条第二項(第三号を除き、同法第七百九十三条第二項において準用する場合を含む。)	(略)	証券取引法第三百二十九条の三第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	証券取引法第三百二十九条の三第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		
第八十一条第八号	会社法第八百十条第二項(第三号を除き、同法第八百十二条第二項において準用する場合を含む。)	(略)	証券取引法第三百二十九条の五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	証券取引法第三百二十九条の五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項	読み替えられる字句	読み替える字句		

2 法第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第四百十五
 条第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項
 の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業 登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六 条第一項本文又は第 三項本文	金融商品取引法第二百二十九 条の九第一項本文
第八十条第三号	(略)	(略)
第八十条第四号	会社法第七百九十九 条第二項	金融商品取引法第二百二十九 条の十二第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九 条第五項	金融商品取引法第四百十三 条第二項
第八十一条第六 号	会社法第八百四十九 条第二項(第三号を 除き、同法第七百九 十三条第二項におい て準用する場合を含 む。)	金融商品取引法第二百二十九 条の三第五項において準用 する同法第一百一条の四第二 項
第八十一条第八 号	会社法第八百四十九 条第一項及び第三項	金融商品取引法第二百二十九 条の十五第一項及び第四項

2 法第三百三十六条第二項第一号に掲げる場合について、法第四百十五
 条第二項において商業登記法の規定を準用する場合における同項
 の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える商業 登記法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八十条第二号	会社法第七百九十六 条第一項本文又は第 三項本文	証券取引法第二百二十九条の 九第一項本文
第八十条第三号	(略)	(略)
第八十条第四号	会社法第七百九十九 条第二項	証券取引法第二百二十九条の 十二第二項
第八十条第八号	会社法第七百八十九 条第五項	証券取引法第四百十三 条第二項
第八十一条第六 号	会社法第八百四十九 条第二項(第三号を 除き、同法第七百九 十三条第二項におい て準用する場合を含 む。)	証券取引法第二百二十九条の 三第五項において準用する 同法第一百一条の四第二項
第八十一条第八 号	会社法第八百四十九 条第一項及び第三項	証券取引法第二百二十九条の 十五第一項及び第四項

号	二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	条の五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項又は同法第三百三十九条の十九において準用する同法第三百三十九条の十二第三項
(略)	(略)	(略)

（合併の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第十九条の三の十五 法第三百三十六条第一項の合併の無効の訴えについて、法第四百四十六条において会社法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百三十五条第一項	本店	本店（会員金融商品取引所にあつては、主たる事務所
第九百三十七条第四項	支店	支店（会員金融商品取引所にあつては、従たる事務所

（自主規制法人について準用する監督規定の読替え）

第十九条の三の十六 自主規制法人が法第八十五条第一項の認可により金融商品取引所から委託を受けて当該金融商品取引所に係る自主

号	二項（第三号を除き、同法第八百十三条第二項において準用する場合を含む。）	五第五項において準用する同法第一百一条の四第二項又は同法第三百三十九条の十九において準用する同法第三百三十九条の十二第三項
(略)	(略)	(略)

（新設）

（新設）

規制業務を行う場合の監督について、法第一百五十三条の四において法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十八条	免許	第二百一条の十四の認可
第四百四十九条第一項	第八十二条第二項各号	第二百一条の十六第二項において準用する第八十二条第二項各号
第四百四十九条第二項	、業務規程又は受託契約準則	又は業務規程
第四百四十九条第二項	第八十一条第一項第二号	第二百一条の十五第一項第二号
	、業務規程、受託契約準則及び第一百五十六条の十九の承認を受けて行う金融商品債務引受業に係る業務方法書	及び業務規程
第一百五十三条	業務規程、受託契約準則	業務規程

第五章の二 外国金融商品取引所

第五章の二 外国証券取引所

(経験年数の要件)

第十九条の四 (略)

2 法第五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国金融商品市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一 (略)

二 分割により認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を承継させた者

三 認可申請者に外国金融商品市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を譲渡した者

四 (略)

(貸付けの対象となる取引)

第十九条の六 法第五十六条の二十四第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買又は有価証券関連市場デリバティブ取引

二 金融商品取引所の会員等(法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。以下同じ。)による有価証券等清算取次ぎ(信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券

(経験年数の要件)

第十九条の四 (略)

2 法第五十五条の三第二項第一号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる者が外国有価証券市場を開設してから経過した期間を認可申請者が当該市場を開設してから経過した期間とみなして認可申請者の当該期間を算定した場合に、その期間が三年以上である場合とする。

一 (略)

二 分割により認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を承継させた者

三 認可申請者に外国有価証券市場を開設する業務の全部又は一部(内閣府令で定める場合に限る。)を譲渡した者

四 (略)

(法第五十六条の二十四第一項に規定する政令で定める取引)

第十九条の六 法第五十六条の二十四第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等

二 証券取引所の会員等(法第六十一条第一項に規定する会員等をいう。以下同じ。)による有価証券等清算取次ぎ(信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等であつて、

の売買若しくは有価証券関連市場デリバティブ取引であつて、当該金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場において行われるものに係るものに限る。）

三 認可金融商品取引業協会の協会員による有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は金融商品取引業者が自己の計算において行う有価証券の売買であつて、当該認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場において行われるものに係るものに限る。）

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項に規定する目的をもつてする一連の有価証券売買等（同条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項において同じ。）をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等（法第四十四条第一号に規定する委託等をいう。第三項及び次条において同じ。）若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることとをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この条から第二十二条までにおいて同じ。）を容易にするために取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすること

当該証券取引所が開設する取引所有価証券市場において行われるものに係るものに限る。）

三 証券業協会の協会員による有価証券等清算取次ぎ（信用取引又は証券会社が自己の計算において行う有価証券の売買等であつて、当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場において行われるものに係るものに限る。）

（安定操作取引をすることができる場合）

第二十条 安定操作取引（法第五十九条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する目的をもつてする一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等をいう。以下同じ。）又はその申込み、委託等若しくは受託等（媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）又は代理の申込みを受けることとをいう。次条において同じ。）は、有価証券の募集又は売出しを容易にするために取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場において一連の上場有価証券売買等又は一連の店頭売買有価証券売買等を行う場合でなければ、してはならない。

2 前項の場合において、自己の計算において安定操作取引をすること

とができる金融商品取引業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金融商品取引業者に限るものとする。

一 当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合 当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者として当該届出書に記載された金融商品取引業者

二 その他の場合 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会。次項第五号並びに第二十一条第三項及び第四項において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する金融商品取引業者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した金融商品取引業者

3 第一項の場合において、安定操作取引の委託等を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一・二 （略）
三 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四 （略）

五 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所の規則で定めるところにより、

とができる証券会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める証券会社に限るものとする。

一 当該募集又は売出しについて法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の届出書の提出がある場合 当該募集に係る有価証券の発行者又は当該売出しに係る有価証券の所有者と法第二十一条第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する元引受契約を締結する証券会社として当該届出書に記載された証券会社

二 その他の場合 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、当該有価証券を登録する各証券業協会。第三項第五号、第二十一条第三項及び第四項並びに第二十三条において同じ。）の規則で定めるところにより、前号の元引受契約を締結する証券会社としてあらかじめ当該証券取引所に通知した証券会社

3 第一項の場合において、安定操作取引の委託等を行うことができる者は、次に掲げる者に限るものとする。

一・二 （略）
三 当該募集若しくは売出しに係る有価証券の発行者と内閣府令で定める密接な関係にある会社の役員

四 （略）

五 当該募集又は売出しに係る有価証券の発行者が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所の規則で定めるところにより、

り、安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該金融商品取引所に通知した者

(目論見書への記載)

第二十一条 安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券に係る目論見書に、次に掲げる事項の記載がある場合でなければ、してはならない。

一 (略)

二 当該有価証券が上場有価証券(金融商品取引所が上場する有価証券をいう。第二十三条第一号及び第二十五条第一号において同じ。)である場合には、安定操作取引が行われる取引所金融商品市場及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の全部の名称又は商号並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる取引所金融商品市場(第二十四条において「主たる取引所金融商品市場」という。)及び当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の名称又は商号

三 当該有価証券が店頭売買有価証券である場合には、安定操作取引が行われる店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の全部の名称並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる店頭売買有価証券市場(第二十四条において「主たる店頭売買有価証券市場」という。)及び当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会

安定操作取引の委託等を行うことがある者としてあらかじめ当該証券取引所に通知した者

(目論見書への記載)

第二十一条 安定操作取引又はその申込み、委託等若しくは受託等は、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券に係る目論見書に、次に掲げる事項の記載がある場合でなければ、してはならない。

一 (略)

二 当該有価証券が上場有価証券(法第五十九条第一項に規定する上場有価証券をいう。第二十五条において同じ。)である場合には、安定操作取引が行われる取引所有価証券市場及び当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の全部の名称又は商号並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる取引所有価証券市場(第二十四条において「主たる取引所有価証券市場」という。)及び当該取引所有価証券市場を開設する証券取引所の名称又は商号

三 当該有価証券が店頭売買有価証券である場合には、安定操作取引が行われる店頭売買有価証券市場及び当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会の全部の名称並びに主たる安定操作取引が行われると見込まれる店頭売買有価証券市場(第二十四条において「主たる店頭売買有価証券市場」という。)及び当該店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会の名称

の名称

(安定操作取引の場所及び期間)

第二十二條 安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引(当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買)によらなければ、してはならない。

2 (略)

3 前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格(新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。)が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4 第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所金融商品市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格(当該発行者が発行する有価証券が店頭

(安定操作取引の場所及び期間)

第二十二條 安定操作取引は、前条第二号の規定により目論見書に記載された取引所有価証券市場における有価証券の売買等(当該安定操作取引に係る有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては、同条第三号の規定により目論見書に記載された店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売買)によらなければ、してはならない。

2 (略)

3 前項の場合において、同項各号に掲げる期間の開始前に当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格(新株予約権付社債券にあつては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格。以下この条において同じ。)が決定されていないときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

4 第二項の場合において、当該安定操作取引によりその募集又は売出しを容易にしようとする有価証券の発行価格又は売出価格が、一の取引所有価証券市場の一の日における当該有価証券の発行者が発行する有価証券の最終価格(当該発行者が発行する有価証券が店頭

売買有価証券である場合にあっては、一の店頭売買有価証券市場の一日における当該店頭売買有価証券の最終価格)に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各金融商品取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

(安定操作取引の届出)

第二十三条 安定操作取引が開始された日(次条において「安定操作開始日」という。)に安定操作取引を行った金融商品取引業者は、その日における最初の安定操作取引を行った後、直ちに、当該金融商品取引業者の商号、当該安定操作取引に係る有価証券(以下この条から第二十五条までにおいて「安定操作有価証券」という。)(の銘柄及び成立価格(次条において「安定操作開始価格」という。)(その他内閣府令で定める事項を記載した書面(第二十六条において「安定操作届出書」という。)(三通を金融庁長官に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、当該安定操作有価証券が次の各号に掲げる有価証券のいずれに該当するかの区分に応じ当該各号に定める者にその写しを提出しなければならない。

一 上場有価証券 当該安定操作有価証券を上場する各金融商品取引所

二 店頭売買有価証券 当該安定操作有価証券を登録する各認可金

売買有価証券である場合にあっては、一の店頭売買有価証券市場の一日における当該店頭売買有価証券の最終価格)に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されているときは、同項の規定にかかわらず、当該有価証券の発行者が発行する有価証券を上場する各証券取引所がその規則の定めるところによりその者から当該有価証券の発行価格又は売出価格の確定値の通知を受ける日までは、当該安定操作取引をしてはならない。

(安定操作取引の届出)

第二十三条 安定操作取引が開始された日(次条において「安定操作開始日」という。)に安定操作取引を行なった証券会社は、その日における最初の安定操作取引を行なった後、直ちに、当該証券会社の商号、当該安定操作取引に係る有価証券の銘柄及び成立価格(次条において「安定操作開始価格」という。)(その他内閣府令で定める事項を記載した書面(第二十六条において「安定操作届出書」という。)(三通を金融庁長官に提出するとともに、当該有価証券を上場する各証券取引所にその写しを提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(安定操作取引価格の制限)

第二十四条 取引所金融商品市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、安定操作有価証券を買い付けてはならない。

- 一 安定操作開始日における安定操作取引 次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に定める価格
 - イ 最初の安定操作取引 第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（次条及び第二十六条において「安定操作期間」という。）の主たる取引所金融商品市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該取引所金融商品市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買があった日の直近の日の最終価格。以下この項において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格
 - ロ その後に行う安定操作取引 当該金融商品取引業者の安定操作開始価格
- 二 安定操作開始日後における安定操作取引 安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った金融商品取引業者が二以

(安定操作取引価格の制限)

第二十四条 取引所有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社は、次の各号に掲げる安定操作取引の区分に応じ当該各号に定める価格を超えて、当該安定操作取引に係る有価証券（以下この条及び次条において「安定操作有価証券」という。）を買い付けてはならない。

- 一 安定操作開始日における安定操作取引 次に掲げる安定操作取引の区分に応じそれぞれ次に定める価格
 - イ 最初の安定操作取引 第二十二条第二項から第四項までの規定により安定操作取引をすることができる期間（以下第二十六条までにおいて「安定操作期間」という。）の主たる取引所有価証券市場における当該安定操作有価証券の前日の最終価格（当該取引所有価証券市場において、当該前日に当該安定操作有価証券の売買がない場合には、その日前における当該売買があった日の直近の日の最終価格。以下この項において「前日の安定操作基準最終価格」という。）又は安定操作開始日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格
 - ロ その後に行う安定操作取引 当該証券会社の安定操作開始価格
- 二 安定操作開始日後における安定操作取引 安定操作開始価格（安定操作開始日に安定操作取引を行った証券会社が二以上ある場

上ある場合には、これらの金融商品取引業者の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行うおとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

- 2 前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う金融商品取引業者について準用する。

（安定操作報告書の提出）

第二十五条 安定操作取引を行った金融商品取引業者は、その最初に行つた安定操作取引の日から安定操作期間の末日までの間における安定操作有価証券の売買について、当該売買を行った日の翌日までに、当該売買の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面（次条において「安定操作報告書」という。）三通を金融庁長官に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、当該安定操作有価証券が次の各号に掲げる有価証券のいずれに該当するかの区分に応じ当該各号に定める者にその写しを提出しなければならない。

一 上場有価証券 当該安定操作取引が行われた取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所

二 店頭売買有価証券 当該安定操作取引が行われた店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会

（安定操作届出書等の公衆縦覧）

第二十六条 （略）

- 2 金融商品取引所及び認可金融商品取引業協会は、第二十三条及び

合には、これらの証券会社の安定操作開始価格のうち最も低いもの）又は安定操作取引を行うおとする日の前日の安定操作基準最終価格のうちいずれか低い価格

- 2 前項の規定は、店頭売買有価証券市場において安定操作取引を行う証券会社について準用する。

（安定操作報告書の提出）

第二十五条 安定操作取引を行った証券会社は、その最初に行つた安定操作取引の日から安定操作期間の末日までの間における安定操作有価証券の売買について、当該売買を行った日の翌日までに、当該売買の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した書面（次条において「安定操作報告書」という。）三通を金融庁長官に提出するとともに、内閣府令で定めるところにより、当該安定操作有価証券が次の各号に掲げる有価証券のいずれに該当するかの区分に応じ当該各号に定める者にその写しを提出しなければならない。

一 上場有価証券 当該安定操作取引が行われた取引所有価証券市場を開設する証券取引所

二 店頭売買有価証券 当該安定操作取引が行われた店頭売買有価証券市場を開設する証券業協会

（安定操作届出書等の公衆縦覧）

第二十六条 （略）

- 2 証券取引所及び証券業協会は、第二十三条及び前条の規定により

前条の規定により提出された前項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所又は本店、支店その他の営業所に備え置き、これらの書類の写しを当該各号に定める日（安定操作届出書の写しについては、金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会に提出があつた日）から一月間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（空売りに該当する場合）

第二十六条の二 法第六十二条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、その有している有価証券（借り入れているものを除く。）の売付け後遅滞なく当該有価証券を提供できることが明らかでない場合とする。

（空売りをを行う場合の明示及び確認）

第二十六条の三 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該金融商品取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

提出された前項各号に掲げる書類の写しを、内閣府令で定めるところにより、その事務所又は本店、支店その他の営業所に備え置き、これらの書類の写しを当該各号に定める日（安定操作届出書の写しについては、証券取引所又は証券業協会に提出があつた日）から一月間、公衆の縦覧に供しなければならない。

（法第六十二条第一項第一号に規定する政令で定める場合）

第二十六条の二 法第六十二条第一項第一号に規定する政令で定める場合は、その有している有価証券（借り入れているものを除く。）の売付け後遅滞なく当該有価証券を提供できることが明らかでない場合をいう。

（空売りをを行う場合の明示及び確認）

第二十六条の三 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする自己の計算による有価証券の売付け若しくは売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）をした有価証券の売付け又は有価証券等清算取次ぎの委託（売付けの委託に限る。以下この項において「清算取次ぎ委託」という。）について、当該証券取引所に対し、これらの有価証券の売付け又は清算取次ぎ委託が空売り（次の各号のいずれかに該当する売付け又は清算取次ぎ委託をいう。以下同じ。）であるか否かの別を明らかにしなければならない。

一〇四（略）

- 2 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。
- 3 取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。
- 4 取引所金融商品市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。
- 5 前各項の規定は、法第二十一条第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。
- 6 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「法第二十一条第一号に掲げる取引」その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

一〇四（略）

- 2 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託を除く。）について、当該有価証券の売付けの委託者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。
- 3 取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を確認しなければならない。
- 4 取引所有価証券市場においてする有価証券の売付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）又は委託の取次ぎの申込者は、その委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し、当該有価証券の売付けが空売りであるか否かの別を明らかにしなければならない。
- 5 前各項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。
- 6 前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引」その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

(空売りをを行う場合の価格)

第二十六条の四 金融商品取引所の会員等は、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該金融商品取引所が当該空売りの直前に公表した当該取引所金融商品市場における価格(売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。以下この条において「直近公表価格」という。)以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直前に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格(売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格。次項において同じ。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

2 取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行つよう指示をしてはならない。ただし、当該金融商品取引所が当該直近公表価格の直前に公表した当該取引所金融商品市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

(空売りをを行う場合の価格)

第二十六条の四 証券取引所の会員等は、当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場において自己の計算による空売り又は受託をした空売りを行おうとするときは、当該空売りに係る有価証券につき当該証券取引所が当該空売りの直前に公表した当該取引所有価証券市場における価格(売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。以下この条において「直近公表価格」という。)以下の価格において当該空売りを行つてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直前に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格(売買価格の決定方法が競売買の方法以外の方法であつて内閣府令で定めるものである場合については、内閣府令で定める価格とする。次項において同じ。)を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りについては、この限りでない。

2 取引所有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者は、当該空売りの委託又は委託の取次ぎの相手方に対し、当該空売りに係る有価証券につき直近公表価格以下の価格において当該空売りを行つよう指示をしてはならない。ただし、当該証券取引所が当該直近公表価格の直前に公表した当該取引所有価証券市場における当該直近公表価格と異なる価格を当該直近公表価格が上回る場合に当該直近公表価格において行う当該空売りの指示については、この限りでない。

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

5 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。
この場合において、前項中「法第二条第二十一項第一号に掲げる取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

(上場会社等の有価証券から除くもの)

第二十七条 法第六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第五号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産(資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この条において同じ。)を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券(特定社債券を除く。)として内閣府令で定めるものとする。

(その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲)

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券(前条に規定するものを

3 (略)

4 第一項及び第二項の規定は、有価証券先物取引その他の内閣府令で定める取引については、適用しない。

5 前各項の規定は、証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。この場合において、前項中「有価証券先物取引その他の内閣府令」とあるのは、「内閣府令」と読み替えるものとする。

(法第六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるもの)

第二十七条 法第六十三条第一項に規定する有価証券から除くものとして政令で定めるものは、法第二条第一項第四号に掲げる有価証券のうち当該有価証券の発行により得られる金銭をもつて特定資産を取得し、当該特定資産の管理及び処分により得られる金銭をもつて当該有価証券の債務が履行されることとなる有価証券(法第二条第一項第三号の二に掲げる特定社債券を除く。)として内閣府令で定めるものとする。

(その発行者が上場会社等となる有価証券の範囲)

第二十七条の二 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券(前条に規定するも

除く。) で金融商品取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券(前条に規定するものを除く。以下この条において同じ。) で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

二 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券(前号に掲げるものを除く。) を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。) を受託有価証券とする有価証券信託受益証券で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

五 外国の者の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前二号に掲げるものを除く。) の預託を受けた者が当該証券又は証書

を除く。) で証券取引所に上場されているもの、店頭売買有価証券又は取扱有価証券に該当するものその他の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。) で、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(新設)
二 外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(新設)
三 外国法人の発行する証券又は証書のうち法第二条第一項第四号、第五号の二又は第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。) の預託を受けた者が当該証券又は証書

の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するものうち、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(特定有価証券の範囲)

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券(第二十七条に規定するものを除く。)(その他の政令で定める有価証券(次条から第二十七条の六まで及び第二十八条の第十二号において「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第五号、第七号又は第九号に掲げる有価証券(第二十七条に規定するものを除く。)

二 外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの(前号に掲げるものを除く。)(で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの)

四 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券

書の発行された国以外の国において発行する証券又は証書で、当該預託を受けた証券又は証書に係る権利を表示するものうち、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(特定有価証券の範囲)

第二十七条の三 法第六十三条第一項に規定する法第二条第一項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券(第二十七条に規定するものを除く。)(その他の政令で定める有価証券(以下第二十七条の六までにおいて「特定有価証券」という。)は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第四号、第五号の二若しくは第六号に掲げる有価証券(第二十七条に規定するものを除く。)

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券(第二十七条に規定するものを除く。)(の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(新設)

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券

券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条及び第二十七条の六において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び

券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（関連有価証券の範囲）

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二 法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。第三十二条の二第三号及び

第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

五 有価証券信託受益証券で、当該上場会社等の特定有価証券を受託有価証券とするもの

六 (略)

七 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

第二十七条の七 (略)

(組合に類似する団体)

第二十七条の八 法第百六十五条の二第一項に規定する政令で定めるものは、外国の法令に基づいて設立された団体であつて、次に掲げる組合に類似するものとする。

一 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約によつて成立する組合

二 投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)(第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合

三 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号

び第三十三条の二第二号において同じ。）又はこれに類する外国投資法人の発行するもの

三 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示するもの

四 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該上場会社等の特定有価証券に係る権利を表示するもの

(新設)

五 (略)

六 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

第二十七条の七 (略)

(新設)

（第二条に規定する有限責任事業組合）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十八条 法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 固定資産（法人税法第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四（略）

五 金融商品取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六 認可金融商品取引業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七 認可金融商品取引業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（認可金融商品取引業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、

第三十条第一項第二号及び第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八〇十一（略）

（親会社）

第二十九条の三 法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配す

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十八条 法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十二号に掲げる固定資産をいう。第二十九条第三号において同じ。）の譲渡又は取得

四（略）

五 証券取引所に対する株券（優先出資証券を含む。次号及び第七号において同じ。）の上場の廃止に係る申請

六 証券業協会に対する株券の登録の取消しに係る申請

七 証券業協会に対する取扱有価証券である株券の取扱有価証券としての指定（証券業協会がその規則により有価証券を取扱有価証券とすることをいう。次条第十二号、第三十条第一項第二号及び

第四十三条の三第四項において同じ。）の取消しに係る申請

八〇十一（略）

（親会社）

第二十九条の三 法第百六十六条第五項に規定する他の会社を支配す

る会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項若しくは第二項の規定による四半期報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

（公表措置）

第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 （略）

二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各金融商品取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各認可金融商品取引業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各認可金融商品取引業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等）（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう

る会社として政令で定める会社は、他の会社（協同組織金融機関を含む。）が提出した法第五条第一項の規定による届出書、法第二十四条第一項の規定による有価証券報告書又は法第二十四条の五第一項の規定による半期報告書で法第二十五条第一項の規定により公衆の縦覧に供された直近のものにおいて記載された親会社とする。

（公表措置）

第三十条 法第六十六条第四項又は第六十七条第四項に規定する上場会社等若しくは当該上場会社等の子会社又は公開買付者等により多数の者の知り得る状態に置く措置として政令で定める措置がとられたことは、次の各号に掲げる措置のいずれかがとられたこととする。

一 （略）

二 法第六十三条第一項に規定する上場会社等が、その発行する有価証券を上場する各証券取引所（当該有価証券が店頭売買有価証券である場合にあつては当該有価証券を登録する各証券業協会とし、当該有価証券が取扱有価証券である場合にあつては当該有価証券の取扱有価証券としての指定を行う各証券業協会とする。以下この号において同じ。）の規則で定めるところにより、重要事実等又は公開買付け等事実（上場株券等）（法第二十四条の六第一項に規定する上場株券等をいう。）（法第二十七条の二十二の

第三十二条において同じ。）の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該金融商品取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該金融商品取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

2
(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）その他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国の者の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところによ

二第一項に規定する公開買付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を当該証券取引所に通知し、かつ、当該通知された重要事実等又は公開買付け等事実が、内閣府令で定めるところにより、当該証券取引所において公衆の縦覧に供されたこと。

2
(略)

(公開買付けに準ずる行為)

第三十一条 法第六十六條第六項第四号及び第六十七條第一項に規定する公開買付けに準ずる行為として政令で定めるものは、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当する株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）の発行者である会社の発行する株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券（外国法人の発行する証券又は証券で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、内閣府令で定めるものを除く。）又はその他内閣府令で定める有価証券（以下この条において「株券等」という。）を買い集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この条において同じ。）が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条において同じ。）の名義をもつて買い集める当該株券等に係る議決権の数（株券（外国法人の発行する証券又は証券で株券の性質を有するものを含む。）については株式に係る議決権の数を、その他のものについては内閣府令で定めるところによ

り換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。
（）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主等の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主等の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券）
第三十二条 法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。以下この条において同じ。）
- 二 株券に係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

三 株券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

り換算した株式に係る議決権の数をいう。以下この条において同じ。
（）の合計が当該株券等の発行者である会社の総株主の議決権の数の百分の五以上である場合における当該株券等を買集める行為（以下この条において「買集め行為」という。）とする。ただし、当該株券等を買集める者の当該買集め行為を開始する直前における株券等所有割合（自己又は他人の名義をもつて所有する当該株券等に係る議決権の数の合計を当該会社の総株主の議決権の数で除して得た割合をいう。以下この条において同じ。）が百分の五未満である場合には、当該買集め行為のうち株券等所有割合が百分の五を超える部分に係るものに限る。

（会社関係者等の特定有価証券等の取引の対象とならない有価証券）
第三十二条 法第百六十六条第六項第四号の二に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

- 一 株券（外国法人の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。次号において同じ。）
- 二 株券に係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券

（新設）

第三十二条の二 法第百六十六条第六号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一〇四（略）

五 第二十七条の四第五号に掲げる有価証券のうち、当該上場会社等の社債券を受託有価証券とするもの

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 外国の者の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

三 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、当該有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券が、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

四 外国の者の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前二号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券

一〇四（略）

（新設）

（特定株券等の範囲）

第三十三条 法第六十七條第一項に規定する上場等株券等（同項に規定する「上場等株券等」をいう。）又は上場株券等（法第二十四条の六に規定する「上場株券等」をいう。）の発行者である会社の発行する株券若しくは新株予約権付社債券その他の政令で定める有価証券（以下「特定株券等」という。）は、次に掲げるものとする。

一（略）

二 外国法人の発行する証券又は証書のうち前号に掲げる有価証券の性質を有するもので、証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

（新設）

三 外国法人の発行する証券又は証書のうち第一号に掲げる有価証券の性質を有するもの（前号に掲げるものを除く。）で、これに係る権利を表示する法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券

が金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(関連株券等の範囲)

第三十三条の二 法第六十七条第一項に規定する当該特定株券等に係るオプションを表示する法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下「関連株券等」という。)は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第十号に掲げる有価証券で、信託財産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することとを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの

二 法第二条第十一号に掲げる有価証券で、資産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等

三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係るオプションを表示するもの

四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係る権利を表示するもの

五 有価証券信託受益証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等を受託有価証券とするもの

六 (略)

券が証券取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券に該当するもの

(関連株券等の範囲)

第三十三条の二 法第六十七条第一項に規定する当該特定株券等に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券(以下「関連株券等」という。)は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することとを信託約款に定めた投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るもの

二 法第二条第七号の二に掲げる有価証券で、資産を当該公開買付け等に係る特定株券等のみに対する投資として運用することを規約に定めた投資法人又はこれに類する外国投資法人の発行する投資証券等

三 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係るオプションを表示するもの

四 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、当該公開買付け等に係る特定株券等に係る権利を表示するもの

(新設)

五 (略)

七 外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券(資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。)及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの(元本(発行時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

二 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの(元本(発行時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

三 (略)

四 法第二条第一項第八号及び第九号に掲げる有価証券(株券を除く。)

五 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券

六 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

六 外国法人の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

(株券及び優先出資証券に準ずる有価証券)

第三十三条の五 法第百七十二条第一項第一号に規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第三号の二に掲げる有価証券であつて、転換特定社債券(資産流動化法に規定する転換特定社債券をいう。第三号において同じ。)及び新優先出資引受権付特定社債券以外のもの(元本(発行時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

二 法第二条第一項第四号に掲げる有価証券であつて、法第三条に規定する政府が元本の償還及び利息の支払について保証している社債券及び新株予約権付社債券以外のもの(元本(発行時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

三 (略)

四 法第二条第一項第五号の二から第六号までに掲げる有価証券(株券及び優先出資証券を除く。)

五 法第二条第一項第七号に掲げる有価証券

六 法第二条第一項第七号の二に掲げる有価証券で、投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券(元本(発行時に確定するものに限る。))の償還を受けることができるものを除く。)

- 七 法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）
- 八 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 九 有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十五号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）
- 十 法第二条第一項第十六号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）
- 十一 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券（第二条の十一に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は前各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる有価証券の性質を有するもの
- 十二 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）
- 十三 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等）（法第三条第三号に規定する有価証券投資

- 等
- 七 法第二条第一項第七号の四に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）
- （新設）
- （新設）
- 八 法第二条第一項第九号に掲げる有価証券（第二条の二に規定する債券を除く。）で、株券、優先出資証券又は第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる有価証券の性質を有するもの
- 九 法第二条第一項第十号に掲げる有価証券（元本（発行時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。）
- 十 法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利（元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を

事業権利等をいう。以下同じ。) に該当するものに限り、元本(発生時に確定するものに限る。) の償還を受けることができるものを除く。) に係るオプションを表示するもの

十四 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの
十五 株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十六 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利(有価証券投資事業権利等に該当するもの) に限り、元本(発生時に確定するものに限る。) の償還を受けることができるものを除く。)

(算定基準有価証券)

第三十三條の五の二 法第七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一 法第二条第一項第八号に掲げる有価証券(新優先出資引受権を表示する証券を除く。)

二 法第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。)

三 法第二条第一項第十三号に掲げる有価証券

受けることができるものを除く。) に係るオプションを表示するもの

十一 法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に係る権利を表示するもの
十二 株券、優先出資証券又は第一号から第九号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十三 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第七号までに掲げる権利(元本(発生時に確定するもの) に限り、) の償還を受けることができるものを除く。)

(算定基準有価証券)

第三十三條の五の二 法第七十二条の二第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一 法第二条第一項第五号の三に規定する有価証券(新優先出資引受権を表示する証券を除く。)

二 法第二条第一項第七号及び第七号の二に規定する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資法人債券及び外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除く。)

三 法第二条第一項第七号の四に規定する有価証券

四 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（次号に掲げるものを除く。）

五 有価証券信託受益証券（株券、優先出資証券又は前各号若しくは次号から第十号までに掲げる有価証券を受託有価証券とするものに限る。）

六 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前三号に掲げる有価証券の性質を有するもの

七 法第二条第一項第十八号に掲げる有価証券

八 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限る。第十一号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

九 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

十 株券、優先出資証券又は前各号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

十一 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利

（違反行為の開始前の価格）

（新設）

（新設）

四 法第二条第一項第九号に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は第一号若しくは前号に掲げる有価証券の性質を有するもの

五 法第二条第一項第十号に規定する有価証券

六 法第二条第一項第十号の二に規定する有価証券で、株券、優先出資証券若しくは前各号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第五号までに掲げる権利に係るオプションを表示するもの

七 法第二条第一項第十号の三に規定する有価証券で、株券、優先出資証券又は前各号に掲げる権利を表示するもの

八 株券、優先出資証券又は第一号から第五号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

九 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号から第四号までに掲げる権利

（違反行為の開始前の価格）

第三十三條の六 法第七十三條第一項第一号口に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け又は法第二十一条第二号から第五号までに掲げる取引の場合 違反行為（法第七十三條第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第四号及び第九号並びに第三十三條の八第四号及び第九号において同じ。）の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格。

ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場以外の金融商品市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、法第二十一条第二号から第六号までに掲げる取引又は外国市場デリバティブ取引の場合 金融商品取引所に上場されている有価証券等（法第五百五十

第三十三條の六 法第七十三條第一項第一号口に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める価格とする。

一 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、証券取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券（以下この条において「上場有価証券等」という。）の発行、売付け若しくは買付け、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の場合 違反行為（法第七十三條第一項に規定する違反行為をいう。以下この条、次条第七号及び第三十三條の八第七号において同じ。）の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格。ただし、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが取引所有価証券市場又は店頭売買有価証券市場以外の有価証券市場で行われた場合には、当該上場有価証券等の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

二 有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等が、上場有価証券等以外の有価証券（以下この号において「非上場有価証券」という。）の発行、売付け若しくは買付け、外国市場証券先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等先物取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引の場合 証券取引所に上場され

八条に規定する有価証券等をいう。)又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが金融商品市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該金融商品市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該金融商品市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該金融商品市場における違反行為の直近の価格

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の七 法第七十三條第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 (略)
- 二 法第二條第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値(同号に規定する現実数値をいう。以下同じ。))が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

ている有価証券、有価証券指数(法第二條第二十一項に規定する有価証券指数をいう。以下同じ。))若しくはオプション又は店頭売買有価証券であつて、違反行為により相場が変動したものについて、違反行為の直近に証券取引所又は証券業協会が公表した価格に基づき合理的な方法により算出した価格。ただし、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが有価証券市場で行われた場合には、当該非上場有価証券の売付け又は買付けが行われた銘柄の取引が当該有価証券市場において著しく少ないことその他特別の事情により内閣総理大臣が当該有価証券市場における価格によることが適当でないと認める場合を除き、当該有価証券市場における違反行為の直近の価格

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の七 法第七十三條第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 (略)
- 二 有価証券指数等先物取引(現実指数(法第二條第二十一項に規定する現実指数をいう。以下同じ。))又は現実数値(同項に規定する現実数値をいう。以下同じ。))が約定指数(同項に規定する約定指数をいう。以下同じ。))又は約定数値(同項に規定する約定数値をいう。以下同じ。))を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

三 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

五 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

七 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

八 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（削る）

三 有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるものに限る。）

（新設）

（新設）

四 外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）

（新設）

（新設）

五 有価証券店頭オプション取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

(削る)

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引(違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引(当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の八 法第七十三條第三項に規定する政令で定める取引

六 有価証券店頭指数等先渡取引(店頭現実指数(法第二条第二十五項に規定する店頭現実指数をいう。以下同じ。))若しくは店頭現実数値(同項に規定する店頭現実数値をいう。以下同じ。))が店頭約定指数(同項に規定する店頭約定指数をいう。以下同じ。))若しくは店頭約定数値(同項に規定する店頭約定数値をいう。以下同じ。))を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

七 有価証券店頭指数等スワップ取引(違反行為により相場を変動させた有価証券店頭指数(法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。以下同じ。))若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

(新設)

(風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三条の八 法第七十三條第三項に規定する政令で定める取引

は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

三 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。))に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

五 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

六 外国市場デリバティブ取引(第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。)

七 法第二条第二十二項第一号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。)

三 有価証券オプション取引(オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。)

(新設)

(新設)

四 外国市場証券先物取引(前二号に掲げる取引に類似するものに限る。)

(新設)

八 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（削る）

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為により相場を変動させた金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に關し必要な事項）

（新設）

五 有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六 有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

七 有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為により相場を変動させた有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

（風説の流布又は偽計に係る課徴金の計算に關し必要な事項）

第三十三条の九 法第七十三條第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 法第二條第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。） 約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

二 法第二條第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。） 又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額

三 法第二條第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。） 又は同条第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四 法第二條第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。） 又は同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号若しくは口又は第二十二項第六号イ若しくは口に掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五 法第二條第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに類似するもの

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け

第三十三条の九 法第七十三條第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 有価証券指数等先物取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。） 約定指数又は約定数値（外国市場証券先物取引にあつては、これらに相当するもの）

二 有価証券オプション取引（これに類似する外国市場証券先物取引を含む。） 又は有価証券店頭オプション取引 オプションの対価の額

三 有価証券店頭指数等先物取引 店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

（新設）

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け

等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の十 法第七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号の取引 同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号の取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号の取引 同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号の取引 同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(新設)

(相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等)

第三十三条の十 法第七十四条第二項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二十一条第一号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

三 法第二十一条第三号又は第二十二条第三号若しくは第四号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

四 法第二十一条第四号又は第二十二条第五号に掲げる取引(違反行為(法第七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。))に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。))に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

五 法第二十一条第五号又は第二十二条第六号に掲げる取引(当事者があらかじめ定められた同条第二十一条第五号若しくは第二十一条第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

一 (略)

二 有価証券指数等先物取引(現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引(オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

四 有価証券店頭指数等先物取引(店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

五 有価証券店頭指数等スワップ取引(違反行為(法第七十四条第一項に規定する違反行為をいう。以下同じ。))に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上

六 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十一 法第七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 （略）

二 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四 法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引（違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に

昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

（相場操縦に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等）

第三十三条の十一 法第七十四条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

三 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

四 有価証券店頭指数等先渡取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定められた同条第二十一項第五号イ若しくは口又は第二十二項第六号イ若しくは口に掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十二 法第七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の第十二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三 法第七十四条第九項に規定する政令で定める場

五 有価証券店頭指数等スワップ取引（違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであって、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（新設）

（有価証券の売付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十二 法第七十四条第八項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 （略）
- 二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の第十二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

（有価証券の買付け等をしたものとみなす場合）

第三十三条の十三 法第七十四条第九項に規定する政令で定める場

合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十一第二号から第六号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

(相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項)

第三十三条の十四 法第七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

- 一 法第二条第二十一項第二号に掲げる取引 約定数値
- 二 法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額
- 三 法第二条第二十一項第四号又は第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの
- 四 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定められた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに口に掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの
- 五 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに類似するもの

合は、次に掲げる場合とする。

- 一 (略)
- 二 違反行為の開始時に当該違反行為に係る第三十三条の十一第二号から第五号までに掲げる取引を自己の計算において約定している場合

(相場操縦に係る課徴金の計算に関し必要な事項)

第三十三条の十四 法第七十四条第二項に規定する有価証券の売付け等又は同条第三項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

- 一 有価証券指数等先物取引 約定指数又は約定数値
 - 二 有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引 オプションの対価の額
 - 三 有価証券店頭指数等先渡取引 店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの
 - 四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの
- (新設)

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

3 法第七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項に規定する有価証券の売付け等にあつては同条第三

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号の取引 同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号の取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号の取引 同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号の取引 同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(新設)

3 法第七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める価格で自己の計算において反対売買（同条第二項の有価証券の売付け等にあつては同条第三項の有価

項に規定する有価証券の買付け等をいい、同項に規定する有価証券の買付け等にあつては同条第二項に規定する有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一 法第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合 現実数値

二 法第二十一条第二号又は第二十二号に掲げる取引について違反行為に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の変動率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該変化率の算出に係る約定期間終了時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

三 法第二十一条第二号に掲げる取引が現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合 現実数値又はこれに類似するもの

四 法第二十一条第二号に掲げる取引について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

4 法第七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める時において、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

証券の買付け等をいい、同項の有価証券の買付け等にあつては同条第二項の有価証券の売付け等をいう。次項において同じ。）をしたものとみなす。

一 有価証券指数等先物取引が現実指数又は現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合 現実指数又は現実数値

二 有価証券店頭指数等先物取引が店頭現実指数若しくは店頭現実数値に基づき金銭の授受により決済された場合又はこれに類似する場合 店頭現実指数若しくは店頭現実数値又はこれらに類似するもの

三 有価証券店頭指数等スワップ取引について違反行為に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の変動率に基づき金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該変化率の算出に係る約定期間終了時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

四 有価証券店頭オプション取引（法第二十一条第二号に規定するものに限る。）について当事者の意思表示により金銭の授受が行われた場合又はこれに類似する場合 当該意思表示が行われた時のオプションの対価の額

4 法第七十四条第一項の課徴金の計算に関しては、有価証券オプション取引又は有価証券店頭オプション取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この項において同じ。）をした場合には、当該オプションが消滅をした時におい

一 法第二条第二十一項第三号又は第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引に係るオプションが消滅（前項第四号に掲げる事由による消滅を除く。以下この号において同じ。）した場合 当該オプションが消滅した時

二 法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に係る権利（当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利をいう。以下この号において同じ。）が消滅した場合 当該権利が消滅した時

5
(略)

6 法第七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかった有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等（法第五十九条第二項第一号に規定する上場金融商品等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同条第一項第二号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかった有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達す

て、自己の計算において反対売買をしたものとみなす。この場合において、当該反対売買に係る価格は、零とする。

5
(略)

6 法第七十四条第一項第二号イに掲げる額の計算に関しては、前項の規定により割り当てられなかった有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等（法第五十九条第一項に規定する上場有価証券等をいう。以下この項及び次項において同じ。）若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等の数量が売付け等対当数量（法第七十四条第五項に規定する売付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号イ(1)の有価証券の売付け等又は同号イ(2)の有価証券の買付け等には、前項の規定により割り当てられなかった有価証券の売付け等又は違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該売付け等対当数量に達するまで割り当てるも

るまで割り当てるものとする。

7 法第七十四条第一項第二号口に掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号口(1)の有価証券の売付け等又は同号口(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場金融商品等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の十五 法第七十五条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 法第二十一条第一号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三 法第二十一条第三号に掲げる取引（オプションを付与す

のとする。

7 法第七十四条第一項第二号口に掲げる額の計算に関しては、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付け等の数量が買付け等対当数量（同条第六項に規定する買付け等対当数量をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、同号口(1)の有価証券の売付け等又は同号口(2)の有価証券の買付け等には、違反行為が終了した日から一月以内に行われた当該違反行為に係る上場有価証券等若しくは店頭売買有価証券に係る有価証券の売付け等又は第五項の規定により割り当てられなかった有価証券の買付け等のうち最も早い時期に行われたものから順次当該買付け等対当数量に達するまで割り当てるものとする。

（重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の売付け等）

第三十三条の十五 法第七十五条第三項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

三 有価証券オプション取引（オプションを付与する立場の当事者

る立場の当事者となるものに限る。)

四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引(法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引)(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。)(に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

五 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引(当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。)

六 外国市場デリバティブ取引(第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。)

七 法第二条第二十二項第二号に掲げる取引(現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

八 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引(オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

(削る)

となるものに限る。)

(新設)

(新設)

四 外国市場証券先物取引(前二号に掲げる取引に類似するものに限る。)

(新設)

(新設)

五 有価証券店頭オプション取引(オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

(削る)

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引(法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引)(この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。)(に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引(当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三條の十六 法第百七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

六 有価証券店頭指数等先渡取引(店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

七 有価証券店頭指数等スワップ取引(法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。)

(新設)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算における有価証券の買付け等)

第三十三條の十六 法第百七十五条第四項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

- 二 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 三 法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）
- 四 法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（法第百六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第百六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を受受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 五 法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 六 外国市場デリバティブ取引（第二号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）
- 七 法第二条第二十二項第一号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）
- 八 法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプション

- 二 有価証券指数等先物取引（現実指数又は現実数値が約定指数又は約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）
- 三 有価証券オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）
- （新設）
- 四 外国市場証券先物取引（前二号に掲げる取引に類似するものに限る。）
- （新設）
- （新設）

ンを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。

(削る)

(削る)

九 法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（法第六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引）（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。

十 法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

五 有価証券店頭オプション取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

六 有価証券店頭指数等先渡し取引（店頭現実指数若しくは店頭現実数値が店頭約定指数若しくは店頭約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

七 有価証券店頭指数等スワップ取引（法第六十六条第一項若しくは第三項の特定有価証券等又は法第六十七条第一項若しくは第三項の株券等に係る有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

(新設)

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算に關し
必要な事項)

第三十三条の十七 法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等又は同条第四項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 法第二十一条第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)(約定数値(外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの))

二 法第二十一条第三号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)(又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引 オプションの対価の額)

三 法第二十一条第四号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)(又は同条第二十二項第五号に掲げる取引 当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの)

四 法第二十一条第五号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。)(又は同条第二十二項第六号に掲げる取引 当事者があらかじめ定められた同条第二十一条第五号若しくは口又は第二十二項第六号イ若しくは口に掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの)

五 法第二十一条第二十二項第二号に掲げる取引 約定数値又はこれに

(重要事実を知つた会社関係者の取引等に係る課徴金の計算に關し
必要な事項)

第三十三条の十七 法第七十五条第三項に規定する有価証券の売付け等又は同条第四項に規定する有価証券の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一 有価証券指数等先物取引(これに類似する外国市場証券先物取引を含む。)(約定指数又は約定数値(外国市場証券先物取引にあつては、これらに相当するもの))

二 有価証券オプション取引(これに類似する外国市場証券先物取引を含む。)(又は有価証券店頭オプション取引 オプションの対価の額)

三 有価証券店頭指数等先物取引 店頭約定指数若しくは店頭約定数値又はこれらに類似するもの

四 有価証券店頭指数等スワップ取引 当該有価証券店頭指数等スワップ取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格又はこれらに類似するもの

(新設)

類似するもの

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号に掲げる取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号に掲げる取引 同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号に掲げる取引 同号に定める法第二十一条第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五 前項第五号に掲げる取引 同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

第七章 雑則

2 前項の場合において、有価証券の売付け等又は有価証券の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 前項第一号の取引 同号に定める約定指数又は約定数値と現実指数又は現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

二 前項第二号の取引 同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三 前項第三号の取引 同号に定める店頭約定指数若しくは店頭約定数値と店頭現実指数若しくは店頭現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四 前項第四号の取引 同号に定める有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格と約定期間終了時の当該有価証券店頭指数若しくは有価証券の数値若しくは価格との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

(新設)

第七章 雑則

(削る)

(公認会計士等の監査証明を必要とする者)

第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの発行者又は同項第十七号に掲げる有価証券で同項第四号、第五号、第七号から第九号まで若しくは第十二号から第十六号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第十一号に掲げる外国投資証券、同項第十八号に掲げる有価証券、同項第十九号若しくは第二十号に掲げる有価証券(外国の者が発行者であるものに限る。)(若しくは第一条第一号に掲げる証券若しくは証書若しくは法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号、第四号若しくは第六号に掲げる権利の発行者(法第九十三條の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。)(を除く。)(とする。

一・二 (略)

(内部統制報告書に係る監査証明)

第三十六条 法第九十三條の二第二項に規定する政令で定めるものは、法第二十四条第一項第一号又は第二号(これらの規定を法第二

(公認会計士等の監査証明を必要とする会社)

(新設)

第三十五条 法第九十三條の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(法第二条第一項第九号に掲げる有価証券で同項第一号から第三号まで若しくは第五号に掲げる有価証券の性質を有するもの発行者又は同項第九号に掲げる有価証券で同項第三号の二、第四号、第五号の二から第六号まで若しくは第七号の三から第八号までに掲げる有価証券の性質を有するもの、同項第七号に掲げる外国投資信託の受益証券、同項第七号の二に掲げる外国投資証券、同項第十号に掲げる有価証券、同項第十号の二若しくは第十号の三に掲げる有価証券(外国法人が発行者であるものに限る。)(若しくは第一条の有価証券若しくは法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利の発行者(法第九十三條の二第一項に規定する書類について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものに限る。)(を除く。)(とする。

一・二 (略)

第三十六条 外国有価証券市場において、有価証券先物取引又は有価証券指数等先物取引(約定数値及び現実数値に基づき金銭の授受を

十七条において準用する場合を含む。)に掲げる有価証券(第四条の二の七第一項各号に掲げるものに限る。)の発行者(法第九十三條の二第二項に規定する内部統制報告書について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。)とする。

(議決権の代理行使の勧誘)

第三十六條の二 議決権の代理行使の勧誘(法第九十四條に規定する金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六條の四から第三十六條の六までにおいて同じ。)を行おうとする者(以下この条から第三十六條の四までにおいて「勧誘者」という。)は、当該勧誘に際し、その相手方(以下この条及び第三十六條の六において「被勧誘者」という。)に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類(以下この条から第三十六條の五までにおいて「参考書類」という。)を交付しなければならない。

2 5 (略)

(虚偽記載のある書類等による勧誘の禁止)

第三十六條の四 勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠け

約する取引に限る。)と類似の取引のため、法第二条第一項第一号又は第九号に掲げる有価証券について、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定された標準物は、法の適用については、同項第一号又は第九号に掲げる有価証券とみなす。

(議決権の代理行使の勧誘)

第三十六條の二 議決権の代理行使の勧誘(法第九十四條に規定する証券取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者にその議決権の行使を代理させることの勧誘をいう。第三十六條の四から第三十七條までにおいて同じ。)を行おうとする者(以下この条から第三十六條の四までにおいて「勧誘者」という。)は、当該勧誘に際し、その相手方(以下この条及び第三十七條において「被勧誘者」という。)に対し、委任状の用紙及び代理権の授与に関し参考となるべき事項として内閣府令で定めるものを記載した書類(以下この条から第三十六條の五までにおいて「参考書類」という。)を交付しなければならない。

2 5 (略)

(虚偽記載のある書類等による勧誘の禁止)

第三十六條の四 勧誘者は、重要な事項について虚偽の記載若しくは記録があり、又は記載若しくは記録すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載若しくは記録が欠け

ている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録（第三十六條の六第一項において「委任状の用紙等」という。）を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行つてはならない。

第三十六條の六（略）

（外国金融商品市場における取引に対する本法の適用）

第三十六條の七 外国金融商品市場において、市場デリバティブ取引

（約定数値及び現実数値に基づき金銭の授受を約する取引に限る。

）と類似の取引のため、利率、償還期限その他の条件を標準化して設定された標準物は、法の適用については、金融商品とみなす。

（農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等）

第三十七條 法第九十四條の六第一項に規定する政令で定める権利は、次のいずれかに該当するものとする。

一 商品投資により運用することを目的とするもの

二 次に掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、又は使用をさせることにより運用することを目的とするもの

イ 特定商品（商品投資に係る事業の規制に関する法律第二條第

一項第一号に規定する特定商品をいう。）

ロ 競走用馬

ハ 映画

ている委任状の用紙、参考書類その他の書類又は電磁的記録（第三十七條第一項において「委任状の用紙等」という。）を利用して、議決権の代理行使の勧誘を行つてはならない。

第三十七條（略）

（新設）

（新設）

二 絵画

ホ 鉱業権

- 2 | 法第九十四条の六第一項の政令で定める内閣府令は、同項に規定する業務（以下この条において「商品投資関連業務」という。）に関し定められる次に掲げるものとする。
- 一 | 法第三十七条第一項の内閣府令
 - 二 | 法第三十七条第二項の内閣府令
 - 三 | 法第三十七条の三第一項本文の内閣府令
 - 四 | 法第三十七条の三第一項ただし書の内閣府令
 - 五 | 法第三十七条の三第一項第四号の内閣府令
 - 六 | 法第三十七条の三第一項第七号の内閣府令
 - 七 | 法第三十七条の四第一項本文の内閣府令
 - 八 | 法第三十七条の四第一項ただし書の内閣府令
 - 九 | 法第四十条の三の内閣府令
- 3 | 法第九十四条の六第一項の政令で定める命令その他の処分は、商品投資関連業務に関し行われる次に掲げるものとする。
- 一 | 法第五十一条の規定に基づく命令
 - 二 | 法第五十一条の二の規定に基づく命令
 - 三 | 法第五十二条第一項の規定に基づく処分
 - 四 | 法第五十二条第二項の規定に基づく命令
 - 五 | 法第五十二条の二第一項の規定に基づく処分
 - 六 | 法第五十二条の二第二項の規定に基づく命令
- 4 | 法第九十四条の六第一項の政令で定める届出は、商品投資関連

業務に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。

- 一 法第三十一条第一項
- 二 法第三十一条第三項
- 三 法第三十三条の六第一項
- 四 法第三十三条の六第三項
- 五 法第五十条第一項
- 六 法第五十条の二第一項

5 | 内閣総理大臣は、商品投資関連業務に関し、第二項各号に掲げる内閣府令を定める場合には、次の各号に掲げる内閣府令の区分に応じ、当該各号に定める大臣と協議するものとする。

- 一 農林水産関係商品投資関連業務（第一項第二号ロに掲げる物品又は商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令（平成四年政令第四十五号）第十一条第二項第一号に規定する農林水産関係商品等）のみに係る商品投資関連業務をいう。以下同じ。）のみに関する事項に係る内閣府令 農林水産大臣

二 経済産業関係商品投資関連業務（第一項第二号ハからホまでに掲げる物品又は商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令第十一条第一項ただし書に規定する経済産業関係商品等）のみに係る商品投資関連業務をいう。以下同じ。）のみに関する事項に係る内閣府令 経済産業大臣

三 前二号以外の商品投資関連業務に関する事項に係る内閣府令 農林水産大臣及び経済産業大臣

6 | 金融庁長官は、第三項各号に掲げる処分を行う場合には、あらかじめ

はじめ、次の各号に掲げる処分^一の区分に応じ、当該各号に定める大臣に協議しなければならない。

一 農林水産関係商品投資関連業務^二に関し行われる処分 農林水産大臣

二 経済産業関係商品投資関連業務^三に関し行われる処分 経済産業大臣

三 前二号以外の商品投資関連業務^四に関し行われる処分 農林水産大臣及び経済産業大臣

7 | 金融庁長官は、商品投資関連業務^五に関し、第四項各号に掲げる規定に基づき届出又は法第二十九条若しくは第三十三条の二の登録若しくは法第三十一条第四項の変更登録の申請があつた場合には、次の各号に掲げる届出又は申請の区分に応じ、当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 農林水産関係商品投資関連業務^六に関する届出又は登録若しくは変更登録の申請 農林水産大臣

二 経済産業関係商品投資関連業務^七に関する届出又は登録若しくは変更登録の申請 経済産業大臣

三 前二号以外の商品投資関連業務^八に関する届出又は登録若しくは変更登録の申請 農林水産大臣及び経済産業大臣

第八章 権限の委任

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第八章 権限の委任

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第三十七条の二 法第百九十四条の七第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第六十七条の二第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二 法第六十七条の六及び第七十四条第一項の規定による法第六十七条の二第二項の認可の取消し

三 法第七十九条の七十六の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四 十六 (略)

十七 法第百九十四条の四第一項第十号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十三号、第二十五号、第二十八号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十六号、第三十九号及び第四十号の規定による通知

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第三十八条 法第百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等(法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。))の公正を確保するための業務の制限に係る部分に限る。()
、第三十一条の四第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取

第三十七条の二 法第百九十四条の六第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第六十八条第二項及び第七十九条の三十一第二項の規定による認可

二 法第七十二条及び第七十九条の十三第一項の規定による法第六十八条第二項の認可の取消し

三 法第七十九条の七十六第一項の規定による法第七十九条の三十一第二項の認可の取消し

四 十六 (略)

十七 法第百九十四条の四第一項第六号、第七号、第十一号、第十五号、第十九号、第二十一号、第二十四号、第二十七号から第二十九号まで、第三十一号、第三十二号、第三十五号及び第三十六号の規定による通知

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第三十八条 法第百九十四条の六第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二十九条の二第一項(有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る部分に限る。()
、第三十二条第一項及び第二項、第三十八条、第四十条から第四十三号(同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有

引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、
第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の
七、第四十四条から第四十四条の四まで、第五十六条の四第一項（
有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保
するためのものに限る。）、第三百三十三条第一項、第三百五十七
条から第三百五十九条まで、第三百六十二条並びに第三百六十三
条から第三百七十一条までの規定並びに法第六十一条第一項（同
条第二項において準用する場合を含む。）及び第三百六十二条の二
の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は
、法第六十条の十三において準用する法第三十八条（第六号に係る
部分に限る。）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証
券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するた
めのものに限る。）の規定とする。

3 法第九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は
、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正
を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六
条の十四並びに第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二
、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介
行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

4 法第九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は
、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品
仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関す

有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証
券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確
保するためのものに限る。）まで、第四十三条の二から第四十六
条まで、第六十一条第一項（有価証券の売買その他の取引又は有価証
券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先
物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保す
るためのものに限る。）、第十九条第一項、第三百五十七条から第
百五十九条まで並びに第三百六十二条から第三百七十一条までの規定並
びに法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含
む。）の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第九十四条の六第二項第二号に規定する政令で定める規定は
、次に掲げる規定とする。

一 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の第二
一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証
券（当該有価証券に係る有価証券指数を含む。次号において同じ
。）に係るこれらの号に定める行為又は法第六十五条第二項第五
号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するための
業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の規定

二 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十八条、第四
十条から第四十二条まで、第四十三条（同条第二号にあつては、
法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係
るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同
号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）、第四十

る法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所屬金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十八条まで、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第三百三十三条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条、第六百六十三条から第六百六十七条まで若しくは第六百六十八条から第六百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第六百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 認可金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その

二条の二、第四十四条（第二号を除く。）、第四十五条及び第六十一条第一項（法第六十五条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券に係るこれらの号に定める行為又は同項第五号に掲げる取引に係る同号に定める行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定

三 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の二の規定

四 法第一百九条第一項、第五百五十七条から第五百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十七条まで及び第六百六十八条から第六百七十一条までの規定並びに法第六百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令の規定

3 法第九十四条の六第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十（法第二条第十一項各号に掲げる行為（以下この項及び次項において「証券仲介行為」という。）の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十一、第六十六条の十三並びに第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二及び第四十三条（同条第二号にあつては、証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

4 法第九十四条の六第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所屬証券会社等（法第六十六条の三第一項第四号に規定する所屬証券会社等をいう。以下この項において同じ。）とする証券仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十四条第一項第十四号に規定する調査に

他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

5 法第九十四條の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八條第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九條の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一條の四第一項若しくは第二項、第三十七條から第三十八條まで、第三十八條の二若しくは第三十九條（これらの規定を法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）、第四十條（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのもの）に限り、法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）、第四十條の二、第四十一條の二、第四十二條の二、第四十二條の七、第四十四條から第四十四條の四まで、第六十六條の十、第六十六條の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六條の十二、第六十六條の十四、第三百三十三條第一項、第五百五十七條から第五百五十九條まで、第六百六十二條、第六百六十三條から第六百六十七條まで若しくは第六百六十八條から第六百七十一條までの規定又は法第六十一條第一項（同条第二項において準用する場合

に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属証券会社等とする証券仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九條の七の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二條第一項（外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、若しくは第二項、第三十八條、第四十條から第四十二條まで（これらの規定を法第六十五條の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十二條の二（法第六十五條の二第六項及び第六十六條の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四條第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するためのもの）に限る。同条の規定を法第六十五條の二第五項及び第六十六條の十四並びに外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第四十三條の二から第四十六條まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第六十六條の十（証券仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六條の十一、第六十六條の十三、第六百九十九條第一項、第五百五十七條から第五百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十七條まで若しくは第六百六十八條から第六百七十一條までの規定又は法第六百六十一條第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規

を含む。)若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件(有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 法第七十八条第二項に規定する公益法人金融商品取引業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。)に違反し、又は背反する行為

6 法第九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条(同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。)、第四十条の二、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十一条までの規定又は法第六十一条

定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第二十九条の二第一項(法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。)

(の規定により付された条件(有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。)に違反する行為

三 当該証券業協会の定款その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則(これらのうち、有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正の確保に係るものに限る。)に違反し、又は背反する行為

5 法第九十四条の六第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員等の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十八条第六号又は第一百一条第一号に規定する調査に係る業務及び会員等の次に掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二条第一項(外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。)(若しくは第三十二条第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで(これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一

第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 金融商品取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は背反する行為

7 | 法第九十九条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第九十九条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第三百三十三条第一項、第三百五十七条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十三条から第三百六十七条まで若しくは第三百六十八条から第三百七十一条までの規定又は法第百

項において準用する場合を含む。）、第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百九条第一項、第一百五十七条から第一百六十二条から第一百六十七条まで若しくは第一百六十八条から第一百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 当該証券取引所の定款、業務規程その他の規則又は当該定款その他の規則に定める取引の信義則（これらのうち、取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有

六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第三十条の二第一項の規定により付された条件（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 外国金融商品取引所の業務規則（法第一百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するため

8 | 法第九十四条の七第二項第九号に規定する政令で定める権限は、法第八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第九十四条の七第二項（第九号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

価証券オプション取引の公正の確保に係るものに限る。）に違反し、又は違反する行為

6 | 法第九十四条の六第二項第六号に規定する政令で定める業務は、外国証券取引所参加者（法第一百五十五条の二第一項第六号に規定する外国証券取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第一百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十二条第一項（外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第二項、第三十八条、第四十条から第四十二条まで（これらの規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）第四十二条の二（法第六十五条の二第六項並びに外国証券業者に関する法律第十四条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条（同条第二号にあつては、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。同条の規定を法第六十五条の二第五項及び外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四十三条の二から第四十六条まで（これらの規定を外国証券業者に関する法律第十四条第一項において準用する場合を含む。）、第一百十九条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条から第一百六十七条まで若しくは第一百六十八条から第一百七十一条までの規定又は法第六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む）

。) の規定に基づく内閣府令に違反する行為

二 法第二十九条の二第一項（法第六十五条の二第四項及び外国証券業者に関する法律第七条第三項において準用する場合を含む）

（の規定により付された条件（外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するための業務の制限に係るものに限る。）に違反する行為

三 外国証券取引所の業務規則（法第一百五十五条の二第二項第一号に規定する業務規則をいい、外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の公正を確保するためのものに限る。）に違反し、又は背反する行為

7 | 法第九十四条の六第二項第八号に規定する政令で定める権限は、法第八十九条第一項の規定による権限のうち報告又は資料の提出を命ずる権限（法第九十四条の六第二項（第八号を除く。）の規定に基づき証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任された権限に係るものに限る。）とする。

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項

（委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第三十八条の二 法第九十四条の七第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち、法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項

並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第九十三條の二第五項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限及び公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三（略）

2 長官権限（法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十六条の二第一項（法第六十

並びに第二十七条の三十の規定による権限並びに法第九十三條の二第四項の規定による権限（次条第二項第一号に規定する内閣府令で定める書類の受理を除く。）は、次に掲げるものを除き、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合における検査の権限（法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）並びに第七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一（略）

二 法第二十三条の五第一項において読み替えて準用する法第八条第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録の効力を生ずる日前に行う法第二十三条の三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する発行登録書の提出者に対する法第二十六条（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による権限（法第七十二条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による課徴金に係る事件についての検査に係るものを除く。）

三（略）

2 長官権限（法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された権限を除く。）のうち、法第五十九条第一項（法第六十四

五条の三第三項において準用する場合を含む。) から第三項まで、第六十条の十一(法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。)、第六十三條第七項及び第八項、第六十六條の二十二、第七十五條、第七十九條の四、第七十九條の七十七、第三三條の四、第六六條の六、第六六條の十六、第六六條の二十、第六六條の二十七、第六五十一條(法第六五十三條の四において準用する場合を含む。)、第六五十五條の九、第六五十六條の十五並びに第六五十六條の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九條 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一條の第二項及び第四十四條の三第一項において同じ。)(が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)(に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては

の十第三項において準用する場合を含む。)(から第三項まで、第六十五條の第二十項、第六十六條の二十、第七十九條の十四、第七十九條の七十七、第三三條の三、第六六條の六、第六六條の十六、第六六條の二十、第六六條の二十七、第六五十一條、第六五十五條の九、第六五十六條の十五及び第六五十六條の三十四の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九條 (略)

2 長官権限のうち次に掲げるものは、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額(その成立前にあつては、成立後の資本金の額、基金の総額又は出資の総額をいう。第四十一條の第二項及び第四十四條の三第一項において同じ。)(が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)(に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福

、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)及び第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録取下届出書(法第二十三条の三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項及び第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)第十三号において同じ。)の規定に基づく第四条第一項(第四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による承認申請書及びその添付書類、第四条第三項(第四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項(法第二十四条の四の二第六項(法第二十四条の四の二第一項において準用する場合を含む。)、第二十四条の四の二第三項(法第二十四条の四の二第二項及び第二十四条の五の二

岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一 法第五条第一項及び第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出書及びその添付書類、法第二十三条の三第一項及び第二項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録書及びその添付書類、法第二十三条の七第一項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による発行登録取下届出書、法第二十三条の三第四項(法第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十四条第一項及び第三項(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による有価証券報告書及びその添付書類、法第二十四条第一項ただし書(同条第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)第十三号において同じ。)の規定に基づく第四条第一項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による承認申請書及びその添付書類、同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による書類、法第二十四条第八項及び第九項(法第二十四条の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四条の五第一項(同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定によ

第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の四第六項及び第二十四条の四の五第三項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による書類及びその補足書類、法第二十四条第十三項（法第二十四条の四の二第六項（法第二十四条の五の二第一項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条の規定において準用する場合を含む。）、の規定による書類、法第二十四条第十四項の規定による報告書代替書面、法第二十四条の四の二第一項及び第二項（同条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の八第一項及び第二十四条の五の二第一項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条の四の四第四項の規定による内部統制報告書及びその添付書類、法第二十四条の四の七第一項及び第二項（同条第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による四半期報告書、法第二十四条の四の七第六項及び第七項（同条第十一項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による外国会社四半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四条の四の七第十項（法第二十七条におい

る半期報告書、法第二十四条の五第四項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による臨時報告書、法第二十四条の五第七項及び第八項（法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類、法第二十四条の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五条第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）、並びに法第九十三条の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）、の受理

て準用する場合を含む。）の規定による四半期報告書、法第二十四條の四の七第十二項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による四半期代替書面、法第二十四條第八項及び第九項（法第二十四條の七第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による外国会社報告書及びその補足書類、法第二十四條の五第一項（同條第三項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四條の五第四項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による臨時報告書、法第二十四條の五第七項及び第八項（同條第十二項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの訂正報告書、法第二十四條の五第十一項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による半期報告書、法第二十四條の五第十三項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による半期代替書面、法第二十四條の五第十五項（法第二十七條において準用する場合を含む。）の規定による臨時代替書面、法第二十四條の六第一項の規定による自己株券買付状況報告書、法第二十五條第四項の規定による申請に係る書類（前項第一号に掲げるものを除く。）並びに法第百九十三條の二第四項の規定による書類（内閣府令で定めるものに限る。）の受理

二丁十三（略）

二丁十三（略）

十三の二 法第二十四条第十二項（法第二十四条の四の二第六項）
法第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）及び
第二十四条の四の四第六項において準用し、並びにこれらの規定を
法第二十七条において準用する場合を含む。）
第二十四条の四の七第九項（法第二十七条において準用する場合を含む。）
及び第二十四条の五第十項（法第二十七条において準用する場合
を含む。）の規定による報告書提出外国会社（法第二十七条にお
いて準用する場合にあつては、報告書提出外国者）に対する通知
及び当該通知に係る聴聞

十四（略）

十五 第四條の二の四第三項の規定による承認

十六（略）

十七 法第九十三條の二第一項ただし書及び同條第二項ただし書
の規定による監査証明を要しない旨の承認

十八 法第九十三條の二第五項の規定による権限（前條第一項の
規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府
令で定める書類の受理を除く。）

十九 法第九十三條の二第六項の規定による有価証券届出書、有
価証券報告書（その訂正報告書を含む。）又は内部統制報告書（
その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及び受理しない旨の
決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同條第七項の規定によ
る当該決定をした旨の通知及び公表

3

長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同條第六

（新設）

十四（略）

十五 第四條の二第三項の規定による承認

十六（略）

十七 法第九十三條の二第一項ただし書の規定による監査証明を
要しない旨の承認

十八 法第九十三條の二第四項の規定による権限（前條第一項の
規定により委員会に委任されたもの及び第一号に規定する内閣府
令で定める書類の受理を除く。）

十九 法第九十三條の二第五項の規定による有価証券届出書又は
有価証券報告書（その訂正報告書を含む。）を受理しない期間及
び受理しない旨の決定並びにこれらの処分に係る聴聞並びに同條
第六項の規定による当該決定をした旨の通知及び公表

3

長官権限のうち、法第二十四条の七第一項及び第二項（同條第六

項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の五ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4

長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項（法第二十四条の四の八第二項及び第二十四条の五の二第二項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四の五第一項、第二十四条の四の七第四項及び第二十四条の五第五項において準用し、並びにこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条

項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、の規定による親会社等状況報告書及びその添付書類の受理並びに第四条の八ただし書の規定による親会社等状況報告書の提出期限に係る承認については、提出子会社が有価証券報告書を提出する財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

4

長官権限のうち、法第七条（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項（これらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、第十条第一項（法第二十四条の二第一項及び第二十四条の六第二項、第二十四条の七第三項（同条第六項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）、並びに第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の四（法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び第二十三条の十第一項（同条第五項において準用

第五項において準用し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 (略)

二 第三条の四ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三 第四条の二の二ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四 (略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の三第二項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公開買付届出書、法第二十七条の五第二号の規定による申出、法第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、同条第十一項の規定による対質問回答報告書、法第二十七条の十一第三項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項(法第二十七条の

し、及びこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。)(の規定による第二項第一号に規定する書類であつて財務局長又は福岡財務支局長に提出されたものの訂正に係る書類の受理については、当該財務局長又は福岡財務支局長に委任する。

5 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 (略)

二 第三条の五ただし書の規定による有価証券報告書の提出期限に係る承認

三 第四条の四ただし書の規定による外国会社報告書の提出期限に係る承認

四 (略)

(公開買付けの開示に関する権限の財務局長等への委任)

第四十条 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第二十七条の三第二項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公開買付届出書、法第二十七条の五第二号の規定による申出、法第二十七条の十第一項の規定による意見表明報告書、法第二十七条の第十一项の規定による対質問回答報告書、法第二十七条の十一第三項(法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。)(の規定による公開買付撤回届出書及び法第二十七条の十三第二項(法

二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二 法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告及び法第二十七条の十第六項の規定による期間延長請求公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項及び第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三（略）

四 第九条の三第五項及び第十四条の三の四第五項において準用する第四条の二の四第三項の規定による承認

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任）

第四十一条の二（略）

第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付報告書並びに法第二十七条の八第一項から第四項まで（これらの規定を法第二十七条の十第八項、第二十七条の十第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定によるこれらの書類の訂正に係る書類の受理

二 法第二十七条の七第二項（法第二十七条の八第十二項並びに法第二十七条の二十二の二第二項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定による公開買付開始公告及び法第二十七条の十第六項の規定による期間延長請求公告の訂正内容の公告又は公表の命令、法第二十七条の八第三項及び第四項（これらの規定を法第二十七条の十第八項、第二十七条の十第十二項、第二十七条の十三第三項並びに第二十七条の二十二の二第二項及び第七項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による期限の指定及び訂正届出書の提出の命令並びに法第二十七条の八第四項の規定による処分に係る聴聞

三（略）

四 第九条の三第五項及び第十四条の三の四第五項において準用する第四条の二第三項の規定による承認

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任）

第四十一条の二（略）

2 長官権限のうち、第三十九条第二項第一号に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3 7 (略)

(金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうちに掲げるもの（登録金融機関に係るものを除く。）は、申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者（法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。以下同じ。）の本店その他の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下「本店等」という。）の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者、金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

2 長官権限のうち、第三十九条第二項第一号に規定する書類に係る承認等の権限（法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限を除く。）は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3 7 (略)

(証券会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条 長官権限のうちに掲げるものは、申請者及び証券会社の本店の所在地（第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所の所在地）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

- 一 法第二十八条の二第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第二十八条の三第一項及び第三十条第二項の規定による登録
- 三 法第二十八条の三第二項の規定による証券会社登録簿の縦覧
- 四 法第二十八条の四第一項の規定による登録の拒否
- 五 法第二十九条第二項の規定による認可をした旨の付記
- 六 法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第

- 一 法第二十九条の二第一項の規定による登録申請書の受理
 - 二 法第二十九条の三第一項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第三十一条第二項の規定による登録
 - 三 法第二十九条の三第二項（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定による金融商品取引業者登録簿の縦覧
 - 四 法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否
 - 五 法第三十条第二項の規定による認可をした旨の付記
 - 六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
 - 七 法第五十五条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消
 - 八 法第五十七条第一項の規定による審問（法第二十九条の登録の拒否に係るものに限る。）
 - 九 法第五十七条第三項の規定による通知（法第二十九条の登録に係るものに限る。）
 - 十 法第六十三条第二項の規定による届出の受理
 - 十一 法第八十七條の規定による処分（第八号に規定する審問に係るものに限る。）
- 2 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関並びに金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者若しくは特例業務届出者の本店等又は取引所取引許可業者の国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管

- 五項の規定による申請書の受理
- 七 法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び同条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消
 - 八 法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものに限る。）
 - 九 法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものに限る。）
 - 十 法第八十七條の規定による処分（第八号に掲げる審問に係るものに限る。）
- 2 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店（第五号に掲げる権限のうち法第六十一条第三項及び第四項の規定による承認並びに第七号に掲げる権限のうち法第六十一条第二項の規定による命令にあつては、外国証券会社の主たる支店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店をいう。）を含む。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
- 一 法第二十九条第一項及び第三十条第四項の規定による認可
 - 二 法第二十九条の二第一項の規定による認可の条件の付加
 - 三 法第二十九条の三第一項の規定による認可申請書の受理
 - 四 法第三十条第一項及び第三項、第三十二条第四項、第三十四条第三項及び第六項、第五十二条第一項、第五十四条第一項並びに

轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者又は特例業務届出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第十二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第三十条第一項及び第三十一条第六項の規定による認可
- 二 法第三十条の二第一項の規定による認可の条件の付加
- 三 法第三十条の三第一項の規定による認可申請書の受理
- 四 法第三十一条第一項及び第三項、第三十一条の二第三項、第五項及び第八項、第三十一条の四第四項、第三十五条第三項及び第六項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第四十六条の六第一項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十条の五、第六十条の七、第六十三条第三項及び第六項（法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第四項並びに第六十三条の三第一項の規定による届出の受理
- 五 法第三十一条第四項の規定による変更登録申請書の受理
- 六 法第三十一条第五項において準用する法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否
- 七 法第三十一条の二第四項、第四十六条の三第三項（法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第五十六条の三、第五十六条の四第二項及び第六十二条第五項（法第六十二条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令

第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理

- 五 法第三十四条第四項、第四十五条ただし書、第五十一条第二項ただし書並びに第六十一条第三項及び第四項の規定による承認
- 六 法第四十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理
- 七 法第四十九条第三項、第六十条及び第六十一条第二項の規定による命令
- 八 法第五十六条第一項及び第二項、第五十六条の二並びに第五十六条の三の規定による処分
- 九 法第五十六条の四の規定による公告
- 十 法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の六第二項第一号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 十一 法第六十二条第一項の規定による審問（法第二十八条の登録の拒否に係るものを除く。）
- 十二 法第六十二条第二項の規定による聴聞
- 十三 法第六十二条第三項の規定による通知（法第二十八条の登録に係るものを除く。）
- 十四 法第六十四条の十第一項の規定による依頼の受理及び同条第二項の規定による意見の陳述
- 十五 法第八十七条の規定による処分のうち第十一号に掲げる審問及び第十二号に掲げる聴聞に係るもの

八 法第三十五条第四項、第四十四条の三第一項ただし書、第四十九条の四第二項並びに第五十六条の四第三項及び第四項の規定による承認

九 法第四十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を法第六十条の六において準用する場合を含む。）、第四十七条の二並びに第四十九条の三（法第六十条の六において準用する場合を含む。）の規定による書類、書面及び報告の受理

十 法第五十一条、第五十二条第一項、第二項及び第四項、第五十二条、第五十四条並びに第六十条の八第一項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）及び第二項の規定による処分

十一 法第五十四条の二及び第六十条の八第三項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。）の規定による公告

十二 法第五十六条の二第一項（法第六十五条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）並びに第六十三条第七項及び第八項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号及び第二号の規定並びに第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

十三 法第五十七条第一項の規定による審問（法第二十九条の登録の拒否に係るものを除く。）

十四 法第五十七条第二項及び第六十条の八第五項（法第六十条第

3 前項第十号に掲げる権限で証券会社の支店その他の本店以外の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項において同じ。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する証券会社に係る同項第十号に掲げる権限で、当該証券会社の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該証券会社と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

一項の許可の取消しに係るものを除く。) の規定による聴聞

十五 法第五十七条第三項（法第二十九条の登録に係るものを除く。) 及び第六十条の八第四項（法第六十条第一項の許可の取消しに係るものを除く。) の規定による通知

十六 法第六十条の四第一項及び第六十五条第一項の規定による職務代行者の選任

十七 法第六十条の四第二項及び第六十五条第二項の規定による支払の命令

十八 法第六十五条の三第一項の規定による依頼の受理

十九 法第六十五条の三第二項の規定による意見の陳述

二十 法第八十七條の規定による処分のうち第十三号に規定する審問及び第十四号に規定する聴聞に係るもの

二十一 法第九十四條の六第二項及び第三項の規定による通知

二十二 第十五條の十三第三号、第十五條の十五、第十六條の十七ただし書、第十六條の十八ただし書、第十六條の十九ただし書並びに第十七條の十第一項ただし書及び第三項ただし書の規定による承認

二十三 第十五條の十四の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる機会の付与、配当表の作成及び換領

二十四 第三十七條第六項の規定による協議

二十五 第三十七條第七項の規定による通知

3 前項第十二号に掲げる権限で金融商品取引業者又は特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所、事務所その他の施設、取引

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。) は、外務員の所属する証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四 法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五 法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六 法第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第八十七條の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

所取引許可業者の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。））、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。第四十三条第三項並びに第四十四条第七項及び第八項において同じ。）とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は特例業務届出者に係る同項第十二号に掲げる権限で、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者と取引をする者又は当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、そ

の住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に於ては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合に於ては関東財務局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この条から第四十四条までにおいて「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者の本店等(取引所取引許可業者にあつては、国内における代表者。以下この項並びに第四十四条第三項及び第四項において同じ。)又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 長官権限のうち次に掲げるもの(金融商品取引業者に係るものに限る、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会(同条第一項に規定する協会をいう。第四十三条から第四十三条の三まで及び第四十四条において同じ。))に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。)は、外務員の所属する金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に於ては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の

五第三項の規定による通知

四 法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五 法第六十四条の二第二項の規定による審問

六 法第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の

停止の命令

八 法第六十四条の五第二項の規定による聴聞

九 法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第六百八十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問

及び第八号に規定する聴聞に係るもの

(金融商品取引業者等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十二条第一項(法第三十二条の四において準用する場合を含む。)の規定による対象議決権保有届出書の受理

(証券会社等の主要株主に関する権限の財務局長等への委任)

第四十二条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三条の二第一項(法第三十三条の五において準用する場合を含む。)の規定による対象議決権保有届出書の受理

- 二 法第三十二條の三（法第三十二條の四において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- 三 法第五十六條の二第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 2 長官権限のうち法第三十二條の二（法第三十二條の四において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する金融商品取引業者に係るものを除く。）は、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。
- 3 第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である金融商品取引業者又は法第五十六條の二第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。
- 二 法第三十三條の四（法第三十三條の五において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
- 三 法第五十九條第二項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 2 長官権限のうち法第三十三條の三（法第三十三條の五において準用する場合を含む。）の規定による命令の権限（金融庁長官の指定する証券会社に係るものを除く。）は、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。
- 3 第一項第三号に掲げる権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。
- 4 第一項第三号に掲げる権限で居住者である証券会社又は法第五十九條第一項に規定する持株会社の主要株主の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、第一項及び前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るものに限る。)は、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店等の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所のある地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第三十三条の三第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第三十三条の四第一項及び第三十三条の六第二項の規定による金融機関登録簿への登録

三 法第三十三条の四第二項の規定による金融機関登録簿の縦覧

四 法第三十三条の五第一項の規定による登録の拒否

五 法第三十三条の五第二項の規定による登録の条件の付加

六 法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

七 法第五十五条第一項の規定による登録の抹消

八 法第五十七条第一項の規定による審問

九 法第五十七条第三項の規定による通知(法第三十三条の二の登録に係るものに限る。)

十 法第八十七條の規定による処分のうち第八号に規定する審問に係るもの

2 長官権限のうち次に掲げるもの(登録金融機関に係るもの)に限り

(金融機関に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条 長官権限のうち次に掲げるものは、銀行、協同組織金融機関及び第一条の九各号に掲げる金融機関の本店又は主たる事務所(以下この条及び第四十三条の三において「本店等」という。)の所在地(第九号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した本店その他の営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の二第一項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第一項及び法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第二項の規定による金融機関登録簿への登録

三 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の三第二項の規定による金融機関登録簿の縦覧

四 法第六十五条の二第二項において準用する法第二十八条の四第一項の規定による登録の拒否

五 法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六 法第六十五条の二第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

七 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条第二項

、金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第三十三条の六第一項及び第三項、第三十七条の三第三項、第四十二条の七第三項、第五十条第一項、第五十条の二第一項及び第七項、第六十二条の三第一項並びに同条第二項において準用する法第六十二条第六項及び第六十二条の二第三項の規定による届出の受理

二 法第四十八条の二第一項及び第二項の規定による書類及び報告の受理

三 法第四十八条の二第三項、第五十六条の四第二項及び第六十二条の三第二項において準用する法第六十二条第五項の規定による命令

四 法第五十一条の二、第五十二条の二第一項から第三項まで及び第五十四条の規定による処分

五 法第五十四条の二（第二号を除く。）の規定による公告

六 法第五十六条の二第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第一号の規定及び第二十八号の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

七 法第五十六条の四第三項及び第四項の規定による承認

の規定による認可をした旨の付記

八 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第一項の規定による登録の抹消及び法第六十五条の二第五項において準用する法第五十七条第二項の規定による認可をした旨の付記の抹消

九 法第六十五条の二第六項において準用する法第四十二条の三第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理

十 法第八十七号の規定による処分のうち第五号に掲げる審問に係るもの

2 | 長官権限のうち次に掲げるもの（金融庁長官の指定する登録金融機関に係るものを除く。）は、登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第十三号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十五条の二第三項及び同条第五項において準用する法第三十条第四項の規定による認可

二 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の二第一項及び法第六十五条の二第九項の規定による認可の条件の付加

三 法第六十五条の二第四項において準用する法第二十九条の三第一項の規定による認可申請書の受理

四 法第六十五条の二第四項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

- 八 法第五十七条第二項の規定による聴聞
- 九 法第五十七条第三項の規定による通知（法第三十二条の二の登録に係るものを除く。）
- 十 法第六十五条第一項の規定による職務代行者の選任
- 十一 法第六十五条第二項の規定による支払の命令
- 十二 法第八十七条の規定による処分のうち第八号に規定する聴聞に係るもの
- 十三 法第九十四条の六第二項の規定による通知
- 十四 第十六条の十八ただし書の規定による承認
- 十五 第三十七条第六項の規定による協議
- 十六 第三十七条第七項の規定による通知
- 3 前項第六号に掲げる権限で登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする法第五十六条の二第一項に規定する持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者又は業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。
- 4 第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関に係る同項第六号に
- 五 法第六十五条の二第四項及び第五項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知
- 六 法第六十五条の二第五項において準用する法第三十条第一項及び第三項、第五十四条第一項並びに第五十五条第一項及び第四項の規定による届出の受理
- 七 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第一項及び第二項の規定による書類の受理
- 八 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十九条第三項及び第六十一条第二項の規定による命令
- 九 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条第一項及び第五十六条の三の規定による処分
- 十 法第六十五条の二第五項において準用する法第五十六条の四の規定による公告
- 十一 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十一条第三項及び第四項並びに法第六十五条の二第七項において準用する法第五十一条第二項ただし書の規定による承認
- 十二 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞
- 十三 法第六十五条の二第十項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の六第二項第二号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
- 十四 法第八十七条の規定による処分のうち第四号に掲げる審問

掲げる権限で、当該登録金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 長官権限のうち次に掲げるもの（登録金融機関に係るもの）に限り、第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理
二 法第六十四条第五項の規定による登録

及び第十二号に掲げる聴聞に係るもの

3 前項第十三号に掲げる権限で登録金融機関の支店その他の本店以外の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二十項に規定する持株会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第二項の金融庁長官の指定する登録金融機関に係る同項第十三号に掲げる権限で、当該登録金融機関の支店等に関するものについては、当該支店等の所在地（当該登録金融機関と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

5 前二項の規定により支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該登録金融機関の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

- | | |
|---|---|
| <p>三 法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の五第三項の規定による通知</p> | <p>6 金融庁長官は、第二項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。</p> |
| <p>四 法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否</p> | <p>7 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の七第一項又は第二項の規定による登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> |
| <p>五 法第六十四条の二第二項の規定による審問</p> | <p>一 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理</p> <p>二 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第五項の規定による登録</p> <p>三 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知</p> <p>四 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否</p> <p>五 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問</p> <p>六 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理</p> |
| <p>六 法第六十四条の四の規定による届出の受理</p> | |
| <p>七 法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令</p> | |
| <p>八 法第六十四条の五第二項の規定による聴聞</p> | |
| <p>九 法第六十四条の六の規定による登録の抹消</p> | |
| <p>十 法第六十七條の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの</p> | |

(金融商品仲介業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者又は金融商品仲介業者の本店等の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所又は事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該申請者又は金融商品仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。ただし、第十号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第六十六条の二第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第六十六条の三第一項及び第六十六条の五第二項の規定による登録
- 三 法第六十六条の三第二項の規定による金融商品仲介業者登録簿の縦覧
- 四 法第六十六条の四の規定による登録の拒否

一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第六十五条の二第五項において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第百八十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

(証券仲介業者に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の二 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者及び証券仲介業者の主たる営業所又は事務所(以下この条及び次条第一項において「主たる営業所等」という。)の所在地(第六号に掲げる権限にあつては、同号に規定する確認に係る事故の発生した営業所若しくは事務所の所在地)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、第十一号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第六十六条の三第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第六十六条の四第一項及び第六十六条の六第二項の規定による登録
- 三 法第六十六条の四第二項の規定による証券仲介業者登録簿の縦覧
- 四 法第六十六条の五の規定による登録の拒否

- 五 法第六十六条の五第一項及び第三項並びに第六十六条の十九第一項の規定による届出の受理
 - 六 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
 - 七 法第六十六条の十七第一項の規定による書類の受理
 - 八 法第六十六条の二十の規定による処分
 - 九 法第六十六条の二十一の規定による登録の抹消
 - 十 法第六十六条の二十二の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の七第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
 - 十一 法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第一項の規定による審問
 - 十二 法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第二項の規定による聴聞
 - 十三 法第六十六条の二十三において準用する法第五十七条第三項の規定による通知
 - 十四 法第八十七条の規定による処分（第十一号に規定する審問及び第十二号に規定する聴聞に係るものに限る。）
- 2 | 前項第十号に掲げる権限で金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、そ

- 五 法第六十六条の六第一項及び第三項並びに第六十六条の十七第一項の規定による届出の受理
 - 六 法第六十六条の十四において準用する法第四十二条の二第三項ただし書の規定による確認及び同条第五項の規定による申請書の受理
 - 七 法第六十六条の十五第一項の規定による書類の受理
 - 八 法第六十六条の十五第一項の規定による報告書の縦覧
 - 九 法第六十六条の十八の規定による処分
 - 十 法第六十六条の十九の規定による登録の抹消
 - 十一 法第六十六条の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（法第九十四条の六第二項第三号の規定及び第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）
 - 十二 法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第一項の規定による審問
 - 十三 法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞
 - 十四 法第六十六条の二十一において準用する法第六十二条第三項の規定による通知
 - 十五 法第八十七条の規定による処分（第十二号に掲げる審問及び第十三号に掲げる聴聞に係るものに限る。）
- 2 | 前項第十一号に掲げる権限で証券仲介業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものにつ

の住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該金融商品仲介業者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する金融商品仲介業者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条第六項、第六十四条の二第三項及び第六十四条の五第三項の規定による通知

四 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第一

いては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券仲介業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたとときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して、検査等を行うことができる。

4 長官権限のうち次に掲げるもの（第一号から第九号までに掲げるものにあつては、法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の七第一項の規定により登録事務を証券業協会に行わせる場合における当該登録事務に係る権限を除く。）は、外務員の所属する証券仲介業者の主たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第三項の規定による登録申請書の受理

二 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第五項の規定による登録

三 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条第六項、

項の規定による登録の拒否

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の二第二項の規定による審問

六 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の五第二項の規定による聴聞

九 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第六十七条の規定による処分のうち第五号に規定する審問及び第八号に規定する聴聞に係るもの

(協会に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の三 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第六十四条の七第五項(法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理 当該届出に係る外

第六十四条の二第二項及び第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第三項の規定による通知

四 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第一項の規定による登録の拒否

五 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の二第二項において準用する法第六十二条第一項の規定による審問

六 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の四の規定による届出の受理

七 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第一項の規定による登録の取消し及び職務の停止の命令

八 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の五第二項において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞

九 法第六十六条の二十三において準用する法第六十四条の六の規定による登録の抹消

十 法第六十七条の規定による処分のうち第五号に掲げる審問及び第八号に掲げる聴聞に係るもの

(証券業協会に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の三 長官権限のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第六十四条の七第五項(法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。)の規定による届出

務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

二 法第六十四条の七第七項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による命令 法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

三 法第六十四条の七第八項（法第六十六条の二十五において準用する場合を含む。）の規定による聴聞 法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

四 法第六十七条の規定による処分のうち前号に規定する聴聞に係るもの 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する金融商品取引業者、登録金融機関又は金融商品仲介業者の本店等の所在地

2 | 長官権限のうち法第六十七条の十三の規定による権限は、認可金融商品取引業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

3 | 長官権限のうち法第七十五条及び第七十九条の四の規定による権限（法第九十四条の七第二項第四号及び第五号の規定並びに第二十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局

の受理 当該届出に係る外務員の所属する証券会社の本店（外国証券会社にあつては、外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店。以下この項、第四十三条の九及び第四十三条の十第二項において同じ。）に、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

二 法第六十四条の七第六項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）の規定による命令 法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

三 法第六十四条の七第七項（法第六十五条の二第五項及び第六十六条の二十三において準用する場合を含む。）において準用する法第六十二条第二項の規定による聴聞 法第六十四条の五第一項各号のいずれかに該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

四 法第六十七条の規定による処分のうち前号に掲げる聴聞に係るもの 法第六十四条の五第一項第一号又は第二号に該当する外務員の所属する証券会社の本店、登録金融機関の本店等又は証券仲介業者の主たる営業所等の所在地

2 | 長官権限のうち法第七十七条の規定による権限は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

4 前項に規定する権限で協会の主たる事務所以外の事務所、当該協会から業務の委託を受けた者又は認可金融商品取引業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該認可金融商品取引業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

5 前項の規定により従たる事務所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

(認定投資者保護団体に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の三の二 長官権限のうち法第七十九条の十六の規定によ

3 長官権限のうち法第七十九条の十四の規定による権限(法第九十四條の六第二項の規定及び第三十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。)は、証券業協会の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

4 前項に規定する権限で証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は当該証券業協会に登録されている店頭売買有価証券若しくは当該証券業協会が取扱有価証券としての指定をする有価証券の発行者(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

5 前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券業協会の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

(新設)

る権限は、認定投資者保護団体の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で認定投資者保護団体の主たる事務所以外の事務所（以下この条において「従たる事務所」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所に対して報告の命令を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該認定投資者保護団体の主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対して報告の命令の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所以外の従たる事務所に対し、報告の命令を行うことができる。

（金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四 長官権限のうち法第二百一十一条及び第二百二十六条第一項の規定による届出の受理の権限は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

（証券取引所に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三条の四 長官権限のうち法第一百十条第一項及び第一百十二条第一項の規定による届出の受理の権限は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

2 長官権限のうち法第五十一条の規定による権限（法第九十四条の七第二項第六号の規定及び第三十八条の第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 前項に規定する権限で金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地（業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

4 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店若しくは主たる事務所又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（株式会社金融商品取引所等の株主に関する権限の財務局長等への

2 長官権限のうち法第五十一条の規定による権限（法第九十四条の六第二項の規定及び第三十八条の第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

3 前項に規定する権限で証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは支店その他の本店以外の営業所、当該証券取引所の子会社又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者（以下この条において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 前項の規定により従たる事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所の主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所若しくは本店又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

（株式会社証券取引所等の株主に関する権限の財務局長等への委任

委任)

第四十三條の五 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第百三條の三第一項及び第百六條の十五の規定による届出の受理

二 法第百三條の四、第百六條の六、第百六條の十六及び第百六條の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第二十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2 前項第二号に掲げる権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（金融商品取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條の六 長官権限のうち法第百六條の二十七の規定による権

）

第四十三條の五 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一 法第百三條の二第一項及び第百六條の十五の規定による届出の受理

二 法第百三條の三、第百六條の六、第百六條の十六及び第百六條の二十の規定による報告及び資料の提出の命令並びに検査（第二十八條の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）

2 前項第二号に掲げる権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

（証券取引所持株会社に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條の六 長官権限のうち法第百六條の二十七の規定による権

限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあっては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引所持株会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

（自主規制法人に関する権限の財務局長等への委任）

第四十三條の六の二 長官権限のうち法第五十三條の四において準用する法第五十一條の規定による権限（法第九十四條の七第二項第六号の規定及び第三十八條の二第二項の規定により委員会に委

限（第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任されたものを除く。）は、証券取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（以下この条において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券取引所持株会社の本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

（新設）

任されたものを除く。)は、自主規制法人(法第八十五条に規定する自主規制法人をいう。以下この条及び第四十四条において同じ。)

(の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。)

2 前項に規定する権限で自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の委託を受けた者(以下この条において「従たる事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

3 前項の規定により従たる事務所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該自主規制法人の主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該主たる事務所又は当該従たる事務所等以外の従たる事務所等に対し、検査等を行うことができる。

(外国金融商品取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の七 長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限(法第百九十四条の七第二項第七号の規定及び第三十八条の二第

(外国証券取引所に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の七 長官権限のうち法第百五十五条の九の規定による権限(法第百九十四条の六第二項第六号の規定及び第三十八条の二第

二項の規定により委員会に委任されたものを除く。) は、外国金融商品取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で外国金融商品取引所の国内における事務所(国内における代表者の住所にあるものを除く。)、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者(以下この条において「事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

3 前項の規定により事務所等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国金融商品取引所の国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対して検査等の必要を認めるときは、当該国内における代表者又は当該事務所等以外の事務所等に対して、検査等を行うことができる。

二項の規定により委員会に委任されたものを除く。) は、外国証券取引所の国内における代表者の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限で外国証券取引所の国内における事務所(国内における代表者の住所を除く。)又は外国証券取引所参加者(以下この条において「事務所等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該事務所等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により事務所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該外国証券取引所の国内における代表者、当該事務所等以外の国内における事務所又は外国証券取引所参加者(以下この項において「国内における代表者等」という。)に対して検査等の必要を認めるときは、当該国内における代表者等に対して、検査等を行うことができる。

(証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の八 (略)

2 前項に規定する権限で証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地(業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所)を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長)も行うことができる。

3 前項の規定により証券金融会社の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券金融会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の九 長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行った金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 第二十三条の規定による安定操作届出書の受理

(証券金融会社に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の八 (略)

2 前項に規定する権限で証券金融会社の支店その他の本店以外の営業所(以下この条において「支店等」という。)に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により証券金融会社の支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査(以下この項において「検査等」という。)を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券金融会社の本店又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

(安定操作取引に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の九 長官権限のうち次に掲げるものは、第二十条第一項に規定する安定操作取引を行った証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

一 法第百五十九条第三項の規定に基づく第二十三条の規定による

安定操作届出書の受理

二 (略)

(特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の十 長官権限のうち法第六十三條第一項又は第六十五条の二第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する報告書が法第六十二条第二項又は第六十五条の二第二項の規定により金融商品取引業者又は登録金融機関を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、当該金融商品取引業者又は登録金融機関の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融商品取引業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に、取引所取引許可業者を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、関東財務局長に委任する。

3 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第六十四条第四項の規定による利益関係書類の写し及び法第六十五条の二第九項の規定による組合利益関係書類の写しの

二 (略)

(特定有価証券等の売買に関する報告書等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十三条の十 長官権限のうち法第六十三條第一項の規定による報告書の受理の権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

2 前項に規定する報告書が法第六十三條第二項の規定により証券会社を経由して提出される場合には、当該報告書の受理の権限は、前項の規定にかかわらず、当該証券会社の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 長官権限のうち次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第六十四条第四項の規定による利益関係書類の写しの送付

送付

二 法第百六十四条第五項及び第百六十五条の第二十項の規定による申立ての受理

(削る)

() 委員会の金融商品取引業者等に関する権限の財務局長等への委任

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者、特例業務届出者、金融商品仲介業者、協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、自主規制法人、外国金融商品取引所又は証券金融会社（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）の本店等又は国内における代表者の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第百九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第八号を除く。）に掲げる権限

二 第三十八条の第二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の第二第一項（法第六十五条の第三第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十条の十一（法第六十条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十一、第七十五条、第七十九条の四、第百

二 法第百六十四条第五項の規定による申立ての受理

() 委員会の権限の財務局長等への委任

第四十四条 長官権限のうち次に掲げるものは、証券会社、登録金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所又は証券金融会社（以下この条において「証券会社等」という。）の本店、主たる営業所若しくは事務所又は国内における代表者（第三項において「本店等」という。）の所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第百九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項各号（第七号を除く。）に掲げる権限

二 第三十八条の第二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第一項（法第六十四条の十第三項において準用する場合を含む。）及び第三項、第六十五条の第二第十項、第六十六条の二十一、第七十九条の十四、第六十六条の二十七、第百五十一条、第一百五十五条の九並びに第百五十六条の三十四の規定による権限
前項各号に掲げる委員会の権限で証券会社等の証券支店等、金融

六条の二十七、第五百十一条（法第五十三條の四において準用する場合を含む。）、第五百五十五條の九並びに第五百五十六條の三十四の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該金融商品取引業者等と取引をする者又は当該金融商品取引業者等から業務の委託を受けた者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

3 前項の規定により金融商品取引業者等の対象支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつて

支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等（以下この条において「対象支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該対象支店等の所在地（当該証券会社等と取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により証券会社等の対象支店等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該対象支店等以外の対象支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）は、当該証券取引所に上場されている有価証券等（法第一百十條第三項に規定する有価証券等をいう。以下この項において同じ。）についての当該証券取引所の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買等に関し、当該有価証券等に係る有価証券の売買等又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている証券会社、登録金融機関若しくは証券仲介業者の本店、主たる営業所若

は、福岡財務支局長）は、当該金融商品取引所に上場されている金融商品等（法第八十四条第二項に規定する金融商品等をいう。以下この項において同じ。）についての当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に関し、当該金融商品等に係る有価証券の売買若しくは市場デリバティブ取引又はこれらの媒介、取次ぎ若しくは代理を行つている金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは金融商品仲介業者の本店等、金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は金融商品仲介支店等（以下この項において「取引金融商品取引業者等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引金融商品取引業者等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者及び特例業務届出者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「金融商品取引業者等の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等、特例業務支店等、金融商品仲介支店等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社支店等、自主規制法人従属事務所等、外国金融商品取引所従属事務所等又は証券金融支店等」とあるのは「金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者又は特例業務届出者の金融商品取引支店等、金融支店等、取引所取引許可業者従属事務所等又は特例業務支店等」と、同項に規定

しくは事務所、証券支店等、金融支店等又は証券仲介営業所等（以下この項において「取引証券会社等」という。）に対して報告又は資料の提出を命ずる必要を認めるときは、当該取引証券会社等に対して報告又は資料の提出を命ずることができる。

5 第一項の規定は、委員会の指定する証券会社及び登録金融機関に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項及び前項の規定の適用については、第二項中「証券会社等の証券支店等、金融支店等、証券仲介営業所等、協会従属事務所等、取引所従属事務所等、取引所持株式会社営業所等、外国証券取引所従属事務所又は証券金融支店等」とあるのは「証券会社又は登録金融機関の証券支店等又は金融支店等」と、「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該証券会社等」とあるのは「当該証券会社又は登録金融機関」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「証券支店等」とは、証券会社の本店以外の支店その他の営業所、当該証券会社と取引をする者、法第五十九条第一項に規定する子特定法人、当該証券会社を子会社（法第二十八条の四第三項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）とする法第五十九条第一項に規定する持株会社又は当該証券会

する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「委員会」と、「当該金融商品取引業者等」とあるのは「当該金融商品取引業者、登録金融機関、取引所取引許可業者若しくは特例業務届出者」と、前項中「第一項及び第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは「第二項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とする。

6 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

7 第二項及び第四項に規定する「金融商品取引支店等」とは、金融商品取引業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引業者と取引をする者、法第五十六条の二第一項に規定する子特定法人、当該金融商品取引業者を子会社とする持株会社（同項に規定する持株会社をいう。次項において同じ。）、当該金融商品取引業者から業務の委託を受けた者又は当該金融商品取引業者の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該登録金融機関と取引をする者、当該登録金融機関を子会社とする持株会社又は当該登録金融機関から業務の委託を受けた者をいう。

9 第二項及び第四項に規定する「取引所取引許可業者従属事務所等」とは、取引所取引許可業者の国内の事務所その他の施設（国内における代表者の住所にあるものを除く。）、当該取引所取引許可業者と取引をする者又は当該取引所取引許可業者から業務の委託を受

社の同条第三項に規定する親銀行等若しくは子銀行等をいう。

8 第二項及び第四項に規定する「金融支店等」とは、登録金融機関の本店以外の支店その他の営業所若しくは主たる事務所以外の事務所、当該登録金融機関と取引をする者又は当該登録金融機関を子会社とする法第六十五条の二十項に規定する持株会社をいう。

9 第二項及び第四項に規定する「証券仲介営業所等」とは、証券仲介業者の主たる営業所若しくは事務所以外の営業所若しくは事務所又は当該証券仲介業者と取引をする者をいう。

10 第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、証券業協会の主たる事務所以外の事務所又は店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者をいう。

11 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、証券取引所の主たる事務所以外の事務所若しくは本店以外の支店その他の営業所又は当該証券取引所に上場されている有価証券の発行者をいう。

12 第二項に規定する「取引所持株会社営業所等」とは、証券取引所持株会社の本店以外の営業所又は当該証券取引所持株会社の子会社（法第一百三十四条第四項に規定する子会社をいう。）をいう。

13 第二項に規定する「外国証券取引所従属事務所」とは、外国証券取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）をいう。

14 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所をいう。

- けた者をいう。
- 10| 第二項に規定する「特例業務支店等」とは、特例業務届出者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所その他の施設、当該特例業務届出者と取引をする者又は当該特例業務届出者から業務の委託を受けた者をいう。
- 11| 第二項及び第四項に規定する「金融商品仲介支店等」とは、金融商品仲介業者の本店等以外の支店その他の営業所若しくは事務所又は当該金融商品仲介業者と取引をする者をいう。
- 12| 第二項に規定する「協会従属事務所等」とは、協会の主たる事務所以外の事務所、店頭売買有価証券若しくは取扱有価証券の発行者又は当該協会から業務の委託を受けた者をいう。
- 13| 第二項に規定する「取引所従属事務所等」とは、金融商品取引所の本店若しくは主たる事務所以外の支店その他の営業所若しくは事務所、当該金融商品取引所の子会社（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。）、当該金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者又は当該金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。
- 14| 第二項に規定する「取引所持株会社支店等」とは、金融商品取引所持株会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該金融商品取引所持株会社の子会社（法第一百五十五条の十六第四項に規定する子会社をいう。）をいう。
- 15| 第二項に規定する「自主規制法人従属事務所等」とは、自主規制法人の主たる事務所以外の事務所又は当該自主規制法人から業務の

委託を受けた者をいう。

16 第二項に規定する「外国金融商品取引所従属事務所等」とは、外国金融商品取引所の国内における事務所（国内における代表者の住所を除く。）、外国金融商品取引所参加者又は当該外国金融商品取引所から業務の委託を受けた者をいう。

17 第二項に規定する「証券金融支店等」とは、証券金融会社の本店以外の支店その他の営業所又は当該証券金融会社から業務の委託を受けた者をいう。

（委員会の課徴金に係る調査に関する権限の財務局長等への委任）

第四十四条の二 長官権限のうち法第九十四条の七第二項の規定により委員会に委任された同項第八号に掲げる権限は、法第七十七条に規定する課徴金に係る事件（第四項及び第五項において「課徴金事件」という。）の事件関係人又は参考人（以下この条において「事件関係人等」という。）の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の委員会の権限（法第七十七条第一号に関するものに限る。）については、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、事件関係人等の居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

第四十四条の二 長官権限のうち法第九十四条の六第二項の規定により委員会に委任された同項第七号に掲げる権限は、法第七十七条に規定する課徴金に係る事件（第四項及び第五項において「課徴金事件」という。）の事件関係人又は参考人（以下この条において「事件関係人等」という。）の住所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項の委員会の権限（法第七十七条第一号に関するものに限る。）については、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、事件関係人等の居所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 } 5 (略)

(委員会の企業内容等の開示等に関する権限の財務局長への委任)

第四十四条の三 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による権限は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も金融商品取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 } 4 (略)

(委員会の金融商品取引所等の主要株主等に関する権限の財務局長等への委任)

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十六条の二第二項、第百三条の四、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に

3 } 5 (略)

第四十四条の三 長官権限のうち、第三十八条の二第一項の規定により委員会に委任された法第二十六条(法第二十七条において準用する場合を含む。)の規定による権限は、資本金の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行するいずれの有価証券も証券取引所に上場されていない内国会社(内閣府令で定めるものを除く。)に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 } 4 (略)

第四十四条の四 長官権限のうち、第三十八条の二第二項の規定により委員会に委任された法第五十九条第二項、第百三条の三、第百六条の六、第百六条の十六及び第百六条の二十の規定による権限は、居住者に関するものにあつては当該居住者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に、非居住者に

関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限のうち、法第五十六条の二第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引業者（委員会が指定する金融商品取引業者を除く。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 第一項に規定する権限のうち、法第一百三条の四及び第一百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第一項に規定する権限のうち、法第一百六条の十六及び第一百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、金融商品取引所持株会社の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5 第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の営業所又は事務所（以下この項において「従たる事務所等」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に

るものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

2 前項に規定する権限のうち、法第五十九条第二項の規定による権限は、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券会社（委員会が指定する証券会社を除く。）の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 第一項に規定する権限のうち、法第一百三条の三及び第一百六条の六の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

4 第一項に規定する権限のうち、法第一百六条の十六及び第一百六条の二十の規定による権限は、同項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、証券取引所持株会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

5 第一項に規定する委員会の権限で居住者の本店又は主たる事務所以外の事務所（以下この項において「従たる事務所」という。）に関するものについては、前各項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる事務所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合に

つては福岡財務支局長、当該所在地が国外にある場合にあつては関東財務局長）も行うことができる。

（犯則事件の範囲）

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一～三（略）

四 法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十号又は第二十一号の罪

五 法第二百一条第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第十一号、第十二号、第十四号又は第十八号から第二十号までの罪

（削る）

務支局長）も行うことができる。

（犯則事件の範囲）

第四十五条 法第二百十条に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一～三（略）

四 法第二百条第一号から第十二号まで、第十四号、第十五号、第二十一号又は第二十二号の罪

五 法第二百条の三第二号の罪（有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等、有価証券オプション取引等、外国市場証券先物取引等若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等の公正を確保するために付された業務の制限に係る条件に違反したときに限る。）

六 法第二百五条第一号から第四号まで、第九号又は第十四号から第十六号までの罪

七 法第二百五条の二第四号の罪

(証券取引法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二条 有価証券のうち、当該有価証券の発行される日以前六月以内であつて、かつ、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)(前に当該有価証券と同種の新規発行証券(前条の規定による改正後の金融商品取引法施行令(以下「新金融商品取引法施行令」という。)(第一条の六に規定する同種の新規発行証券をいう。以下この条において同じ。)(取得勧誘(証券取引法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十五号。以下「改正法」という。)(第三条の規定による改正後の金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。)(第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下この条において同じ。)(が行われているものに関する新金融商品取引法施行令第一条の六の規定の適用については、同条中「相手方(当該同種の新規発行証券の取得勧誘を行った相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除く。)(の人数」とあるのは、「相手方の人数(証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第 号)の施行の日(以下この条において「施行日」という。)(前に取得勧誘が開始された

同種の新規発行証券については、同令第一条の規定による改正前の証券取引法施行令（以下この条において「旧証券取引法施行令」という。）第一条の六第二項において準用する旧証券取引法施行令第一条の四第二項及び第三項の規定により計算した相手方の人数とし、施行日以後になお取得勧誘が開始された同種の新規発行証券があるときは、当該人数に当該同種の新規発行証券の取得勧誘の相手方の人数（当該相手方が適格機関投資家であつて、当該同種の新規発行証券が第一条の四に定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除いた相手方の人数）を加えた人数とする。」とする。

投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）（第二条関係）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第八条）</p> <p>第二章 投資信託制度（第九条 第五十三条）</p> <p>第三章 投資法人制度（第五十四条 第二百二十八条）</p> <p>第四章 雑則（第二百二十九条 第三百三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「デリバティブ取引」、「受益証券」、「公募」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託会社」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産運用会社」、「資産保管会社」、「一般事務受託者」、「外国投資信託」又は「外国投資法人」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 投資信託制度（第二条 第五十三条）</p> <p>第三章 投資法人制度（第五十四条 第二百二十条）</p> <p>第四章 雑則（第二百一十一条 第二百二十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「委託者指図型投資信託」、「委託者非指図型投資信託」、「投資信託」、「証券投資信託」、「有価証券」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」、「有価証券店頭指数等先物取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」、「受益証券」、「適格機関投資家私募」、「投資信託委託業」、「投資法人資産運用業」、「投資信託委託業者」、「投資法人」、「登録投資法人」、「投資口」、「投資証券」、「投資主」、「投資法人債」、「投資法人債券」、「資産保管会社」、「一般事</p>
--	---

、投資信託、証券投資信託、有価証券、デリバティブ取引、受益証券、公募、適格機関投資家私募、投資信託委託会社、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産運用会社、資産保管会社、一般事務受託者、外国投資信託又は外国投資法人をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。

(削る)

(委託者指図型投資信託における運用指図権限の委託先の範囲)

第二条 法第二条第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者(委託者)がその指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産(法第三条第二号に規定する投資信託財産をいう。以下同じ。)(の受託者である信託会社等(法第四十七条第一項に規定する信託会社等をいう。以下同じ。)(を除く。)(とする。

- 一 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第百二十一号)第十六条の十二各号に掲げる者
- 二 信託会社等(前号に掲げる者に該当するものを除き、当該信託

務受託者」又は「外国投資信託」とは、それぞれ投資信託及び投資法人に関する法律(以下「法」という。)(第二条に規定する委託者指図型投資信託、委託者非指図型投資信託、投資信託、証券投資信託、有価証券、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引、有価証券店頭指数等スワップ取引、受益証券、適格機関投資家私募、投資信託委託業、投資法人資産運用業、投資信託委託業者、投資法人、登録投資法人、投資口、投資証券、投資主、投資法人債、投資法人債券、資産保管会社、一般事務受託者又は外国投資信託をいい、「投資法人債権者」とは、法第百三十九条の三第一項第七号に規定する投資法人債権者をいう。

第二章 投資信託制度

(法第二条第一項等に規定する政令で定める者)

第二条 法第二条第一項及び第三十四条の五第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 投資信託委託業者
- 二 信託会社等(法第四十九条の二第一項に規定する信託会社等をいう。第十五条第二項及び第二十条第一号イを除き、以下同じ。)(当該信託会社等が主として有価証券に対する投資として運用する場合(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券

会社等による運用の指図が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産のみに対する投資として行われる場合に限る。）

店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行う場合を含む。）を除く。）

三 認可投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号。以下「投資顧問業法」という。）第二十四条第一項の認可を受けた投資顧問業法第一条第三項に規定する投資顧問業者をいう。以下同じ。）（当該認可投資顧問業者が信託業務を営む場合においては、投資信託委託業者が運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託しようとする投資信託財産（法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。第四十四条から第四十六条までを除き、以下同じ。）の受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。）

四 外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において外国の法令の規定に基づき投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業を営んでいる法人

五 外国の法令に準拠して設立され、かつ、外国において投資顧問業法第三条に規定する投資判断の一任による投資を行う業務を営んでいる法人

（特定資産の範囲）

第三条 法第一条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 略

（特定資産の範囲）

第三条 法第一条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

一 略

二 デリバティブ取引に係る権利

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

三〇五 (略)

六 約束手形(第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。)

七 金銭債権(第一号、第二号及び前号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において同じ。)

(削る)

(削る)

(削る)

二 有価証券指数等先物取引に係る権利

三 有価証券オプション取引に係る権利

四 外国市場証券先物取引に係る権利

五 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利

六 有価証券店頭オプション取引に係る権利

七 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利

八〇十 (略)

(新設)

十一 金銭債権(第一号、次号及び第十四号に掲げるものに該当するものを除く。以下同じ。)

十二 約束手形(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十一条第八号に掲げるものを除く。第十九条第一項第六号及び第三十条第三項第七号において同じ。)

十三 金融先物取引(金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第一項に規定する金融先物取引をいう。以下同じ。)に係る権利

十四 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの(金融先物取引を除く。以下「金融デリバティブ取引」という。)に係る権利(第二号から第七号までに掲げるものに該当するものを除く。)

(削る)

八 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（第一号に掲げるものに該当するものを除く。第十九条第五項において「匿名組合出資持分」という。）

(削る)

(委託者非指図型投資信託における運用権限の委託先の範囲)

第四条 法第一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 金融商品取引法施行令第十六条の十二各号に掲げる者

)

十五 次に掲げるものを信託する信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ 金銭（信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。）

ロ 有価証券

ハ 金銭債権

ニ 不動産

ホ 地上権及び土地の賃借権

十六 当事者の一方が相手方の行う前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（第一号に掲げるものに該当するものを除く。以下「匿名組合出資持分」という。）

十七 金銭の信託の受益権（第一号に掲げるものに該当するものを除く。）であつて、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

(法第二条第二項に規定する政令で定める者)

第四条 法第一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 信託会社等

二 信託会社等（前号に掲げる者に該当するものを除き、当該信託会社等による運用が有価証券又はデリバティブ取引に係る権利以外の資産のみに対する投資として行われる場合に限る。）

（証券投資信託の主たる投資の対象となる有価証券関連デリバティブ取引）

第五条 法第一条第四項に規定する政令で定める有価証券関連デリバティブ取引は、有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。次条において同じ。）についての有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。次条において同じ。）とする。

（証券投資信託の範囲）

第六条 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券についての有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

二 認可投資顧問業者

三 第二条第一号、第四号又は第五号に掲げる者

（新設）

（証券投資信託の範囲）

第五条 法第二条第四項に規定する政令で定める委託者指図型投資信託は、投資信託財産の総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする委託者指図型投資信託とする。

(公募の範囲)

第七条 法第二条第八項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）が含まれる場合であつて、受益証券がその取得者である適格機関投資家から適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ないものとして内閣府令で定める場合に該当するときは、当該適格機関投資家を除くものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(公募の範囲)

第六条 法第二条第十三項に規定する政令で定める場合は、五十人以上の者を相手方とする場合とする。

2 前項の場合における人数の計算については、取得の申込みの勧誘の相手方に適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下この項、次条及び第五十四条において同じ。）が含まれている場合において、次に掲げるすべての要件に該当するときは、当該取得の申込みの勧誘の相手方である適格機関投資家を除くものとする。

一 当該適格機関投資家が二百五十人以下であること。

二 次に掲げる事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該適格機関投資家に対する受益証券の取得の申込みの勧誘が行われること。

イ 当該受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を適格機関投資家以外の者に譲渡しないこと。

ロ 当該受益証券を取得した適格機関投資家が当該受益証券を他の適格機関投資家に譲渡する場合において、当該受益証券に他の適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他内閣府令で定める事項を記載した書面を、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ又は同時に交付すること。

三 当該受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、これを取得し

(適格機関投資家私募の範囲)

第八条 法第二条第九項に規定する政令で定める場合は、受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

第二章 投資信託制度

(委託者指図型投資信託の委託者の要件)

第九条 法第三条第三号に規定する政令で定める投資信託契約は、外国法人である金融商品取引業者(法第二条第十一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。)(を委託者として締結する投資信託契約(法第三条に規定する投資信託契約をいう。以下同じ。)(とし、同号に規定する政令で定める金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人である金融商品取引業者とする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十条 法第五条第二項(法第十三条第二項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第二項(法第五十四条第

た者が当該受益証券を適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されていることその他当該受益証券がこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものであること。

(適格機関投資家私募の範囲)

第七条 法第二条第十四項に規定する政令で定める場合は、受益証券に、内閣府令で定める方式に従い、適格機関投資家に譲渡する場合以外の譲渡が禁止される旨の制限が付されている場合その他これに準ずる場合として内閣府令で定める場合とする。

(新設)

(新設)

(新設)

一項及び第五十九条において準用する場合を含む。）、第五十四条第一項、第五十九条並びに第二百三条第三項及び第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第五條第二項に規定する事項を提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同条第二項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た提供者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、法第五條第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え）

第十一条 法第六條第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九十條第二電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び	

（委託者指図型投資信託の受益証券に関する読替え）

第七條の二 法第五條第七項の規定において委託者指図型投資信託について信託法（平成十八年法律第百八号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九十條第二電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び	

項第二号		投資法人に関する法律第十 七条第十項に規定する電磁 的記録をいう。以下同じ。)を
(略)	(略)	(略)

(金銭信託以外の委託者指図型投資信託の禁止の適用除外)

第十二条 法第八条第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

- 一 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券(内閣府令で定めるものに限る。)と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十四条第一号及び第三号並びに第一百九条において同じ。)により行われる場合にあっては、当該受益証券が金融商品取引所(同法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。)に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において同じ。)に登録される旨を投資信託約款(法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。以下同じ。)に定めた証券投資信託(金銭の信託に限る。)

項第二号		投資法人に関する法律第三 十条第十項に規定する電磁 的記録をいう。以下同じ。)を
(略)	(略)	(略)

(金銭信託以外の投資信託の禁止の適用除外)

第八条 法第五条の三第一項に規定する政令で定める証券投資信託は、次に掲げるものとする。

- 一 受益者の請求によりその受益証券をその投資信託財産に属する有価証券(内閣府令で定めるものに限る。)と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券の取得の申込みの勧誘が募集(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集をいう。次号、第二十八条及び第五十条において同じ。)により行われる場合にあっては、当該受益証券が証券取引所(同法第二条第十六項に規定する証券取引所をいう。次号において同じ。)に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿(同法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿をいう。次号において同じ。)に登録される旨を投資信託約款(法第二十五条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款をいう。第四十五条を除き、以下同じ。)に定めた証券投資信託(金銭の信託に限る。)

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託

イ その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数（金融商品取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。））について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものとして金融庁長官の指定するものをいう。）の変動率に一致させることを目的として当該株価指数に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用する旨

ロ（略）

八 その受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する株式（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が金融商品取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三（略）

（削る）

二 次に掲げる旨のすべてを投資信託約款に定めた証券投資信託

イ その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数（証券取引所に上場されている株式又は店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式（これらに類する外国法人の株式を含む。））について多数の銘柄の価格の水準を総合的に表すものとして金融庁長官の指定するものをいう。）の変動率に一致させることを目的として当該株価指数に採用されている銘柄の株式に対する投資として運用する旨

ロ（略）

八 その受益証券とその投資信託財産に属する株式との交換を行う場合には、受益者の請求により当該受益証券を当該投資信託財産に属する株式（内閣府令で定めるものに限る。）と内閣府令で定めるところにより交換を行う旨及び当該受益証券が証券取引所に上場される旨又は店頭売買有価証券登録原簿に登録される旨

三（略）

（法第八条第一項第三号等に規定する政令で定める使用者）

第九条 法第八条第一項第三号及び第九条第二項第六号（同号ホ、ト、チ及びヌを除く。）に規定する政令で定める使用者は、法第六条の認可を受けようとする者の使用者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託財産の運用の指図を行う部門を統括する者その他これ

に準ずる者として内閣府令で定める者

二 投資信託委託業又は投資法人資産運用業に関し法第八条第一項第二号の支店その他の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

(最低資本金の額)

第十条 法第九条第二項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

2 法第八条第一項第一号の資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、認可申請の時における外国為替相場（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場をいう。）によるものとする。

(法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人)

第十一条 法第九条第二項第六号ホに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 第九条各号に掲げる者

二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）第三条各号に掲げる者

三 信託会社等において信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

四 信託の引受けを行う業務に関し営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

(削る)

(削る)

(削る)

(指図行使の対象となる権利を有する者)

第十三条 法第十条第一項に規定する政令で定める者は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)第二十六条に規定する優先出資社員とする。

五 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令(平成四年政令第四十五号)第十条各号に掲げる者

六 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)第三条に規定する者

(法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人)

第十二条 法第九条第二項第六号トに規定する政令で定める使用人は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第三条各号のいずれかに該当する者とする。

(法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人)

第十三条 法第九条第二項第六号チに規定する政令で定める使用人は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 投資信託財産の運用の指図を行う部門及びこれに相当する部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

二 投資信託委託業又は投資法人資産運用業に相当する業に關し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

三 信託財産の運用を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

四 信託の引受けを行う業に關し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

五 投資顧問業(投資顧問業法第二条第二項に規定する投資顧問業

をいう。()に相当する業務に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

六 顧客に対する投資顧問契約(投資顧問業法第二条第一項に規定する投資顧問契約をいう。次号において同じ。)に基づく助言の業務に相当する業務の用に供する目的で有価証券の価値等の分析又は当該分析に基づく投資判断を行う者

七 顧客に対する投資顧問契約に基づく助言の業務に相当する業務を行う者

八 商品投資顧問業(商品投資に係る事業の規制に関する法律(平成三年法律第六十六号)第二条第七項に規定する商品投資顧問業をいう。)に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

九 不動産特定共同事業(不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第二条第四項に規定する不動産特定共同事業をいう。以下同じ。)に相当する業に関し事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

(法第九条第二項第六号又は規定する政令で定める使用人)

第十四条 法第九条第二項第六号又は規定する政令で定める使用人は、前条第五号から第七号までのいずれかに該当する者とする。

第十四条 法第十条第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 法第八十四条第二項において準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)

()の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他

(指図行使の対象となる権利)

これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第八条第二項の規定に基づく優先出資者の権利、同法第十四条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの

三 資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの

（削る）

（特別の関係）

第十四条の二 法第九条第五項第二号に規定する政令で定める特別の関係は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める関係とする。

一 対象議決権（法第九条第三項に規定する対象議決権をいい、同条第五項（第二号に係る部分に限る。）の規定により保有しているものとみなされる対象議決権を除く。以下この号において同じ。）を保有している者又はその被支配会社が対象議決権を保有している者 当該者と次に掲げる者との関係

イ 対象議決権をその者と共同で保有し、又は対象議決権をその者と共同で行使することを合意している者（第三項において「

共同保有者」という。))

ロ その配偶者

ハ その被支配会社

ニ その支配株主等

ホ その支配株主等の他の被支配会社

二 前号に掲げる者以外の者 当該者と同号イ又はロに掲げる者との関係

2 前項第一号ニ及びホの「支配株主等」とは、会社（外国会社を含む。以下この条及び第五十四条第二項第三号において同じ。）の総株主又は総社員の議決権（法第九条第四項に規定する議決権をいう。以下この条において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有している者をいい、同号の「被支配会社」とは、支配株主等によりその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有されている会社をいう。この場合において、支配株主等とその被支配会社が合わせて他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している場合には、当該他の会社を当該支配株主等の被支配会社と、当該支配株主等を当該他の会社の支配株主等とそれぞれみなす。

3 共同保有者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者をそれぞれ当該会社の支配株主等（前項に規定する支配株主等をいう。次項において同じ。）と、当該会社を当該者の被支配会社（前項に規定する被支配会社をいう。次項において同じ。）とそれぞれみなす。

(議決権の行使について代理人の数が制限されない権利)

第十五条 法第十条第二項に規定する政令で定める権利は、資産流動化法第二十条第五項に規定する優先出資に係る権利とする。

して、第一項の規定を適用する。

4 配偶者と合わせて会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有している者がある場合には、当該者を当該会社の支配株主等と、当該会社を当該者の被支配会社とそれぞれみなして、第一項の規定を適用する。

(受益証券等の預託の受入れの禁止の適用除外)

第十五条 法第十三条の三ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 投資信託委託業者が自ら募集等(法第二十七条に規定する募集等をいう。以下同じ。)を行った受益証券に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該受益証券に係る投資信託の解約金、収益金若しくは償還金の預託を受ける場合

二 投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為(法第九十六条第二項に規定する募集の取扱いその他政令で定める行為をいう。次号において同じ。)を行った投資口に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資口の払戻金若しくは分配金若しくは残余財産の分配金の預託を受ける場合

三 投資信託委託業者が募集の取扱いその他政令で定める行為を行った投資法人の投資法人債に係る顧客の応募代金若しくは売却代金又は当該投資法人債に係る利息若しくは償還金の預託を受ける場合

四 投資信託委託業者が法第三十四条の十第三項の認可を受けて宅

(議決権の行使について代理人の数を制限する会社法の規定を準用する規定)

第十六条 法第十条第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五条第一項とする。

地建物取引業を営む場合に当該業務に係る顧客から当該業務に係る金銭の預託を受ける場合

2 前項第一号から第三号までに掲げる場合において、投資信託委託業者は、内閣府令で定めるところにより、顧客から預託を受けた金銭を、当該投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を廃止した場合その他投資信託委託業又は投資法人資産運用業を行わないこととなった場合に顧客に返還すべき額に相当する金銭を管理することを目的として、国内において、信託会社等(法第四条に規定する信託会社等をいう。第二十条第一号イにおいて同じ。)に信託をしなければならない。

(受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引)

第十六条 法第十五条第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 投資信託委託業者が投資信託財産の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。
- 二 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産の管理業務を営む場合において、投資信託財産の不動産の管理を受託すること。
- 三 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第二項の届出をして不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。

- イ 投資信託契約（法第四条に規定する投資信託契約をいう。次条及び第十八条において同じ。）の終了に伴うものである場合
- ロ 不動産が不動産特定共同事業契約（不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に規定する不動産特定共同事業契約をいう。以下同じ。）に係る不動産取引の目的である場合
- 四 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて証券業を営む場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。
- イ 有価証券の売買
- ロ 有価証券指数等先物取引
- ハ 有価証券オプション取引
- ニ 外国市場証券先物取引
- ホ 有価証券店頭指数等先渡取引
- ヘ 有価証券店頭オプション取引
- ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 五 投資信託委託業者が、法第三十四条の十第三項の認可を受けて金融先物取引業（金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業をいう。以下同じ。）を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引の取次ぎを行うこと。
- 六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、投資信託委託業者が投資信託財産の不動産を賃借すること。
- 七 個別の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引

(削る)

八 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

(法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引)

第十七条 法第十五条第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に応ずるために行うものである場合

(3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合

(4) 投資信託財産相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の投資信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引

三 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

(削る)

(法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引)

第十八条 法第十五条第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 投資信託財産について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引
イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
 - (1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合
 - (2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に應ずるために行うものである場合
 - (3) 法令の規定又は投資信託約款に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合
 - (4) 投資法人との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
- ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。
 - 一 投資法人について、次に掲げる要件のすべてを満たす取引
イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
 - (1) 資産運用委託契約(法第八条第二項に規定する資産運用委託契約をいう。以下同じ。)の終了に伴うものである場合
 - (2) 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に應ずるために行うものである場合

(削る)

- (3) その資産について、法令の規定又は規約に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合
- (4) 投資信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
- ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であって、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。
- 三 個別の取引ごとにすべての受益者及びすべての投資主の同意を得て行う取引
- 四 その他受益者及び投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引
- (特定の有価証券等)
- 第十九条 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。
- 一 オプション(証券取引法第二条第一項第十号の二に規定するオプションをいう。)と類似の権利であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券オプション取引と類似の取引に係るもの
- 二 不動産
- 三 不動産の賃借権
- 四 地上権
- 五 金銭債権

(投資信託委託会社の利害関係人等の範囲)

六 約束手形

七 金融オプション（金融先物取引法第二条第二項第三号に規定する金融オプションをいう。次号において同じ。）及び同条第四項第三号に規定する権利

八 金融オプションと類似の権利であつて海外金融先物市場（金融先物取引法第二条第三項に規定する海外金融先物市場をいう。）において行われる取引所金融先物取引（同条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。）と類似の取引に係るもの

九 第三条第十五号及び第十七号に掲げる信託の受益権（第三十条第三項第九号において「信託受益権」という。）

十 匿名組合出資持分

十一 その他内閣府令で定めるもの

2 法第十五条第一項第四号に規定する政令で定める指数又は数値は、次に掲げるものとする。

一 有価証券指数と類似の指数であつて外国市場証券先物取引のうち有価証券指数等先物取引と類似の取引に係るもの

二 有価証券店頭指数（証券取引法第二条第二十五項に規定する有価証券店頭指数をいう。）

三 金融指標（金融先物取引法第二条第九項に規定する金融指標をいう。）

四 その他内閣府令で定めるもの

(投資信託委託業者の利害関係人等の範囲)

第十七条 法第十一条第一項に規定する投資信託委託会社と密接な關係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該投資信託委託会社の親法人等（金融商品取引法第三十一条の四第五項に規定する親法人等をいう。以下同じ。）

第二十条 法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 投資信託委託業者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人（仮設人を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）の名義をもって所有している当該投資信託委託業者の株式又は出資に係る議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号（2）及び（4）から（6）までを除く。）において同じ。）の数の合計が、当該投資信託委託業者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること

（1）に掲げる者が信託会社等である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。）を含むものとする。）。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人その他の団体（以下この条及び第四十七条において「法人等」という。）である場合におけるその役員（取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務

- を行うべき社員を含む。）、監査役若しくは執行役又はこれらに類する役職にある者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び主要株主（総株主等の議決権（総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ（5）及び第二号において同じ。）をいう。（4）から（6）まで及び第二号並びに第四十七条第一号イ（5）及び第二号において同じ。）の百分の十以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している株主又は出資者をいう。以下この条及び第四十七条において同じ。）
- (3) (1)又は(2)に掲げる者の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。以下この条、第四十七条及び第九十七条において同じ。）
- (4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の關係親法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）

二 当該投資信託委託会社の子法人等（金融商品取引法第三十一条の四第六項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）

）及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等（法人等が他の法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該の法人等をいい、これに準ずる者として内閣府令で定めるものを含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者（役員でなくなつた日から二年を経過するまでの者に限る。以下この条及び第四十七条において同じ。）及び使用人が、当該投資信託委託業者の取締役若しくは執行役（これらに類する役職にある者を含む。以下この条及び第四十七条において同じ。）又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 投資信託委託業者によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること。

三 当該投資信託委託会社の特定個人株主（金融商品取引法施行令第十五条の十六第一項第四号に規定する特定個人株主をいう。以下同じ。）

(1) 当該投資信託委託業者
(2) 当該投資信託委託業者の役員及び主要株主
(3) に掲げる者の親族
(4) 当該投資信託委託業者の主要株主が法人等である場合におけるその役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員
(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員
(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員
ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該投資信託委託業者の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役員又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。
三 投資信託委託業者が発行する委託者指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等（法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。以下同じ。）を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う受益証券に係る委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額が当該投資信託委託業者が設定する委託者指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

(削る)

四 前二号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

(削る)

(削る)

四 投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人の投資口又は投資法人債の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集の取扱い等を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額が当該投資法人が発行を行う投資口又は投資法人債の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

五 前各号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

(法第十五条第二項第一号に規定する政令で定める金融機関)

第二十條の二 法第十五条第二項第一号ホに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関

二 銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十七号)附則第十一条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行

第二十條の三 法第十五条第二項第一号へに規定する政令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。

一 不動産特定共同事業法施行令(平成六年政令第四百十三号)第九条第二項の規定により不動産特定共同業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関

(削る)

二 銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行

(利害関係人等である者)

第二十一条 法第十五条第二項第三号二、第三十四条の三第二項第三号二及び第四十九条の九第二項第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 銀行
- 二 農林中央金庫及び商工中央金庫
- 三 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合及び協同組合連合会(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第二号の事業を行うものに限る。)
- 四 業として資金の貸付けをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 五 保険会社及び保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等
- 六 貸金業者(貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第二項に規定する貸金業者をいう。)
- 七 金融先物取引業者(金融先物取引法第二条第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。)

(特定資産の価格等を調査する者)

第十八条 法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、受託会社(法第九条に規定する受託会社をいう。以下この条において同じ)の利害関係人等(当該受託会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員(役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第二十八条及び第一百二十四条において同じ。)又は使用人
- (2) 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者
- (3) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

- (1) (略)
- (2) 弁護士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

八 信託会社等及び信託受益権販売業者(信託業法(平成十六年法律第五十四号)第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者をいう。)

(特定資産の価格を調査する者)

第二十二条 法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、受託会社の利害関係人等(法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第五十二条において同じ。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該投資信託業者又は当該受託会社の役員(役員が法人であるときは、その社員。以下この条、第三十四条及び第四十九条において同じ。)又は使用人
- (2) 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
- (3) 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

- (1) (略)
- (2) 弁護士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

- 二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
- (1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用人
- (2) 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者
- (3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
- (1) 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の会計参与
- (2) (略)
- (3) 公認会計士法の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- 三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。次号、第二十八条第三号及び第四号並びに第二百二十四条第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第二十八条第三号及び第二百二十四条第三号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
- イ 当該投資信託委託会社又は当該受託会社の役員又は使用人
- ロ 法第十一条第二項の規定により鑑定評価を行う者
- ハ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十五

- 二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三三号）第十条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
- イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
- (1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人
- (2) 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
- (3) 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
- (1) 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の会計参与
- (2) (略)
- (3) 公認会計士法の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- 三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産（法第十六条の二第一項に規定する特定資産をいう。次号、第三十四条第三号及び第四号並びに第四十九条第一項第三号及び第四号において同じ。）が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。以下この号、第三十四条第三号及び第四十九条第一項第三号において同じ。）及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
- イ 当該投資信託委託業者又は当該受託会社の役員又は使用人
- ロ 法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
- ハ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十五

二号)の規定により、法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

(削る)

二号)の規定により、法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

(指図行使の対象となる権利を有する者)

第二十三条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める者は、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。)第二十六条に規定する優先出資社員とする。

(指図行使の対象となる権利)

第二十四条 法第二十二条第一項に規定する政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 法第八十四条第二項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる投資主の権利で内閣府令で定めるもの

二 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第八条第二項の規定に基づき優先出資者の権利、同法第十四条第三項において準用する会社法第八百二十八条第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これらに準ずる優先出資者の権利で内閣府令で定めるもの

三 資産流動化法第四十二条第六項において準用する会社法第八百

(削る)

二十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利その他これに準ずる優先出資社員の権利で内閣府令で定めるもの

（削る）

（議決権の行使について代理人の数が制限されない権利）

第二十五条 法第二十二條第二項に規定する政令で定める権利は、資産流動化法第二条第五項に規定する優先出資に係る権利とする。

（議決権の行使について代理人の数を制限する会社法の規定を準用する規定）

（削る）

第二十六条 法第二十二條第二項に規定する政令で定める規定は、資産流動化法第六十五條第一項とする。

（投資信託約款の内容を記載した書面の交付をしないことができる場合）

（削る）

第二十七条 法第二十六條第二項（法第四十九條の十一第一項及び第五十九條において準用する場合を含む。第三号において同じ。）に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受益証券の取得の申込みの勧誘が適格機関投資家私募により行われる場合

二 受益証券を取得しようとする者が現に当該受益証券に係る委託者指図型投資信託（法第四十九條の十一第一項において準用する場合）にあつては委託者非指図型投資信託、法第五十九條において

準用する場合にあつては外国投資信託（の受益証券を所有している場合）

三 受益証券を取得しようとする者の同居者が既に当該受益証券に係る法第二十六条第二項の規定による書面の交付を受け、又は確実に交付を受けると見込まれる場合であつて、当該受益証券を取得しようとする者が当該書面の交付を受けないことについて同意したとき（当該受益証券を取得する時までにその同意した者から当該書面の交付の請求があつた場合を除く。）。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十七条の二 投資信託委託業者は、法第二十六条第三項（法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二十六条第三項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該受益証券を取得しようとする者に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た投資信託委託業者は、当該受益証券を取得しようとする者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該受益証券を取得しようとする者に対し、法第二十六条第三項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該受益証券を取

（削る）

得しようとする者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(削る)

(投資信託委託業者が行う受益証券の募集等の範囲)

第二十八条 法第二十七条に規定する政令で定める行為は、投資信託委託業者が募集又は私募(証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募をいう。第五十条において同じ。)を行った委託者指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

(投資信託委託業者が行う受益証券の募集等に関し証券取引法を準用する場合の読替え)

(削る)

第二十九条 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者又はその役員若しくは使用人について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十二条	業務	受益証券の募集等の業務
第四十二条第一項	第三十四条第二項第一号	投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号

第四十二條第一 項第一号	証券業の信用を失墜 させるおそれ	受益証券の募集等の業務の 信用を失墜させるおそれ
第四十二條第一 項第一号	有価証券の売買その 他の取引又は有価証 券オプション取引若 しくは有価証券店頭 オプション取引	受益証券の募集等に係る取 引
第四十二條第一 項第五号	有価証券の価格又は オプションの対価の 額	受益証券の価格
第四十二條第一 項第五号	有価証券の売買若し くはその受託等（媒 介、取次ぎ又は代理 の申込み（以下「委 託等」という。）を 受けることをいう。 以下同じ。）、有価 証券指数等先物取引 若しくは有価証券オ プション取引の受託 又は有価証券店頭デ リバティブ取引若し くはその受託等	受益証券の募集等に係る取 引

	<p>第四十二条第一項第六号</p> <p>有価証券の売買等又は有価証券店頭デリバティブ取引</p> <p>この号、次条第一項第一号、第四十七条第三項及び第六十二條の二</p> <p>売買の別</p>	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別</p>
<p>第四十二条第一項第十号</p> <p>(有価証券指数等先</p>	<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券指数等先物取引等</p>	<p>売買の別又はこれに相当する取引の別</p> <p>受給証券の募集等に係る取引</p>

第四十五条第二		
第一条第八項各号に	<p>第四十五条第一号</p> <p>親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>証券業</p> <p>証券店頭デリバティブ取引等</p> <p>物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。）若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等</p>
受益証券の募集等	<p>受益証券の募集等</p> <p>集等に係る取引</p> <p>下同じ。）と受益証券の募集等に係る取引</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p> <p>利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等である法人その他の団体をいう。以下同じ。）と受益証券の募集等に係る取引</p>

号	掲げる行為
第四十五条第三 号	親法人等又は子法人 等
親法人等又は子法人 等	利害関係人等
証券業	利害関係人等
投資信託委託業	投資信託委託業

2 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券 取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第一 項	有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバティブ取引	当該受益証券の募集等に係 る取引
第四十一条第二 項において準用 する第四十条第 二項	前項の規定による書 面	投資信託及び投資法人に関 する法律第二十七条におい て準用する証券取引法第四 十一条第一項の規定による 取引報告書
当該書面	当該取引報告書	当該取引報告書

第四十二条の二
第一項第一号

有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数（先物取引、有価証券オプシオン取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）

受益証券の募集等に係る取引

受益証券

第四十三條第一		第四十三條	業務の状況が次の業務を	有価証券の買付け若	第四十二條の二 第一項第二号及 び第三号	第四十二條の二 をいう。以下この条 及び第五十一條第二 項において同じ	業務の状況が次の 状況が次の 受益証券の募集等の業務を	受益証券の募集等に係る取	有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバティブ取引	この条及び第六十五 條の二第六項	この条	受益証券の募集等に係る取 引	有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	有価証券等」とい う。
		第四十三條	業務の状況が次の業務を	有価証券の買付け若	第四十二條の二 第一項第二号及 び第三号	第四十二條の二 をいう。以下この条 及び第五十一條第二 項において同じ	業務の状況が次の 状況が次の 受益証券の募集等の業務を	受益証券の募集等に係る取	有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバティブ取引	この条及び第六十五 條の二第六項	この条	受益証券の募集等に係る取 引	有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	受益証券の募集等に係る取 引	有価証券等」とい う。

<p>号</p>	<p>しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプショ ン取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等業務</p>	<p>引</p>
<p>第四十二条第二号</p>	<p>読み替える証券取引法の規定</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第四十二条の二第二項第一号</p>	<p>有価証券の売買その他の取引等</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>前項第一号</p>	<p>投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する前項第一号</p>	<p>読み替える字句</p>

3 法第二十七条の規定において投資信託委託業者が自ら設定する委託者指図型投資信託の受益証券の募集等を行う場合における当該投資信託委託業者の顧客について証券取引法第四十二条の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十二条の二 第二項第二号	有価証券の売買その 他の取引等 前項第二号	受益証券の募集等に係る取 引 投資信託及び投資法人に關 する法律第二十七条におい て準用する前項第二号
第四十二条の二 第二項第三号	有価証券の売買その 他の取引等 前項第三号	受益証券の募集等に係る取 引 投資信託及び投資法人に關 する法律第二十七条におい て準用する前項第三号
第四十二条の二 第四項	約束が事故	約束が事故（投資信託及び 投資法人に関する法律第二 十七条において準用する前 項に規定する事故をいう。 以下この項において同じ。

（取引報告書の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用）

第二十九条の二 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の六の規定は、法第二十七条（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）及び法第九十七条において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の

（削る）

(利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等)

第十九条 法第十三条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、同項第二号に掲げる取引を行った投資信託委託会社が資産運用会社として資産の運用を行う投資法人であつて、同号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

2 法第十三条第一項第一号(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める特定資産は、第三条第三号から第五号までに掲げるものとする。

3 法第十三条第一項第一号及び第二号(これらの規定を法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託
- 二 不動産の賃借権の取得及び譲渡
- 三 地上権の取得及び譲渡

4 法第十三条第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自己又はその取締役若しくは執行役員
- 二・三 (略)
- 四 利害関係人等(法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。)

五 委託者指図型投資信託に係る業務及び登録投資法人の資産の運

規定を準用する場合について準用する。

(利益相反のおそれがある場合の書面交付を要する者等)

第三十条 法第二十八条第一項本文及びただし書に規定する政令で定める者は、投資信託委託業者が資産の運用を行う投資法人であつて、同項第一号の特定資産と同種の資産を投資の対象とするものとする。

(新設)

(新設)

2 法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該投資信託委託業者又はその取締役若しくは執行役員
- 二・三 (略)
- 四 利害関係人等(法第十五条第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。第三十六条において同じ。)

五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であ

<p>用に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定める者</p> <p>5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p>	<p>つて内閣府令で定めるもの</p> <p>3 法第二十八条第一項第一号（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。</p>
<p>一 （略）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引</p>	<p>一 （略）</p> <p>二 有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引及び有価証券店頭指数等スワップ取引</p>
<p>三 約束手形の取得及び譲渡</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>三 不動産の取得及び譲渡、賃貸借並びに管理の委託及び受託</p> <p>四 不動産の賃借権の取得及び譲渡</p> <p>五 地上権の取得及び譲渡</p>
<p>四 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>六 （略）</p> <p>七 約束手形の取得及び譲渡</p> <p>八 店頭金融先物取引（金融先物取引法第二条第四項に規定する店頭金融先物取引をいう。）及び金融デリバティブ取引</p>
<p>（削る）</p> <p>五 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>九 信託受益権（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六条の規定により元本の補てんの契約をした金銭信託の受益権を除く。）の取得及び譲渡</p> <p>十 （略）</p>
<p>（削る）</p>	<p>4 法第二十八条第一項第二号（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、前項第三号から第五号までに掲げる取引とする。</p> <p>（利益相反のおそれがある場合の受益者等への書面の交付等に係る</p>

(削る)

(電磁的方法による通知の承諾等)

第二十条 法第十七条第三項(法第二十条第一項(法第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十四条第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。)、第五十九条の規定により電磁的方法(法第十七条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第十二条において同じ。))により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。))は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

(書面による決議に関する読替え)

第二十一条 法第十七条第九項(法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。))の規定において投資信託委託

情報通信の技術を利用する方法の規定の準用)

第三十条の二 第二十七条の二の規定は、法第二十八条第三項(法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。)、法第三十二条第二項(法第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。))並びに法第三十四条の六第三項及び第四項において法第二十六条第三項の規定を準用する場合について準用する。

(電磁的方法による通知の承諾等)

第三十条の三 法第三十条第三項(法第三十二条第一項(法第五十九条において準用する場合を含む。))、第四十九条の十一第一項及び第五十九条において準用する場合を含む。))の規定により電磁的方法(法第三十条第一項第三号に規定する電磁的方法をいう。以下この条及び第三十条の五において同じ。))により通知を発しようとする者(次項において「通知発出者」という。))は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 (略)

(書面による決議に関する読替え)

第三十条の四 法第三十条第九項(法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。))の規定において投

会社（法第五十四条第一項において準用する場合にあつては、信託会社等）が書面による決議を行う場合について信託法第一百条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第二十二條 法第十七條第九項（法第二十条第一項及び第五十四条第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百条第四項、第一百零四条第三項又は第一百零六条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（反対受益者の受益権買取請求に関する読替え）

第二十三條 法第十八條第二項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定において法第十八條第一項（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第一百四條第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこ

資信託委託業者（法第四十九条の十一第一項において準用する場合にあつては、信託会社等）が書面による決議を行う場合について信託法第一百条第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（書類に記載すべき事項等の電磁的方法による提供の承諾等）

第三十条の五 法第三十条第九項（法第三十二条第一項及び第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）において準用する信託法第一百零四条第四項、第一百零四条第三項又は第一百零六条第一項に規定する事項を電磁的方法により提供しようとする者（次項において「提供者」という。）は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 (略)

（反対受益者の受益権買取請求に関する読替え）

第三十一条 法第三十条の二第二項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定において法第三十条の二第一項（法第四十九条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定による請求について信託法第一百四條第一項及び第十項の規定を準

これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百四条第十項	第八八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項

2 法第二十条第一項において準用する法第十八条第二項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第四百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百四条第十項	第八八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第七項

(募集の取扱い等の範囲)

第二十四条 法第二十六条第一項(法第五十四条第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

- 一 募集
- 二 私募(金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募

用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百四条第十項	第八八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項

2 法第三十二条第一項において準用する法第三十条の二第二項の規定において同条第一項の規定による請求について信託法第四百四条第一項及び第十項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第四百四条第十項	第八八十五条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項

(新設)

をいう。次号及び第百十九条において同じ。）

三 その行う募集又は私募に係る有価証券の転売を目的としない買取り

四 金融商品取引法第二条第八項第一号から第三号まで及び第八号に掲げる行為

五 売出しの取扱い（金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の売出しの取扱いをいう。）

六 その他前各号に掲げるものに類する行為

（削る）

（削る）

（法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為）

第三十二条 法第三十四条第一項に規定する政令で定める行為は、募集等、証券取引法第二条第八項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる行為その他これらに類する行為とする。

（法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引）

第三十三条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

イ 次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。

(1) 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合

(2) 投資口の払戻しに伴う払戻金の支払に応ずるために行つものである場合

(3) その資産について、法令の規定又は規約に定められている

投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えないことを避けるために行うものである場合

(4) 投資法人相互間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合

ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であつて、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。

二 個別の取引ごとに双方の投資法人のすべての投資主の同意を得て行う取引

三 その他投資主の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引

(特定資産の価格を調査する者)

第三十四条 法第三十四条の四第一項に規定する政令で定める者は、資産保管会社の利害関係人等(資産保管会社の総株主の議決権(法第十五条第二項第一号に規定する議決権をいう。第四十七条第一号イ(5)を除く。)において同じ。)の過半数を保有していることその他の当該資産保管会社と密接な関係を有する者として内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(削る)

-
- (2) 第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
- (3) 弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者
- (1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- (2) 弁護士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- 二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
- イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者
- (1) 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会社の役員又は使用人
- (2) 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の規定により鑑定評価を行う者
- (3) 公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者
- (1) 当該投資法人の投資信託委託業者又は資産保管会社の会計参与
- (2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの
- (3) 公認会計士法の規定により、法第三十四条の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- 三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不
-

(削る)

動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。(

イ 当該投資法人又はその投資信託委託業者若しくは資産保管会
社の役員又は使用人

ロ 法第三十四条の四において準用する法第十六条の二第二項の
規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第三十四条
の四第一項の規定による調査に係る業務をすることができない
者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識
を有する者として内閣府令で定めるもの

(投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等)

第三十五条 法第三十四条の六第一項第一号に規定する政令で定める

取引は、次に掲げる取引とする。

一 有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

二 有価証券指数等先物取引

三 有価証券オプション取引

四 外国市場証券先物取引

五 有価証券店頭指数等先渡取引

六 有価証券店頭オプション取引

七 有価証券店頭指数等スワップ取引

八 金融先物取引

九 金融デリバティブ取引

(削る)

2 法第三十四条の六第一項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。	
一 不動産の取得及び譲渡	
二 不動産の賃貸借	
三 不動産の管理の委託及び受託	
3 法第三十四条の六第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。	
一 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った不動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産の賃借権が含まれる場合に限る。）	
二 当該投資信託委託業者が自己の計算で行った地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限る。）	
(法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者等)	
第三十六条 法第三十四条の六第二項に規定するその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。	
一 当該投資信託委託業者又はその取締役若しくは執行役員	
二 資産の運用を行う他の投資法人	
三 運用の指図を行う投資信託財産	
四 利害関係人等	

五 投資信託委託業及び投資法人資産運用業以外の業務の顧客であつて内閣府令で定める者

2 法第三十四条の六第二項に規定する政令で定める取引は、第三十条第三項各号に掲げる取引とする。

3 法第三十四条の六第二項に規定するその他政令で定める者は、投資信託委託業者が運用の指図を行う投資信託財産（同項に規定する特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係るすべての受益者とする。

（契約締結前及び契約締結時の書面の交付についての情報通信の技術を利用する方法に係る有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令の準用）

第三十六条の二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第七条の二の規定は、法第三十四条の七において投資顧問業法第十四条第二項（法第三十四条の七において準用する投資顧問業法第十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定を準用する場合について準用する。

（投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任に関する読替え）

第三十七条 法第三十四条の八第三項の規定において同条第一項の責任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（削る）

（削る）

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十四条	総株主	総投資主
2 法第三十四条の八第三項の規定において投資法人資産運用業を営む投資信託委託業者の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条	株式会社	投資法人
第一項	法務省令	内閣府令
第八百四十七条	株式会社	投資法人
第三項	株式会社	投資法人
第八百四十七条	株式会社	投資法人
第四項	法務省令	内閣府令
第八百四十七条	株式会社	投資法人
第五項、第八百四十八条並びに第八百四十九条		
第一項及び第二項		
第八百四十九条	監査役設置会社	投資法人
第二項第一号	監査役（監査役）	監督役員又は清算監督人（

<p>第八百四十九条 第三項及び第四 項並びに第八百 五十条第一項か ら第三項まで</p>	<p>各監査役 株式会社</p>	<p>監督役員又は清算監督人 各監督役員又は清算監督人 投資法人</p>
<p>第八百五十条第 四項</p>	<p>第五十五条、第百二 十条第五項、第四 百二十四条（第四 百八十六條第四 項において準用 する場合を含む。 ）、第四百六十 二条第三項（同 項ただし書に規 定する分 配可能額を超え ない部分につい て負う義務に係 る部分に限る。 ）、第四百六十四 条第二項及び第 四百六十五条第 二項</p>	<p>投資信託及び投資法人に關 する法律第三十四條の八第 三項において準用する第四 百二十四条</p>
<p>第八百五十一条 第一項第二号</p>	<p>株式会社 が</p>	<p>投資法人が</p>
<p>会社と</p>	<p>投資法人と</p>	

	株式会社又は 株式会社若しくはそ の完全親会社	投資法人又は
第八百五十一条	株式会社又は	投資法人又は
第三項	株式会社若しくはそ の完全親会社	投資法人
第八百五十二条	当該株式会社	当該投資法人
第一項及び第二 項並びに第八百 五十三条第一項	株式会社	投資法人

(削る)

(法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務)
第三十八条 法第三十四条の十第一項第四号に規定する政令で定める業務は、特定資産(法第二条第一項に規定する特定資産をいい、第三条第一号から第七号までに掲げるものを除く。)に係る投資に關し助言を行う業務とする。

(削る)

(法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務)
第三十九条 法第三十四条の十第三項第三号に規定する政令で定める業務は、次に掲げるものとする。
一 不動産の管理業務(投資信託委託業者がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動

産の管理を行うものを除く。）

二 金融先物取引業

三 信託受益権販売業（信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業をいう。）

（削る）

（法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める使用人）

第四十条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める使用人は、その証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社を含む。第五十七条第六号において同じ。）若しくは証券仲介業者（証券取引法第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。）のため（同法第六十四条第一項各号（同法第六十六条の二十三及び外国証券業者に関する法律第三十二条において準用する場合を含む。）に掲げる行為を行う使用人又はその許可外国証券業者（同法第二条第二号の二に規定する許可外国証券業者をいう。）のために同法第十三条の二第一項に規定する取引所取引を行う使用人とする。）

（削る）

（法第三十四条の十三第一号等に規定する政令で定める資産等）

第四十一条 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定する政令で定める資産は、第十九条第一項第一号に掲げるものとする。

2 法第三十四条の十三第一号及び第三十四条の十五第一号に規定す

る政令で定める指数又は数値は、第十九条第二項第一号及び第二号に掲げるものとする。

(外国法人である投資信託委託業者の営業報告書の提出期限に関する特例)

第四十二条 法第四十六条第二項の規定による外国の法令に準拠して設立された法人である投資信託委託業者が投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む場合における当該法人(次条において「外国法人である投資信託委託業者」という。)に対する法第三十七条第一項の規定の適用については、「営業報告書」とあるのは「国内における営業所に係る営業報告書」と、「三月」とあるのは「六月」その本国の商業帳簿の作成に関する法令又は慣行により、営業報告書をその事業年度経過後六月以内に提出できないと認められる場合には、内閣府令で定めるところにより、金融庁長官の承認を受けた期間)」とする。

(外国法人である投資信託委託業者に関する読替え)

第四十三条 法第四十六条第二項の規定による外国法人である投資信託委託業者に対する法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九条第一項第	認可申請者	認可申請者及びその国内に

(削る)

(削る)

第九條第一項第一号	その者の当該業務	認め申請者	本店、支店その他の営業所	第十三条	常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	顧客	顧客	国内における営業所	国内における営業所
第九條第一項第二号	認め申請者	認め申請者及びその国内における営業所	国内における営業所	第十三条	常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客	国内における営業所	国内における営業所
第十一條第一項	その者の当該業務	認め申請者	本店、支店その他の営業所	第十三条	常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客	国内における営業所	国内における営業所
第十四條第一項第一号及び第二号	その者の当該業務	認め申請者	本店、支店その他の営業所	第十三条	常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客	国内における営業所	国内における営業所
第十五條第一項	その者の当該業務	認め申請者	本店、支店その他の営業所	第十三条	常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客	国内における営業所	国内における営業所
第三十四條の十一第一項	他の業務	認め申請者	国内における営業所	第十三条	常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客	国内における営業所	国内における営業所
第四十二條第一	その取締役、会計参	認め申請者	国内における営業所	第十三条	常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、執行役員）	顧客	国内における営業所の業務に係る顧客	国内における営業所	国内における営業所

第二十五条 法第五十条第四項の規定において委託者非指図型投資信

(委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替え)

第四十三条の二 法第四十九条の五第四項の規定において委託者非指

(委託者非指図型投資信託の受益証券に関する読替え)

2 外国法人である投資信託委託業者に対する第九条第一号の規定の適用については、同号中「支店その他の営業所」とあるのは、「国内における営業所」とする。

項	第四十二条第一項第一号二	第四十二条第一項第二号	第四十二条第三項	項
与、監査役若しくは執行役	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役の	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役	取締役、会計参与、監査役若しくは執行役	与、監査役若しくは執行役等
代表者若しくは取締役等の	代表者の解任又は取締役等の解職	代表者若しくは取締役等の	代表者若しくは取締役等の	代表者若しくは取締役等の

託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九十条第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第五十四条第一項において準用する同法第十七条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を
(略)	(略)	(略)

（委託者非指図型投資信託に関する読替え）

第二十六条 法第五十四条第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第十一条第一項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十一条第一項	、その利害関係人等	及びその利害関係人等
	及び受託会社以外	以外

図型投資信託について信託法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える信託法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第九十条第二項第二号	電磁的記録を	電磁的記録（投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の十一第一項において準用する同法第三十条第十項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）を
(略)	(略)	(略)

（新設）

2 |

法第五十四条第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第二十六条第一項第一号の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十六条第一項第二号	投資信託委託会社	信託会社等
項第二号	全部又は一部	一部
	第一条第一項	第二条第二項

(削る)

(受益者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる取引)

第四十四条 法第四十九条の九第一項第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。

- 一 信託会社等が投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。第四十六条までにおいて同じ。）の宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行うこと。
- 二 信託会社等が投資信託財産の不動産の管理を受託すること。
- 三 信託会社等が、不動産特定共同事業を営む場合において、次に掲げるすべての場合に該当する場合に投資信託財産の不動産を取得すること。
 - イ 投資信託契約（法第四十九条の二第一項に規定する投資信託契約をいう。次条において同じ。）の終了に伴うものである場合
 - ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的で

ある場合

- 四 信託会社等が、金融先物取引業を営む場合において、投資信託財産に係る金融先物取引の取次ぎを行うこと。
 - 五 信託会社等が、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。）である場合において、投資信託財産に係る次に掲げる取引の取次ぎを行うこと。
 - イ 有価証券の売買
 - ロ 有価証券指数等先物取引
 - ハ 有価証券オプション取引
 - ニ 外国市場証券先物取引
 - ホ 有価証券店頭指数等先渡取引
 - ヘ 有価証券店頭オプション取引
 - ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
 - 六 受益者の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、信託会社等が投資信託財産の不動産を賃借すること。
 - 七 個別の取引ごとにすべての受益者の同意を得て行う取引
 - 八 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引
- （法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引）
- 第四十五条 法第四十九条の九第一項第二号に規定する政令で定める取引は、次に掲げるものとする。
- 一 次に掲げる要件のすべてを満たす取引

（削る）

(削る)

- イ 投資信託財産について、次に掲げるいずれかの場合に該当するものであること。
- (1) 投資信託契約の終了に伴うものである場合
 - (2) 投資信託契約の一部解約に伴う解約金の支払に應ずるために行うものである場合
 - (3) 法令の規定又は投資信託約款（法第四十九条の四第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）に定められている投資の割合を超えるおそれがある場合において、その割合を超えることを避けるために行うものである場合
 - (4) 他の信託財産との間で取引を成立させる意図をもって行うものでない場合
- ロ 有価証券の売買その他の内閣府令で定める取引であつて、内閣府令で定めるところにより公正な価額により行うものであること。
- 二 個別の取引ごとに双方の信託財産に係るすべての受益者の同意を得て行う取引
- 三 その他受益者の保護に欠けるおそれのないものとして金融庁長官の承認を受けて行う取引
- （法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引）
- 第四十六条 法第四十九条の九第一項第五号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。
- 一 投資信託財産に係る受益者の利益を害することとなる取引

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第二十七条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する信託会社等と密接な関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該信託会社等の親法人等

二 投資信託財産の運用の方針、投資信託財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引

(信託会社等の利害関係人等の範囲)

第四十七条 法第四十九条の九第二項第一号に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 信託会社等の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該信託会社等の株式に係る議決権の数の合計が、当該信託会社等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること(1)に掲げる者が信託業務を営む金融機関等(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関又は信託会社をいう。以下この号において同じ。)である場合においては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託業務を営む金融機関等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。

(1) 当該者

(2) 当該者が法人等である場合におけるその役員及び主要株主

(3) 又は(2)に掲げる者の親族

(4) (2)に掲げる主要株主が法人等である場合におけるその役員

二 当該信託会社等の子法人等

並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びにイ(1)に掲げる当該者の役員であつた者及び使用人が、当該信託会社等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていること。

二 信託会社等によつてその経営が支配されているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する法人等

イ 次に掲げる者が自己又は他人の名義をもって所有している当該法人等の株式又は出資に係る議決権の数の合計が、当該法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超えていること(1)の者にあつては、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式又は出資に係る議決権(委託者又は受益者が行使し、又はその行使について当該信託会社等に指図することができるものに限る。)を含まないものとする。

(1) 当該信託会社等

(2) 当該信託会社等の役員及び主要株主

(3) (2)に掲げる者の親族

(4) 当該信託会社等の主要株主が法人等である場合におけるそ

三 当該信託会社等の特定個人株主

四 (略)

(削る)

の役員並びに当該主要株主の関係親法人等及びその役員

(5) (1)から(4)までに掲げる者が法人等の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有している場合における当該法人等及びその役員

(6) (5)に掲げる法人等の関係子法人等及びその役員

ロ イ(1)から(6)までに掲げる者並びに当該信託会社等の役員であつた者及び使用人が、当該法人等の取締役若しくは執行役又はその代表権を有する取締役若しくは執行役の過半数を占めていないこと。

三 信託会社等が発行する委託者非指図型投資信託の受益証券の募集の取扱い等を行う者のうち、当該募集等の取扱い等を行う受益証券に係る委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額が当該信託会社等が設定する委託者非指図型投資信託の信託の元本の合計額として内閣府令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超える者

四 (略)

(委託者非指図型投資信託に関する読替え)

第四十八条 法第四十九条の十一第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第三十四条第一項の規定を準用する場合における同条の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の	読み替えられる字句	読み替える字句
---------	-----------	---------

(特定資産の価格等を調査する者)

第二十八条 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該信託会社等の役員又は使用人
 - (2) 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者
 - (3) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) (略)
 - (2) 弁護士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(特定資産の価格を調査する者)

第四十九条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者
 - (1) 当該受託会社の役員又は使用人
 - (2) 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者
 - (3) 弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者
 - (1) (略)
 - (2) 弁護士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

規定	第三十四条第一項	投資信託委託業者	信託会社等
	第十七条第一項の規定により委託を受けた第二条第一項に規定する政令で定める者	第四十九条の十一第一項の規定により委託を受けた第二条第二項に規定する政令で定める者	

とができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該信託会社等の役員又は使用人
- (2) 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該信託会社等の会計参与
- (2) (略)
- (3) 公認会計士法の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該信託会社等の役員又は使用人

ロ 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該受託会社の役員又は使用人
- (2) 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該受託会社の会計参与
- (2) (略)
- (3) 公認会計士法の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該受託会社の役員又は使用人

ロ 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第二項に規定する鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 (略)

(削る)

2 法第四十九条の十一第一項の規定において委託者非指図型投資信託について法第十六条の二第一項を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条の二第一項	投資信託委託業者、その利害関係人等及び受託会社	信託会社等及びその利害関係人等（法第四十九条の九第二項第一号に規定する利害関係人等をいう。）

(法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為)

(削る)

第五十条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条に規定する政令で定める行為は、信託会社等が募集又は私募を行った委託者非指図型投資信託の受益証券の転売を目的としない買取りその他これに類する行為とする。

(法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法の読替え)

(削る)

第五十一条 法第四十九条の十一第一項の規定において信託会社等の行う委託者非指図型投資信託に係る業務について法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第

四十条第二項、第四十二条第一項第一号及び第四十五条第一号の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十一条第二項において準用する第四十条第二項	投資信託及び投資法人に関する法律第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書	投資信託及び投資法人に関する法律第四十九条の十一第一項において準用する法第二十七条において準用する証券取引法第四十一条第一項の規定による取引報告書
第四十二条第一項	投資信託及び投資法人に関する法律第三十四条の十第一項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者	投資者
第四十五条第一号	第十五条第二項第一号	第四十九条の九第二項第一号

(法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者)

(利益相反のおそれがある取引の対象となる者の範囲)

第二十九条 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 自己又はその取締役若しくは執行役若しくは理事
- 二 (略)
- 三 利害関係人等(法第五十四条第一項において読み替えて準用する法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。)
- 四 委託者非指図型投資信託に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定める者

(外国投資信託の届出を要しない受益証券の募集の取扱い等)

第三十条 法第五十八条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引所に上場されている外国投資信託の受益証券(金融商品取引所が売買のため上場することを承認したものを含む。)
- ()の募集の取扱い等(法第二十六条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。第二百二十八条第一号において同じ。)
- 二 第一種金融商品取引業(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下同じ。)()を行う者が行う外国投資信託の受益証券(内閣府令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)()に係る次に掲げる行為(前号に掲げるものを除く。)
- イ 外国金融商品市場(金融商品取引法第二条第八項第三号口)

第五十二条 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項第一号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該信託会社等又はその取締役若しくは執行役若しくは理事
- 二 (略)
- 三 利害関係人等
- 四 信託会社等が営む他の業務に係る顧客であつて内閣府令で定める者

(新設)

規定する外国金融商品市場（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。）をいう。以下同じ。）における売買の媒介、取次ぎ又は代理

口 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理

八 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資信託の受益証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）

二 その行つイから八までに掲げる行為により当該外国投資信託の受益証券を取得した者からの買付け

三 前二号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

（外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え）

第三十一条 法第五十九条の規定において外国投資信託（法第五十八条第一項の規定による届出がされたものに限る。以下この条において同じ。）の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句
----	------------------	---------

（外国投資信託の受益証券の発行者に関する読替え）

第五十三条 法第五十九条の規定において外国投資信託の受益証券の発行者について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句
----	------------------	---------

規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句	第五條第一項	締結する投資信託契約に係る	発行する
			第十四條第一項	投資信託契約に係る 投資信託約款	外国投資信託の信託約款又はこれに類する書類（以下「外国投資信託約款等」という。）
規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句	第十四條第一項	その運用の指図を行 う投資信託財産	当該外国投資信託の信託財産（以下この項において「投資信託財産」という。）
			第十四條第一項 第一号	取得 投資信託約款	国内における取得 外国投資信託約款等
規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句	第十四條第四項	投資信託委託会社が その運用の指図を行 う投資信託財産	外国投資信託の信託財産
			第十六條第一号 及び第十七條第一項第二号	投資信託約款	外国投資信託約款等

2 法第五十九條の規定において委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について法第十九條及び第二十條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句	第二十六條第二項	投資信託契約に係る 受益証券	外国投資信託（国内において募集の取扱い等が行われるものに限り。以下同じ。）に係る受益証券
			第二十九條第一号及び第三十條第一項第一号	当該投資信託約款 投資信託約款	当該外国投資信託約款等 外国投資信託約款等
規定	読み替える法の読み替えられる字句	読み替える字句	第三十三條第一項	その運用の指図を行 う 取得の申込みの勧誘 の勧誘	当該外国投資信託の 国内における取得の申込みの勧誘
			第三十一條及び第三十二條	投資信託約款	外国投資信託約款等

2 法第五十九條の規定において委託者指図型投資信託に類する外国投資信託の受益証券の発行者について法第三十一條及び第三十二條第一項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十九条及び第二十 二十条第一項	投資信託契約	当該外国投資信託の信託契 約
---------------------	--------	-------------------

第三十二條から第五十三條まで 削除

第三章 投資法人制度

(設立企画人の範囲等)

第五十四條 法第六十六條第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産(法第二条第一項に規定する特定資産をいう。第百十六條及び第百二十五條第三項各号において同じ。)と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。

2 法第六十六條第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 適格機関投資家又は有価証券報告書(金融商品取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。)を金融庁長官に提出している会社(外国会社を含む。)でその資本金の額が百億円以上であるものの役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

第三十一條及び第三十二條第一 項	投資信託契約	外国投資信託の信託契約
---------------------	--------	-------------

(新設)

第三章 投資法人制度

(設立企画人の範囲等)

第五十四條 法第六十六條第三項第二号に規定する政令で定める事務は、設立しようとする投資法人が主として投資の対象とする特定資産と同種の資産に対し、他人の資産を投資として運用する事務とする。

2 法第六十六條第三項第二号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 適格機関投資家又は有価証券報告書(証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。)を金融庁長官に提出している会社でその資本金の額が百億円以上である会社(以下「適格機関投資家等」という。)の役員若しくは使用人又はこれらの者であつたもので、前項の事務に従事した期間が五年以上であるもの

四 (略)

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに信託業法(平成十六年法律第百五十四号)とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債権者、投資法人債管理管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理管理者、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(短期投資法人債の発行の要件)

第九十八条の二 法第百三十九条の十三第一号イに規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第三号から第五号までに掲げるもの

四 (略)

(投資法人債に関する法令の適用)

第九十八条 法第百三十九条の十一に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(明治三十八年法律第五十二号。第二十三条及び第二十四条第二項を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)、社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)及び社債等登録法施行令(昭和十七年勅令第四百九号)並びに信託業法とし、投資法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、投資法人、投資主、投資法人債権者、代表投資法人債権者、投資法人債権者、投資法人債管理管理者、投資法人債原簿又は投資法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する株式会社、株主、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理管理者、社債原簿又は社債権者集会和みなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(新設)

二 前号に掲げる資産のみを信託する信託の受益権

三 当事者の一方が相手方の行う前二号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を当該資産のみに対する投資として運用し、当該運用から生ずる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分

四 資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社（同条第一項に規定する特定資産が第一号又は第二号に掲げる資産であるものに限る。）が発行をした同条第九項に規定する優先出資証券

（投資法人に関する登記に関する読替え）

第百十四条 法第百七十七条の規定において投資法人に関する登記について商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為）

第百十七条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

（投資法人に関する登記に関する読替え）

第百十四条 法第百七十七条の規定において投資法人に関する登記について商業登記法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

（登録投資法人の投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為）

第百十七条 法第百九十五条に規定する政令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 投資信託委託業者に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること。

- 二 不動産の管理業務を行う資産運用会社に、不動産の管理を委託すること。
- 三 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第四項に規定する不動産特定共同事業を行う資産運用会社に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。
- イ 法第百八十八条第一項第四号に規定する資産の運用に係る委託契約の終了に伴うものである場合
- ロ 不動産が不動産特定共同事業法第二条第三項第二号に掲げる不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合
- 四 第一種金融商品取引業又は金融商品取引法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う資産運用会社に、有価証券の売買又はデリバティブ取引の委託を行うこと。
- 五 その投資口を資産運用会社に取得させること。
- 六 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を資産運用会社に賃貸すること。

- 二 法第三十四条の第十二項の届出をして不動産の管理業務を営む投資信託委託業者に、不動産の管理を委託すること。
- 三 法第三十四条の第十二項の届出をして不動産特定共同事業を営む投資信託委託業者に、次に掲げるすべての場合に該当する場合に不動産を譲渡すること。
- イ 資産運用委託契約の終了に伴うものである場合
- ロ 不動産が不動産特定共同事業契約に係る不動産取引の目的である場合
- 四 法第三十四条の第十三項の認可を受けて証券業を営む投資信託委託業者に、次に掲げる取引の委託を行うこと。
 - イ 有価証券の売買
 - ロ 有価証券指数等先物取引
 - ハ 有価証券オプション取引
 - ニ 外国市場証券先物取引
 - ホ 有価証券店頭指数等先渡取引
 - ヘ 有価証券店頭オプション取引
 - ト 有価証券店頭指数等スワップ取引
- 五 法第三十四条の第十三項の認可を受けて金融先物取引業を営む投資信託委託業者に、金融先物取引の委託を行うこと。
- 六 その投資口を投資信託委託業者に取得させること。
- 七 投資主の保護に欠けるおそれのない場合として内閣府令で定める場合に、不動産を投資信託委託業者に賃貸すること。

七・八 (略)

(登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

第一百八十八条 法第九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限る。)

二 法第九十五条第二号に規定する資産運用会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)、監査役若しくは執行役員若しくはこれらに類する役員に
ある者又は使用人

(募集等に該当する行為)

第一百九十九条 法第九十六条第一項に規定する政令で定める行為は、

その行う募集又は私募に係る有価証券の転売を目的としない買取り
その他これに類する行為とする。

(第二種金融商品取引業とみなされる行為)

第二百二十条 法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、

私募の取扱い(金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する私募
の取扱いをいう。)及び売買の代理とする。

(設立企画人が行う投資証券の募集等に関する読替え等)

八・九 (略)

(登録投資法人との取引が禁止される者の範囲)

第一百八十八条 法第九十五条第三号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 法第九十五条第一号に規定する執行役員又は監督役員の親族

二 法第九十五条第二号に規定する投資信託委託業者の取締役、
会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社
員を含む。)、監査役若しくは執行役員若しくはこれらに類する役
職にある者又は使用人

(新設)

(証券取引法の証券業に係る規定の適用を受けない行為)

第一百九十九条 法第九十六条第二項に規定する政令で定める行為は、

私募の取扱い(証券取引法第二条第八項第六号に掲げる私募の取扱
いをいう。)及び売買の代理とする。

(投資信託委託業者等が行う投資証券の募集等又は募集の取扱い等

第二百一十一条 法第九十七條の規定において特定設立企画人等について金融商品取引法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十六条	業務	投資証券の募集等（投資信託及び投資法人に関する法律第九十六條第一項に規定する募集等をいう。以下同じ。）の業務
第三十七條第一項	その行う金融商品取引業	その行う投資証券の募集等の業務
第三十七條第一項第三号	金融商品取引業の	投資証券の募集等の業務の
第三十七條第二項	金融商品取引行為	投資証券の募集等に係る取引
第三十七條の三	金融商品取引契約を	投資証券の募集等を行うことを内容とする契約（以下「投資証券募集等契約」と
第一項		

（に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。）

第二十條 法第九十七條の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等について証券取引法の規定を準用する場合における同法の規定（当該規定において準用する同法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三條	業務	投資証券及び投資法人債券（以下「投資証券等」という。）の募集等又は募集の取扱い等の業務
第四十一條第一項	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
第四十一條第二項において準用する第四十條第二項	前項の規定による書面	投資信託及び投資法人に関する法律第九十七條において準用する証券取引法第四十一條第一項の規定による取引報告書
第四十二條第一項	当該書面	当該取引報告書
第三十四條第二項第一号	当該書面	投資信託及び投資法人に関する法律第三十四條の十第

			金融商品取引契約	いう。）を
第三十七条の三 第一項第三号及 び第四号			金融商品取引行為	投資証券募集等契約
第三十七条の三 第一項第五号			金融商品取引業	投資証券の募集等に係る取引
第三十七条の三 第一項第七号			金融商品取引業	投資証券の募集等の業務
第三十七条の四 第一項			金融商品取引契約	投資証券募集等契約
第三十八条			金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ	投資証券の募集等の業務の信用を失墜させるおそれ
第三十八条第一号から第五号まで			金融商品取引契約	投資証券募集等契約
第三十八条第六号			金融商品取引業	投資証券の募集等の業務
第三十九条第一項第一号			有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で	投資証券の募集等に係る取引

			証券業の信用を失墜させるおそれ	一項第一号
第四十二条第一項第一号			有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプシオン取引若しくは有価証券店頭オプシオン取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
第四十二条第一項第五号			有価証券の価格又はオプシオンの対価の額	投資証券等の価格
			有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることをいう。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプシオン取引の受託又は有価証券店頭デ	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引

第三十九条第一 項第二号及び第 三号	有価証券等	有価証券の売買又は デリバティブ取引	投資証券の募集等に 係る取引	有価証券の売買又は デリバティブ取引 （又はデリバティブ 取引（以下この条に おいて「有価証券売 買取引等」という。 ）	定める取引を除く。 （又はデリバティブ 取引（以下この条に おいて「有価証券売 買取引等」という。 ）
第四十条	業務の	金融商品取引行為	投資証券の募集等に 係る取引	有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）	
第四十条第一号	金融商品取引契約	投資証券の募集等に 係る取引	投資証券の募集等に 係る取引	有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）	
第四十条第二号	業務	投資証券募集等契約	投資証券の募集等に 係る取引	有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）	
第四十四条の三	有価証券の売買その 他の取引又は店頭デ リ	投資証券の募集等に 係る取引	投資証券の募集等に 係る取引	有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）	
第一項第一号	他の取引又は店頭デ リ	投資証券の募集等に 係る取引	投資証券の募集等に 係る取引	有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）	

第四十二条第一 項第六号	有価証券の売買等又 は有価証券店頭デリ バティブ取引	この号、次条第一項 第一号、第四十七条 第三項及び第六十 二条の二	この号及び次条第一項第一 号	有価証券の別 （又はその受託等 ）	有価証券の別又はこれに相当す る取引の別
第四十二条第一 項第十号	有価証券の売買その 他の取引又は有価証 集	この号及び次条第一項第一 号	この号及び次条第一項第一 号	有価証券の別 （又はその受託等 ）	有価証券の別又はこれに相当す る取引の別

第四十四条の三 第一項第二号	第二条第八項各号に掲げる行為に関する契約	投資証券募集等契約
第四十四条の三 第一項第四号	金融商品取引業の	投資証券の募集等の業務の
第四十五条第一号	第三十七条	第三十七条（第一項第二号を除く。）
第四十五条第二号	金融商品取引契約 第三十七条の二から第三十七条の六まで 、第四十条の二第四項及び第四十三条の四	投資証券募集等契約 第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。） 及び第二項並びに第三十七条の四
	金融商品取引契約	投資証券募集等契約

第四十二条の二 第一項第一号	券指数等先物取引等 （有価証券指数等先物取引又はこれに係る第二条第八項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。 以下同じ。） 、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引又はこれに係る同項第二号若しくは第三号に掲げる行為をいう。以下同じ。） 若しくは有価証券店頭デリバティブ取引等	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務
	証券業	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務
	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引

<p>定める取引を除く。)又は有価証券指数 等先物取引、有価証 券オプション取引、 外国市場証券先物取 引若しくは有価証券 店頭デリバティブ取 引(以下この条にお いて「有価証券の売 買その他の取引等」 という。)</p>	<p>有価証券又は有価証 券指数等先物取引、 オプション、外国市 場証券先物取引若し くは有価証券店頭デ リバティブ取引(以 下この条において「 有価証券等」とい う。)</p>	<p>投資証券等</p>	<p>有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 集の取扱い等に係る取引 投資証券等の募集等又は募</p>
--	---	--------------	---

デリバティブ取引	この条及び第六十五条の二第六項	この条	第四十二条の二 第一項第二号及び 第三号	有価証券の売買その他の取引等 有価証券等	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引 投資証券等
業務の状況が次の 項において同じ	をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ	業務の状況が次の 業務を	第四十二條の二 第三項	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務を 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
業務の状況が次の 業務を	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務の状況が次の 投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務を	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引	第四十三條第一 号	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引

第四十三條第二号	若しくはその委託等業務	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務
第四十五條第一号	親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	利害関係者（設立企画人たる法人の親会社（当該設立企画人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この号において同じ。）の過半数を保有している株式会社をいう。（若しくは子会社（当該設立企画人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）又は投資信託及び投資法

第三十九条第二	定	読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	2 法第九十七條の規定において特定設立企画人等の顧客について金融商品取引法第三十九條第二項の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
	有価証券売買取引等		読み替える字句	
	投資証券の募集等に係る取		読み替える字句	

第二項第一号	第四十二條の二	読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	2 法第九十七條の規定において特定設立企画人等又は特定投資信託委託業者等の顧客について証券取引法第四十二條の二第二項及び第四項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。
	他の取引等	有価証券の売買その他の取引等	読み替える字句	
	の募集等又は募集の取扱い	投資証券及び投資法人債券の募集等又は募集の取扱い	読み替える字句	

第四十五條第二号	第一条第八項各号に掲げる行為	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引	人に關する法律第十五條第二項第一号に規定する利害關係人等である法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。) と投資証券等の募集等又は募集の取扱い等に係る取引
第四十五條第三号	親法人等又は子法人等	利害關係者	
	証券業	投資証券等の募集等又は募集の取扱い等の業務	

3	法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条第一	項各号 引
---	-------------------------------	----------

(新設)	第四十二條の二 第二項第一号	前項第一号	有価証券の売買その他の取引等	等に係る取引 投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する前項第一号
	第四十二條の二 第二項第三号	前項第二号	有価証券の売買その他の取引等	等に係る取引 投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する前項第二号
	第四十二條の二 第四項	約束が事故	前項第三号	等に係る取引 投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条において準用する前項第三号

項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 投資証券の募集等（法第九十六條第一項に規定する募集等という。以下この条及び第百三十三条において同じ。）を行うことを内容とする契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二條第十四項に規定する金融商品市場をいう。次項第一号において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び

その理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
4 法第九十七條において準用する金融商品取引法第三十七條第一

項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二條第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。

（）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う投資証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接

（新設）

の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

5 金融商品取引法施行令第十五条の二十二の規定は、法第九十七
条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三
十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用
する場合について準用する。

(資産運用会社の要件)

第二百二十二条 法第九十九条第三号に規定する政令で定める場合は
、登録投資法人が外国法人である金融商品取引業者にその資産の運
用に係る業務の委託をする場合とし、同号に規定する政令で定める
金融商品取引業者は、国内に営業所又は事務所を有する外国法人で
ある金融商品取引業者とする。

(資産運用会社の利害関係人等の範囲)

第二百二十三条 法第二百一条第一項に規定する資産運用会社と密接な
関係を有する者として政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該資産運用会社の親法人等
- 二 当該資産運用会社の子法人等
- 三 当該資産運用会社の特定個人株主
- 四 前三号に掲げる者に準ずる者として内閣府令で定める者

(新設)

(新設)

(新設)

(特定資産の価格等を調査する者)

第二百二十四条 法第二百一条第一項に規定する政令で定めるものは、

資産保管会社の利害関係人等(当該資産保管会社の親法人等、子法人等及び特定個人株主並びにこれらに準ずるものとして内閣府令で定める者をいう。)以外の者であつて、次に掲げる者とする。

一 弁護士又は弁護士法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2) 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3) 弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

ロ 弁護士法人にあつては、次に掲げる者

(1) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(2) 弁護士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

二 公認会計士又は監査法人であつて次に掲げる者以外のもの

イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

(2) 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

(3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

(新設)

ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

(1) 当該投資法人の資産運用会社又は資産保管会社の会計参与

(2) その社員のうちにイ(1)又は(2)に掲げる者があるもの

(3) 公認会計士法の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

三 不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が不動産及び不動産のみを信託する信託の受益権の場合に限る。）

イ 当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

ロ 法第二百一条第二項の規定により鑑定評価を行う者

ハ 不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの

（投資法人に対する書面の交付をしなければならない取引等）

第二百五条 法第二百一条第一号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

（新設）

一 有価証券の取得及び譲渡並びに貸借

二 デリバティブ取引

2 法第二百一条第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 不動産の取得及び譲渡

二 不動産の賃貸借

三 不動産の管理の委託及び受託

3 法第二百三条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該資産運用会社が自己の計算で行った不動産の賃借権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に不動産の賃借権が含まれる場合に限る。）

二 当該資産運用会社が自己の計算で行った地上権の取得又は譲渡の有無及びその取得又は譲渡の別その他内閣府令で定める事項（当該投資法人が投資の対象とする特定資産に地上権が含まれる場合に限る。）

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等）

第二百二十六条 法第二百三条第二項に規定するその他の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 自己又はその取締役若しくは執行役

二 資産の運用を行う他の投資法人

三 運用の指図を行う投資信託財産

四 利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

五 登録投資法人の資産の運用に係る業務又は委託者指図型投資信託に係る業務以外の業務の顧客であつて内閣府令で定めるもの

（新設）

2 法第二百三十二条第二項に規定する政令で定める取引は、第十九条第三項各号及び第五項各号に掲げる取引とする。

3 法第二百三十二条第二項及び第四項に規定するその他政令で定める者は、資産運用会社が投資信託委託会社として運用の指図を行う投資信託財産（同条第二項に規定する特定資産（第三条第三号から第五号までに掲げるものに限る。）と同種の資産を投資の対象とするものに限る。）に係るすべての受益者（当該投資信託財産についての受益証券の取得の申込みの勧誘が公募の方法により行われたものである場合にあつては、知れている受益者）とする。

（資産運用会社の責任等に関する読替え）

第二百二十七条 法第二百四十二条第三項の規定において同条第一項の責任について会社法第四百二十四条の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十四条	総株主	総投資主

2 法第二百四十二条第三項の規定において資産運用会社の責任を追及する訴えについて会社法第八百四十九条（第二項第二号及び第五項を除く。）及び第八百五十条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------------	-----------	---------

（新設）

第八百四十九条	監査役設置会社	投資法人
第二項第一号	監査役（監査役	監督役員又は清算監督人（ 監督役員又は清算監督人
各監査役	各監督役員又は清算監督人	各監督役員又は清算監督人
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百一十條第五項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	投資法人法第二百四條第三項において準用する第四百二十四條

（外国投資法人の届出を要しない外国投資証券の募集の取扱い等）

第二百二十八条 法第二百一十條第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 金融商品取引所に上場されている外国投資証券（法第二百二十

（新設）

- 条第一項に規定する外国投資証券をいい、金融商品取引所が売買のため上場することを承認したものを含む。）の募集の取扱い等
- 二 第一種金融商品取引業を行う者が行う外国投資証券（法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券をいい、内閣府令で定めるものに限る。）に係る次に掲げる行為（前号に掲げるものを除く。）
- イ 外国金融商品市場における売買の媒介、取次ぎ又は代理
 - ロ 外国金融商品市場における売買の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ハ 適格機関投資家を相手方として行う売付け又は当該適格機関投資家のために行う買付けの媒介、取次ぎ若しくは代理（イに掲げるものを除き、当該第一種金融商品取引業を行う者に譲渡する場合以外の場合には当該外国投資証券の譲渡を行わないことを当該適格機関投資家が約することを条件として行うものに限る。）
 - ニ その行うイからハまでに掲げる行為により当該外国投資証券を取得した者からの買付け
 - 三 前二号に掲げるもののほか、行為の性質その他の事情を勘案して内閣府令で定める行為

第四章 雑則

（意見を聴く関係行政機関の長等）

第四章 雑則

第二百二十九条 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の三第一項、第三十一条第五項及び第三十五条第五項に規定する政令で定める関係行政機関の長は、国土交通大臣とする。

(新設)

2 法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第二十九条の三第一項の規定により意見を聴く権限は、申請者の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

3 法第二百二十三条の三第一項で読み替えられた金融商品取引法第三十一条第五項及び第三十五条第五項の規定により意見を聴く権限(金融商品取引法施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官が指定する金融商品取引業者に係るものを除く。)は、金融商品取引業者の本店(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下同じ。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。

(金融商品取引法等の適用に関する読替え等)

第二百三十条 法第二百二十三条の三第二項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(新設)

読み替える金融商品取引法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------	-----------	---------

定	第四十二条の二 第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産 （投資信託及び投資法人に 関する法律施行令第三条第 三号から第八号までに掲げ るものをいう。以下同じ。）
第四十二条の二 第五号	有価証券の売買その 他の取引等	有価証券の売買その他の取 引等又は対象資産の売買そ の他の取引	
第四十二条の三 第一項	他の金融商品取引業 者等（投資運用業を 行う者に限る。）そ の他の政令で定める 者	投資信託及び投資法人に関 する法律第二条第一項に規 定する政令で定める者	
第四十四条の三 第一項第一号	又は店頭デリバティ ブ取引	、店頭デリバティブ取引又 は対象資産の売買その他の 取引	

2 法第二百二十三条の三第三項に規定する場合における金融商品取引法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融 商品取引法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
--------------------	-----------	---------

定	第四十二条の二 第三号	又はオプション	、オプション又は対象資産 （投資信託及び投資法人に 関する法律施行令第三条第 三号から第八号までに掲げ るものをいう。以下同じ。）
第四十二条の二 第五号	有価証券の売買その 他の取引等	有価証券の売買その他の取 引等又は対象資産の売買そ の他の取引	
第四十二条の三 第一項	政令で定める者	政令で定める者（投資信託 及び投資法人に関する法律 施行令第二条第二号に掲げ る者を含む。以下この条に おいて同じ。）	
第四十四条の三 第一項第一号	又は店頭デリバティ ブ取引	、店頭デリバティブ取引又 は対象資産の売買その他の 取引	

3

法第二百二十三条の三第五項の規定により信託会社が委託者非指
図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用
する信託業法第二十四条の二の規定により金融商品取引法第四十二
条の二及び第四十四条の三第一項の規定を準用する場合におけるこ
れらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第二号	運用財産相互間	信託財産相互間
第四十二条の二第四号	権利者	権利者 受益者
第四十二条の二第五号	有価証券の売買その他の取引等	有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の売買その他の取引
第四十二条の二第六号	運用財産 権利者	信託財産 受益者
第四十四条の三第一項第一号	又は店頭デリバティブ取引	店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十四条の三	運用財産	信託財産
	又はオプション	オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第二号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）

第一項第三号

4 法第二百二十三条の三第六項の規定により金融機関が委託者非指図型投資信託の信託財産の運用を行う場合について読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二の規定により金融商品取引法第四十二条の二及び第四十四条の三第二項（第二号を除く。）の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十二条の二第一号	若しくは執行役	、執行役若しくは理事
第四十二条の二第二号	運用財産相互間	信託財産相互間
第四十二条の二第二号	又はオプション	、オプション又は対象資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第二号から第八号までに掲げるものをいう。以下同じ。）
第四十二条の二	権利者	受益者
第四十二条の二	受益者	受益者

第四号		
第四十二条の二 第五号	有価証券の売買その他の取引等	有価証券の売買その他の取引等又は対象資産の売買その他の取引
第四十二条の二 第六号	運用財産 権利者	信託財産 受益者
第四十四条の三 第二項第一号	又は店頭デリバティブ取引	店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引
第四十四条の三 第二項第三号	運用財産	信託財産

(関係行政機関の長との協議等を要する特定資産)

第百三十一条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産(法第三条第一号に規定する不動産をいう。次条において同じ。)とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第百三十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関して定められる次に掲げるものとする。

- 一 法第五条第一項本文の内閣府令
- 二 法第十一条第一項の内閣府令
- 三 法第十三条第一項の内閣府令

(法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産)

第百二十一条 法第二百二十四条の二に規定する政令で定める特定資産は、不動産(法第八条第四項第三号に規定する不動産をいう。次条において同じ。)とする。

(関係行政機関の長との協議等)

第百二十二条 法第二百二十四条の二の政令で定める内閣府令は、不動産に関して定められる次に掲げるものとする。

- 一 法第八条第四項第四号の内閣府令
- 二 法第十五条第一項第六号の内閣府令
- 三 法第十五条第二項第五号の内閣府令

- 四 法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の内閣府令
- 五 法第五十四条第一項において準用する法第十三条第一項の内閣府令
- 六 法第八十三条第一項第七号の内閣府令
- (削る)
- 七 (略)
- 八 法第二百一条第一項の内閣府令
- 九 法第二百三条第一項第二号の内閣府令
- 十 法第二百三条第一項第四号の内閣府令
- 十一 法第二百三条第二項の内閣府令

- 四 法第十六条の二第一項の内閣府令
- 五 法第二十八条第一項の内閣府令
- 六 法第三十四条の三第一項第八号の内閣府令
- 七 法第三十四条の三第二項第五号の内閣府令
- 八 法第三十四条の四第一項の内閣府令
- 九 法第三十四条の六第一項第二号の内閣府令
- 十 法第三十四条の六第一項第四号の内閣府令
- 十一 法第三十四条の六第二項の内閣府令
- 十二 法第三十四条の十二第四号の内閣府令
- 十三 法第三十四条の十四第四号の内閣府令
- 十四 法第四十九条の九第一項第八号の内閣府令
- 十五 法第四十九条の九第二項第五号の内閣府令
- 十六 法第四十九条の十一第一項において準用する法第十六条の二第一項の内閣府令
- 十七 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十八条第一項の内閣府令
- 十八 (略)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

十二 (略)

十三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えて適用する金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号(業務の内容及び方法を記載した書類に係る部分に限る。)、第四十二条の二第七号、第四十四条第三号、第四十四条の二第一項第三号、第四十四条の三第一項第四号及び第六十五条の四(同法第二十九条の登録、同法第三十一条第四項の変更登録及び同法第三十五条第四項の承認の審査基準に関する事項に係る部分に限る。)(の内閣府令

十四 法第二百二十三条の三第五項の規定により読み替えて適用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号及び第四十四条の三第一項第四号の内閣府令

十五 法第二百二十三条の三第六項の規定により読み替えて適用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二において準用する金融商品取引法第四十二条の二第七号及び第四十四条の三第二項第四号の内閣府令

(削る)

2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に関し行われる次に掲げるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

十九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

二十 法第二百二十六条の内閣府令(認可の審査基準、業務方法の変更に係る認可の基準並びに業務の認可及び承認の基準に係るものに限る。)

2 法第二百二十四条の二の政令で定める命令その他の処分は、不動産に関し行われる次に掲げるものとする。

一 法第六条の規定に基づく認可

二 法第十条の二の規定に基づく認可

三 法第十三条の規定に基づく承認

- (削る)
- (削る)
- (削る)
- (削る)
- 一・二 (略)
- 三 法第二百二十三条の三第一項の規定により読み替えられた金融商品取引法第二十九条の二第二項第二号に規定する特定投資運用行為を行う投資信託委託会社又は資産運用会社である金融商品取引業者(次項第九号において「特定金融商品取引業者」という。)に対し行われる次に掲げる処分
 - イ 金融商品取引法第五十一条の規定に基づく命令
 - ロ 金融商品取引法第五十二条第一項の規定に基づく処分
 - ハ 金融商品取引法第五十二条第二項の規定に基づく命令
- 3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
 - 一 法第四条第一項
 - 二 法第十六条
 - 三 法第十九条
 - 四 法第四十九条第一項
 - 五 法第五十四条第一項において準用する法第十六条(削る)

- 四 法第三十四条の十第三項の規定に基づく認可
- 五 法第三十四条の十一第一項ただし書及び第六項の規定に基づく承認
- 六 法第四十条第一項の規定に基づく命令
- 七 法第四十二条第一項の規定に基づく処分
- 八 法第四十三条の規定に基づく処分
- 九・十 (略)
- (新設)
- 3 法第二百二十四条の二の政令で定める届出は、不動産に関し行われる次に掲げる規定に基づくものとする。
 - 一 法第十条の三
 - 二 法第二十六条第一項
 - 三 法第二十九条
 - 四 法第三十一条
 - 五 法第三十四条の十第二項
 - 六 法第三十八条第一項

(削る)

(削る)

六、八 (略)

九 次に掲げる金融商品取引法の規定(特定金融商品取引業者に係るものに限る。)

イ 金融商品取引法第三十一条第一項

ロ 金融商品取引法第三十一条第三項

ハ 金融商品取引法第三十一条の第四項

ニ 金融商品取引法第三十五条第三項

ホ 金融商品取引法第三十五条第六項

ヘ 金融商品取引法第五十条の二第一項

4 (略)

(削る)

5 金融庁長官は、不動産に関し、第二項各号に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

6 金融庁長官は、不動産に関し、第三項各号(第六号から第八号ま

七 法第四十九条の四第一項

八 法第四十九条の十一第一項において準用する法第二十九条

九、十一 (略)

(新設)

4 (略)

5 内閣総理大臣は、不動産に関し、第二項第一号、第七号(法第四十二条第一項第一号ホの規定による法第六条の認可の取消しに限る。及び第八号(法第四十三条の規定による法第六条の認可の取消しに限る。)(に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

6 金融庁長官は、不動産に関し、第二項(第一号、第七号(法第四十二条第一項第一号ホの規定による法第六条の認可の取消しに限る。及び第八号(法第四十三条の規定による法第六条の認可の取消しに限る。)(を除く。)(に掲げる処分を行う場合には、国土交通大臣と協議するものとする。

7 金融庁長官は、不動産に関し、第三項第一号から第八号までに掲

でを除く。)に掲げる規定に基づく届出又は法第百八十七条の登録の申請があつた場合には、国土交通大臣に通知するものとする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第百三十三条 法第二百二十五条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条(第一項第二号を除く。)、第三十七条の三第一項(第一号及び第六号を除く。)、及び第二項、第三十七条の四、第三十八条、第三十九条、第四十条(同条第二号にあつては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)、並びに第四十四条の三第一項(第三号を除く。)(の規定とする。

(削る)

げる規定に基づく届出又は法第百八十七条の登録の申請があつた場合には、国土交通大臣に通知するものとする。

(新設)

(金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限)

第百二十三条 法第二百二十五条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第六条の規定による認可
- 二 法第四十一条第一項、第四十二条第一項第一号ホ及び第四十三条の規定による法第六条の認可の取消し

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第百二十四条 法第二百二十五条第二項第一号に規定する政令で定め

(削る)

る規定は、法第二十七条及び第九十七条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあつては、受益証券の募集等に係る取引又は投資証券等の募集の取扱い等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。

2 | 法第二二十五条第二項第二号に規定する政令で定める業務は、法第五十二条第一号及び第三号に規定する業務とする。

3 | 法第二二十五条第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第九十七条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条（同条第二号にあつては、投資証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。）並びに第四十五条の規定とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第百三十四条 法第二二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第二十二條第一項及び第二十三條第一項から第五項までの規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外の検査等の権限の委任）

第百二十五条 法第二二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（同条第二項の規定により証券取引等監視委員会（以下「委員会」という。）に委任されたものを除く。）のうち、法第三十九條第一項及び第二項、第五十五條第一項並びに第二十三條第一項から第五項までの規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに

必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第百三十五条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第二編第一章の規定による権限(前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)(は、金融商品取引業者の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)については、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二十一条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 長官権限のうち、法第二編第二章の規定による権限は、信託会社等の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)については、福岡財務支局長)に委任する。

3 長官権限のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)並びに第一百七条第八号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務

公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第百二十六条 法第二百二十五条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち、法第三編第一章及び第二章の規定による権限(法第九十七条に規定する特定投資信託委託業者等に関するもの並びに法第二百二十五条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。)(並びに第百十七条第九号の承認の権限は、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合)については、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(新設)

(新設)

支店の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長に委任する。ただし、法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

4 長官権限のうち、法第二百二十四条の二の規定に基づく第三百三十二条第五項の規定による協議及び同条第六項の規定による通知は、金融商品取引業者、信託会社等又は投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支店の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

5 前各項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

6 (略)

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第三百三十六条 長官権限のうち次に掲げるものは、法第二百一十二条第一項に規定する投資信託委託会社等若しくは受託会社等又は投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支店の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二百二十五条第二項の規定により委員会に委任された権限

二 第三百三十四条の規定により委員会に委任された法第二百一十二条第一項及び第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限

2・3 (略)

(新設)

2 前項の規定は、金融庁長官の指定する権限については、適用しない。

3 (略)

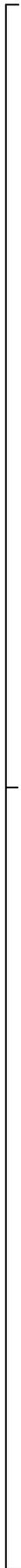
(委員会の権限の財務局長等への委任)

第二百二十七条 長官権限のうち次に掲げるものは、投資法人の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支店の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二百二十五条第二項の規定により委員会に委任された同項第三号に掲げる権限

二 第二百二十五条の規定により委員会に委任された法第二百十三条第一項から第五項までの規定による権限

2・3 (略)



改正案	現行
<p>（会員の資格の要件）</p> <p>第三条 法第三十条第一項第三号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</u></p> <p>ハ〜リ（略）</p> <p>又 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第十六号）<u>第二条第四項に規定する商品投資顧問業者</u></p> <p>（充用有価証券）</p> <p>第八条 法第一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（会員の資格の要件）</p> <p>第三条 法第三十条第一項第三号の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社</u></p> <p>ハ〜リ（略）</p> <p>又 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第十六号）<u>第二条第八項に規定する商品投資顧問業者</u></p> <p>（充用有価証券）</p> <p>第八条 法第一条第三項の政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。ただし、第三号から第七号までに掲げるものについては、商品取引所が定款（株式会社商品取引所にあつては、業務規程）で定めるところにより指定するものに限る。</p> <p>一・二（略）</p>

三 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場において売買取引されている株券

四 金融商品取引法第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券

五・六 (略)

七 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第七項に規定する受益証券及び貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第二項に規定する受益証券

第十条 (略)

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十条の二 法第二百十三条の二第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 受託契約(法第二百十四条第二号に規定する受託契約をいう。

以下この条において同じ。)に関して顧客が支払うべき手数料、

報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 受託契約に関して顧客が預託すべき取引証拠金等(法第二百十

七条第一項第一号に規定する取引証拠金等をいう。以下この条に

おいて同じ。)がある場合にあつては、その額又は計算方法

三 受託契約に基づく取引(法第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引)の額(当該受託契約に係る上場商品構成物

三 証券取引所の開設する市場において売買取引されている株券

四 証券取引法第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株券

五・六 (略)

七 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する受益証券及び貸付信託法(昭和二十七年法律第九十五号)第二条第二項に規定する受益証券

第十条 (略)

(新設)

品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。)が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金等の額に比して著しく大きい旨及び当該取引の額の当該取引証拠金等の額に対する比率(当該比率を算出することができない場合にあつては、その旨及びその理由)

四 商品市場における相場の変動により受託契約に基づく取引について顧客に損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が取引証拠金等の額を上回ることとなるおそれがある旨及びその理由

五 前各号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの

第十二条 (略)

(勧誘方針の策定を要しない者等)

第十二条の二 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。)であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

2 法第二百二十条の三の規定により準用する金融商品の販売等に関

第十二条 (略)

(新設)

する法律第九条第三項に規定する政令で定める方法は、商品取引員の本店（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における主たる営業所。以下この項並びに第二十九条第一項第四号及び第三項において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一 商品取引員が、支店その他の本店以外の営業所（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における従たる営業所。以下この号並びに第二十九条第二項及び第三項において「支店等」という。）において受託契約の締結を行う場合 受託契約の締結を行う支店等ごとに、勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法

二 商品取引員が、公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に無線通信又は有線電気通信の送信を行うこと（以下この号において「自動送信」という。）により受託契約の締結を行う場合（前号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 勧誘方針を自動送信する方法

（商品取引員が行う受託契約の締結について準用する金融商品の販売等に関する法律の規定の読替え）

第十二条の三 法第二百二十条の三の規定により商品取引員が行う受託契約の締結について金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定を準用する場合には、同項中「特定顧客」とあるのは

（新設）

、「商品取引所法第二百十八条第一項の主務省令で定める者」と読み替えるものとする。

(一般委託者から除かれる者)

第十四条 法第二百六十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資顧問業者

四・五 (略)

(権限の委任)

第二十九条 法第五十七条第一項及び第二項、第二百十四条の第二項及び第五項、第二百三十一条第一項から第三項まで、第二百三十二条第一項及び第二項、第二百三十五条第一項及び第二項並びに第二百三十七条において準用する法第五十八条第二項の規定による主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 商品取引員に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 当該商品取引員の本店の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産

(一般委託者から除かれる者)

第十四条 法第二百六十九条第一項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律第五条第五項に規定する商品投資販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者

四・五 (略)

(権限の委任)

第二十九条 法第五十七条第一項及び第二項、第二百三十一条第一項から第三項まで、第二百三十二条第一項及び第二項、第二百三十五条第一項及び第二項並びに第二百三十七条において準用する法第五十八条第二項の規定による主務大臣の権限であつて次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に行わせるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一～三 (略)

四 商品取引員に関する農林水産大臣及び経済産業大臣の権限 当該商品取引員の本店(外国の法令に準拠して設立された法人にあ

<p style="text-align: center;">業局長</p> <p>2 法第二百三十一条第一項から第三項までの規定による権限で商品取引員の支店等に関するものについては、前項第四号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>つては、国内における主たる営業所。次項及び第三項において同じ。の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長</p> <p>2 法第二百三十一条第一項から第三項までの規定による権限で商品取引員の支店その他の本店以外の営業所（外国の法令に準拠して設立された法人にあつては、国内における従たる営業所。以下この条において「支店等」という。）に関するものについては、前項第四号に規定する地方農政局長及び経済産業局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する地方農政局長及び経済産業局長も行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
---	---

改正案

現行

<p>（企業組合の組合員たる資格を有する者）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、当該投資事業有限責任組合が保有する次に掲げる資産の合計額の当該投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。</p> <p>一 特定株式会社（中小企業者（法第八条第六項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するものうち、<u>金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>第二条第十六項に規定する<u>金融商品取引所</u>に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。）の設立に際して取得する株式又は企業組合の設立に際して取得する持分</p> <p>イ 水（略）</p> <p>二丁六（略）</p>	<p>（企業組合の組合員たる資格を有する者）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 法第八条第六項第三号の政令で定める投資事業有限責任組合は、企業組合の組合員となる時点において、当該投資事業有限責任組合が保有する次に掲げる資産の合計額の当該投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額に占める割合が百分の五十を超える投資事業有限責任組合とする。</p> <p>一 特定株式会社（中小企業者（法第八条第六項第三号に規定する中小企業者をいう。以下この項において同じ。）に該当する株式会社その他の株式会社であつて次のいずれかに該当するものうち、<u>証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</u>第二条第十六項に規定する<u>証券取引所</u>に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録簿に登録されていない株式を発行するものをいう。以下この項において同じ。）の設立に際して取得する株式又は企業組合の設立に際して取得する持分</p> <p>イ 水（略）</p> <p>二丁六（略）</p>
--	---

第九条（略）

（情報通信の技術を利用して提供する方法）

第十条 共済事業を行う組合又は共済代理店は、法第九条の七の五第三項（法第九条の九第五項及び第八項において準用する場合を含む。）以下この条から第十三条までにおいて同じ。）において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合又は共済代理店は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第九条（略）

（新設）

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第十一条 共済事業を行う組合は、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十二条 法第九条の七の五第三項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げ

(新設)

(新設)

るものとする。

一 特定共済契約（法第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者の支払うこととなる共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（法第五十八条第六項に規定する共済金等をいう。）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。）が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定めるもの

（共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第十三条 法第九条の七の五第三項の規定により共済事業を行う組合が行う特定共済契約の締結について金融商品取引法第三十四条の規

（新設）

定を準用する場合においては、同条中「同条第三十一項第四号」とあるのは、「第二条第三十一項第四号」と読み替えるものとする。

第十四条・第十五条 (略)

(信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用)

第十六条 法第九条の八第八項第二号及び第九条の九第六項第四号に掲げる事業に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定(当該規定に係る罰則を含む。)の適用については、信用協同組合等(信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十六条において同じ。)を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2
4 (略)

第十条・第十一条 (略)

(信託に係る事務に関する事業等に関する法令の適用)

第十二条 法第九条の八第八項第二号及び第九条の九第六項第四号に掲げる事業に関しては、信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十条の二の規定(当該規定に係る罰則を含む。)の適用については、信用協同組合等(信用協同組合又は法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条及び第二十二條において同じ。)を信託業法第五十条の二第一項の規定により登録を受けることができる会社とみなす。この場合において、同条第十二項の規定により適用する同法第十一条第一項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、同法第五十条の二第十二項の規定により適用する同法第三十四条第三項中「営業所」とあるのは「事務所」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法第五十条の二の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

2
4 (略)

第十七条〕第三十二条 (略)

(都道府県が処理する事務)

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項(これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第二項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。))において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第一百四十五条、第一百五十五条の二第一項及び第二項、第一百五十五条の三第一項から第四項まで、第一百五十五条の四第一項から第四項まで、第一百六条第一項から第三項まで、第一百六条の二(第三項を除く。))並びに第一百六条の三に規定する行政庁(管轄都道府県知事を除く。以下同じ。))の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二 (略)

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業(本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施

第十三条〕第二十八条 (略)

(都道府県が処理する事務)

第二十九条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項(これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。)、法第九条の七の五第二項(法第九条の九第五項において準用する場合を含む。))において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第一百四十五条、第一百五十五条の二第一項及び第二項、第一百五十五条の三第一項から第四項まで、第一百五十五条の四第一項から第四項まで、第一百六条第一項から第三項まで、第一百六条の二(第三項を除く。))並びに第一百六条の三に規定する行政庁(管轄都道府県知事を除く。以下同じ。))の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一・二 (略)

三 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が旅行業(本邦外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施

するものに限る。)を実施しないものに限る。以下同じ。) 、 旅行業者代理業、通訳案内に関する事業(地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。)又は自動車販売事業であるもの(その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第三十一条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。)を含むもの及びその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業又は自動車販売事業であるもの(その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて同条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。)を含むものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が国土交通大臣の所管に属するもの(第三十一条各号に掲げる事業に限る。)であつてその行う事業として定款に定められる事業に同条各号に掲げる事業及び当該事業と密接に関連する事業を含まないもの(その地区が都道府県の区域を超えるもの及び前号に定めるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

するものに限る。)を実施しないものに限る。以下同じ。) 、 旅行業者代理業、通訳案内に関する事業(地域限定通訳案内士が行うものに限る。以下この号において同じ。)又は自動車販売事業であるもの(その組合員の資格として定款に定められる事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて第二十七条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。)を含むもの並びにその地区が都道府県の区域を超えるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務並びに企業組合でその行う事業の全部又は一部が旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業又は自動車販売事業であるもの(その行う事業に国土交通大臣の所管に属する事業であつて同条各号に掲げるもの(旅行業、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業及び自動車販売事業を除く。)を含むものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

四 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会でその組合員の資格として定款に定められる事業の一部が国土交通大臣の所管に属するもの(第二十七条各号に掲げる事業に限る。)であつてその行う事業として定款に定められる事業に同条各号に掲げる事業及び当該事業と密接に関連する事業を含まないもの(その地区が都道府県の区域を超えるもの及び前号に定めるものを除く。)に関する国土交通大臣の権限に属する事務 その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

2
4
(略)

第三十四条・第三十五条
(略)

2
4
(略)

第三十条・第三十一条
(略)

改正案

現行

<p>第一条の五（略）</p> <p>（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）</p>	<p>第一条の五（略）</p> <p>（新設）</p>
<p>第一条の六 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、法第十一条の二の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第一条の八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第二十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二</p>	

第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。
ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、
この限りでない。

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第一条の七 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

()の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)()の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。
ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

(新設)

第一条の八 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する

政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約（法第十一条の二の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

（特定貯金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第一条の九 法第十一条の二の四の規定により金融商品取引法第三十条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七條第一項第一号及び第三十七條の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（新設）

（新設）

(同一人に対する信用の供与等)

第一条の十 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の七第一号において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2 } 10 (略)

(特定共済契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等)

第一条の十一 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の十の三において準用する金融商品取引法(以下この条から第一条の十三までにおいて「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は

(同一人に対する信用の供与等)

第一条の六 法第十一条の四第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該組合の子会社(法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。第五条の五第一号において同じ。)でない場合の次に掲げる者(第八項及び第九項において「受信合算対象者」という。)とする。

一・二 (略)

2 } 10 (略)

(新設)

電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

- 第一条の十二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た組合は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない

(新設)

。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第一条の十三 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定共済契約(法第十一条の三に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。)に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて農林水産省令で定めるもの

二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして農林水産省令で定める事項

(特定共済契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第一条の十四 法第十一条の三の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号

(新設)

(新設)

の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十
一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三
十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名
称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第一条の十五・第一条の十六（略）

第五条の四（略）

（特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関
して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第五条の五 法第九十二条の五において準用する金融商品取引法第三
十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事
項とする。

一 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他
の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 顧客が行つ特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、
金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因
として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次

に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び
その理由

第一条の七・第一条の八（略）

第五条の四（略）

（新設）

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第五条の六 法第九十二条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。)」と読み替えるものとする。

第五条の七 (略)

(新設)

第五条の五 (略)

改正案

現行

<p>（銀行法を準用する場合の読替え） 第十三条（略）</p> <p>2 法第八十九条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える銀行法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	
	<p>（略）</p> <p>第五十二条の六 十一第二項</p>	<p>（略）</p> <p>第五十二条の四十三 から第五十二条の五 十六まで</p>	<p>（略）</p> <p>第五十二条の四十三から第 五十二条の五十六まで（第 五十二条の四十五の二を除 く。）及び同法第八十九条 の二</p>	<p>3 （略）</p>
<p>第十三条の二（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第十四条 金庫又は信用金庫代理業者は、法第八十九条の二において</p>	<p>第十三条の二（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（略）</p>	<p>3 （略）</p>

準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は信用金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十五条 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁

（新設）

的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約(法第八十九条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行つ特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び

(新設)

その理由

- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
- 2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
 - 一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨
 - 二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十七条 法第八十九条の二の規定による金融商品取引法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

商品取引法の規定	読み替えられる金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号	
第三十七条の三	商号、名称又は氏名	名称	

（新設）

第一項第一号

改正案

現行

<p>第四条の二（略）</p> <p>（情報通信の技術を利用した提供）</p> <p>第四条の三 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。</p> <p>2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定</p>	<p>第四条の二（略）</p> <p>（新設）</p>
--	-----------------------------

による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第四条の四 銀行は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四条の五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるもの

(新設)

(新設)

とする。

一 特定預金等契約（法第十三条の四に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第十六条の六の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因

として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(銀行が行う特定預金等契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第四条の六 法第十三条の四の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号

(資産の国内保有)

第五条の二 (略)

2 法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

(新設)

(資産の国内保有)

第五条の二 (略)

2 法第二十九条に規定する銀行の資産のうち政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金融商品取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券

三 六 (略)

(国及び地方公共団体に準ずる法人)

第十五条 法第五十二条の二第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
- 二 七 (略)

第十六条の六 (略)

(銀行代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十六条の六の二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

二 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券

三 六 (略)

(国及び地方公共団体に準ずる法人)

第十五条 法第五十二条の二第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
- 二 七 (略)

第十六条の六 (略)

(新設)

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七條第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十六条の六の三 法第五十二条の四十五の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七條の三	商号、名称又は氏名	商号

(新設)

<p>第一項第一号 第三十七条の六 第四項（ただし 書を除く。）</p>	<p>対価</p>	<p>対価（手数料、報酬その他 の当該特定預金等契約に関 して顧客が支払うべき対価 をいう。）</p>
--	-----------	---

改正案

現行

改正案			現行		
（銀行法を準用する場合の読替え）					
<p>第五条 法第十七条の規定により銀行法を準用する場合には、同法の規定中「第五十二条の三十六第一項」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第一項」と、「銀行代理行為」とあるのは「長期信用銀行代理行為」と、「特定銀行代理業者」とあるのは「特定長期信用銀行代理業者」と、「特定銀行代理行為」とあるのは「特定長期信用銀行代理行為」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業者再委託者」と、「銀行代理業者再委託者」とあるのは「長期信用銀行代理業者再委託者」と、「第二条第十四項各号」とあるのは「長期信用銀行法第十六条の五第二項各号」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
第五十二条の六	銀行等が前項	（略）	第五十二条の六	銀行等が前項	（略）
長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定	（略）	（略）	長期信用銀行等（長期信用銀行法第十六条の七に規定	（略）	（略）
法の規定	読み替えられる銀行	読み替えられる字句	法の規定	読み替えられる銀行	読み替えられる字句
（略）	（略）	読み替える字句	（略）	（略）	読み替える字句
第十一第二項	銀行法第十六条の七に規定	（略）	第十一第二項	銀行法第十六条の七に規定	（略）

2
(略)

(略)	(略)	(略)	<p>する長期信用銀行等をいう。 以下同じ。)が同条</p> <p>当該長期信用銀行等</p> <p>第三十八條、第四十 八條、第五十二條の 三十六第二項及び第 三項</p> <p>第五十二條の四十三 から第五十二條の五 十六まで</p> <p>第五十六條(第十一 号に係る部分に限る 。並びに第五十七 條の七第二項</p> <p>第九章</p>
(略)	(略)	(略)	<p>する長期信用銀行等をいう。 以下同じ。)が同条</p> <p>当該長期信用銀行等</p> <p>第三十八條</p> <p>第五十二條の四十三から第 五十二條の五十六まで(第 五十二條の四十五の二を除 く。)及び同法第十七條の 二</p> <p>第五十六條(第十一号に係 る部分に限る。)及び第五 十七條の七第二項の規定並 びに同法第十六條の五第三 項及び第四項</p> <p>同法第二十三條の二から第 二十七條まで</p>

2
(略)

(略)	(略)	(略)	<p>する長期信用銀行等をいう。 以下同じ。)が同条</p> <p>当該銀行等</p> <p>第三十八條、第四十 八條、第五十二條の 三十六第二項及び第 三項</p> <p>第五十六條(第十一 号に係る部分に限る 。並びに第五十七 條の四第二項</p> <p>第九章</p>
(略)	(略)	(略)	<p>する長期信用銀行等をいう。 以下同じ。)が同条</p> <p>当該長期信用銀行等</p> <p>第三十八條</p> <p>第五十六條(第十一号に係 る部分に限る。)及び第五 十七條の四第二項の規定並 びに同法第十六條の五第三 項及び第四項</p> <p>同法第二十三條の二から第 二十七條まで</p>

第六条の五 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第六条の六 長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、法第十七条の二において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第六条の七 長期信用銀行は、準用金融商品取引法第三十四条の三第

第六条の五 (略)

(新設)

(新設)

三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た長期信用銀行は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第六条の八 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定預金等契約（法第十七条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における

（新設）

相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送

事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の

三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさ

せる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によ

りする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前

項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、

金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因

として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当

該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第六条の九、法第十七条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規	読み替えられる字句	読み替える字句
----------------	-----------	---------

（新設）

第三十七条の三 第一項第一号	第二十四条	定
商号、名称又は氏名	号 同条第三十一項第四	
商号	第二条第三十一項第四号	

改正案

現行

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）
 第五条の五 法第六条の五第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

（信用協同組合代理業者等についての銀行法の読替え）
 第五条の五 法第六条の五第二項の規定による銀行法の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
第五十二条の六 十一第二項	第五十二条の四十三 から第五十二条の五 十六まで	第五十二条の四十三から第 五十二条の五十六まで（第 五十二条の四十五の二を除 く。）及び同法第六条の五 の二

読み替える銀行法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

2 （略）

2 （略）

第五条の六 （略）

第五条の六 （略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第五条の七 信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、法第六条

（新設）

の五の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二

十五号。以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等又は信用協同組合代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五条の八 信用協同組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは

（新設）

、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信用協同組合等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第五条の九 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約(法第六条の五の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。)に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行つ特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

(新設)

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
 2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第一条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

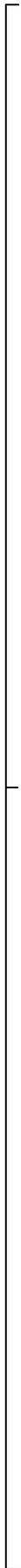
二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第五条の十 法第六条の五の二の規定による金融商品取引法の準用に
 ついての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第一条第三十一項第四号
第三十七条の三	商号、名称又は氏名	名称
第一項第一号		

（新設）



改正案

現行

（銀行法を準用する場合の読替え）
 第七条（略）

（銀行法を準用する場合の読替え）
 第七条（略）

2 法第九十四条第四項の規定による銀行法の準用についての技術的
 読替えは、次の表のとおりとする。

2 法第九十四条第四項の規定において銀行法を準用する場合におい
 ては、同法の規定中「内閣府令」とあるのは、「内閣府令・厚生労
 働省令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同
 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み
 替えるものとする。

読み替える銀行 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第五十二条の六 から第二項	第五十二条の四十三 から第五十二条の五 十六まで	第五十二条の四十三から第 五十二条の五十六まで（第 五十二条の四十五の二を除 く。）及び同法第九十四条 の二

読み替える銀行 法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)

3 (略)

3 (略)

第七条の二 (略)

第七条の二 (略)

(情報通信の技術を利用して提供する方法)

第七条の三 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十四条の二において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫又は労働金庫代理業者は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用して同意を得る方法)

第七条の四 金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。)

(新設)

(新設)

む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意を得ようとするときは、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た金庫は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七条の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定預金等契約（法第九十四条の二に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずること

（新設）

ととなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令・厚生労働省令で定める事項

(金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第七条の六 法第九十四条の二の規定による金融商品取引法の準用に
ついでに技術的読替えは、次の表のとおりとする。

商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条の三	商号、名称又は氏名	名称
第一項第一号		

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による
厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の
都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道
府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫と

(新設)

(都道府県が処理する事務)

第十一条 長官権限及び法の規定(この政令の規定を含む。)による
厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、一の
都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫及び一の都道
府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を所属労働金庫と

する労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するもの限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四（略）

五 法第九十一条第一項第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同項第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七並びに第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六・七（略）

八 銀行法第二十五条第一項及び第二項並びに第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九（略）

2
4（略）

する労働金庫代理業者（その主たる営業所等が当該都道府県に所在する者に限る。）に関するもの限り、都道府県知事が行うこととする。ただし、第六号から第八号までに掲げる事務は、金融庁長官又は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一～四（略）

五 法第九十一条第五号の規定による届出の受理（第一号に掲げる認可に係るものに限る。）及び同条第六号の規定による届出の受理（内閣府令・厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに銀行法第十六条第一項、第五十二条の三十九、第五十二条の四十七、第五十二条の五十二、第五十二条の六十一第三項及び第五十三条第四項の規定による届出の受理並びに銀行法第十九条第一項及び第二項、第五十二条の三十七及び第五十二条の五十第一項の規定により提出される書類の受理

六・七（略）

八 銀行法第二十五条第一項及び第二項、並びに銀行法第五十二条の五十四第一項の規定による質問及び立入検査

九（略）

2
4（略）

金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第二十一号）（第十二条関係）

改正案	現行
<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 土地若しくはその定着物、地上権又は土地の賃借権（以下この号において「土地等」という。）を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ その受益権の譲渡先が特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）又は登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十三項に規定する登録投資法人をいう。）に限られる信託</p> <p>二 四（略）</p> <p>（営業保証金の取戻し）</p> <p>第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは</p>	<p>（金融機関が営むことができない業務）</p> <p>第三条 法第一条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一 土地若しくはその定着物、地上権又は土地の賃借権（以下この号において「土地等」という。）を含む財産の信託であつて、土地等の処分を信託の目的の全部又は一部とするもの（次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ その受益権の譲渡先が特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）又は登録投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二十項に規定する登録投資法人をいう。）に限られる信託</p> <p>二 四（略）</p> <p>（営業保証金の取戻し）</p> <p>第七条 信託業務を営む金融機関若しくはその承継人又は当該信託業務を営む金融機関のために営業保証金を供託した者は、当該信託業務を営む金融機関が次に掲げる場合に該当することとなつたときは</p>

、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十四条第一項、第二項及び第四項並びに第十五条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二（略）

2（略）

第十一条（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十一条の二 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及

、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託業務を営む金融機関の本店等（信託業務を営む金融機関の本店又は主たる事務所をいう。第十五条第一項、第二項及び第四項並びに第十六条第二項において同じ。）の位置の変更により法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二（略）

2（略）

第十一条（略）

（新設）

び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十一条の三 信託業務を営む金融機関は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た信託業務を営む金融機関は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わな

(新設)

い旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

(新設)

一 特定信託契約(信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。)に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者(放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。)

の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第十一条の五 法第二条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	商号又は名称
第四十条第二号	前号に掲げるもの	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項において準用する信託業

(新設)

<p>法第二十四条第一項の規定 に違反すると認められる状 況</p>	

(削る)

(同一人に対する信用の供与)

第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。

一～六 (略)

七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法
施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の第十第五項第
一号に規定する貸出金

八 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

第十二条 第九条の規定は、信託業務を営む金融機関が法第二条第三項の規定により準用する信託業法第一百五条第一項の規定により適用する信託業法第九十五条第一項の規定により同項に規定する事項を提供しようとする場合について準用する。

(同一人に対する信用の供与)

第十三条 信託業務を営む金融機関が元本補てん付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補てんの契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補てん付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。

一～六 (略)

七 第二条第七号又は第十三号に掲げる金融機関 農業協同組合法
施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の六第五項第
一号に規定する貸出金

八 (略)

第十三条、第十五条
(略)

第十四条、第十六条
(略)

改 正 案

現 行

<p>（組合等の特定関係者）</p> <p>第九条 法第十一条の六の三第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条から第九条の三まで、第十九条第一項、第二十一条、第二十二條第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）（その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この号及び第十号において同じ。）の百分の五十を超える</p>	<p>（組合等の特定関係者）</p> <p>第九条 法第十一条の六の三第三号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（以下この条、第十九条第一項、第二十一条、第二十二條第一項、第二項第二号及び第六項、第二十六条並びに第二十八条において「組合等」という。）の子会社（法第二百二十二条第三項に規定する子会社をいう。）（その他の子法人等及び関連法人等</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 当該組合等を所属組合とする特定信用事業代理業者（個人に限る。以下この号において「個人特定信用事業代理業者」という。）に係る次に掲げる会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含み、前三号に掲げる者を除く。以下この号において「法人等」という。）</p> <p>イ 当該個人特定信用事業代理業者がその総株主等の議決権（法第十一条の六第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。以下この号及び次条において同じ。）の百分の五十を超える議</p>
--	---

議決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び第十條において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

口（略）

2・3（略）

（特定貯金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第九條の二 法第十一條第一項第四号、第八十七條第一項第四号、第九十三條第一項第二号又は第九十七條第一項第二号の事業を行う組合等は、法第十一條の六の四（法第九十二條第一項、第九十六條第一項及び第一百條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）においてこの条から第九條の四までにおいて「準用金融商品取引法」という。（第三十四條の二第四項（準用金融商品取引法第三十四條の四第三項、第三十七條の三第二項及び第三十七條の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四條の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。）

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又

決権（同項前段に規定する議決権をいう。以下この号及び次條において同じ。）を保有する法人等（当該法人等の子法人等及び関連法人等を含む。）

口（略）

2・3（略）

（新設）

は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定貯金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第九条の三 法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第

九十三条第一項第二号又は第九十七条第一項第二号の事業を行う組合等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た組合等は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は

(新設)

、この限りでない。

(特定貯金等契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第九条の四 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する

政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約(法第十一条の六の四に規定する特定貯金等契約をいう。以下同じ。)に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 利用者が行う特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格

、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第二十四条の四第二号において同じ。)における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び

その理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

(特定貯金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の

読替え)

第九条の五 法第十一条の六の四の規定により金融商品取引法第三十

四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一

(新設)

(新設)

項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七号第一項第一号及び第三十七号の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

(余裕金運用の基準)

第二十二条 (略)

2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定漁業協同組合」という。)を除く。次項において同じ。)又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 四 (略)

五 次に掲げる債券の取得

イ・ロ (略)

八 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

二 三 ト (略)

三 六 (略)

第二十四条の三 (略)

(余裕金運用の基準)

第二十二条 (略)

2 法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合(財務の状況、事業の執行体制その他事業経営の状況を勘案して主務大臣が定める基準に該当するもの(以下この条において「特定漁業協同組合」という。)を除く。次項において同じ。)又は法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合は、次の方法によるほか、余裕金を運用してはならない。

一 四 (略)

五 次に掲げる債券の取得

イ・ロ (略)

(新設)

八 三 四 (略)

三 六 (略)

第二十四条の三 (略)

(特定信用事業代理業者が締結の代理等を行う特定貯金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第二十四条の四 法第二百一十一条の五において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 顧客が行つ特定貯金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

(特定貯金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)

第二十四条の五 法第二百一十一条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合には、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定貯金等契約に関して顧客が支払うべき対価をい

(新設)

(新設)

「()」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 保険募集（第三十九条 第四十四条の六）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 保険募集（第三十九条 第四十四条の二）</p> <p>第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険代理店」、「少額短期保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（以下「法」という。）第二条に規定する保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業者、生命保</p>

險業者、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、保険募集人、所屬保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

第十三条の五の二（略）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十三条の五の三 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、法第十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十三条の五の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁

募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人、所屬保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

第十三条の五の二（略）

（新設）

的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十三条の五の四 保険金信託業務を行う生命保険会社等は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条において「電磁的方法」という。)により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

2 前項の規定による承諾を得た保険金信託業務を行う生命保険会社等は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十三条の五の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規

(新設)

(新設)

定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定信託契約（法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下この条において同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第四十四条の五第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因と

して損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(生命保険会社等が保険金信託業務を行う場合について準用する信託業法の規定において準用する金融商品取引法の規定の読替え)

第十三条の五の六 法第九十九条第八項の規定において生命保険会社等が保険金信託業務を行う場合について信託業法第二十四条の二の規定を準用する場合における同条において準用する金融商品取引法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第四十条第二号	前号に掲げるもの	保険業法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況

(免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係)

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、原子力損害

(新設)

(免許特定法人の引受社員に係る他の法令の適用関係)

第三十六条 法第二百四十条第二項に規定する政令で定める法令は、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)、原子力損害

の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）、貿易保険
法施行令（昭和二十八年政令第四百十一号）、金融商品取引法施行
令（昭和四十年政令第三百二十一号）、船舶油濁損害賠償保障法施
行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任の制限
に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、ゴルフ
場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令（平成五年政令第
十九号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成
五年政令第三十一号）、疑わしい取引の届出に関する政令（平成十
一年政令第三百八十九号）及び信託業法施行令（平成十六年政令第
四百二十七号）とし、宅地建物取引業法第四十一条第一項（第二号
に係る部分に限る。）、金融商品取引法施行令第十五条の十三、船
舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分
に限る。）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行
令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条
、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項及び信託業法施行
令第十条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保
険会社等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保
険法施行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条
第一項（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同
条第一項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第
二百十九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外
国損害保険会社等とみなす。

の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七十七号）、貿易保険
法施行令（昭和二十八年政令第四百十一号）、船舶油濁損害賠償保
障法施行令（昭和五十一年政令第十一号）、船舶の所有者等の責任
の制限に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百四十八号）、
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十
一年政令第三百三十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に
関する法律施行令（平成五年政令第十九号）、金融機関の信託業務
の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）、疑わし
い取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）及び
信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）とし、宅地建物
取引業法第四十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）、船舶の
所有者等の責任の制限に関する法律施行令（第七号に係る部分に限
る。）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第
五条、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二
条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わ
しい取引の届出に関する政令第一条第二項及び信託業法施行令第十
条の規定の適用については免許特定法人の引受社員を外国保険会社
等とみなし、原子力損害の賠償に関する法律第八条、貿易保険法施
行令第二十五条並びに船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項
（第三号に係る部分に限る。）及び第二項（第一号のうち同条第一
項第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については法第二百十
九条第五項の特定損害保険業免許を受けた者の引受社員を外国損害
保険会社等とみなす。

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)
第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三百三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会

(保険契約者保護機構が保険業を行う場合の他の法令の適用関係)
第三十七条の四の五 法第二百七十条の六第三項に規定する政令で定める法令は、臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)、損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第九十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)、住宅融資保険法(昭和三十年法律第六十三号)、自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)、準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第三百三十五号)、国民年金法(昭和三十四年法律第四百十一号)、原子力損害の賠償に関する法律、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)、印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)、確定給付企業年金法(平成十三年法律第五十号)、予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)、中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)、漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)、公認会

計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、金融商品取引法施行令、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第一百二十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金

計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）、貿易保険法施行令、関税法施行令（昭和二十九年政令第五百五十五号）、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）、自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令（昭和三十年政令第三百十六号）、租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）、割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）、所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）、証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）、地震保険に関する法律施行令（昭和四十一年政令第六十四号）、印紙税法施行令（昭和四十二年政令第八十号）、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令（昭和四十四年政令第九十五号）、船舶油濁損害賠償保障法施行令、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十二年政令第九十九号）、地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和五十三年政令第二十五号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、前払式証券の規制等に関する法律施行令（平成二年政令第九十三号）、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令、疑わしい取引の届出に関する政令及び信託業法施行令とし、臨時金利調整法第一条第一項、消防法第三十三条、相続税法第五十九条第一項第一号、税理士法第

利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、金融商品取引法施行令第一条の九第一号（金融商品取引法第二十七条の二十八第三項に係るものに限る。）及び第十五条の十三、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四條の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十条第五項及び第百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第百二十八条第五項及び第百三十七條の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四

五条第一項第一号八、漁船損害等補償法第百十二条第七項、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第三条、住宅融資保険法第二条第三号、船舶油濁損害賠償保障法第十四条第二項及び第三十九条の五第二項、予算決算及び会計令第七十七条第一号及び第一百条の三第一号及び第二号、中小企業信用保険法施行令第一条の第十四号、漁船損害等補償法施行令第二十四条、公認会計士法施行令第二条第一項第二号、関税法施行令第六十二条の七第一項及び第六十二条の二十一第一項、自動車損害賠償保障法施行令、自動車損害賠償保障事業賦課金の金額を定める政令第一条、割賦販売法施行令第四条の二、証券取引法施行令第一条の九第一号（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号及び第二十七條の二十八第三項に係るものに限る。）、印紙税法施行令第二十二條第二号、外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行令第一条第三号、国際協力銀行法施行令第一条、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律施行令第六号、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令第五条、前払式証券の規制等に関する法律施行令第九条第二項第一号、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令第二条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第五条、疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項並びに信託業法施行令第十条の規定の適用については保険契約者保護機構を保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第二項、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百四十四條の二第一項第五号及び第八項、厚生年金保険法第百三十条第五項

号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害

及び第五百五十九条第七項、準備預金制度に関する法律第二条第一項第八号、国民年金法第二百二十八条第五項及び第三百三十七条の十五第六項、所得税法第七十六条第三項第一号及び第四号、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、確定給付企業年金法第九十三条、租税特別措置法施行令第三十九条の三十六、所得税法施行令第七十六条第二項第一号、第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、法人税法施行令附則第十六条第一項、第十七条及び第十八条、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については生命保険契約者保護機構を生命保険会社とみなし、損害保険料率算出団体に関する法律第二条第一項第四号、第三条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項、船主相互保険組合法第八条、地方税法第三十四条第一項第五号及び第八項並びに第三百十四条の二第一項第五号及び第八項、自動車損害賠償保障法、原子力損害の賠償に関する法律第八条、所得税法第七十六条第三項第四号及び第七十七条第二項第一号、地震保険に関する法律、印紙税法別表第三、勤労者財産形成促進法第六条、第六条の二及び第十二条、貿易保険法施行令第二十五条、所得税法施行令第二百九条第三項及び第三百二十六条第二項第一号、地震保険に関する法律施行令第三条、船舶油濁損害賠償保障法施行令第二条第一項第三号及び第二項第一号（同条第一項第三号に係る部分に限る。）、国家公務員共済組合及び国家公務員共

保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

(国及び地方公共団体に準ずる法人)

第三十七条の五 法第二百七十一条の三第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
二 二七 (略)

第三章 保険募集

第四十四条の二 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

第四十四条の三 保険会社等(法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。次項、次条、第四十五条第一号及び第五号並びに第四十五条の二において同じ。)、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、法第三百条の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第四十四条の五までにおいて「準用金融商品取引法」という。第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条

済組合連合会が行う国家公務員等の財産形成事業に関する政令第四条並びに地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令第四条の規定の適用については損害保険契約者保護機構を損害保険会社とみなす。

(国及び地方公共団体に準ずる法人)

第三十七条の五 法第二百七十一条の三第一項に規定する国及び地方公共団体に準ずるものとして政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金
二 二七 (略)

第三章 保険募集

第四十四条の二 (略)

(新設)

の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を得た保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第四十四条の四 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところ

（新設）

により、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第四十四条の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定保険契約（法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行つ特定保険契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

(新設)

第三十四条	読み替える金融商品取引法の規定	同条第三十一項第四	読み替えられる字句	第二条第三十一項第四号	読み替える字句
-------	-----------------	-----------	-----------	-------------	---------

第三十四条の六 法第三百条の二の規定において保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について金融商品取引法第三十四条の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十四条の六 法第三百条の二の規定において保険会社等若しくは（特定保険契約等の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
 2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う特定保険契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(新設)

2 法第三百条の二の規定において保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十七条の三第一項第一号	住所	住所（外国保険会社等にあつては、支店等（保険業法第八十五条第一項に規定する支店等をいう。）の所在地）

第四章 雑則

（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）
 第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社等、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。）

第四章 雑則

（保険契約の申込みの撤回等ができない場合）
 第四十五条 法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申込者等（法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下この条において同じ。）が、保険会社等（法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。第五号及び次条において同じ。）

、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。第四十七条の三第一項及び第四項において同じ。）又は保険仲立人（以下この条において「保険業者」と総称する。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合

二丁八（略）

、外国保険会社等（免許特定法人の引受社員を含む。第五号及び次条において同じ。））、特定保険募集人（法第二百七十六条に規定する特定保険募集人をいう。第四十七条の三第一項及び第四項において同じ。）又は保険仲立人（以下この条において「保険業者」と総称する。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が保険契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該保険契約の申込みをした場合

二丁八（略）

改正案

現行

第八条（略）

第八条（略）

（特定預金等契約の相手方に対する電磁的方法による提供の承諾等）

第九条 農林中央金庫は、法第五十九条の三において準用する金融商

（新設）

品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下この条から第十一条までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第

四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十

四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項の提供の相手方に

対し、その用いる同項に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法に

よる承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から

書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしては

ならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定預金等契約の相手方からの電磁的方法による同意の取得の承諾等)

第十条 農林中央金庫は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た農林中央金庫は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十一条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(新設)

(新設)

一 特定預金等契約（法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。以下同じ。）に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。第四十六条第二号において同じ。）における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項

（特定預金等契約の締結について金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十二条 法第五十九条の三の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合においては、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは、「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第十三条 （略）

（新設）

第九条 （略）

(募集農林債に関して定めなければならない事項)

第十四条 法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 農林債の債権者が第三十五条の規定による請求をすることができないこととするときは、その旨

八～十二 (略)

(募集の場合の振替口座の明示)

第十五条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該農林債の振替を行うための口座(以下この条及び第十九条において「振替口座」という。)を法第六十五条の二第二項の書面に記載し、又は法第六十五条の四の契約を締結する際に振替口座を農林中央金庫に示さなければならない。

(割当金額等の通知期日)

第十六条 法第六十五条の三第二項の政令で定める期日は、第十四条第九号の期日とする。

(売出しの場合の公告事項)

第十七条 法第六十六条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(募集農林債に関して定めなければならない事項)

第十条 法第六十五条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～六 (略)

七 農林債の債権者が第三十条の規定による請求をすることができないこととするときは、その旨

八～十二 (略)

(募集の場合の振替口座の明示)

第十一条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債の引受けの申込みをする者は、自己のために開設された当該農林債の振替を行うための口座(以下この条及び第十五条において「振替口座」という。)を法第六十五条の二第二項の書面に記載し、又は法第六十五条の四の契約を締結する際に振替口座を農林中央金庫に示さなければならない。

(割当金額等の通知期日)

第十二条 法第六十五条の三第二項の政令で定める期日は、第十条第九号の期日とする。

(売出しの場合の公告事項)

第十三条 法第六十六条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

る。

一・二 (略)

三 第十四条第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

四・五 (略)

第十八条～第二十条 (略)

(農林債の債券の記載事項)

第二十一条 法第六十七条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 第十四条第三号から第七号までに掲げる事項その他農林債の内容を特定するものとして主務省令で定める事項(次条第一項第一号及び第二号において「種類」という。)

2 (略)

第二十二条～第二十七条 (略)

(農林債の債権者の請求によらない農林債原簿記載事項の記載又は記録)

第二十八条 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の農林債の債権者に係る農林債原簿記載事項(第二十二条第一項各号に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。)を農林債原簿に

る。

一・二 (略)

三 第十条第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事項

四・五 (略)

第十四条～第十六条 (略)

(農林債の債券の記載事項)

第十七条 法第六十七条の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 第十条第三号から第七号までに掲げる事項その他農林債の内容を特定するものとして主務省令で定める事項(次条第一項第一号及び第二号において「種類」という。)

2 (略)

第十八条～第二十三条 (略)

(農林債の債権者の請求によらない農林債原簿記載事項の記載又は記録)

第二十四条 農林中央金庫は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の農林債の債権者に係る農林債原簿記載事項(第十八条第一項各号に掲げる事項をいう。次条第一項において同じ。)を農林債原簿に

に記載し、又は記録しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第二十九条、第三十三条 (略)

(信託財産に属する農林債についての対抗要件等)

第三十四条 (略)

2 第二十二條第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 農林債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における法第六十八條第二項の規定及び第二十八條第一項の規定の適用については、法第六十八條第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項（当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。）」と、第二十八條第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨」とする。

4 (略)

(記名式と無記名式との間の転換)

第三十五條 農林債の債権が発行されている農林債の債権者は、第十四條第七号に掲げる事項についての定めによりすることができない

に記載し、又は記録しなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第二十五条、第二十九条 (略)

(信託財産に属する農林債についての対抗要件等)

第二十九条の二 (略)

2 第十八條第一項第四号の農林債の債権者は、その有する農林債が信託財産に属するときは、農林中央金庫に対し、その旨を農林債原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

3 農林債原簿に前項の規定による記載又は記録がされた場合における法第六十八條第二項の規定及び第二十四條第一項の規定の適用については、法第六十八條第二項中「記録された農林債原簿記載事項」とあるのは「記録された農林債原簿記載事項（当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨を含む。）」と、第二十四條第一項中「掲げる事項」とあるのは「掲げる事項及び当該農林債の債権者の有する農林債が信託財産に属する旨」とする。

4 (略)

(記名式と無記名式との間の転換)

第三十條 農林債の債権が発行されている農林債の債権者は、第十條第七号に掲げる事項についての定めによりすることができないこと

こととされている場合を除き、いつでも、その記名式の農林債の債権を無記名式とすることを請求することができる。

第三十六条・第三十七条（略）

（適用除外）

第三十八条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第二十二條第一項第四号及び第五号、第二十六條第一項、第二十八條第一項、第二十九條第一項及び第二項、第三十一條第一項、第三十二條第一項並びに第三十四條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第三十九条～第四十五条（略）

（農林中央金庫代理業者が締結の代理等を行う特定預金等契約に関して顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第四十六条 法第九十五条の五において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて主務省令で定めるもの

二 顧客が行う特定預金等契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因

とされている場合を除き、いつでも、その記名式の農林債の債権を無記名式とすることを請求することができる。

第三十一条・第三十二条（略）

（適用除外）

第三十三条 社債等振替法の規定の適用を受けることとされた農林債については、第十八條第一項第四号及び第五号、第二十二條第一項、第二十四條第一項、第二十五條第一項及び第二項、第二十七條第一項、第二十八條第一項並びに第二十九条の二第一項から第三項までの規定は、適用しない。

第三十四条～第四十条（略）

（新設）

<p>として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、次に掲げる事項</p> <p>イ 当該指標</p> <p>ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由</p> <p>三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして主務省令で定める事項</p> <p>(特定預金等契約の締結の代理又は媒介について金融商品取引法を準用する場合の読替え)</p> <p>第四十七条 法第九十五条の五の規定により金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三十七条の六第四項本文の規定を準用する場合においては、同号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と、同項本文中「対価」とあるのは「対価(手数料、報酬その他の当該特定預金等契約に関して顧客が支払うべき対価をいう。)」と読み替えるものとする。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「信託会社」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」又は「信託契約代理店」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第二項、第四項、第六項、第七項又は第九項に規定する信託会社、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社又は信託契約代理店をいう。</p> <p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十一（削る）</p> <p>十二（略）</p> <p>十三（削る）</p> <p>十四（削る）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「信託会社」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理店」又は「信託受益権販売業者」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第二項、第四項、第六項、第七項、第九項又は第十一项に規定する信託会社、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理店又は信託受益権販売業者をいう。</p> <p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>二 十（略）</p> <p>十一 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）</p> <p>十二 十五（略）</p> <p>十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）</p> <p>十七 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百十四号）</p>

(削る)

十四、十六 (略)

(信託会社等の営業保証金の取戻し)

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託会社等の本店等(信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店(法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」をいう。))

、法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。)の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 (略)

2 (略)

第十二条の二 (略)

(情報通信の技術を利用した提供)

十八 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)

十九、二十一 (略)

(信託会社等の営業保証金の取戻し)

第十二条 信託会社等若しくはその承継人又は当該信託会社等のために営業保証金を供託した者は、当該信託会社等が次に掲げる場合に該当することとなったときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 信託会社等の本店等(信託会社の本店、外国信託会社の主たる支店(法第五十三条第一項に規定する「主たる支店」をいう。))

、法第五十条の二第一項の登録を受けた者の信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務を行う主たる営業所又は承認事業者の主たる営業所若しくは事務所をいう。第二十七条第一項から第三項まで及び第五項において同じ。)の位置の変更により法第十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 (略)

2 (略)

第十二条の二 (略)

第十二条の三 信託会社は、法第二十四条の二において準用する金融

(新設)

商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「準用金融商品取引法」という。)(第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)(の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。)

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十二条の四 信託会社は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三

(新設)

項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(の規定により、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による書面による同意に代えて同条第三項に規定する内閣府令で定める方法(以下この条におい

て「電磁的方法」という。()により同意を得ようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た信託会社は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第十二条の五 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 特定信託契約(法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下同じ。)()に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行つ特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及び

(新設)

その理由

- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項
- 2 準用金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。
 - 一 顧客が行う特定信託契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨
 - 二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

（金融商品取引法を準用する場合の読替え）

第十二条の六 法第二十四条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第三十七条第一	商号、名称又は氏名	商号
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
商品取引法の規定	読み替えられる金融商品取引法の規定	読み替えられる字句

（新設）

項第一号		
第四十条第二号	前号に掲げるもの	信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況

第十八条 (略)

(外国信託会社についての金融商品取引法の準用)

第十八条の二 法第六十三条の規定により外国信託会社に適用される法第二十四条の二の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十四条	同条第三十一項第四号	第二条第三十一項第四号
第三十七条第一項第一号	商号、名称又は氏名	支店の名称
第四十条第二号	前号に掲げるもの	信託業法第二十四条第二項の規定に違反すると認められる状況

第十八条 (略)

(新設)

(信託受益権販売業者の登録の更新の申請期間)

(削る)

第十九条 法第八十六条第三項に規定する政令で定める期間は、同条第一項の登録の有効期間の満了する日の前日の三月前の日から二月前の日までとする。

(削る)

(信託受益権販売業者の登録の更新の手数料)

第二十条 法第八十六条第五項の手数料の額は、四万九千八百円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第八十六条第三項の登録の更新の申請をする場合にあつては、四万九千六百円)とする。

2 前項の手数料の納付については、第七条第三項の規定を準用する。
。この場合において、同項中「法第八条第一項、第五十条の二第三項又は第五十四条第三項」とあるのは「法第八十七条第一項」と、「法第七条第三項」とあるのは「法第八十六条第三項」と読み替えるものとする。

(信託受益権販売業者の営業保証金)

第二十一条 法第九十一条第二項に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

(削る)

(信託受益権販売業者の営業保証金に代わる契約の内容)

第二十二条 信託受益権販売業者が法第九十一条第三項の契約を締結する場合には、第十条の規定を準用する。この場合において

(削る)

、同条第一号中「法第十一条第四項」とあるのは、「法第九十一条第四項」と読み替えるものとする。

(削る)

(信託受益権販売業者の営業保証金に係る権利の実行の手続)

第二十三条 法第九十一条第六項に規定する他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する者がその権利の実行の申立てをする場合については、第十一条の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「法第十一条第四項」とあるのは「法第九十一条第四項」と、「信託会社等」とあるのは「信託受益権販売業者」と読み替えるものとする。

(信託受益権販売業者の営業保証金の取戻し)

(削る)

第二十四条 信託受益権販売業者若しくはその承継人又は当該信託受益権販売業者のために営業保証金を供託した者は、当該信託受益権販売業者が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その供託していた営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 主たる営業所又は事務所の位置の変更により法第九十一条第一項に規定する供託所を変更し、かつ、当該変更後の供託所に営業保証金の全部を供託した場合

二 法第八十六条第三項の登録の更新がされなかつた場合

三 法第一百零二条第一項の規定により法第八十六条第一項の登録が取り消された場合

四 法第百二条の規定により法第八十六条第一項の登録がその効力を失った場合

2 信託受益権販売業者又は当該信託受益権販売業者のために営業保証金を供託した者は、当該信託受益権販売業者が法第九十一条第三項の契約を締結し、又は当該契約の内容を変更し、その旨を金融庁長官に届け出た場合において、当該信託受益権販売業者に係る営業保証金の額（契約金額）同項に規定する契約金額をいう。以下この項において同じ。（を含む。）が同条第一項及び第二項の規定により供託すべき金額を超えることとなつたときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の一部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第二十五条 第十三条第一項及び第二項の規定は、信託受益権販売業者が法第九十五条第二項の規定により同項に規定する事項を提供しよつとする場合について準用する。この場合において、これらの規定中「委託者」とあるのは、「顧客」と読み替えるものとする。

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第二十六条 法第百七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

（削る）

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限）

第十九条 法第八十七条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 略

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

第二十条 法第八十七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。

一(五) (略)

2(5) (略)

(信託会社の主要株主に関する権限の財務局長への委任)

第二十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条、次条及び第二十三条第一項において同じ。)(に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地(個人の場合にあつてはその住所又は居所とし、外国会社であつて本店又は主たる事務所が外国にある場合にあつては国内における営業所の所在地とする。次条第一項において同じ。)(を管轄する財務局長に、非居住者(同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条及び第二十三条第一項において同じ。)(に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一(二) (略)

2(5) (略)

(信託会社等に関する権限の財務局長への委任)

第二十七条 法百七条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限(以下「長官権限」という。)(のうち次に掲げるものは、信託会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長(財務支局長を含む。以下同じ。)(に委任する。

一(五) (略)

2(5) (略)

(信託会社の主要株主に関する権限の財務局長への委任)

第二十八条 長官権限のうち次に掲げるものは、居住者(外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。以下この条、次条及び第三十条第一項において同じ。)(に関するものにあつては当該居住者の主たる営業所又は事務所の所在地(個人の場合にあつてはその住所又は居所とし、外国会社であつて本店又は主たる事務所が外国にある場合にあつては国内における営業所の所在地とする。次条第一項において同じ。)(を管轄する財務局長に、非居住者(同法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。次条及び第三十条第一項において同じ。)(に関するものにあつては関東財務局長に委任する。ただし、第二号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一(二) (略)

2(5) (略)

第二十二條、第二十四條（略）

（削る）

第二十九條、第三十一條（略）

（信託受益権販売業者に関する権限の財務局長への委任）

第三十二條 長官権限のうち次に掲げるものは、信託受益権販売業者の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長に委任する。ただし、第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

- 一 法第八十七條第一項の規定による登録の申請書の受理
- 二 法第九十八條第一項の規定による報告書の受理
- 三 法第八十八條第一項及び第九十條第二項の規定による登録並びに法第八十六條第三項の規定による登録の更新
- 四 法第八十八條第二項及び第九十八條第二項の規定による公衆への縦覧
- 五 法第八十九條の規定による登録の拒否
- 六 法第九十條第一項及び第三項、第九十一條第三項、第五項及び第八項並びに第九十九條の規定による届出の受理
- 七 法第九十一條第四項、第一百一條及び第一百二條第二項の規定による命令
- 八 法第一百條第一項の規定による報告及び資料の提出の命令並びに質問及び立入検査
- 九 法第一百二條第一項の規定による登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止の命令

十 法第百四条の規定による登録の抹消

十一 第二十二條において準用する第十條第三号並びに第二十四條第一項及び第二項の規定による承認

十二 第二十三條において準用する第十一條の規定による申立ての受理、公示、通知、調査、意見を述べる権利の付与、配当表の作成及び換価

2 前項第八号に掲げる権限で信託受益権販売業者の主たる営業所等以外の営業所若しくは事務所又は当該信託受益権販売業者とその業務に関して取引をする者（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長のほか、当該従たる営業所等の所在地（当該取引をする者が個人の場合にあつては、その住所又は居所）を管轄する財務局長も行うことができる。

3 前項の規定により、従たる営業所等に対して報告若しくは資料の提出の命令又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長は、当該検査等の結果、当該信託受益権販売業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の営業所等に対して検査等の必要を認めるときは、主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

(外国証券業者に関する法律施行令等の廃止)

第十七条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 外国証券業者に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十七号）
- 二 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百三十三号）
- 三 抵当証券業の規制等に関する法律施行令（昭和六十三年政令第九十六号）
- 四 金融先物取引法施行令（平成元年政令第五十三号）

(抵当証券業の規制等に関する法律施行令の廃止に伴う経過措置)

第十八条 証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号。以下「整備法」という。）第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第一条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号。以下「旧抵当証券業規制法」という。）の規定により旧抵当証券業者（整備法第五十七条第一項に規定する旧抵当証券業者をいう。以下同じ。）が施行日以後に行う抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介（以下この条において「販売等」という。）については、前条第三号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行令（以下「旧抵当証券業規制法施行令」という。）の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

2 施行日前に旧抵当証券業規制法第二十七条第一項の規定により内閣総理大臣が指定した者（以下「旧抵当証券保管機構」という。）が施行日において現に行っている抵当証券の保管及び施行日以後に行う抵当証券（整備法第五十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされ、及び同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により旧抵当証券業者が販売等を行うも

のに限る。）の保管については、旧抵当証券業規制法施行令の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

- 3 旧抵当証券保管機構が施行日において現に行っている旧抵当証券業規制法第二十八条第一項第二号に掲げる業務（以下この項において「弁済受領業務」という。）及び施行日以後に行う弁済受領業務（整備法第五十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされ、及び同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により旧抵当証券業者が販売等を行う抵当証券に係るものに限る。）については、旧抵当証券業規制法施行令の規定は、これらの業務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

商工債令（昭和十一年勅令第三百五十三号）（第十九条関係）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項ノ規定ハ商工組合中央金庫ガ通知事項ヲ記載シタル金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十項ニ規定スル目論見書ヲ第一項ノ申込ヲ為サントスル者ニ対シテ交付シタル場合其ノ他募集商工債ノ引受ノ申込ヲ為サントスル者ノ保護ニ欠クル虞ナキモノトシテ主務省令ヲ以テ定ムル場合ニハ適用セズ</p> <p>（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>（略）</p> <p>第一項ノ規定ハ商工組合中央金庫ガ通知事項ヲ記載シタル証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十項ニ規定スル目論見書ヲ第一項ノ申込ヲ為サントスル者ニ対シテ交付シタル場合其ノ他募集商工債ノ引受ノ申込ヲ為サントスル者ノ保護ニ欠クル虞ナキモノトシテ主務省令ヲ以テ定ムル場合ニハ適用セズ</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>第五条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十九条の三第五項の規定により、他の法令に定めるもののほか、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 国の所有に係る有価証券の売払につき一般競争に付することとすれば、当該有価証券に係る取引価格を著しく変動させ、<u>金融商品市場</u>（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十一条第十四項に規定する金融商品市場をいう。</u>）を混乱させるおそれがある場合において、その売払いをするとき</p> <p>八～十二（略）</p>	<p>第五条 各省各庁の長は、当分の間、法第二十九条の三第五項の規定により、他の法令に定めるもののほか、次に掲げる場合においては、随意契約によることができる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 国の所有に係る有価証券の売払につき一般競争に付することとすれば、当該有価証券に係る取引価格を著しく変動させ、<u>証券市場</u>を混乱させるおそれがある場合において、その売払いをするとき</p> <p>八～十二（略）</p>

国民生活金融公庫法施行令（昭和二十四年政令第二百二十一号）（第二十一条関係）

改正案	現行
<p>（外国国民生活債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い）</p> <p>第二十一条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第二十二条の四の規定により政府が外国国民生活債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>	<p>（外国国民生活債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い）</p> <p>第二十一条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第二十二条の四の規定により政府が外国国民生活債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（法人の事業税に係る特例）</p> <p>第六条の二 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法 第七十二条の二十一第一項に規定する政令で定める額は、十億円と する。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 法附則第十一条第十四項に規定する投資信託で政令で定めるもの は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第十四項 において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信 託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要 件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされ たものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>附則</p> <p>（法人の事業税に係る特例）</p> <p>第六条の二 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法 第七十二条の二十一第一項に規定する政令で定める額は、証券取引 法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第十五条の三第一号に 掲げる金額とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例の適用を受ける施設等の範囲）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～11（略）</p> <p>12 法附則第十一条第十四項に規定する投資信託で政令で定めるもの は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下この項及び第十四項 において「投資法人法」という。）第二条第三項に規定する投資信 託（以下この項において「投資信託」という。）で、次に掲げる要 件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされ たものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

<p>三 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、<u>金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家のうち総務省令で定めるものからのものであること。</u></p> <p>四 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 法附則第十一条第十五項に規定する投資法人で政令で定めるものは、<u>投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人(以下この項において「投資法人」という。)</u>で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 資金の借入れをする場合には、<u>金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家のうち総務省令で定めるものからのものであること。</u></p> <p>四 (略)</p> <p>15～30 (略)</p>	<p>三 受託者が信託に必要な資金の借入れをする場合には、<u>金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。</u></p> <p>四 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 法附則第十一条第十五項に規定する投資法人で政令で定めるものは、<u>投資法人法第二条第十二項に規定する投資法人(以下この項において「投資法人」という。)</u>で、次に掲げる要件に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 資金の借入れをする場合には、<u>金融商品取引法第二条第三項第一号の適格機関投資家からのものであること。</u></p> <p>四 (略)</p> <p>15～30 (略)</p>
---	---

改正案	現行
<p>（金融機関の債権の譲渡の相手方）</p> <p>第一条の三 法第三条第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十五（略）</p> <p>十六 次に掲げる組合又は営業者であつて、中小企業者の債務の保証に係る債権につき適正な管理を行うことができるものとして経済産業省令で定めるもの</p> <p>イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（当該組合契約に基づく権利が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第五号に掲げる権利に該当する場合における当該組合契約に限る。）を約するものによつて成立する組合</p> <p>ロ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（当該匿名組合契約に基づく権利が金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利に該当する場合における当該匿名組合契約に限る。）を約した営業者</p> <p>八（略）</p> <p>十七（略）</p>	<p>（金融機関の債権の譲渡の相手方）</p> <p>第一条の三 法第三条第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十五（略）</p> <p>十六 次に掲げる組合又は営業者であつて、中小企業者の債務の保証に係る債権につき適正な管理を行うことができるものとして経済産業省令で定めるもの</p> <p>イ 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の二第二項第一号に掲げる組合契約に該当するものに限る。）を約するものによつて成立する組合</p> <p>ロ 商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百三十五条に規定する匿名組合契約（証券取引法施行令第一条の三の二第二項第一号に掲げる匿名組合契約に該当するものに限る。）を約した営業者</p> <p>八（略）</p> <p>十七（略）</p>

改正案	現行
<p>（会計検査等に関する行政事務）</p> <p>第二条 法第五条第一項第一号ロに規定する政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法律に基づく犯則事件の調査事務で財務省令で定めるもの</p> <p>七 （略）</p>	<p>（会計検査等に関する行政事務）</p> <p>第二条 法第五条第一項第一号ロに規定する政令で定める会計検査、金融検査又は会社その他の団体の経理に関する行政事務は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法律に基づく犯則事件の調査事務で財務省令で定めるもの</p> <p>七 （略）</p>

改正案

現行

<p>（実務経験による短答式試験科目の免除） 第一条の二 法第九条第二項第三号に規定する政令で定める者は、上場会社等（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第二十七条の二各号に掲げる有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者をいう。）、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものに従事した期間が通算して七年以上である者とし、法第九条第二項第三号に規定する政令で定める科目は、財務会計論とする。</p> <p>第七条の三 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、金融商品取引法第五条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券（同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この条において「特定有価証券」という。）の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。）であつて、次の各号のいずれれ</p>	<p>（実務経験による短答式試験科目の免除） 第一条の二 法第九条第二項第三号に規定する政令で定める者は、上場会社等（証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第二十七条の二各号に掲げる有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。）の発行者をいう。）、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第六号に規定する大会社、国、地方公共団体その他の内閣府令で定める法人において会計又は監査に関する事務又は業務のうち内閣府令で定めるものに従事した期間が通算して七年以上である者とし、法第九条第二項第三号に規定する政令で定める科目は、財務会計論とする。</p> <p>第七条の三 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合及び法第三十四条の十一の二において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、証券取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する特定有価証券（同法第六条各号に掲げるものを除く。以下この条において「特定有価証券」という。）の発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。）であつて、次の各号のいずれれ</p>
---	--

にも該当しない者とする。

- 一 特定有価証券以外の有価証券に関して金融商品取引法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者
- 二 特定有価証券以外の有価証券に関して金融商品取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により同項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない者

にも該当しない者とする。

- 一 特定有価証券以外の有価証券に関して証券取引法第四条第一項又は第二項の規定による届出をしようとする者
- 二 特定有価証券以外の有価証券に関して証券取引法第二十四条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない者

中小企業金融公庫法施行令（昭和二十八年政令第七十五号）（第二十六条関係）

改正案	現行
<p>（国外中小企業債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第十五条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に 関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは 第三項又は法第二十五条の三の規定により政府が国外中小企業債券 に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事 務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融 商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二 条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣 の代理人として取り扱わせることができる。</p>	<p>（国外中小企業債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第十五条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に 関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは 第三項又は法第二十五条の三の規定により政府が国外中小企業債券 に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事 務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券 業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>

改正案	現行
<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十五条の七第一項から第五項までの決定（同法第八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第八十五条の十四第二項の規定により徴収する延滞金</p>	<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十五条の七第一項から第五項までの決定（同法第八十五条の八第六項又は第七項の規定による変更後のものを含む。）により納付を命じた課徴金及び同法第八十五条の十四第二項の規定により徴収する延滞金</p>

改正案

現行

<p>(配当控除の特例) 第四条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第九条第一項第五号イに規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第九項に規定する適格機関投資家私募（以下この項において「適格機関投資家私募」という。）のうち、その勧誘に係る受益権の募集が主として国内において行われる場合に該当し、かつ、投資信託約款（同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）にその勧誘が適格機関投資家私募（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連連業）に該当するものに限る。）又は同条第四項に規定する投資運用業を行う同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他の財務省令で定めるもののみを相手方として勧誘を行うものに限る。（である旨の記載がなされて行われるものとする。</p> <p>(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特</p>	<p>(配当控除の特例) 第四条の四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第九条第一項第五号イに規定する適格機関投資家私募として政令で定めるものは、投資信託及び投資法人に関する法律第二条第九項に規定する適格機関投資家私募（以下この項において「適格機関投資家私募」という。）のうち、その勧誘に係る受益権の募集が主として国内において行われる場合に該当し、かつ、投資信託約款（同法第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）にその勧誘が適格機関投資家私募である旨の記載がなされて行われるものとする。</p> <p>(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特</p>
--	---

例)

第二十五条の九 (略)

2} 6 (略)

7 法第三十七条の十一第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第三十七条の十一第一項第三号に規定する投資信託委託会社に対する上場株式等の譲渡で金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第一条の十二に規定する買取りに該当するもの

8} 12 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の二 (略)

2 法第六十七条の十四第一項第一号ロ(2)に規定する適格機関投資家は、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業(同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。)(又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者)に限る。第八項において「金融商品取引業者」という。)(その他の財務省令で定めるものに限るものとする。

3 法第六十七条の十四第一項第一号八に規定する募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、資産の流動化

例)

第二十五条の九 (略)

2} 6 (略)

7 法第三十七条の十一第一項第三号に規定する政令で定める譲渡は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第三十七条の十一第一項第三号に規定する投資信託業者に対する上場株式等の譲渡で投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二十八条に規定する行為に該当するもの

8} 12 (略)

(特定目的会社に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の二 (略)
(新設)

2 法第六十七条の十四第一項第一号八に規定する募集が主として国内において行われるものとして政令で定めるものは、資産の流動化

に関する法律（以下この条において「資産流動化法」という。）第
五条第一項に規定する資産流動化計画においてその発行をする特定
社債（同号口(1)に規定する特定社債をいう。以下この項及び第七項
において同じ。）又は優先出資（同号口(3)に規定する優先出資をい
う。以下この項において同じ。）の発行価額の総額のうち国内に
おいて募集される特定社債又は優先出資の発行価額の占める割合が
それぞれ百分の五十を超える旨の記載又は記録があるものとする。

4 | 7 | (略)

8 | 法第六十七条の十四第一項第二号トに規定する政令で定める要件
は、次に掲げるすべての要件とする。

一 (略)

二 特定目的会社が資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目
的借入れを行つている場合には、その特定目的借入れが金融商品
取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（金融商品
取引業者その他の財務省令で定めるものに限る。）からのもので
あり、かつ、当該特定目的会社に対して資産流動化法第二条第六
項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

9 | 10 | (略)

(投資法人に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の三 (略)

2 | 法第六十七条の十五第一項第一号口(2)に規定する適格機関投資家
は、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同

に関する法律（以下この条において「資産流動化法」という。）第
五条第一項に規定する資産流動化計画においてその発行をする特定
社債（同号口(1)に規定する特定社債をいう。以下この項及び第六項
において同じ。）又は優先出資（同号口(3)に規定する優先出資をい
う。以下この項において同じ。）の発行価額の総額のうち国内に
おいて募集される特定社債又は優先出資の発行価額の占める割合が
それぞれ百分の五十を超える旨の記載又は記録があるものとする。

3 | 6 | (略)

7 | 法第六十七条の十四第一項第二号トに規定する政令で定める要件
は、次に掲げるすべての要件とする。

一 (略)

二 特定目的会社が資産流動化法第二条第十二項に規定する特定目
的借入れを行つている場合には、その特定目的借入れが金融商品
取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家からのもの
であり、かつ、当該特定目的会社に対して資産流動化法第二条第
六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

8 | 9 | (略)

(投資法人に係る課税の特例)

第三十九条の三十二の三 (略)

(新設)

は、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同

法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。）又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。第七項において「金融商品取引業者」という。）その他の財務省令で定めるものに限るものとする。

3 | 6 | (略)

7 | 法第六十七条の十五第一項第二号トに規定する政令で定める要件は、投資法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（金融商品取引業者その他の財務省令で定めるものに限る。）以外の者から借入れを行っていないこととする。

8 | 投資法人が、事業年度終了の時ににおいて法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券以外の有価証券であつてその時における価額をもつて評価額とすることが適当であるものとして財務省令で定めるものを有するときは、当該有価証券を同号に規定する売買目的有価証券とみなして同条の規定を適用する。

9 | (略)

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第三十九条の三十五の二 法第六十八条の三の二第一項に規定する利益の分配の額として政令で定める金額は、資産の流動化に関する法

2 | 5 | (略)

6 | 法第六十七条の十五第一項第二号トに規定する政令で定める要件は、投資法人が金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家以外の者から借入れを行っていないこととする。

7 | 投資法人が、事業年度終了の時ににおいて法人税法第六十一条の三第一項第一号に規定する売買目的有価証券以外の有価証券であつてその時における価額をもつて評価額とすることが適当であるものとして財務省令で定めるものを有するときは、当該有価証券を同号に規定する売買目的有価証券とみなして同条の規定を適用し、事業年度終了の時ににおいて決済されていない取引のうち財務省令で定めるものがあるときは、当該取引を同法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引とみなして同条の規定を適用する。

8 | (略)

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第三十九条の三十五の二 法第六十八条の三の二第一項に規定する利益の分配の額として政令で定める金額は、資産の流動化に関する法

律（以下この条において「資産流動化法」という。）（第二百二十三
条に規定する特定目的信託契約に基づき行われる受益権の権利者に
対する金銭の分配の額（第七項において「金銭の分配の額」という
。）のうち、資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産の管理
又は処分により得られる利益の分配の額として財務省令で定める金
額とする。

2
（略）

3 | 法第六十八条の三の二第一項第一号ロ(3)に規定する適格機関投資
家は、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（
同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八
項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。）又は同条第
四項に規定する投資運用業を行う者に限る。第八項において「金融
商品取引業者」という。）その他の財務省令で定めるものに限るも
のとする。

4 |
（略）

5 | 法第六十八条の三の二第一項第一号二に規定する政令で定める要
件は、法人税法施行令第十四条の十第八項に規定する場合を除き、
法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託（第八項にお
いて「特定目的信託」という。）に係る同条第一項に規定する受託
法人（以下この条において「受託法人」という。）の法人税法第十
三条第一項に規定する会計期間（当該受託法人の会計期間のうちそ
の最初の会計期間のみが一年を超え、かつ、二年に満たない場合に
は、当該最初の会計期間を除く。）が一年を超えないものであるこ

律（以下この条において「資産流動化法」という。）（第二百二十三
条に規定する特定目的信託契約に基づき行われる受益権の権利者に
対する金銭の分配の額（第六項において「金銭の分配の額」という
。）のうち、資産流動化法第二条第一項に規定する特定資産の管理
又は処分により得られる利益の分配の額として財務省令で定める金
額とする。

2
（略）

（新設）

3 |
（略）

4 | 法第六十八条の三の二第一項第一号二に規定する政令で定める要
件は、法人税法施行令第十四条の十第八項に規定する場合を除き、
法第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託（第七項にお
いて「特定目的信託」という。）に係る同条第一項に規定する受託
法人（以下この条において「受託法人」という。）の法人税法第十
三条第一項に規定する会計期間（当該受託法人の会計期間のうちそ
の最初の会計期間のみが一年を超え、かつ、二年に満たない場合に
は、当該最初の会計期間を除く。）が一年を超えないものであるこ

ととする。

6・7 (略)

8 | 法第六十八条の三の二第一項第二号八に規定する政令で定める要件は、特定目的信託に係る受託法人が当該特定目的信託の信託事務を処理するために資金の借入れを行つている場合におけるその借入れが金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(金融商品取引業者その他の財務省令で定めるものに限る。)からのものであることとする。

9 | (略)

10 | 第一項から前項(同項の表の第七十三条第二項の項に係る部分に限る。)までの規定は、法第六十八条の三の二第八項において準用する同条第一項、第二項、第四項、第六項及び第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五項	同条第一項	同条第八項
(略)	(略)	(略)

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)
第三十九条の三十五の三 (略)

ととする。

5・6 (略)

7 | 法第六十八条の三の二第一項第二号八に規定する政令で定める要件は、特定目的信託に係る受託法人が当該特定目的信託の信託事務を処理するために資金の借入れを行つている場合におけるその借入れが金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家からのものであることとする。

8 | (略)

9 | 第一項から前項(同項の表の第七十三条第二項の項に係る部分に限る。)までの規定は、法第六十八条の三の二第八項において準用する同条第一項、第二項、第四項、第六項及び第七項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四項	同条第一項	同条第八項
(略)	(略)	(略)

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)
第三十九条の三十五の三 (略)

<p>2 (略)</p> <p>3 法第六十八条の三の三第一項第一号口に規定する適格機関投資家私募により行われるものとして政令で定めるものは、投資信託約款において同号口に規定する受託者による受益権の募集が投資信託法第二条第九項に規定する適格機関投資家私募（金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家のうち同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（同条第八項に規定する有価証券関連業に該当するものに限る。）又は同条第四項に規定する投資運用業を行う同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者その他の財務省令で定めるもののみを相手方として勧誘を行うものに限る。）により行われる旨の記載があるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 法第六十八条の三の三第一項第二号八に規定する政令で定める要件は、次に掲げるすべての要件とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定投資信託に係る受託法人が当該特定投資信託に必要な資金の借入れを行つている場合には、その借入れが金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家（第三項に規定する金融商品取引業者その他の財務省令で定めるものに限る。）からのものであること。</p> <p>8・9 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 法第六十八条の三の三第一項第一号口に規定する適格機関投資家私募により行われるものとして政令で定めるものは、投資信託約款において同号口に規定する受託者による受益権の募集が投資信託法第二条第九項に規定する適格機関投資家私募により行われる旨の記載があるものとする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 法第六十八条の三の三第一項第二号八に規定する政令で定める要件は、次に掲げるすべての要件とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特定投資信託に係る受託法人が当該特定投資信託に必要な資金の借入れを行つている場合には、その借入れが金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家からのものであること。</p> <p>8・9 (略)</p>
--	---

（租税特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二十九条 前条の規定による改正後の租税特別措置法施行令第二十五条の九第七項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行った当該上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

公営企業金融公庫法施行令（昭和三十一年政令第七十九号）（第三十条関係）

改正案	現行
<p>（国外公営企業債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に 関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは 第三項又は法第二十六条の規定により政府が国外公営企業債券に係 る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は 、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品 取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第 八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代 理人として取り扱わせることができる。</p>	<p>（国外公営企業債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第十三条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に 関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは 第三項又は法第二十六条の規定により政府が国外公営企業債券に係 る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は 、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者 を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>

改正案	現行
<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号（第五十八條に係る部分に限る。）又は第九十八條の三（第三十八條の二第一号（同法第六十六條の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>十三十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項に規定する罪</p> <p>二十一～二十六（略）</p> <p>（削る）</p>	<p>（政令で定める罪）</p> <p>第五条の五 法第五条の二第二項第二号の政令で定める罪は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七條第一項第五号に規定する罪（同法第五十八條に係るものに限る。）</p> <p>十三十九（略）</p> <p>二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百三十六條第四項又は第二百四十條第四号（第三十四條の三第一項第一号に係る部分に限る。）に規定する罪</p> <p>二十一～二十六（略）</p> <p>二十七 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第五十四條第五号に規定する罪（同法第二十二條第一項第一号又は第三十條の四第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。）</p> <p>二十八 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）第四十八條第四号に規定する罪</p>

(削る)

二十七～四十二

(略)

二十九 金融先物取引法(昭和六十二年法律第七十七号)第四百十八
条第四号に規定する罪

三十～四十五

(略)

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令(以下この条において「新令」という。)の規定の適用については、改正法第三条の規定による改正前の証券取引法(以下「旧証券取引法」という。)(第九十七条第一項第五号)(改正法附則第二百八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)(に規定する罪(旧証券取引法第一百五十八条に係るものに限る。))及び改正法第五条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号。以下「旧投資信託法」という。)(第二百四十条第四号)(改正法附則第二百八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)(に規定する罪(旧投資信託法第三十四条の三第一項第一号に係るものに限る。))並びに整備法第一条第二号の規定による廃止前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号。以下「旧証券投資顧問業法」という。)(第五十四条第五号)(整備法第二百七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。)(に規定する罪(旧証券投資顧問業法第二十二条第一項第一号又は第三十条の四第一項第一号に掲げる行為に係るものに限る。))、旧担当証券業規制法第四十八条第四号(整備法第二百七条の規

定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。()に規定する罪及び整備法第一
条第四号の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号。以下「旧金融先物取引法
」という。)(第四百四十八条第四号(整備法第二百七十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場
合における当該規定を含む。)()に規定する罪は、新令第五条の五第十二号に掲げる罪とみなす。

改正案	現行
<p>（連合会の積立金等の運用）</p> <p>第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものであつて金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者との同条第八項第十二号口に規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。</u>）</p> <p>三 八 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（連合会の積立金等の運用）</p> <p>第九条の三 連合会の積立金等は、次に掲げるものに運用するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託（運用方法を特定するものであつて有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）<u>第二条第三項に規定する投資顧問業者との同条第四項に規定する投資一任契約によらないものにあつては、金銭並びに前号及び第四号に掲げるものを信託財産とするものに限る。</u>）</p> <p>三 八 （略）</p> <p>2 （略）</p>

組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）（第三十四条関係）

改正案

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）			
名称	根拠	法	登記事項
（略）	（略）	（略）	（略）
（削る）	（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）	（略）
投資者保護基金	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	資産の総額

現行

別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係）			
名称	根拠	法	登記事項
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
金融先物会員 制法人	金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）	出資一口の金額及びその払込みの方法 出資の総額 公告の方法	資産の総額 公告の方法
（略）	（略）	（略）	（略）
証券業協会	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	資産の総額 公告の方法	資産の総額 公告の方法
（略）	（略）	（略）	（略）
投資者保護基金	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	資産の総額

別表二(第十三条関係)

(略)	(略)	(略)	決
(削る)	(削る)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

別表二(第十三条関係)

(略)	(略)	(略)	決
(削る)	(削る)	(略)	
(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	

(略)	(略)	(略)	

(組合等登記令の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 この政令の施行の際現に登記をしている証券業協会(旧証券取引法第二条第十三項に規定する証券業協会をいう。)は、施行日において認可金融商品取引業協会(新金融商品取引法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。)としての登記をしたものとみなす。

2 この政令の施行の際現に登記をしている投資者保護基金(旧証券取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。)は、施行日において投資者保護基金(新金融商品取引法第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金をいう。)としての登記をしたものとみなす。

中小企業退職金共済法施行令（昭和三十九年政令第百八十八号）（第三十六条関係）

改正案	現行
<p>（運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約） 第十六条 法第七十七条第一項第三号の政令で定める投資一任契約は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約のうち、機構がその投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。</p>	<p>（運用方法を特定する信託から除外する投資一任契約） 第十六条 法第七十七条第一項第三号の政令で定める投資一任契約は、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資一任契約のうち、機構がその投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。</p>

宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（第三十七条関係）

改正案	現行
<p>第三条（略）</p> <p>（法第三十五条第三項第二号の法令に基づく制限）</p> <p>第三条の二 法第三十五条第三項第二号の法令に基づく制限で政令で定めるものは、前条第一項各号に掲げる法律の規定（これらの規定に基づく命令及び条例の規定を含む。）に基づく制限で当該信託財産である宅地又は建物に係るもの及び都市計画法施行法第三十八条第三項の規定により、なお従前の例によるものとされる緑地地域内における建築物又は土地に関する工事若しくは権利に関する制限）同法第二十六条及び第二十八条の規定により同法第三十八条第三項の規定の例によるものとされるものを含む。）で当該信託財産である宅地又は建物に係るものとする。</p> <p>第三条の三（略）</p>	<p>第三条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第三条の二（略）</p>

改正案	現行
<p>（用語の意義）</p> <p>第三十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融機関の振替口座簿 次条第一号、第四号及び第五号に掲げる者が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。</p> <p>（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）</p> <p>第三百三十六条（略）</p> <p>2 利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に掲げる利子等又は配当等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が同法第二条第</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第三十一条 この節において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 金融機関の振替口座簿 次条第一号及び第四号に掲げる者が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により備え付ける振替口座簿をいう。</p> <p>（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知）</p> <p>第三百三十六条（略）</p> <p>2 利子等又は配当等につき支払を受ける者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その者は、その支払を受ける当該各号に掲げる利子等又は配当等につき前項の規定による告知をしたものとみなす。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 特定株式投資信託（信託財産を株式のみに対する投資として運用することを目的とする証券投資信託のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者指図型投資信託約款（当該証券投資信託が同法第二条第</p>

二十二項（定義）に規定する外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）にイからニまでに掲げる事項の定めがあること、その受益権が金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されていることその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。以下この号及び第三百三十九条第八項において同じ。）又は特定不動産投資信託（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもののうち、当該投資信託の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）に口、ハ及びホに掲げる事項の定めがあること、その受益権が金融商品取引所に上場されていることその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。以下この号及び第三百三十九条第八項において同じ。）の配当等につき支払を受ける者が、財務省令で定めるところにより、当該配当等につき支払を受けるべき者としてその者の氏名又は名称及び住所をその配当等の支払事務取扱者に登録をした場合において、その登録の際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該支払事務取扱者又は当該登録の取次ぎをする金融機関の営業所等の長に告知しているとき。当該登録に係る特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の配当等

イ〜二（略）

二十二項（定義）に規定する外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）にイからニまでに掲げる事項の定めがあること、その受益権が金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項（定義）に規定する金融商品取引所をいう。以下この号において同じ。）に上場されていることその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。以下この号及び第三百三十九条第八項において同じ。）又は特定不動産投資信託（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないもののうち、当該投資信託の投資信託約款（投資信託及び投資法人に関する法律第四条第一項に規定する委託者指図型投資信託約款又は同法第四十九条第一項（投資信託契約の締結）に規定する委託者非指図型投資信託約款をいう。）に口、ハ及びホに掲げる事項の定めがあること、その受益権が金融商品取引所に上場されていることその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。以下この号及び第三百三十九条第八項において同じ。）の配当等につき支払を受ける者が、財務省令で定めるところにより、当該配当等につき支払を受けるべき者としてその者の氏名又は名称及び住所をその配当等の支払事務取扱者に登録をした場合において、その登録の際、その者の氏名又は名称及び住所を、当該支払事務取扱者又は当該登録の取次ぎをする金融機関の営業所等の長に告知しているとき。当該登録に係る特定株式投資信託又は特定不動産投資信託の配当等

イ〜二（略）

ホ 信託財産の総額のうちに占める不動産等（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第三号（特定資産の範囲）に掲げる不動産、同条第四号に掲げる不動産の賃借権、同条第五号に掲げる地上権その他財務省令で定める資産（以下この号において「不動産等資産」という。）及び同条第一号に掲げる有価証券のうち金融商品取引法第二十一条第一項第一号に掲げる受益権で不動産等資産のみを信託する信託に係るものをいう。）の価額の割合として財務省令で定める割合を百分の七十以上とすること。

六・七（略）

3
5
（略）

ホ 信託財産の総額のうちに占める不動産等（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第八号（特定資産の範囲）に掲げる不動産、同条第九号に掲げる不動産の賃借権、同条第十号に掲げる地上権、同条第十五号に掲げる信託の受益権のうち同号二又はホに掲げる資産のみを信託する信託に係るもの及び同条第十六号に掲げる出資の持分のうちその出資された財産を同条第八号から第十号までに掲げる資産のみに運用することを定めた同条第十六号に規定する契約に係るものをいう。）の価額の割合として財務省令で定める割合を百分の七十五以上とすること。

六・七（略）

3
5
（略）

改正案	現行
<p>（信託又は保険の契約及び投資一任契約） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約は、基金が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第十二号に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものでなければならない。</p> <p>（投資一任契約を締結する場合の運用方法を特定する信託の契約） 第三十一条 法第百三十条の二第二項の規定による運用方法を特定する信託の契約は、当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用することを内容とするものでなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（上場株式による掛金の納付） 第三十四条の三 法第百三十九条第五項の規定による金融商品取引法</p>	<p>（信託又は保険の契約及び投資一任契約） 第三十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第百三十条の二第一項の規定による投資一任契約は、基金が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものでなければならない。</p> <p>（投資一任契約を締結する場合の運用方法を特定する信託の契約） 第三十一条 法第百三十条の二第二項の規定による運用方法を特定する信託の契約は、当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用することを内容とするものでなければならない。</p> <p>2（略）</p> <p>（上場株式による掛金の納付） 第三十四条の三 法第百三十九条第五項の規定による証券取引法（昭</p>

第二条第十六項に規定する金融商品取引所（第三十九条の十第一号において「金融商品取引所」という。）に上場されている株式（以下この条において「株式」という。）による掛金の納付は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一～五（略）

（法第三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）

第三十九条の六 法第三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。

一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合、中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人

二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）

和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されている株式（以下この条において「株式」という。）による掛金の納付は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一～五（略）

（法第三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）

第三十九条の六 法第三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。

一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合、中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人

二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第一条第二号に規定する外国証券会社（以下「外国証券会社」という。）

(投資証券等を発行する投資法人等)

第三十九条の七 法第百三十六条の三第一項第四号イに規定する政令で定める投資法人又は外国投資法人は、その資産総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること(金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。)を目的とするものであつて、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第六十七条第一項に規定する規約(外国投資法人にあつては、同法第二百二十条第一項の規定により届けられる事項(同条第二項の規定により添付される書類を含む。))でこれに相当するもの)にその旨の記載があるものとする。

(運用の対象となる有価証券)

第三十九条の八 法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十三号、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十号及び第十一号に掲げる有価証券(法第百三十六条の三第三項第四号イに規定するものを除く。)、金融商品取引法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)、並びに法第百三十六条の三第一項第五号イに規

(投資証券等を発行する投資法人等)

第三十九条の七 法第百三十六条の三第一項第四号イに規定する政令で定める投資法人又は外国投資法人は、その資産総額の二分の一を超える額を有価証券に対する投資として運用すること(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。)を目的とするものであつて、投資信託及び投資法人に関する法律第六十七条第一項に規定する規約(外国投資法人にあつては、同法第二百二十条第一項の規定により届けられる事項(同条第二項の規定により添付される書類を含む。))でこれに相当するもの)にその旨の記載があるものとする。

(運用の対象となる有価証券)

第三十九条の八 法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第一条第一項第一号から第四号まで、第七号の四、第八号、第十号及び第十一号に掲げる有価証券、同項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券(法第百三十六条の三第一項第四号イに規定するものを除く。)、証券取引法第一条第一項第九号に掲げる有価証券(同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)、並びに法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物とする。

定する標準物とする。

(有価証券の貸付け)

第三十九条の九 法第三百三十六条の三第一項第五号口に規定する政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)とする。

2 法第三百三十六条の三第一項第五号口に規定する政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)、金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者とする。

(債券オプション)

第三十九条の十 法第三百三十六条の三第一項第五号八に規定する政令で定める権利は、次のとおりとする。

- 一 金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(法第三百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利

二 (略)

(有価証券の貸付け)

第三十九条の九 法第三百三十六条の三第一項第五号口に規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券(同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)とする。

2 法第三百三十六条の三第一項第五号口に規定する政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券会社、証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社、外国証券会社及び短資業者とする。

(債券オプション)

第三十九条の十 法第三百三十六条の三第一項第五号八に規定する政令で定める権利は、次のとおりとする。

- 一 証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券(法第三百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物を含む。)の売買取引を成立させることができる権利

二 (略)

(先物外国為替の取引から除かれる取引)

第三十九条の十一 法第三十六条の三第一項第五号二に規定する政令で定める取引は、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。)
(及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引(同条第二十一項第一号に掲げる取引に類似するものに限る。))とする。

(有価証券指標等の変動と一致させる運用)

第三十九条の十二 法第三十六条の三第一項第五号へ(2)に規定する政令で定めるものは、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数であつて、同号へ(2)に規定する有価証券指標(次項において「有価証券指標」という。)(に準ずるものとして厚生労働大臣が指定するもの(次項において「指定株価指数」という。))とする。

2 法第三十六条の三第一項第五号へ(2)の規定による株式の売買は、次に掲げるところにより運用するものとする。

一 有価証券指標又は指定株価指数に採用されている銘柄の株式のうちからその全部又は一部について、厚生労働省令で定める方法により株式の銘柄及びその株数の選定を行うこと。

二 電子計算機を使用して有価証券指標又は指定株価指数の変動との一致の状況の把握及び分析を正確に行うことができるシステムが構築されていること。

(先物外国為替の取引から除かれる取引)

第三十九条の十一 法第三十六条の三第一項第五号二に規定する政令で定める取引は、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)(第二条第二項に規定する取引所金融先物取引(同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。))及び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。

(有価証券指数等の変動と一致させる運用)

第三十九条の十二 法第三十六条の三第一項第五号へ(2)に規定する政令で定めるものは、多数の銘柄の価格の水準を総合的に表した株価指数であつて、証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数(次項において「有価証券指数」という。)(に準ずるものとして厚生労働大臣が指定するもの(次項において「指定株価指数」という。))とする。

2 法第三十六条の三第一項第五号へ(2)の規定による株式の売買は、次に掲げるところにより運用するものとする。

一 有価証券指数又は指定株価指数に採用されている銘柄の株式のうちからその全部又は一部について、厚生労働省令で定める方法により株式の銘柄及びその株数の選定を行うこと。

二 電子計算機を使用して有価証券指数又は指定株価指数の変動との一致の状況の把握及び分析を正確に行うことができるシステムが構築されていること。

改正案	現行
<p>（資金の運用） 第十六条（略）</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。次項において同じ。）への預託</p> <p>3 基金は、運用方法を特定する金銭信託若しくは不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合又は取得した有価証券を金融商品取引業者に預託する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>4（略）</p>	<p>（資金の運用） 第十六条（略）</p> <p>2 前項第三号の規定により取得した有価証券は、次に掲げるものに運用することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券会社への預託</p> <p>3 基金は、運用方法を特定する金銭信託若しくは不動産の取得により業務上の余裕金を運用する場合又は取得した有価証券を証券会社に預託する場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>4（略）</p>

改正案

現行

<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>（特定資産に係る利益の事由及び金額） 第六条 法附則第二十一条第二項に規定する政令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同項に規定する利益の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。 一～三（略） 四 特定資産である有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるもの（以下「買取有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額 五・六（略）</p>	<p>（特定資産に係る利益の事由及び金額） 第六条 法附則第二十一条第二項に規定する政令で定める事由により利益が生じたときは次の各号に掲げる事由により利益が生じたときとし、同項に規定する利益の金額として政令で定める金額はそれぞれ当該事由に応じ当該各号に定める金額とする。 一～三（略） 四 特定資産である有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるもの（以下「買取有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該買取有価証券等の取得価額を上回つたこと。当該支払を受けた金額と当該買取有価証券等の取得価額との差額に相当する金額 五・六（略）</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関、信託会社及び金融商品取引業者並びに預貯金等の範囲（第一条の二・第二条）</p> <p>第一節の二 第四節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関、信託会社及び金融商品取引業者並びに預貯金等の範囲</p> <p>（金融機関、信託会社又は金融商品取引業者の範囲）</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次のとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関、信託会社及び証券会社並びに預貯金等の範囲（第一条の二・第二条）</p> <p>第一節の二 第四節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>第二章 勤労者の貯蓄に関する措置</p> <p>第一節 金融機関、信託会社及び証券会社並びに預貯金等の範囲</p> <p>（金融機関、信託会社又は証券会社の範囲）</p> <p>第一条の二 法第六条第一項第一号の政令で定める金融機関、信託会社又は証券会社は、次のとおりとする。</p>

一・二 (略)

三 金融商品取引業者並びに金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社

(預貯金等の範囲)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第六条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。ただし、第一号から第五号までに掲げるものにあつては、その発行の日後一年以内(厚生労働省令で定めるものにあつては、五年を超えない範囲内において厚生労働省令で定める期間内)に購入されるもの限り、かつ、割引の方法により発行されるものを除くものとし、第六号又は第七号に掲げるものにあつては、第六号又は第七号の信託の設定(追加設定を含む。)があつた日において購入されるものに限るものとする。

一～四 (略)

五 内国法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

第二十七条の十二において同じ。)が発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に金融商品取引業者がその残額を取得するものとされるもの

一・二 (略)

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店並びに証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けた生命保険会社及び損害保険会社

(預貯金等の範囲)

第二条 (略)

2 (略)

3 法第六条第一項第一号の政令で定める有価証券は、次のとおりとする。ただし、第一号から第五号までに掲げるものにあつては、その発行の日後一年以内(厚生労働省令で定めるものにあつては、五年を超えない範囲内において厚生労働省令で定める期間内)に購入されるもの限り、かつ、割引の方法により発行されるものを除くものとし、第六号又は第七号に掲げるものにあつては、第六号又は第七号の信託の設定(追加設定を含む。)があつた日において購入されるものに限るものとする。

一～四 (略)

五 内国法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

第二十七条の十二第一号において同じ。)が発行する社債のうち、契約により、発行に際して応募額が総額に達しない場合に証券取引法第二条第九項に規定する証券会社又は外国証券業者に関する

六・七（略）

（銀行等の範囲）

第二十七条の十二 法第六条の三第三項の政令で定める金融機関又は金融商品取引業者は、次のとおりとする。

一（略）

二 金融商品取引業者（内国法人に限る。）

（資金の調達）

第四十二条 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、法第十一条に規定する資金の需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の九月三十日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るものの残高の三分の一に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。

一 金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）
（生命保険会社等（日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）又は損害保険会社 次に掲げる額の合算額

る法律第二条第一号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店がその残額を取得するものとされるもの
六・七（略）

（銀行等の範囲）

第二十七条の十二 法第六条の三第三項の政令で定める金融機関又は証券会社は、次のとおりとする。

一（略）

二 証券取引法第二条第九項に規定する証券会社

（資金の調達）

第四十二条 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結した金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社は、法第十一条に規定する資金の需要に応じて行われる当該資金の調達に係る協力を求められたときは、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額が当該各号に規定する日の属する年度の末日の属する年の前々年の九月三十日における同条に規定する預貯金等で当該金融機関等、生命保険会社等又は損害保険会社に係るものの残高の三分の一に相当する額に達するまでは、当該資金の調達に応じなければならない。

一 金融機関等（証券会社及び日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）
（生命保険会社等（日本郵政公社を除く。以下この号において同じ。）又は損害保険会社 次に掲げる額の合算額

イ・ロ（略）

2
二 金融機関等（金融商品取引業者及び日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）又は生命保険会社等（日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。） 当該金融機関等又は生命保険会社等が当該調達に応ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等（日本郵政公社については、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により日本郵政公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。以下この号において同じ。）の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額

（略）

イ・ロ（略）

2
二 金融機関等（証券会社及び日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。）又は生命保険会社等（日本郵政公社に限る。以下この号において同じ。） 当該金融機関等又は生命保険会社等が当該調達に応ずべき日までに引き受けた雇用・能力開発債券等（日本郵政公社については、日本郵政公社法施行法（平成十四年法律第九十八号）第五条の規定により日本郵政公社が承継した雇用・能力開発債券等を含む。以下この号において同じ。）の発行価額の合計額から、当該雇用・能力開発債券等のうち同日までに償還があつたものの発行価額の合計額を控除した額

（略）

中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百七十二号）（第四十三
条関係）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（適用除外）</p> <p>第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二十八条第</u> <u>一項に規定する第一種金融商品取引業</u></p> <p>二 丁十（略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第二条 法第十四条の政令で定める業種は、次のとおりとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第八項に規</u> <u>定する証券業</u></p> <p>二 丁十（略）</p>

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）（第四十四条関係）

改正案

現行

<p>2・3（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="523 286 625 663">(削る)</td> <td data-bbox="523 663 625 1131">(削る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 286 727 663">(略)</td> <td data-bbox="625 663 727 1131">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="727 286 813 663">金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</td> <td data-bbox="727 663 813 1131">認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 286 916 663">(略)</td> <td data-bbox="813 663 916 1131">(略)</td> </tr> </table>	(削る)	(削る)	(略)	(略)	金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人	(略)	(略)	<p>2・3（略）</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="523 1182 625 1559">金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）</td> <td data-bbox="523 1559 625 2020">金融先物会員制法人及び金融先物取引業協会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="625 1182 727 1559">(略)</td> <td data-bbox="625 1559 727 2020">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="727 1182 813 1559">証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</td> <td data-bbox="727 1559 813 2020">証券業協会及び証券会員制法人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="813 1182 916 1559">(略)</td> <td data-bbox="813 1559 916 2020">(略)</td> </tr> </table>	金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）	金融先物会員制法人及び金融先物取引業協会	(略)	(略)	証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	証券業協会及び証券会員制法人	(略)	(略)
(削る)	(削る)																
(略)	(略)																
金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び金融商品会員制法人																
(略)	(略)																
金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）	金融先物会員制法人及び金融先物取引業協会																
(略)	(略)																
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）	証券業協会及び証券会員制法人																
(略)	(略)																

改正案

現行

<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める市場デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十一項第一号及び第四号から第六号までに掲げる取引のうち、金融商品（同条第二十四項に規定する金融商品をいう。以下この条において同じ。）<u>、金融商品に係る権利又は金銭債権（金融商品であるもの及び金融商品に係る権利であるものを除く。次項第一号において同じ。）を移転することを約する取引（当該取引が差金の授受のみによつて決済されるものを除く。）</u></p> <p>二 金融商品取引法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に準ずる取引で金融商品取引所の定めるものに係る取引を除く。）</p> <p>4 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める店頭デリバティブ取引は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法第二条第二十二項第一号及び第五号から第七号までに掲げる取引のうち、金融商品、金融商品に係る権利又は金</p>	<p>（定義） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める有価証券オプション取引は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十二項に規定する有価証券オプション取引で同項第一号に掲げる取引（同条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引を除く。）<u>に係るものとする。</u></p> <p>4 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める取引所金融先物取引は、金融先物取引法（昭和六十二年法律第七十七号）第一条第二項第三号に規定する金融オプションの取引で同号口に掲げる取引（同項第一号に掲げる取引を除く。）<u>に係るものとする。</u></p>
---	---

錢債権を移転することを約する取引（当該取引が差金の授受のみによつて決済されるものを除く。）

二 金融商品取引法第二条第二十二項第三号に掲げる取引

（削る）

5|
（略）

（取引の非常停止）

第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 金融指標 金融商品取引法第二十五条に規定する金融指標又はこれに類似の指標をいう。

二 市場デリバティブ取引 金融商品取引法第二十一条に規定する市場デリバティブ取引をいう。

三 店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十二条に規定する店頭デリバティブ取引をいう。

四 金融商品取引所 金融商品取引法第十六条に規定する金融商品取引所をいう。

五 金融商品市場 金融商品取引法第十四項に規定する金融商品市場をいう。

六 外国金融商品市場 金融商品取引法第八条第三号に規定する

5| 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金融先物取引法第二条第四項第三号に掲げる取引は、同号に掲げる取引で同条第二項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引を除く。）に係るものとする。

6|
（略）

（取引の非常停止）

第三条 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 金融指標 金融先物取引法第九条に規定する金融指標又はこれに類似の指標をいう。

二 取引所金融先物取引 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引をいう。

三 店頭金融先物取引 金融先物取引法第四条に規定する店頭金融先物取引をいう。

四 金融先物取引所 金融先物取引法第六条に規定する金融先物取引所をいう。

五 金融先物市場 金融先物取引法第三条に規定する金融先物市場をいう。

六 海外金融先物市場 金融先物取引法第三条に規定する海

定する外国金融商品市場をいう。

七 市場デリバティブ取引等 市場デリバティブ取引又は外国金融商品市場において行われる市場デリバティブ取引に類する取引をいう。

八 金融商品取引業者 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。

九 通貨に係る市場デリバティブ取引 次に掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引をいう。

イ 金融商品取引法第二十一条第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融商品取引法第二十一条第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に係るものを除く。）のうち、通貨に係るもの

ハ 金融商品取引法第二十一条第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引（同項第二号に掲げる取引に係るものに限る。）のうち、通貨の金融指標に係るもの

十 通貨に係る店頭デリバティブ取引 次に掲げる取引に該当する店頭デリバティブ取引をいう。

イ 金融商品取引法第二十二条第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融商品取引法第二十二条第三号に掲げる取引のうち

外金融先物市場をいう。

七 取引所金融先物取引等 金融先物取引法第二条第二項に規定する取引所金融先物取引等をいう。

八 金融先物取引業者 金融先物取引法第十二項に規定する金融先物取引業者をいう。

九 通貨に係る取引所金融先物取引 次に掲げる取引に該当する取引所金融先物取引をいう。

イ 金融先物取引法第二条第二項第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融先物取引法第二条第二項第三号（ロを除く。）に掲げる取引のうち、通貨に係るもの

ハ 金融先物取引法第二条第二項第二号に掲げる取引又は同項第三号（ロに係る部分に限る。）に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十 通貨に係る店頭金融先物取引 次に掲げる取引に該当する店頭金融先物取引をいう。

イ 金融先物取引法第四条第一号に掲げる取引のうち、通貨の売買取引に該当するもの

ロ 金融先物取引法第四条第三号に掲げる取引のうち、通

、通貨に係るもの（八に掲げる取引に該当するものを除く。）

八 金融商品取引法第二条第二十二項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十一 金融商品取引所の会員等 金融商品取引法第五十六条の四第一項に規定する会員等をいう。

十二（略）

十三 対外支払手段等の売買取引等 対外支払手段等の売買取引（店頭デリバティブ取引又は市場デリバティブ取引等に該当するものを除く。）又は金融商品市場及び外国金融商品市場以外で行う通貨に係る市場デリバティブ取引と類似の取引（対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。）をいう。

十四（略）

2 財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図るため緊急の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める資本取引（法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。）に係る取引の停止を命ずるときは、第一号に定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その停止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一号に掲げる者が行う同号に定める取引にあつては、その停止を命ずる取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省

貨に係るもの（八に掲げる取引に該当するものを除く。）

八 金融先物取引法第二条第四項第二号に掲げる取引又は同項第三号に掲げる取引のうち、通貨の金融指標に係るもの

十一 金融先物取引所の会員等 金融先物取引法第五条第一項第四号に規定する会員等をいう。

十二（略）

十三 対外支払手段等の売買取引等 対外支払手段等の売買取引（店頭金融先物取引又は取引所金融先物取引等に該当するものを除く。）又は金融先物市場及び海外金融先物市場以外で行う通貨に係る取引所金融先物取引と類似の取引（対外支払手段等の売買取引に該当するものを除く。）をいう。

十四（略）

2 財務大臣は、法第九条第一項の規定に基づき、通貨の安定を図るため緊急の必要があると認める場合において、次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める資本取引（法第二十条に規定する資本取引をいう。以下同じ。）に係る取引の停止を命ずるときは、第一号に定める取引にあつては告示により、第二号又は第三号に定める取引にあつては第二号又は第三号に掲げる者に対する通知により、その停止を命ずる取引の範囲を指定してするものとする。ただし、第一号に掲げる者が行う同号に定める取引にあつては、その停止を命ずる取引の範囲の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該取引の範囲の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省

令で定める適切な方法により、することができるものとする。

一 (略)

二 金融商品取引所の会員等 次に掲げる資本取引

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引

ロ 金融指標等先物契約(通貨の金融指標に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく債権の発生等に係る取引のうち、金融商品取引所の開設する金融商品市場において行うもの

ハ (略)

三 金融商品取引業者その他の財務省令で定める者 次に掲げる資本取引

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する市場デリバティブ取引と類似の取引であつて、外国金融商品市場において行われるもの

ロ 金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引と類似の取引で外国金融商品市場において行われるもの

3・4 (略)

5 第二項の規定により資本取引の停止を命ぜられた特定外国為替市場参加者、金融商品取引所の会員等又は金融商品取引業者その他の財務省令で定める者は、前項の財務大臣の定める期間内において当

令で定める適切な方法により、することができるものとする。

一 (略)

二 金融先物取引所の会員等 次に掲げる資本取引

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する取引所金融先物取引

ロ 金融指標等先物契約(通貨の金融指標に係るものに限る。以下この項において同じ。)に基づく債権の発生等に係る取引のうち、金融先物取引所の開設する金融先物市場において行うもの

ハ (略)

三 金融先物取引業者その他の財務省令で定める者 次に掲げる資本取引

イ 対外支払手段等の売買契約に基づく債権の発生等に係る取引のうち、前項第九号イ又はロに掲げる取引に該当する取引所金融先物取引と類似の取引であつて、海外金融先物市場において行われるもの

ロ 金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引と類似の取引で海外金融先物市場において行われるもの

3・4 (略)

5 第二項の規定により資本取引の停止を命ぜられた特定外国為替市場参加者、金融先物取引所の会員等又は金融先物取引業者その他の財務省令で定める者は、前項の財務大臣の定める期間内において当

該指定された資本取引を行つてはならない。

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第七条の三 法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 金融商品取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号) 第二十七條の二各号に掲げる有価証券 (金融商品取引法第六十七條の十八第四号 に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。) の発行者

九 (略)

(特別国際金融取引勘定の取扱い等)

第十一条の二 法第二十一条第三項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、保険会社 (保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。) 及び金融商品取引業者 (金融商品取引法第二条第九項 に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八條第一項第一号に掲げる行為を業として行う者に限る。) とする。

25 (略)

該指定された資本取引を行つてはならない。

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第七条の三 法第十八条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜七 (略)

八 証券取引法施行令 (昭和四十年政令第三百二十一号) 第二十七條の二各号に掲げる有価証券 (証券取引法第四十條第一項第一号 に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。) の発行者

九 (略)

(特別国際金融取引勘定の取扱い等)

第十一条の二 法第二十一条第三項に規定する政令で定める金融機関は、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、保険会社 (保険業法 (平成七年法律第百五号) 第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。) 及び証券会社 (証券取引法第二条第九項 に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律 (昭和四十六年法律第五号) 第二条第二号に規定する外国証券会社をいう。) とする。

25 (略)

6 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 デリバティブ取引 対外支払手段若しくは債権の売買契約又は金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引であつて、財務省令で定めるものをいう。

四 流動化証券 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第九項に規定する特定社債券若しくは同条第十五項に規定する受益証券であつて同条第一項に規定する特定資産が外国公社債等のみであるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託であつて投資対象が外国公社債等のみであるものに係る同条第七項に規定する受益証券をいう。

7～9 (略)

(資本取引に係る契約締結等行為)

第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（金融商品取引法第四十三條の二第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等を含む）、法第十八條第三項の規定により顧客とみなされる自然人を含む

6 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一・二 (略)

三 デリバティブ取引 対外支払手段若しくは債権の売買契約（財務省令で定めるものに限る。）又は金融指標等先物契約に基づく債権の発生等に係る取引をいう。

四 流動化証券 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第九項に規定する特定社債券若しくは同条第十五項に規定する受益証券であつて同条第一項に規定する特定資産が外国公社債等のみであるもの又は投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第四項に規定する証券投資信託であつて投資対象が外国公社債等のみであるものに係る同条第十二項に規定する受益証券をいう。

7～9 (略)

(資本取引に係る契約締結等行為)

第十一条の五 法第二十二條の二第一項に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為（顧客分別金信託（証券取引法第四十七條第三項又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第十五條第二項の規定による信託をいう。）に係る契約の締結又は当該契約に係る受益者の指定その他財務省令で定める行為を除く。）とする。ただし、第一号から第八号までに掲げる行為にあつては、本人確認済みの顧客等との間の行為を除く。

む。以下この条において同じ。）との間の行為を除く。

一 (略)

二 法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）又は金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結

三 信託契約の受益者の指定又は変更（金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する行為に係るものを除く。）

四・五 (略)

六 顧客等に法第二十条第五号に規定する証券の取得又は証券の譲渡をさせる行為を行うことを内容とする契約の締結

七～十 (略)

2・3 (略)

一 (略)

二 法第二十条第一号又は第四号に規定する信託契約（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三から第七号の五までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第三項に規定する商品投資受益権であるもの並びに担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において「信託契約」という。）の締結

三 信託契約の受益者の指定又は変更（証券取引法第一条第八項第一号に規定する行為に係るものを除く。）

四・五 (略)

六 顧客等（法第二十二條の二第一項に規定する顧客等をいう。以下この条において同じ。）に法第二十条第五号に規定する証券の取得又は証券の譲渡をさせる行為を行うことを内容とする契約の締結

七～十 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十六条第二項第一号に規定する政令で定める株式は、認可金融商品取引業協会（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。</u>）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を公表するものとして登録され又は指定されている株式とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引法<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者であつて、同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者の事業</u></p> <p>六（略）</p>	<p>（対内直接投資等の定義に関する事項） 第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十六条第二項第一号に規定する政令で定める株式は、証券业协会（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第六十七条第一項に規定する証券业协会をいう。</u>）の規則の定めるところにより、店頭売買につき売買値段を公表するものとして登録され又は指定されている株式とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>6 法第二十六条第二項第五号に規定する政令で定める設置又は変更は、次に掲げる事業に係る本邦における支店、工場その他の事業所（以下「支店等」という。）の設置又は本邦にある支店等の種類若しくは事業目的の実質的な変更以外の当該支店等の設置又は当該実質的な変更とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）<u>第一条第二号に規定する外国証券会社の事業</u></p> <p>六（略）</p>

9 (略)	<p>7 (略)</p> <p>8 法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>一 信託業、保険業又は金融商品取引業を営む者</p> <p>二 四 (略)</p>
9 (略)	<p>7 (略)</p> <p>8 法第二十六条第二項第六号に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。</p> <p>一 信託業、保険業又は証券業を営む者</p> <p>二 四 (略)</p>

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第四号）（第四十七条関係）

改正案	現行
<p>（法第二条第五項の政令で定める者）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</p>	<p>（法第二条第五項の政令で定める者）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める者は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社</p>

貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）（第四十八条関係）

改正案	現行
<p>（貸金業の範囲からの除外）</p> <p>第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）<u>第二条第十三項</u>に規定する登録投資法人</p>	<p>（貸金業の範囲からの除外）</p> <p>第一条 貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 コール資金の貸付けを行う投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）<u>第二条第二十項</u>に規定する登録投資法人</p>

特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令（昭和六十一年政令第三百四十号）（第四十九条関係）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める者は、銀行、農林中央金庫、 商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金 庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法 律第百八十一号）第九条の九第一号の事業を行う協同組合連合会、 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第 三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協 同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四 号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業 を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を 行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行 う水産加工業協同組合連合会、金融商品取引法（昭和二十三年法律 第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二 十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者に限る。） 並びに同法第二条第三十項に規定する証券金融会社とする。</p>	<p>（法第二条第二項の政令で定める者）</p> <p>第二条 法第二条第二項の政令で定める者は、銀行、農林中央金庫、 商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金 庫連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法 律第百八十一号）第九条の九第一号の事業を行う協同組合連合会、 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第 三号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会、水産業協 同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四 号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業 を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を 行う水産加工業協同組合、同法第九十七条第一項第二号の事業を行 う水産加工業協同組合連合会、証券取引法（昭和二十三年法律第二 十五号）第二条第九項に規定する証券会社、同条第三十二項に規定 する証券金融会社並びに外国証券業者に関する法律（昭和四十六年 法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社とする。</p>

改正案

現行

<p>(信託、保険又は共済の契約及び投資一任契約)</p> <p>第十八条 法第二百二十八条第三項の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該契約に係る信託財産に関し金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結する場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号ロから二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る金融商品取引業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第二百二十八条第三項の規定による投資一任契約は、基金が金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものでなければならない。</p>	<p>(信託、保険又は共済の契約及び投資一任契約)</p> <p>第十八条 法第二百二十八条第三項の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該契約に係る信託財産に関し投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第三条第三項に規定する者をいう。以下同じ。）と投資一任契約（同条第四項に規定する契約をいう。以下同じ。）を締結する場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号ロから二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 法第二百二十八条第三項の規定による投資一任契約は、基金が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものでなければならない。</p>
--	---

(積立金の運用)

第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。

一・二 (略)

三 金融商品取引業者との第十八条第三項に規定する投資一任契約の締結

四 次に掲げる方法であつて金融機関、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)(その他の厚生労働省令で定めるもの(以下「金融機関等」という。))を契約の相手方とするもの

イ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する受益証券(証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。)(又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券(資産を主として有価証券に対する投資として運用すること)(金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。))を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生労働省令で定めるものが発行するものに限る。(の売買

ロ(二) (略)

ない。

(積立金の運用)

第三十条 基金は、次に掲げる方法により積立金を運用しなければならない。

一・二 (略)

三 投資顧問業者との第十八条第三項に規定する投資一任契約の締結

四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の厚生労働省令で定めるもの(以下「金融機関等」という。))を契約の相手方とするもの

イ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する受益証券(証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。)(又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券(資産を主として有価証券に対する投資として運用すること)(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。))を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生労働省令で定めるものが発行するものに限る。(の売買

ロ(二) (略)

五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
イ 有価証券（有価証券に係る標準物（金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、八において単に「標準物」という。）を含み、前号イ及びロに規定するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるもの（株式を除く。）の売買

ロ・八（略）

二 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引法第十七条に規定する取引所金融商品市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、厚生労働省令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

ホ（略）

へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1)（略）

(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。）その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの

五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
イ 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物（八において単に「標準物」という。）を含み、前号イ及びロに規定するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるもの（株式を除く。）の売買

ロ・八（略）

二 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、厚生労働省令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

ホ（略）

へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1)（略）

(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの

<p>2 6</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロからホまでに掲げる取引(2)に規定する有価証券指標その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。()</p> <p>(4) (略)</p>
<p>2 6</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 証券取引法第二十一条に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引(2)の有価証券指数その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。()</p> <p>(4) (略)</p>

改正案	現行
<p>(削る)</p> <p>(商品投資契約)</p> <p>第二条 法第二条第五項の政令で定めるものは、当該契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利を表示する証券又は証券が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第九号、第十七号又は第二十一号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げるものにあつては、同項第九号の証券又は証券の性質を有するものに限る。）である契約以外の契約とする。</p> <p>(商品投資受益権)</p> <p>第三条 法第一条第六項の政令で定めるものは、当該権利を表示する</p>	<p>(指定物品)</p> <p>第二条 法第二条第一項第三号の政令で定めるものは、次に掲げる物品とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特定商品 二 競走用馬 三 映画 四 絵画 五 鉱業権 <p>(商品投資契約)</p> <p>第三条 法第二条第二項の政令で定めるものは、当該契約に係る利益の分配等又は収益の分配等を受ける権利を表示する証券又は証券が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第六号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げるものにあつては、同項第六号の証券又は証券の性質を有するものに限る。）である契約以外の契約とする。</p> <p>(商品投資受益権)</p> <p>第四条 法第二条第三項の政令で定めるものは、当該権利を表示する</p>

証券又は証券が金融商品取引法第二十一条第九号、第十七号又は第二十一号に掲げる有価証券（同項第十七号に掲げるものにあつては、同項第九号の証券又は証券の性質を有するものに限る。）である権利以外の権利とする。

（削る）

（削る）

（削る）

証券又は証券が証券取引法第二条第一項第六号、第九号又は第十一号に掲げる有価証券（同項第九号に掲げるものにあつては、同項第六号の証券又は証券の性質を有するものに限る。）である権利以外の権利とする。

（特定商品投資）

第五条 法第二条第六項の政令で定めるものは、同条第一項第一号又は第二号に掲げる商品投資とする。

（商品投資販売業者の許可の申請に係る使用人）

第六条 法第五条第一項第三号の政令で定める使用人は、法第三条の許可を受けようとする者の使用人であつて、商品投資販売業に關し同項第二号の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定めるものとする。

（商品投資販売業者の資本金の額又は出資の総額）

第七条 法第六条第一項第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、法第二条第一項第一号に掲げる商品投資に係る商品投資販売業を営む法人に關する法第六条第一項第一号の政令で定める金額は、次の各号に掲げる法人の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一 商品投資契約に基づき財産を運用する法人又は業務の執行を委

(削る)

任される法人であつて、主務省令で定めるもの（以下「運用法人」という。） 十億円

二 次に掲げる法人であつて、その販売する商品投資受益権の内容を確定するために運用法人又は信託会社（法第四十八条第二項に規定する信託会社をいう。第十四条第一項において同じ。）若しくは信託業務を兼営する金融機関と協議を行うことのあるもの 五億円

- イ 商品投資契約に係る商品投資受益権を顧客に販売する法人
- ロ 信託契約に係る商品投資受益権を顧客に販売する法人
- 三 その他の法人 二千万円

（商品投資販売業者の許可の基準に係る使用人）

第八条 法第六条第一項第四号の政令で定める使用人（同号ホ及びハの使用人を除く。）は、第六条に規定する使用人とする。

2 法第六条第一項第四号ホの政令で定める使用人は、商品投資販売業に關し当該商品投資販売業者の営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として主務省令で定めるもの又は当該商品投資顧問業者の第十条各号に掲げる者とする。

3 法第六条第一項第四号への政令で定める使用人は、当該許可等を取り消された法人の使用人であつて、当該外国において前項に規定する者に相当するものとする。

（手数料）

(削る)

第九条 法第十二条（法第三十三条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める額は、二十一万九千円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、十八万千円）とする。

（情報通信の技術を利用する方法）

(削る)

第九条の二 商品投資販売業者は、法第十八条の二第一項の規定によ

り同項に規定する概要又は事項（次項において「概要等」という。

）を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た商品投資販売業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、概要等の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

3 前二項に規定するもののほか、法第十八条の二第二項に規定する事項を電磁的方法（同項の主務省令で定める方法を除く。）により提供する商品投資販売業者は、主務省令で定めるところにより、当該事項が当該顧客の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたことを確認しなければならない。

(商品投資顧問業者の許可の申請等に係る使用人)

第四条 法第五条第一項第三号及び第六条第二項第四号(同号ホ及びハの使用人を除く。)の政令で定める使用人は、法第三条の許可を受けようとする者の使用人であつて、次に掲げるものとする。

一 商品投資顧問業に關し法第五条第一項第二号の營業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令、經濟産業省令で定めるもの

二 (略)

2 法第六条第二項第四号ホの政令で定める使用人は、当該商品投資顧問業者の前項各号に掲げる者とする。

3 法第六条第二項第四号への政令で定める使用人は、当該許可等を取り消された法人の使用人であつて、当該外国において前項に規定する者に相当するものとする。

(商品投資顧問業者の資本金の額)

第五条 法第六条第二項第一号の政令で定める金額は、五千万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、商品投資販売業者(法第三十五条に規定する商品投資販売業者をいう。第十四条第一項及び第五項から第七項までにおいて同じ。)のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社については、法第六条第二項第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

(商品投資顧問業者の許可の申請等に係る使用人)

第十条 法第三十一条第一項第三号及び第三十二条第二項第四号の政令で定める使用人は、法三十条の許可を受けようとする者の使用人であつて、次に掲げるものとする。

一 商品投資顧問業に關し法第三十一条第一項第二号の營業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令、經濟産業省令で定めるもの

二 (略)

(新設)

(新設)

(商品投資顧問業者の資本金の額)

第十一条 法第三十二条第二項第一号の政令で定める金額は、一億円とする。

2 前項の規定にかかわらず、商品投資販売業者のみを相手方として商品投資顧問契約を締結する会社については、法第三十二条第二項第一号の政令で定める金額は、千万円とする。

(手数料)

第六条 法第十二条の政令で定める額は、二十一万九千円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請を行う場合にあつては、十八万千円)とする。

(新設)

(情報通信の技術を利用する方法)

第七条 商品投資顧問業者は、法第二十二条の規定により同条に規定する情報(次項において単に「情報」という。)を提供しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる同条前段に規定する方法(以下この条において「電磁的方法」という。)の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(新設)

2 前項の規定による承諾を得た商品投資顧問業者は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該顧客に対し、情報の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(商品投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲)

第八条 法第二十五条の政令で定める者は、銀行、商品取引所法(昭

(商品投資顧問業者と密接な関係を有する者の範囲)

第十二条 法第四十条の政令で定める者は、銀行、商品取引所法(昭

和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第十八項に規定する商品取引員その他の経済産業省令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(商品投資顧問業者に類する者)

第九条 法第三十三条第一項本文の政令で定めるものは、外国の法令の規定により当該外国において法第三条の許可と同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けている法人とする。

(削る)

(外国法人に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十条 法第三十九条の規定による商品投資顧問業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第十八項に規定する商品取引員その他の経済産業省令で定める者以外の者であつて、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

(新設)

(準用規定)

第十二条の二 第九条の二第一項及び第二項の規定は、商品投資顧問業者について準用する。この場合において、同条第一項中「法第十八条の二第一項」とあるのは、「法第四十三条において準用する法第十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

(外国法人に対する法の規定の適用に当たつての技術的読替え)

第十三条 法第四十五条の規定による商品投資販売業者又は商品投資顧問業者が外国法人である場合における法の規定の適用に当たつての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
-----------	-----------	---------

第六條第一項第一號	第六條第一項第一號	第六條第一項	(削る)	第五條第一項第一號、第十三條第一項、第二十三條及び第三十條第一項	營業所	国内における營業所
第六條第二項第一號	株式會社	許可申請者	(削る)			
株式會社と同種類の法人	株式會社と同種類の法人	許可申請者及びその国内における營業所	(削る)			

第三十二條第二項第一號	第三十二條第一項	第三十二條第一項	第六條第一項第六號	第五條第一項第一號、第十三條第一項及び第二十三條(第四十三條)において準用する場合を含む。(第二十六條第一項(第四十四條)において準用する場合を含む。)(並びに第三十一條第一項第二號)	營業所	国内における營業所
第三十二條第二項	株式會社	許可申請者	法人			
株式會社と同種類の法人	株式會社と同種類の法人	許可申請者及びその国内における營業所	法人又はその国内における營業所が商品投資販売業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人			

一 号

(削る)

第十一条 法第二章第一節における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、次に掲げるもの(以下「経済産業関係商品等」という。)に関する商品投資に係る投資判断のみを行う商品投資顧問業に関する事項については、経済産業大臣とする。

(主務大臣)

一 特定商品のうち商品取引所法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)第二十八条各号に掲げる商品(次項第一号において「農林水産関係商品」という。)(以下「経済産業関係商品」という。)

二 その対象となる物品が経済産業関係商品のみである商品指数(商品取引所法第二条第五項に規定する商品指数をいう。次項第一

項第一号

(適用除外)

第十四条 法第四十八条第一項の政令で定めるものは、銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫連合会、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、保険会社、保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第七項に規定する外国保険会社等(法人でない者を除く。)(及び信託会社とする。)

2 法第四十八条第二項の政令で定めるものは、信託財産の運用上生じた余裕金とする。

(主務大臣)

第十五条 法第二章における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第一号に掲げる商品投資販売業に関する事項については内閣総理大臣及び農林水産大臣、第二号に掲げる商品投資販売業に関する事項については内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

一 次に掲げる行為のみを行う商品投資販売業(以下「農林水産関係商品投資販売業」という。)

イ 商品投資契約に基づいて出資された財産を、当該商品投資契約の期間を通じて、主として農林水産関係商品等(商品取引所法施行令(昭和二十五年政令第二百八十号)第二十八条各号に

号ロに於いて同じ。)

掲げる商品（以下「農林水産関係商品」という。）、その対象となる物品が農林水産関係商品のみである商品指数（商品取引所法第二条第五項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）及び競走用馬をいう。以下同じ。）に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であつて、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結等

ロ 商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、主として農林水産関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であつて、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

二 次に掲げる行為のみを行う商品投資販売業（以下「経済産業関係商品投資販売業」という。）

イ 商品投資契約に基づいて出資された財産を、当該商品投資契約の期間を通じて、主として経済産業関係商品等（特定商品のうち農林水産関係商品以外のもの（以下「経済産業関係商品」という。）、その対象となる物品が経済産業関係商品のみである商品指数並びに特定物品及び指定物品のうち農林水産関係商品及び競走用馬以外のものをいう。以下同じ。）に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であつて、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結等

ロ 商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、主として経済産業関

2 法第二章第二節における主務大臣は、内閣総理大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第一号又は第二号に掲げる行為のみを行う業務に関する事項については内閣総理大臣及び農林水産大臣、第三号又は第四号に掲げる行為のみを行う業務に関する事項については内閣総理大臣及び経済産業大臣とする。

- 一 商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約の期間を通じて、次に掲げるもの（以下「農林水産関係商品等」という。）に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であつて、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結又はその代理若しくは媒介（第三号において「締結等」という。）
- イ 農林水産関係商品
- ロ その対象となる物品が農林水産関係商品のみである商品指数
- 二 商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、農林水産関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であつて、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売又はその代理若しくは媒介（第四号において「販売等」という。）
- 三 商品投資契約に基づいて出資された財産のうち商品投資により

2 係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であつて、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

2 法第三章における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、経済産業関係商品等に関する特定商品投資に係る投資判断のみを行う商品投資顧問業に関する事項については、経済産業大臣とする。

運用する部分の全部を、当該商品投資契約の期間を通じて、経済産業関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資契約（外国の法令に基づく契約であつて、当該商品投資契約に類するものを含む。）の締結等

四 商品投資契約に基づいて出資された財産又は信託財産のうち商品投資により運用する部分の全部を、当該商品投資契約又は信託の期間を通じて、経済産業関係商品等に係る商品投資により運用する商品投資受益権（外国法人に対する権利であつて、当該商品投資受益権に類するものを含む。）の販売等

3 農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第三十条第一項の規定により権限を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

4 金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定により権限を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（削る）

（主務省令）

第十二条 法における主務省令は、次のとおりとする。

一 法第二章第一節第一款及び第三款における主務省令は、農林水産省令、経済産業省令

二 法第二章第一節第二款における主務省令は、経済産業省令（農

3 金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第二十六条第一項の規定により権限を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

4 農林水産大臣及び経済産業大臣は、法第四十四条において準用する法第二十六条第一項の規定により権限を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

（主務省令）

（新設）

第十六条 法（第四十六条を除く。）における主務省令は、次のとおりとする。

一 法第二章第一節及び第三節における主務省令は、内閣府令、農林水産省令、経済産業省令

（新設）

林水産関係商品等のみに関する事項にあつては、農林水産省令)

三 法第三十四条における主務省令は、内閣府令、経済産業省令)
農林水産関係商品等のみに関する事項にあつては、内閣府令、農
林水産省令)

(削る)

四 法第四十条第一項における主務省令は、経済産業省令

(削る)

2 経済産業大臣は、前項第二号の経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項第二号の農林水産関係商品等のみに関する事項に係る農林水産省令を定めようとするときは、経済産業大臣と協議しなければならない。

4 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、第一項第三号の内閣府令、経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

5 内閣総理大臣及び農林水産大臣は、第一項第三号の農林水産関係

二 法第二章第二節における主務省令は、内閣府令、経済産業省令
(農林水産関係商品等のみに関する事項又は経済産業関係商品等
のみに関する事項にあつては、それぞれ農林水産省令又は経済産
業省令)

三 法第三章第一節及び法第四十四条において準用する法第二章第
三節における主務省令は、農林水産省令、経済産業省令

四 法第三章第二節における主務省令は、経済産業省令(農林水産
関係商品等のみに関する事項にあつては、農林水産省令)

2 法第四十六条における主務省令のうち、法第十六条から第十八条
の二までの規定に係るものは、内閣府令、経済産業省令とし、法第
三十五条から第三十八条まで及び第四十三条において準用する法第
十八条の二第一項の規定に係るものは、経済産業省令とする。

3 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、第一項第二号の内閣府令、経
済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなけれ
ばならない。

4 農林水産大臣は、第一項第二号又は第四号の農林水産関係商品等
のみに関する事項に係る農林水産省令を定めようとするときは、経
済産業大臣と協議しなければならない。

5 経済産業大臣は、第一項第二号の経済産業関係商品等のみに関す
る事項に係る経済産業省令又は同項第四号の経済産業省令を定めよ
うとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

(新設)

商品等のみに関する事項に係る内閣府令、農林水産省令を定めようとするときは、経済産業大臣と協議しなければならない。

第十三条 第七条第一項における主務省令は、経済産業省令とする。

(削る)

2 | 経済産業大臣は、前項の経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

(権限の委任)

第十四条 法第十条、第三十条第一項(法第三十七条において準用する場合を含む。)、第三十一条、第三十五条及び第三十六条の規定による農林水産大臣の権限は、商品投資顧問業者又は商品投資販売業者(以下この条において「商品投資顧問業者等」という。)(の主たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第十七条 この政令における主務省令は、次のとおりとする。

一 第六条、第七条第二項第一号及び第八条第二項における主務省令は、内閣府令、農林水産省令、経済産業省令

二 第九条の二第一項及び第三項における主務省令は、内閣府令、経済産業省令

三 第十二条の二において準用する第九条の二第一項における主務省令は、経済産業省令

2 | 内閣総理大臣及び経済産業大臣は、前項第一号の内閣府令、経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

3 | 経済産業大臣は、第一項第三号の経済産業省令を定めようとするときは、農林水産大臣と協議しなければならない。

(権限の委任)

第十八条 (新設)

2 法第十条、第三十条第一項（法第三十七条において準用する場合を含む。）、第三十一条、第三十五条及び第三十六条の規定による経済産業大臣の権限は、商品投資顧問業者等の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3 法第三十条第一項（法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収又は立入検査（以下この条において「報告徴収等」という。）で商品投資顧問業者等の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に関するものについては、第一項に規定する地方農政局長又は前項に規定する経済産業局長のほか、それぞれ、当該従たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

4 前項の規定により、商品投資顧問業者等の従たる営業所に対して報告徴収等を行った地方農政局長又は経済産業局長は、それぞれ、当該商品投資顧問業者等の当該従たる営業所以外の営業所に対して報告徴収等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、報告徴収等を行うことができる。

5 法第四十二条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三十五条及び第三十六条並びに法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定による権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任するものとする。ただし、法第三十七条において準用する法第三十条

（新設）

（新設）

（新設）

法第四十九条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第十条、第二十六条第一項及び第二十七条の規定による権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合）に委任するものとする。ただし、法第二十六条第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

第一項の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。
6 法第三十七条において準用する法第三十条第一項の規定による報告徴収等で商品投資販売業者の従たる営業所に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

7 | (略)

(削る)

(削る)

2 | 法第二十六条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査（以下「報告徴収等」という。）で商品投資販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下「従たる営業所」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 | (略)

4 | 法第十条（法第三十三条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項及び第二十七条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣の権限は、商品投資販売業者又は商品投資顧問業者（以下「商品投資販売業者等」という。）の主たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

5 | 法第十条（法第三十三条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二十六条第一項及び第二十七条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による経済産業大臣の権限は、商品投資販売業者等の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(削る)

6 | 法第二十六条第一項（法第四十四条において準用する場合を含む）の規定による報告徴収等で商品投資販売業者等の従たる営業所に関するものについては、第四項に規定する地方農政局長又は前項に規定する経済産業局長のほか、それぞれ、当該従たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

(削る)

7 | 前項の規定により、商品投資販売業者等の従たる営業所に対して報告徴収等を行った地方農政局長又は経済産業局長は、それぞれ、当該商品投資販売業者等の当該従たる営業所以外の営業所に対して報告徴収等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、報告徴収等を行うことができる。

8 | 前三項の規定は、第五項に規定する金融庁長官に委任された権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

8 | 第一項から第三項までの規定は、第一項に規定する金融庁長官の権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

9 | (略)

9 | (略)

(削る)

(協議等)
第十九条 法第五十条の政令で定めるものは、次に掲げる命令その他の処分とする。

- 一 法第三条の許可
- 二 法第八条第一項の有効期間の更新
- 三 法第九条の認可
- 四 法第二十七条の規定による命令
- 五 法第二十八条の規定による許可の取消し又は命令

	<p>2 農林水産大臣は、農林水産関係商品投資販売業に関し、前項各号に掲げる命令その他の処分を行う場合には、経済産業大臣に協議しななければならない。</p> <p>3 農林水産大臣は、農林水産関係商品投資販売業に関し、法第三条の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、経済産業大臣に通知しななければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、経済産業関係商品投資販売業に関し、第一項各号に掲げる命令その他の処分を行う場合には、農林水産大臣に通知しななければならない。</p> <p>5 経済産業大臣は、経済産業関係商品投資販売業に関し、法第三条の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、農林水産大臣に通知しななければならない。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）</p> <p>第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので当該証券又は証書が新たに発行される際にその取得の申込みの勧誘につき金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は同法に相当する外国の法令の適用があるものその他契約の締結の様態がこれに類する契約として主務省令で定めるもの</p> <p>五 （略）</p> <p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第八条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の四十七第七項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p>	<p>（不動産特定共同事業契約から除かれる契約）</p> <p>第一条 不動産特定共同事業法（以下「法」という。）第二条第三項の規定により不動産特定共同事業契約から除かれるものは、次に掲げる契約（予約を含む。）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 契約に係る権利を表示する証券又は証書が発行されるもので当該証券又は証書が新たに発行される際にその取得の申込みの勧誘につき証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）又は同法に相当する外国の法令の適用があるものその他契約の締結の様態がこれに類する契約として主務省令で定めるもの</p> <p>五 （略）</p> <p>（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）</p> <p>第八条 法第四十六条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の十八第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの</p>

二・三（略）

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の二十三第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）であるもの

五（略）

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社（同法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）であるもの

七、九（略）

二・三（略）

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の十七第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二条第六項に規定する子会社をいう。）であるもの

五（略）

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社（同法第三十四条第五項に規定する子会社をいう。）であるもの

七、九（略）

改正案	現行
<p>（譲受債権等に係る損失の生じた事由及び金額）</p> <p>第三条 法第八条に規定する政令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同条に規定する政令で定める金額はそれぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 債権処理会社が特定住宅金融専門会社から指定期間内に譲り受けた有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるもの（以下この号及び次条第四号において「譲受有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受有価証券等の取得価額を下回ったこと。当該譲受有価証券等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額</p> <p>六 （略）</p>	<p>（譲受債権等に係る損失の生じた事由及び金額）</p> <p>第三条 法第八条に規定する政令で定める事由は次の各号に掲げる事由とし、同条に規定する政令で定める金額はそれぞれ当該各号に定める金額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 債権処理会社が特定住宅金融専門会社から指定期間内に譲り受けた有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券をいう。）その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定めるもの（以下この号及び次条第四号において「譲受有価証券等」という。）についてその償還金、払戻金又は残余財産の分配金として支払を受けた金額が当該譲受有価証券等の取得価額を下回ったこと。当該譲受有価証券等の取得価額と当該支払を受けた金額との差額に相当する金額</p> <p>六 （略）</p>

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）（第五十四条関係）

改正案	現行
<p>（告知書の提出義務のない公共法人等の範囲等）</p> <p>第四条 法第三条第一項に規定する政令で定めるものは、国及び次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（告知書の提出義務のない公共法人等の範囲等）</p> <p>第四条 法第三条第一項に規定する政令で定めるものは、国及び次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社の同条第八号に規定する支店</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

改正案	現行
<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）</p> <p>三 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社（削る）</p> <p>四 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>三 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>四 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に掲げる外国証券会社</p> <p>五 （略）</p> <p>2 （略）</p>

投資事業有限責任組合契約に関する法律施行令（平成十年政令第二百三十五号）（第五十六条関係）

改正案	現行
<p>（指定有価証券）</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第二号に掲げる債券</p> <p>二 金融商品取引法第二条第四号に掲げる特定社債券</p> <p>三 金融商品取引法第二条第五号に掲げる社債券</p> <p>四 金融商品取引法第二条第六号に掲げる出資証券</p> <p>五 金融商品取引法第二条第七号に掲げる優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書</p> <p>六 金融商品取引法第二条第八号に掲げる優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券</p> <p>七 金融商品取引法第二条第十号に掲げる受益証券</p> <p>八 金融商品取引法第二条第十一号に掲げる投資証券又は投資法人債券</p> <p>九 金融商品取引法第二条第十二号に掲げる受益証券</p> <p>十 金融商品取引法第二条第十三号に掲げる受益証券</p>	<p>（指定有価証券）</p> <p>第一条 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号。以下「法」という。）第三条第一項第三号の事業者の資金調達に資するものとして政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第三号に掲げる債券</p> <p>二 証券取引法第二条第三号の二に掲げる特定社債券</p> <p>三 証券取引法第二条第四号に掲げる社債券</p> <p>四 証券取引法第二条第五号に掲げる出資証券</p> <p>五 証券取引法第二条第五号の二に掲げる優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書</p> <p>六 証券取引法第二条第五号の三に掲げる優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券</p> <p>七 証券取引法第二条第七号に掲げる受益証券</p> <p>八 証券取引法第二条第七号の二に掲げる投資証券又は投資法人債券</p> <p>九 証券取引法第二条第七号の三に掲げる受益証券</p> <p>十 証券取引法第二条第七号の四に掲げる受益証券</p>

<p>十一 金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げる約束手形</p> <p>十二 金融商品取引法第二条第一項第九号若しくは前各号に掲げる有価証券又は次号に掲げる権利に係る同項第十九号に規定するオプションを表示する証券又は証書</p> <p>十三 第一号から第十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、金融商品取引法第二条第二項の規定により、有価証券とみなされるもの</p> <p>(付随事業)</p> <p>第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第一項の事業者が発行し、又は所有する約束手形(金融商品取引法第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。)の取得及び保有を行う事業</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>十一 証券取引法第二条第一項第八号に掲げる約束手形</p> <p>十二 証券取引法第二条第一項第六号若しくは前各号に掲げる有価証券又は次号に掲げる権利に係る同項第十号の二に規定するオプションを表示する証券又は証書</p> <p>十三 第一号から第十一号までに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、証券取引法第二条第二項の規定により、有価証券とみなされるもの</p> <p>(付随事業)</p> <p>第二条 法第三条第一項第十号の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 法第二条第一項の事業者が発行し、又は所有する約束手形(証券取引法第二条第一項第八号に掲げるものを除く。)の取得及び保有を行う事業</p> <p>二・三 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（資金の貸付け）</p> <p>第五条 法第十三条第二項の規定による資金の貸付けは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項の会社（資金の貸付けを受けようとする時において、<u>金融商品取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u>条第十六項に規定する<u>金融商品取引所</u>に上場されている株式を発行しているものを除く。）に対する当該会社の事業の用に供する施設の整備その他当該会社の経営基盤の強化を図るために必要な資金の貸付けとする。</p>	<p>（資金の貸付け）</p> <p>第五条 法第十三条第二項の規定による資金の貸付けは、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第三項の会社（資金の貸付けを受けようとする時において、<u>証券取引法</u>（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二</u>条第十六項に規定する<u>証券取引所</u>に上場されている株式を発行しているものを除く。）に対する当該会社の事業の用に供する施設の整備その他当該会社の経営基盤の強化を図るために必要な資金の貸付けとする。</p>

金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十一号）（第五十八条関係）

改正案	現行
<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三十</u> <u>項</u>に規定する証券金融会社</p> <p>六（略）</p>	<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第三十二</u> <u>項</u>に規定する証券金融会社</p> <p>六（略）</p>

債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）（第五十九条関係）

改正案	現行
<p>（貸付債権の主体）</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）</p> <p>第二条第一項第一号又の規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</p> <p>十五 （略）</p>	<p>（貸付債権の主体）</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）</p> <p>第二条第一項第一号又の規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一～十三 （略）</p> <p>十四 証券会社（外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第一号に規定する外国証券会社を含む。）</p> <p>十五 （略）</p>

改正案	現行
<p>（貸付資金の受入方法）</p> <p>第三条 法第三条に規定する政令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第十五号</u>に掲げる約束手形の発行</p> <p>三（略）</p> <p>（登録取消し等の後もなお特定金融会社等とみなされる一般承継人から除かれる者）</p> <p>第七条 法第十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 金融商品取引法<u>第二条第三十項</u>に規定する証券金融会社</p>	<p>（貸付資金の受入方法）</p> <p>第三条 法第三条に規定する政令で定める方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第一項第八号</u>に掲げる約束手形の発行</p> <p>三（略）</p> <p>（登録取消し等の後もなお特定金融会社等とみなされる一般承継人から除かれる者）</p> <p>第七条 法第十四条に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一（三）（略）</p> <p>四 証券取引法<u>第二条第三十二項</u>に規定する証券金融会社</p>

改正案	現行
<p>（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十八条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十七条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する銀行、信託業者又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>	<p>（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十八条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十七条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する銀行、信託業者又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>

日本政策投資銀行法施行令（平成十一年政令第二百七十一号）（第六十二条関係）

改正案	現行
<p>（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十五条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十五条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>	<p>（国外銀行債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い） 第二十五条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第四十五条の規定により政府が国外銀行債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>

疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第二百八十九号）（第六十三条関係）

改 正 案

現 行

<p>（金融機関等の範囲） 第一条（略） 2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。） 、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。） 、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。） 、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）以下「貸金業規制法」という。） 第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。） 、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。） 、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百二十九</p>	<p>（金融機関等の範囲） 第一条（略） 2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、証券会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十二項に規定する証券金融会社、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一条第十八項に規定する投資信託委託業者、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二条第十一項に規定する信託受益権販売業者（次条において「信託受益権販売業者」という。） 、同法第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、<u>抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）</u>第一条第二項に規定する<u>抵当証券業者</u>（次条において「<u>抵当証券業者</u>」<u>という。</u>） 、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資販売業者（次条において「商品投資販売業者」という。） 、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する</p>
---	--

号) 第二条第十八項に規定する商品取引員(次条において「商品取引員」という。)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号) 第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者(次条において「参加者」という。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定する口座管理機関(次条において「口座管理機関」という。)、及び本邦において外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 次条において「外為法」という。)、第二十二條の三に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦において両替業務を行う者」という。)とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

不動産特定共同事業者(以下「不動産特定共同事業者」という。)、貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号) 以下「貸金業規制法」という。)、第二条第二項に規定する貸金業者(以下「貸金業者」という。)、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一号) 第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者(次条において「住宅金融会社」という。)、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第十八項に規定する商品取引員(次条において「商品取引員」という。)、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号) 第二条第十二項に規定する金融先物取引業者(次条において「金融先物取引業者」という。)、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号) 第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者(次条において「参加者」という。)、社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号) 第二条第二項に規定する振替機関(同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。)、同法第二条第四項に規定する口座管理機関(次条において「口座管理機関」という。)、及び本邦において外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号) 次条において「外為法」という。)、第二十二條の三に規定する両替業務を行う者(次条において「本邦において両替業務を行う者」という。)とする。

(法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲)

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務

二 八（略）

九 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者を除く。） 同条第二項に規定する第二種金融商品取引業及び同条第三項に規定する投資助言・代理業

十 特例業務届出者 金融商品取引法第六十二条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務

十一（略）

（削る）

（削る）

十二 十五（略）

（削る）

十六 十八（略）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十九号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務

二 八（略）

九 信託受益権販売業者 信託業法第二条第十項に規定する信託受益権販売業

（新設）

九の二（略）

十 抵当証券業者 抵当証券業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する抵当証券業

十一 商品投資販売業者 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第四項に規定する商品投資販売業

十二 十五（略）

十六 金融先物取引業者 金融先物取引法第一条第十二項に規定する金融先物取引業

十七 十九（略）

(疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 この政令の施行の際現に整備法第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により旧抵当証券業者が行う抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介については、前条の規定による改正前の疑わしい取引の届出に関する政令第一条第二項及び第二条(第十号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なお効力を有する。

改正案	現行
<p>（資産及び負債の範囲）</p> <p>第二条 法第五条第二項第四号及び第三項第四号（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する資産及び負債のうち政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 資産</p> <p>イ 水（略）</p> <p>ハ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券の種類、銘柄及び数量</p> <p>ト ヌ 又（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>（資産及び負債の範囲）</p> <p>第二条 法第五条第二項第四号及び第三項第四号（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する資産及び負債のうち政令で定めるものは、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 資産</p> <p>イ 水（略）</p> <p>ハ 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券の種類、銘柄及び数量</p> <p>ト ヌ 又（略）</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

自衛隊員倫理規程（平成十二年政令第七十三号）（第六十七条関係）

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第三条 自衛隊員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第三条 自衛隊員は、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。</p> <p>六～九 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）</p> <p>二 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社</p> <p>（削る）</p>	<p>（債券の貸付け）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 法第十条第一項第十号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する証券会社</p> <p>二 証券取引法第二条第三十二項に規定する証券金融会社</p> <p>三 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社</p>

資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）（第六十九条関係）

改正案

		<p>（資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する金融商品取引法等の規定の読替え）</p> <p>第四十七条 法第二百九条第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
読み替える金融商品取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	
第二十六条	業務	資産対応証券の募集等の業務又はその募集等の取扱いの業務（以下「募集等業務」という。）	
第二十七条第一項	その行う金融商品取引業	その行う募集等業務	
第二十七条第三項	金融商品取引業の	募集等業務の	
第一項第二号			

現行

		<p>（資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について準用する法及び証券取引法の規定の読替え）</p> <p>第四十七条 法第二百九条の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について法の規定を準用する場合における法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	
読み替える法	読み替えられる字句	読み替える字句	
第二十七條	特定目的会社の業務の運営	特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等の取扱い	
第一項	若しくは事務所	、事務所その他の施設	
第二十八條	この法律	この法律若しくは第二百九条において準用する証券取引法	
第二十九條	業務開始届出を行うた特定目的会社	第二十八條第二項の規定による届出を行った特定譲渡人	
第二十九條	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定に	第二十八條の規定による届出に係る	
第一号			

第三十七條第二項	金融商品取引業に	募集等業務に
	金融商品取引行為	資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引（以下「募集等契約に係る取引」という。）
第三十七條の三第一項	金融商品取引契約を	資産対応証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに関する契約（以下「募集等契約」という。）を
第三十七條の三第一項第二号及び第四号	金融商品取引契約	募集等契約
第三十七條の三第一項第五号	金融商品取引行為	募集等契約に係る取引
第三十七條の三第一項第七号	金融商品取引業	募集等業務
第三十七條の四第一項	金融商品取引契約	募集等契約
第三十八條	金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ	募集等業務の信用を失墜させるおそれ

第二十九條第二号	この法律	この法律又は第二十九條において準用する証券取引法
第二十九條第二号	又は第七條第二項の	
2 法第二十九條の規定において資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
読み替える証券取引法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三十三條	業務	資産対応証券の募集等の取扱いの業務
第四十一條第一項	有価証券の売買等、外国市場証券先物取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
第四十二條第一項	第三十四條第二項第一号の投資一任契約に係る業務として行うもの及び投資者	投資者
	証券業の信用を失墜	資産対応証券の募集等の取扱い

第三十八條第一号から第五号まで	金融商品取引契約	募集等契約	れ
第三十八條第六号	金融商品取引業	募集等業務	
第三十九條第一項第一号	有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）	募集等契約に係る資産対応証券	
	デリバティブ取引	募集等契約に係る取引	

第四十二條第一項第一号	有価証券の売買その他の取引又は有価証券オプシオン取引若しくは有価証券店頭オプシオン取引	有価証券の信用を失墜させるおそれ	い業務の信用を失墜させるおそれ
第四十二條第一項第五号	有価証券の価格又はオプシオンの対価の額	有価証券の売買若しくはその受託等（媒介、取次ぎ又は代理の申込み（以下「委託等」という。）を受けることという。以下同じ。）有価証券指数等先物取引若しくは有価証券オプシオン取引の受託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその受託等	資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引
	有価証券の価格又はオプシオンの対価の額	有価証券の信用を失墜させるおそれ	い業務の信用を失墜させるおそれ
	有価証券の価格又はオプシオンの対価の額	有価証券の信用を失墜させるおそれ	い業務の信用を失墜させるおそれ

	第四十五条第 二号	金融商品取引契約	募集等契約
2	法第二百九条第二項の規定において資産対応証券の募集等の取扱 いを行う特定譲渡人について法の規定を準用する場合における法の 規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。		
	読み替える法 の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百十七条 第一項	若しくは事務所		、事務所その他の施設
第二百十八条	この法律		この法律若しくは第二百九条 第一項において準用する金融 商品取引法
第二百十九条	業務開始届出を行っ た特定目的会社		第二百八条第二項の規定によ る届出を行った特定譲渡人
第二百十九条 第一号	業務開始届出、変更 届出、第十条第一項 の規定による届出、 新計画届出又は第十 二条第一項の規定に よる届出に係る届出 書若しくは添付資料 又は第七条第二項の		第二百八条第二項の規定によ る届出に係る
第二百十九条	この法律		この法律若しくは第二百九条

	第四十二条第 一項第十号		
	第一号、第四十七条 第二項及び第六十 二条の一		
	有価証券の売買その 他の取引又は有価証 券指数等先物取引等 (有価証券指数等先 物取引又はこれに係 る第二条第八項第二 号若しくは第三号に 掲げる行為をいう。 以下同じ。) 、有価 証券オプシヨン取引 等(有価証券オプシ ヨン取引又はこれに 係る同項第一号若し くは第三号に掲げる 行為をいう。以下同 じ。)若しくは有価 証券店頭デリバタイ ブ取引等		資産対応証券の募集等の取扱 いに係る取引
	証券業		資産対応証券の募集等の取扱 いの業務

第二号	第一項において準用する金融商品取引法
-----	--------------------

第四十二条の二第一項第一号	<p>有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又は有価証券指数（又は有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「有価証券の売買その他の取引等」という。）</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>
	<p>有価証券又は有価証券指数等先物取引、オプション、外国市場証券先物取引若しくは有価証券店頭デリバティブ取引（以下この条において「</p>	<p>資産対応証券</p>

		有価証券等」という 。	
第四十二条の 一第一項第二 号及び第三号	有価証券の売買その 他の取引等 有価証券等	資産対応証券の募集等の取扱 いに係る取引	
第四十二条の 二第二項各号	有価証券の売買その 他の取引等	資産対応証券の募集等の取扱 いに係る取引	
第四十二条の 二第三項	をいう。以下この条 及び第五十一条第二 項において同じ。	をいう。	
第四十三条	業務の状況が次の 有価証券の買付け若 しくは売付け若しく はその委託等、有価 証券指数等先物取引 、有価証券オプショ	資産対応証券の募集等の取扱 いに係る取引	
第四十三条第 一号		資産対応証券の募集等の取扱 いに係る取引	

	ン取引若しくは外国 市場証券先物取引の 委託又は有価証券店 頭デリバティブ取引 若しくはその委託等	第四十三条第 二号	業務	資産対応証券の募集等の取扱 いの業務
第四十五条第 一号	親法人等又は子法人 等	親会社（特定譲渡人たる法人 の議決権（株主総会において 決議をすることができる事項 の全部につき議決権を行使す ることができない株式につい ての議決権を除き、会社法第 八百七十九条第三項の規定に より議決権を有するとみなさ れる株式についての議決権を 含む。）の過半数を保有して いる株式会社をいう。）又は 子会社（特定譲渡人が総株主 の議決権の過半数を保有する 場合における当該議決権を保 有されている株式会社をいう。 ）		

	<p>有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>	<p>資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引</p>
<p>第四十五条第二号</p>	<p>第二条第八項各号に掲げる行為</p>	<p>い 資産対応証券の募集等の取扱い</p>
<p>第四十五条第</p>	<p>親法人等又は子法人等</p>	<p>親会社（特定譲渡人たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（特定譲渡人が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）</p>
<p>親会社（特定譲渡人たる法人</p>		

関する契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者（放送法（昭和二十五年法律第三百二十二号）第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。第七十二条の二第二項において同じ。）の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う資産対応証券の募集等に係る取引又はその募集等の取扱いに係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用した提供に係る金融商品取引法施行令の準用)

第四十八条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の二十二の規定は、法第二百九条第一項(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において同法第三十四条の二第四項の規定を準用する場合について準用する。

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)

第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第一項(同項において準用する金融商品取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第	業務	受益証券の募集等の業務

(特定譲渡人が行う資産対応証券の募集等について情報通信の技術を利用する方法に係る証券取引法施行令の準用)

第四十八条 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第十五条の六の規定は、法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)において証券取引法第四十一条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定を準用する場合について準用する。

(原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法等の規定の読替え)

第七十二条 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条(同条において準用する法及び証券取引法の規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条	第二百九条	第二百八十六条第一項において準用する第二百九条
その資産対応証券の募集等の取扱い		その受益証券の募集等

三十六条	その行つ金融商品取引業	その行つ受益証券の募集等の業務
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項	引業	業務
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項	金融商品取引業の	受益証券の募集等の業務の
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項第三号	金融商品取引業に	受益証券の募集等の業務に
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項	金融商品取引行為	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七條第一項	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契約

第二百九条において準用する第二百十九	特定目的会社の業務の運営	原委託者が行つ受益証券の募集等
第二百九条において準用する第二百十九	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第二百九条において準用する第二百十九	この法律	この法律若しくは第二百八十六條第一項において準用する第二百八十八條第一項において準用する第二百九条において準用する証券取引法
第二百九条において準用する第二百十九	業務開始届出を行つた特定目的会社	第二百八十六條第一項において準用する第二百八十八條第二項の規定による届出を行った原委託者
第二百九条において準用する第二百十九	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十条第一項の規定による届出に係る届出	第二百八十六條第一項において準用する第二百八十八條第二項の規定による届出に係る
第二百九条において準用する第二百十九	又は第七条第二項の書若しくは添付資料	
第二百九条において準用する第二百十九	この法律	この法律若しくは第二百八十六條第一項において準用する第二百九条において準用する

商品取引法第 三十八條	金融商品取引契約	受益証券の募集等に関する契 約	
第二百九條第 一項において 準用する金融 商品取引法第 三十八條第一 号から第五号 まで	金融商品取引業	受益証券の募集等の業務	
第二百九條第 一項において 準用する金融 商品取引法第 三十八條第六 号	有価証券の売買その 他の取引（買戻価格 があらかじめ定めら れている買戻条件付 売買その他の政令で 定める取引を除く。 ）又はデリバティブ 取引（以下この条に	受益証券の募集等に係る取引	
第二百九條第 一項において 準用する金融 商品取引法第 三十九條第一 項第一号			
			額
			有価証券の売買若し くはその受託等（媒 介、取次ぎ又は代理 の申込み（以下「委 託等」という。）を 受けることをいう。 以下同じ。）、有価 証券指数等先物取引 若しくは有価証券才 ブション取引の受託 又は有価証券店頭デ リバティブ取引若し くはその受託等
			受益証券の募集等に係る取引
			売買の別又はこれに相当する 取引の別
			事項。次号において

<p>第二百九条第 三十九条第二 項各号</p>	<p>業務</p>	<p>有価証券の売買又は デリバティブ取引</p>	<p>有価証券の売買又は デリバティブ取引</p>	<p>有価証券の売買又は デリバティブ取引</p>	<p>有価証券の売買又は デリバティブ取引</p>	<p>有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）</p>	<p>有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）</p>	<p>有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）</p>	<p>有価証券又はデリバ ティブ取引（以下こ の条において「有価 証券等」という。）</p>	<p>において「有価証券売 買取等」という。</p>	
		<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>	<p>有価証券等</p>
		<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>	<p>資産対応証券</p>
		<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>	<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>

<p>第二百九条に おいて準用す る証券取引法 第四十二条第 一項第十号</p>	<p>業務</p>	<p>有価証券の売買等又 は有価証券店頭デ リバティブ取引</p>										
		<p>この号、次条第一項 第一号、第四十七 条第三項及び第六 十</p>										
		<p>この号及び次条第一 項第一号</p>										
		<p>受益証券の募集等に 係る取引</p>										

<p>一項において 準用する金融 商品取引法第 四十条</p>	<p>金融商品取引行為</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>
<p>第二百九条第 一項において 準用する金融 商品取引法第 四十条第一号</p>	<p>金融商品取引契約</p>	<p>受益証券の募集等に関する契 約</p>
<p>第二百九条第 一項において 準用する金融 商品取引法第 四十条第一号</p>	<p>業務</p>	<p>受益証券の募集等の業務</p>
<p>第二百九条第 一項において 準用する金融 商品取引法第 四十条第一号</p>	<p>有価証券の売買その 他の取引又は店頭デ リバティブ取引</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>
<p>第二百九条第 一項において 準用する金融</p>	<p>掲げる行為</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>

<p>第二百九条に おいて準用す る証券取引法 第四十二条の 二第一項第一 号</p>	<p>証券業 有価証券の売買その 他の取引（買戻価格 があらかじめ定めら れている買戻条件付 売買その他の政令で 定める取引を除く。 ）又は有価証券指数 等先物取引、有価証 券オプション取引、 外国市場証券先物取 引</p>	<p>号若しくは第三号に 掲げる行為をいう。 以下同じ。）有価 証券オプション取引 等（有価証券オプシ ョン取引又はこれに 係る同項第一号若し くは第三号に掲げる 行為をいう。以下同 じ。）若しくは有価 証券店頭デリバティ ブ取引等</p>
	<p>受益証券の募集等の業務</p>	<p>受益証券の募集等に係る取引</p>

商品取引法第 四十四条の三 第一項第二号	金融商品取引業の		受益証券の募集等の業務の
第二百九条第 一項において 準用する金融 商品取引法第 四十四条の三 第一項第四号			
第二百九条第 一項において 準用する金融 商品取引法第 四十五条第一 号	金融商品取引契約	第三十七条	第三十七条（第一項第二号を 除く。）
第二百九条第 一項において 準用する金融 商品取引法第 四十五条第一 号	金融商品取引契約		受益証券の募集等に関する契 約
第二百九条第 一項において 準用する金融 商品取引法第 四十五条第一 号	金融商品取引契約		受益証券の募集等に関する契 約

第二百九条に おいて準用す 他の取引等	有価証券の売買その 他の取引等	有価証券又は有価証 券指数等先物取引、 オプション、外国市 場証券先物取引若し くは有価証券店頭デ リバティブ取引（以 下この条において「 有価証券等」という 。）	受益証券
第二百九条に おいて準用す	有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバティブ取引	有価証券の売買等、 外国市場証券先物取 引又は有価証券店頭 デリバティブ取引	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条に おいて準用す	この条及び第六十五 条の二第六項	この条及び第六十五 条の二第六項	この条
第二百九条に おいて準用す	有価証券の売買その 他の取引等	有価証券の売買その 他の取引等	受益証券の募集等に係る取引

2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について法第二百九条第二項（同項において準用する法の

規定を含む。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二百九条第二項において準用する第二百七条第一項	若しくは事務所	、事務所その他の施設
第二百九条第二項において準用する第二百八条	この法律	この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第一項において準用する金融商品取引法
第二百九条第二項において準用する第二百九条本文	業務開始届出を行った特定目的会社	第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出を行った原委託者
第二百九条第二項において準用する第二百九条第一号	業務開始届出、変更届出、第十条第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二条第一項の規定による届出に係る届出	第二百八十六条第一項において準用する第二百八条第二項の規定による届出に係る

証券取引法第四十二条の二第一項第二号及び第三号	有価証券等	受益証券
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の二第二項各号	有価証券の売買その他の取引等	受益証券の募集等に係る取引
第二百九条において準用する証券取引法第四十二条の二第三項	をいう。以下この条及び第五十一条第二項において同じ。	をいう。
第二百九条において準用する証券取引法第四十三条	業務の状況が次の	受益証券の募集等の業務の状況が次の
第二百九条において準用する証券取引法第四十三条第	有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション	受益証券の募集等に係る取引

<p>第二百九条第二項において準用する第二百九条第二号</p>	<p>この法律</p>	<p>この法律若しくは第二百八十六條第一項において準用する第二百九条第一項において準用する金融商品取引法</p>	<p>書若しくは添付資料又は第七條第二項の</p>
---------------------------------	-------------	--	---------------------------

<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十三條第二号</p>	<p>親法人等又は子法人等</p>	<p>親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合</p>	<p>第二百九条において準用する証券取引法第四十三條第二号</p>	<p>業務 若しくはその委託等 ン取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引</p>
-----------------------------------	-------------------	--	-----------------------------------	--

	有価証券の売買その他の取引又は有価証券店頭デリバティブ取引	における当該議決権を保有されている株式会社をいう。受益証券の募集等に係る取引
第二百九条において準用する証券取引法第四十五條第一号	第二条第八項各号に掲げる行為 親法人等又は子法人等	親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九條第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）

（顧客の判断に影響を及ぼす重要事項）

第七十二条の二 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 原委託者が行う受益証券の募集等に関する契約に関して顧客が

	<p>第二百九条に親法人等又は子法人において準用する証券取引法第四十五条第三号</p>	<p>親会社（原委託者たる法人の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している株式会社をいう。）又は子会社（原委託者が総株主の議決権の過半数を保有する場合における当該議決権を保有されている株式会社をいう。）</p>
証券業	受益証券の募集等の業務	

（新設）

支払すべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの

二 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 | 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を一般放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第七十四条 法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八條から第四十条(同条第二号)にあつては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。()まで並びに第四十四条の三第一項の規定とする。

2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七条の三第一項及び第二項、第三十七条の四、第三十八條から第四十条(同条第二号)にあつては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。()まで並びに第四十四条の三第一項の規定とする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外
の検査等の権限の委任)

第七十五条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)のうち、法第二百十七條第一項(法第二百九条第二項(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第七十四条 法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号)にあつては、資産対応証券の募集等の取扱いに係る取引の公正を確保するためのものに限る。()並びに第四十五条の規定とする。

2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条において準用する証券取引法第四十一条、第四十二条第一項第一号、第五号、第六号及び第十号、第四十二条の二、第四十三条(同条第二号)にあつては、受益証券の募集等に係る取引の公正を確保するためのものに限る。()並びに第四十五条の規定とする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等以外
の検査等の権限の委任)

第七十五条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)のうち、法第二百十七條第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によ

定による権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第二百四十四条及び第二百三十二条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人をいう。以下同じ。)(又は原委託者(法第二百二十四条に規定する原委託者をいう。以下同じ。)(の本店、主たる事務所又は住所(以下「本店等」という。)(の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二百七条第一項(法第二百九条第二項(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含み、法第二百九十条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)(の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

255 (略)

る権限は、委員会に委任する。ただし、これらの規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

(財務局長等への権限の委任)

第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第二百四十四条及び第二百三十二条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人をいう。以下同じ。)(又は原委託者(法第二百二十四条に規定する原委託者をいう。以下同じ。)(の本店、主たる事務所又は住所(以下「本店等」という。)(の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任するものとする。ただし、法第二百七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含み、法第二百九十条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。)(の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

255 (略)

<p>(委員会の権限の財務局長等への委任)</p> <p>第七十七条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七十五条の規定により委員会に委任された法第二百七条第一項(法第二百九条第二項(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)</p> <p>よる権限</p> <p>2 5 (略)</p>	<p>(委員会の権限の財務局長等への委任)</p> <p>第七十七条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七十五条の規定により委員会に委任された法第二百七条第一項(法第二百九条(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))の規定による権限</p> <p>2 5 (略)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」、「顧客」又は「勧誘方針」とは、それぞれ金融商品の販売等に関する法律（以下「法」という。）（第二条第一項から第四項まで又は第九条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等、顧客又は勧誘方針をいう。）</p> <p>（差金の授受を約する取引）</p> <p>第四条 法第二条第一項第十号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引及び同法第三百四十九条第六項に規定する店頭商品先物取引等（次条第二号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>（金融商品の販売となる行為）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この政令において「金融商品の販売」、「金融商品の販売等」、「金融商品販売業者等」、「顧客」又は「勧誘方針」とは、それぞれ金融商品の販売等に関する法律（以下「法」という。）（第二条第一項から第四項まで又は第八条第一項に規定する金融商品の販売、金融商品の販売等、金融商品販売業者等、顧客又は勧誘方針をいう。）</p> <p>（差金の授受を約する取引）</p> <p>第四条 法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める取引は、金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引（商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引及び同法第三百四十九条第六項に規定する店頭商品先物取引等（次条第三号において「商品先物取引等」という。）に該当するものを除く。）とする。</p> <p>（金融商品の販売となる行為）</p>

第五条 法第二条第一項第十一号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約（当該信託契約に係る受益権が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二項第一号又は第二号に掲げる権利であるものに限る。）の委託者との締結（削る）

二 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引（前条の取引、商品先物取引等及び次号に規定する取引を除く。）又は当該取引の取次ぎ

三 海外商品市場（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）第二条第二項に規定する海外商品市場をいう。以下この号において同じ。）において、海外商品市場を開設する者の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引又は当該取引の取次ぎ

イ 売買の当事者が将来の一定の時期において商品（海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律第二条第二項に規定する商品をいう。以下この号において同じ。）及びその対価の授受を約する売買であつて、当該売買の目的となつてゐる商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができるとする取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間においてイ又は二に

第五条 法第二条第一項第十二号に規定する政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 金銭の信託以外の信託であつて信託財産の運用方法が特定されていないものに係る信託契約の委託者との締結

二 不動産の信託の受益権に対する投資事業に係る匿名組合契約の匿名組合員との締結

三 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十条第二項第十四号に規定する金融等デリバティブ取引（前条の取引及び商品先物取引等を除く。）又は当該取引の取次ぎ

（新設）

掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

八 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該意思表示を行う場合の商品指数（二以上の商品の価格の水準を総合的に表した数値をいう。以下この号において同じ。）又は商品の価格としてあらかじめ約定する数値と現に当該意思表示を行った時期における現実の当該商品指数又は商品の価格の数値の差に基づいて算出される金銭を授受することとなる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引又はこれに類似する取引

二 当事者が数量を定めた商品について当事者の一方が相手方と取り決めた次に掲げる数値の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた次に掲げる数値の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引又はこれに類似する取引

- (1) 商品指数の数値
- (2) 商品の価格の数値

（金銭相当物の範囲）

第六条 法第三条第三項に規定する政令で定める金銭以外の物又は権利は、前条第一号に規定する信託契約の締結に伴い顧客の譲渡する

（金銭相当物の範囲）

第六条 法第三条第二項に規定する政令で定める金銭以外の物又は権利は、前条第一号に規定する信託契約の締結に伴い顧客の譲渡する

こととなる金銭以外の物又は権利とする。

(当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる行為)

第七条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定めるものは、第五条第二号又は第三号に掲げるものとする。

(金融商品の販売に係る取引の仕組み)

第八条 法第三条第五項第六号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第五条第一号に掲げる行為にあつては、同号に規定する契約の内容

二 第五条第二号又は第三号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する取引の仕組み

(重要事項について説明をすることを要しない者から除かれる者)

第九条 法第三条第六項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする。

(特定顧客)

第十条 法第三条第七項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等又は金融商品取引法第二十一条第三十一項に規定する特定投資家(以下「特定投資家」という。)とする。

こととなる金銭以外の物又は権利とする。

(新設)

(新設)

(重要事項について説明をすることを要しない者から除かれる者)

第七条 法第三条第三項ただし書に規定する政令で定める者は、金融商品の販売が行われる場合において顧客の行う行為を代理する者とする。

(特定顧客)

第八条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定める者は、金融商品販売業者等とする。

2 前項の「特定投資家」には、法第三条第一項に規定する金融商品の

販売等（以下「金融商品の販売等」という。）に係る契約が金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号（同法第三十四条の四第四項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等に関しては同法第三十条の三第四項（同法第三十四条の四第四項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）及び銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は同法第三十四条の三第六項（同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該対象契約に関して特定投資家とみなされる者を含み、金融商品の販売等に係る契約が同法第三十四条の二第二項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）に規定する対象契約に該当する場合にあっては、当該金融商品の販売等に関しては同条第五項（銀行法等の規定において準用する場合を含む。）又は第八項の規定により当該対象契約に関して特定投資家以外の顧客とみなされる者を含まないものとする。

3 前項の「銀行法等の規定」とは、次に掲げるものをいう。

一 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十条ノ二ノ三

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二

三 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の

（新設）

（新設）

二の四又は第十一条の三

四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の六の四（同法第九十二条第一項、第九十六条第一項又は第一百条第一項において準用する場合を含む。）

五 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項（同法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）

六 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二

七 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二

八 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二

九 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二

十 銀行法第十三条の四

十一 保険業法（平成七年法律第五号）第三百条の二

十二 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九条の三

十三 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二（
保険業法第九十九条第八項において準用する場合を含む。）

（勧誘方針の策定を要しない者）

（勧誘方針の策定を要しない者）

第十一条 法第九条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

（勧誘方針の公表の方法）

第十二条 法第九条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあつては、住所。第一号において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二（略）

第九条 法第八条第一項ただし書に規定する政令で定める者は、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けない法人を除く。）であつて国又は地方公共団体の全額出資に係る法人とする。

（勧誘方針の公表の方法）

第十条 法第八条第三項に規定する政令で定める方法は、金融商品販売業者等の本店又は主たる事務所（金融商品販売業者等が個人である場合にあつては、住所。第一号において同じ。）において勧誘方針を見やすいように掲示する方法又は勧誘方針を閲覧に供する方法及び次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める方法とする。

一・二（略）

改正案	現行
<p>（運営管理業務の委託）</p> <p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）<u>第九条第二項各号に掲げる事項</u>（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）<u>第十二条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（運用の方法）</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>（運営管理業務の委託）</p> <p>第七条 事業主が法第七条第一項の規定により運営管理業務を委託するときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 企業型年金加入者等に係る運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務については、当該業務に係る金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号）<u>第八条第二項各号に掲げる事項</u>（以下「勧誘方針」という。）を定め、かつ、当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）<u>第十条に規定する方法により公表している確定拠出年金運営管理機関に委託するものであること。</u></p> <p>2（略）</p> <p>（運用の方法）</p> <p>第十五条 法第二十三条第一項前段の政令で定める運用の方法は、次に掲げる運用の方法であつて次項に規定する要件（同項において「運用方法要件」という。）に適合するものとする。</p> <p>一・二（略）</p>

三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買

イ又（略）

ル 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同条第十八項に規定する投資法人債券をいう。）

ヲネ（略）

ナ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十二項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）。

四・五（略）

2（略）

（运营管理業務の委託）

第三十一条（略）

2 連合会は、確定拠出年金运营管理機関から前項の規定による申出があつた場合は、当該確定拠出年金运营管理機関に当該运营管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金运营管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一（略）

三 次に掲げる有価証券（有価証券が発行されていない場合における当該有価証券に表示されるべき権利を含む。以下この条において同じ。）の売買

イ又（略）

ル 投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。ソ及びツにおいて同じ。）の投資証券（ツに掲げるものを除く。）又は投資法人債券（同法第二十五条に規定する投資法人債券をいう。）

ヲネ（略）

ナ 外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。）の受益証券又は外国投資証券（同法第二百二十条に規定する外国投資証券をいう。）。

四・五（略）

2（略）

（运营管理業務の委託）

第三十一条（略）

2 連合会は、確定拠出年金运营管理機関から前項の規定による申出があつた場合は、当該確定拠出年金运营管理機関に当該运营管理業務を委託しなければならない。ただし、当該確定拠出年金运营管理機関が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一（略）

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等（法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等（以下同じ。））に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令第十二条に定める方法により公表していない者であるとき。

三（略）

3・4（略）

（登録の拒否に係る法律）

第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）、国民年金法、銀

二 運営管理業務のうち法第二条第七項第二号に規定する運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務の委託を受けようとする確定拠出年金運営管理機関については、個人型年金加入者等（法第五十五条第二項第三号に規定する個人型年金加入者等（以下同じ。））に対する確定拠出年金運営管理機関の指定若しくはその変更に係る勧誘方針を定めず、又は当該勧誘方針を金融商品の販売等に関する法律施行令第十条に定める方法により公表していない者であるとき。

三（略）

3・4（略）

（登録の拒否に係る法律）

第四十八条 法第九十一条第一項第三号の政令で定める法律は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、農業協同組合法、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、信用協同組合及び信用協同組合連合会に係る部分に限る。）、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）、投資信託及び投資法人に関する法律、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）、預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和三十二年法律第三百三十六号）、国民年金法、外国証

行法（昭和五十六年法律第五十九号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）とする。

（金融庁長官の権限の委任）

第五十八条 法第百四十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一（十二）（略）

十三 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者又は同条第十二項に規定する金融商品仲介業者 本店又は主たる事務所（外国人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所）の所在地

（削る）

券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、保険業法、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）、資産の流動化に関する法律、確定給付企業年金法、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）及び信託業法（平成十六年法律第五十四号）とする。

（金融庁長官の権限の委任）

第五十八条 法第百四十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。

一（十二）（略）

十三 証券会社 本店の所在地

十四 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第三項に規定する投資顧問業者 主たる営業所の所在地

(削る)

十四、十六 (略)

(削る)

十七 資産の流動化に関する法律第二百八条第一項に規定する特定譲渡人又は同法第二百二十四条に規定する原委託者(前各号及び次号に掲げる者を除く。) 本店又は主たる事務所(外国法人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所)の所在地

十八 (略)

二〇七 (略)

十五 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第二項に規定する金融先物取引業者 主たる営業所又は事務所の所在地

十六、十八 (略)

十九 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年法律第一百四号)第二条第二項に規定する抵当証券業者 主たる営業所又は事務所の所在地

二十 資産の流動化に関する法律第一百五十条の三第一項に規定する特定譲渡人又は同法第六十三条に規定する原委託者(前各号及び次号に掲げる者を除く。) 本店若しくは主たる事務所又はその者の住所の所在地

二十一 (略)

二〇七 (略)

改正案	現行
<p>（事業主が締結する信託、生命保険及び生命共済の契約） 第三十八条 法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該契約に係る信託財産の運用に関し、法第六十五条第二項の規定により金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう</u>。以下同じ。）と投資一任契約（金融商品取引法<u>第二条第八項第十二号口に規定する契約をいう</u>。以下同じ。）を締結する場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号口から二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該契約に関し事業主が締結している投資一任契約に係る金融商品取引業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。</p> <p>2（略）</p> <p>（事業主が締結する投資一任契約）</p>	<p>（事業主が締結する信託、生命保険及び生命共済の契約） 第三十八条 法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該契約に係る信託財産の運用に関し、法第六十五条第二項の規定により投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）<u>第二条第三項に規定する者をいう</u>。以下同じ。）と投資一任契約（<u>同条第四項に規定する契約をいう</u>。以下同じ。）を締結する場合において締結する信託の契約であつて、その内容が前号口から二までに該当し、かつ、イ及びロに該当するもの</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 当該契約に関し事業主が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図にのみ基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。</p> <p>2（略）</p> <p>（事業主が締結する投資一任契約）</p>

第三十九条 法第六十五条第二項の規定による投資一任契約は、事業主が金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものでなければならない。

(基金が締結する信託の契約)

第四十条 (略)

2 法第六十六条第二項の規定による信託の契約は、その内容が前項第二号から第四号までに該当し、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る金融商品取引業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図のみに基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

(基金の自家運用に関する契約の相手方)

第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等(以下「金融機関等」という。)は、次に掲げるものとする。

一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合、中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者(金

第三十九条 法第六十五条第二項の規定による投資一任契約は、事業主が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第二条第四項各号に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものでなければならない。

(基金が締結する信託の契約)

第四十条 (略)

2 法第六十六条第二項の規定による信託の契約は、その内容が前項第二号から第四号までに該当し、かつ、次の各号に該当するものでなければならない。

一 (略)

二 当該契約に関し基金が締結している投資一任契約に係る投資顧問業者の指図のない場合を除き、信託会社等が当該指図のみに基づいて当該契約に係る信託財産を運用するものであること。

(基金の自家運用に関する契約の相手方)

第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等(以下「金融機関等」という。)は、次に掲げるものとする。

一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合、中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、証券会社、投資信託及

融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。
（及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人

二 金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う外国法人に限る。）

（基金の積立金の運用）

第四十四条 法第六十六条第四項の政令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生労働省令で定めるものが発行するものに限る。）の売買

ロ（二）（略）

二 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの

び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十八項に規定する投資信託委託業者及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人

二 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社

（基金の積立金の運用）

第四十四条 法第六十六条第四項の政令で定める方法は、次のとおりとする。

- 一 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて厚生労働省令で定めるものが発行するものに限る。）の売買

ロ（二）（略）

二 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの

イ 有価証券（有価証券に係る標準物（金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいい、八において単に「標準物」という。）を含み、前号イ及びロに規定するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるもの（株式を除く。）の売買

ロ・ハ（略）

二 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、厚生労働省令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

ホ（略）

へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1)（略）

(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標（厚生労働省令で定めるものに限る。）その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの

(3) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロからホまでに掲

イ 有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物（八において単に「標準物」という。）を含み、前号イ及びロに規定するものを除く。）であつて厚生労働省令で定めるもの（株式を除く。）の売買

ロ・ハ（略）

二 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、厚生労働省令で定めるものに該当するものを除く。）の対象となるものをいう。）の売買

ホ（略）

へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの

(1)（略）

(2) 株式の売買であつて厚生労働省令で定めるところにより証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数その他厚生労働省令で定めるもの（株式に係るものに限る。）の変動と一致するように運用するもの

(3) 証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先

げる取引(2)に規定する有価証券指標その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。)

(4) (略)

(物納に充てることができる有価証券の種類)

第八十四条 法第百十四条第一項の政令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで及び第九号に掲げる有価証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券(同項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するもの)のうち厚生労働省令で定めるものに限る。次条において同じ。)とする。

(物納に充てることができる有価証券の単位)

第八十五条 法第百十四条第三項の政令で定める単位は、次のとおりとする。

- 一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券を組み合わせたもの
- 二 金融商品取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券を組み合わせたもの

(物納に係る有価証券の価額の算定方法)

第八十七条 法第百十四条第五項の政令で定めるところにより算定した額は、第七十九条又は厚生年金基金令第四十四条の規定による承

物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引(2)の有価証券指数その他厚生労働省令で定めるものに係るものに限る。)

(4) (略)

(物納に充てることができる有価証券の種類)

第八十四条 法第百十四条第一項の政令で定めるものは、証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる有価証券並びに同項第九号に掲げる有価証券(同項第一号から第四号までに掲げる有価証券の性質を有するもの)のうち厚生労働省令で定めるものに限る。次条において同じ。)とする。

(物納に充てることができる有価証券の単位)

第八十五条 法第百十四条第三項の政令で定める単位は、次のとおりとする。

- 一 証券取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券を組み合わせたもの
- 二 証券取引法第二条第一項第六号に掲げる有価証券を組み合わせたもの

(物納に係る有価証券の価額の算定方法)

第八十七条 法第百十四条第五項の政令で定めるところにより算定した額は、第七十九条又は厚生年金基金令第四十四条の規定による承

認の日から起算して三十日以内で厚生労働大臣の指定する日において当該物納の対象となる有価証券を銘柄の異なることに区別し、その銘柄の同じものについて、その日における価額として、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額にその有価証券の数を乗じて計算した金額とする。

一 取引所売買有価証券（その売買が主として金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）

以下この号において同じ。）において行われている有価証券をいう。以下この号において同じ。） 金融商品取引所において公表された当該厚生労働大臣の指定する日におけるその取引所売買有価証券の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該厚生労働大臣の指定する日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）

二 店頭売買有価証券（金融商品取引法第二条第八項第十号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。）

同法第六十七条の十九の規定により公表された当該厚生労働大臣の指定する日におけるその店頭売買有価証券の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売

認の日から起算して三十日以内で厚生労働大臣の指定する日において当該物納の対象となる有価証券を銘柄の異なることに区別し、その銘柄の同じものについて、その日における価額として、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ当該各号に定める金額にその有価証券の数を乗じて計算した金額とする。

一 取引所売買有価証券（その売買が主として証券取引所において行われている有価証券をいう。以下この号において同じ。） 証券取引所において公表された当該厚生労働大臣の指定する日にお

けるその取引所売買有価証券の最終の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該厚生労働大臣の指定する日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）

二 店頭売買有価証券（証券取引法第二条第七号八に規定する店頭売買有価証券をいう。以下この号において同じ。） 同法

第七十九条の三の規定により公表された当該厚生労働大臣の指定する日におけるその店頭売買有価証券の最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価

<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該厚生労働大臣の指定する日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。(</p>	<p>格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該厚生労働大臣の指定する日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。(</p>

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）（第七十二条関係）

改正案	現行
<p>（店頭売買有価証券） 第五条 法第三十八条第三項（法第三十八条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式とする。</p>	<p>（店頭売買有価証券） 第五条 法第三十八条第三項（法第三十八条の二第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第七十五条第一項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式とする。</p>

改正案	現行
<p>（金融業に係る業務）</p> <p>第五条 法第三条第十二号の政令で定める業務は、次に掲げる事業に係る業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引業又は確定拠出年金運営管理業</p> <p>六 信託業又は信託契約代理業</p> <p>七 短資業又は金融商品取引所が行う事業</p> <p>八（略）</p>	<p>（金融業に係る業務）</p> <p>第五条 法第三条第十二号の政令で定める業務は、次に掲げる事業に係る業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券業、投資信託委託業、<u>抵当証券業</u>、証券投資顧問業、<u>投資法人資産運用業</u>、<u>確定拠出年金運営管理業</u>又は金融先物取引業</p> <p>六 信託業、<u>信託契約代理業</u>又は信託受益権販売業</p> <p>七 短資業又は証券取引所若しくは金融先物取引所が行う事業</p> <p>八（略）</p>

金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）（第七十五条関係）

改正案	現行
<p>（金融機関等）</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（以下「特例業務届出者」という。）</p> <p>二 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者</p> <p>（金融等業務）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務</p>	<p>（金融機関等）</p> <p>第一条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号に規定する政令で定める者は、信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（金融等業務）</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第二十号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。） 当該特定金融機関等が行う業務</p>

二了七 (略)

八 法第二条第十九号に掲げる金融機関等(金融商品取引法第二十八
八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規
定する投資運用業を行う者を除く。) 金融商品取引法第二十八
条第二項に規定する第二種金融商品取引業及び同条第三項に規定
する投資助言・代理業

九 特例業務届出者 金融商品取引法第六十三条第二項に規定する
適格機関投資家等特例業務

(削る)

十 十三 (略)

(削る)

十四 十七 (略)

十八 第一条第二号に掲げる者 信託法(平成十八年法律第百八号
(第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務)に關す
る業務

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる

二了七 (略)

八 法第二条第二十四号に掲げる金融機関等(以下「信託受益権販
売業者」という。) 信託業法第二条第十項に規定する信託受益
権販売業

九 法第二条第二十六号に掲げる金融機関等(以下「抵当証券業者
」という。) 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六十二年
法律第百十四号)第一条第一項に規定する抵当証券業

十 法第二条第二十七号に掲げる金融機関等(以下「商品投資販売
業者」という。) 商品投資に係る事業の規制に関する法律(平
成三年法律第六十六号)第二条第四項に規定する商品投資販売業
十一 十四 (略)

十五 法第二条第三十三号に掲げる金融機関等(以下「金融先物取
引業者」という。) 金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十
七号)第二条第十二項に規定する金融先物取引業
十六 十九 (略)

二十 第一条に規定する登録を受けた者 信託法(平成十八年法律
第百八号)(第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事
務)に関する業務

(預貯金契約の締結等の取引)

第三条 法第三条第一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる

取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第二十五号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二（略）

三 信託（受益権が金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券券に表示される権利（同項第十二号から第十四号までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）又は同法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四 信託の受益者の指定又は変更（第九号に掲げる行為に係るものを除く。）

五〇八（略）

九 金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで若しくは第

取引（公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十七号）第一条に規定する公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等又は組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）第二条第四項に規定する犯罪収益等若しくは同条第七項に規定する薬物犯罪収益等の隠匿及び収受に利用されるおそれがない取引として主務省令で定めるものを除く。）とする。ただし、第一号から第三十号までに掲げる取引にあつては、本人確認済みの顧客等（法第三条第一項に規定する顧客等をいい、同条第三項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。）との取引を除く。

一・二（略）

三 信託（受益権が証券取引法第二条第一項に規定する有価証券に表示される権利（同項第七号の三から第七号の五までに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利又は商品投資に係る事業の規定に関する法律第二条第三項に規定する商品投資受益権（以下「商品投資受益権」という。）であるもの及び担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第二条第一項に規定する信託契約を除く。以下この条において同じ。）の取引の開始

四 信託の受益者の指定又は変更（証券取引法第二条第八項第一号に規定する行為及び第十一号に掲げる行為に係るものを除く。）

五〇八（略）

九 証券取引法第二条第八項第一号から第四号までに掲げる行為又

十号に掲げる行為又は同項第七号から第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

十 金融商品取引法第二十八条第三項各号又は第四項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結（当該契約により金銭の預託を受けない場合を除く。）

十一（略）

（削る）

（削る）

十二（略）

（削る）

（削る）

（削る）

十三、十五（略）

は同項第五号若しくは同項第六号に掲げる行為により顧客等に有価証券（同条第一項に規定する有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下同じ。）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

（新設）

十（略）

十一 信託業法第二条第十項に規定する信託の受益権の販売又はその代理若しくは媒介を行うことを内容とする契約の締結

十二 証券取引法第二条第一項第七号に掲げる有価証券の募集（同条第三項に規定する有価証券の募集をいう。以下同じ。）若しくは私募（同項に規定する有価証券の私募をいう。以下同じ。）又は同条第一項第七号の二に掲げる有価証券の募集若しくは私募の取扱いにより顧客等に当該有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結

十三（略）

十四 抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介

十五 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第二項に規定する商品投資契約の締結又はその代理若しくは媒介

十六 商品投資受益権の販売又はその代理若しくは媒介
十七、十九（略）

(削る)

十六～二十四 (略)

二十五 保護預りの開始(第二十一号に掲げるものを除く。)

二十六・二十七 (略)

2・3 (略)

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第四条 法第三条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第二十七條の二各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第六十七條の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。)の

発行者

九 (略)

第五条 (略)

(金融機関等に係る事項に関する行政庁)

第五條の二 法第十三條第一項第十四号に規定する政令で定める行政庁は、内閣総理大臣とする。

二十 金融先物取引法第二條第十一項に規定する金融先物取引の受託等を行うことを内容とする契約の締結

二十一～二十九 (略)

三十 保護預りの開始(第二十六号に掲げるものを除く。)

三十一・三十二 (略)

2・3 (略)

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第四条 法第三条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～七 (略)

八 証券取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)第二十七條の二各号に掲げる有価証券(証券取引法第四十條第一項第一号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。)の発行者

九 (略)

第五条 (略)

(新設)

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。)

(で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者(以下この条において「銀行等」という。))に対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)(又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十一条 長官権限のうち保険会社並びに法第二条第十七号及び第十八号に掲げる金融機関等(以下この条において「保険会社等」という。))に対する長官検査等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管

(銀行等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第七条 法第十三条第三項の規定により金融庁長官に委任された権限(以下「長官権限」という。)のうち法第七条、第八条第一項及び第九条に定めるもの(法第十三条第二項に規定する行為に係る事項に関するものを除く。以下「長官検査・是正命令等権限」という。)

(で、銀行、信用金庫、信用協同組合、信託会社、信託受益権販売業者、抵当証券業者及び信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者(以下この条において「銀行等」という。))に対するものは、その本店(銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店及び信託業法第五十三条第一項に規定する主たる支店を含む。)(又は主たる事務所若しくは営業所(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2・3 (略)

(保険会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十一条 長官権限のうち保険会社並びに法第二条第十七号及び第十八号の二に掲げる金融機関等(以下この条において「保険会社等」という。))に対する長官検査等権限は、その本店又は主たる事務所若しくは保険業法第八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗(以下この条において「本店等」という。))の所在地を管

轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2（略）

（金融商品取引業者等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十二条 長官権限のうち法第七条及び第九条に定めるもので、法第十二条第十九号に掲げる金融機関等、登録金融機関（金融商品取引法第三十二条の二に規定する登録を受けた者をいう。）及び法第二十条第二十号に掲げる金融機関等（以下この条において「金融商品取引業者等」という。）に対するものは、その本店又は主たる事務所（外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官権限のうち法第七条に定めるもので金融商品取引業者等の本店等以外の営業所、事務所その他の施設（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3 長官権限のうち法第十三条第四項の規定により委員会に委任された権限及び第六条の規定により委員会に委任された権限（法第二十条第二十号に掲げる金融機関等による行為に係るものに限る。）は、

を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2（略）

（証券会社等に係る取引に関する行政庁の権限委任等）

第十二条 長官権限のうち法第七条及び第九条に定めるもので、証券会社、法第二十条第十九号及び第二十号に掲げる金融機関等、登録金融機関（証券取引法第六十五条の二第一項に規定する登録を受けた者をいう。）及び金融先物取引業者（以下この条において「証券会社等」という。）に対するものは、その本店（外国証券業者に関する法律第三条第一項に規定する主たる支店を含む。）又は主たる事務所若しくは営業所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

2 第七条第二項及び第三項の規定は、長官権限のうち法第七条に定めるもので証券会社等の本店等以外の支店その他の営業所（以下この条において「支店等」という。）に対するものについて準用する。

3 長官権限のうち法第十三条第四項の規定により委員会に委任された権限（法第二十条第二十一号に掲げる金融機関等による行為に係るものを除く。）及び第六条の規定により委員会に委任された権限（

金融商品取引業者等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4 前項に規定する委員会の権限で金融商品取引業者等の支店等に対するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5 前項の規定により金融商品取引業者等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該金融商品取引業者等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 第三項の規定は、委員会の指定する金融商品取引業者等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

7 (略)

法第二条第二十号に掲げる金融機関等による行為に係るものに限る。
。は、証券会社等の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行使することを妨げない。

4 前項に規定する委員会の権限で証券会社等の支店等に対するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

5 前項の規定により証券会社等の支店等に対して報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該証券会社等の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

6 第三項の規定は、委員会の指定する証券会社等に係る同項に規定する委員会の権限については、適用しない。この場合における第四項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

7 (略)

(商品投資販売業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)

第十二条 金融庁長官、農林水産大臣及び経済産業大臣は、商品投資販売業者に対する法第七条及び第八条第一項に定める権限（金融庁長官の場合にあつては、長官検査等権限）を行使する場合には、それぞれ単独にその権限を行使することを妨げない。

2 商品投資販売業者に対する長官検査・是正命令等権限は、その主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

3 第七条第二項及び第三項の規定は、長官検査等権限で商品投資販売業者の主たる営業所以外の営業所（以下この条において「従たる営業所」という。）に対するものについて準用する。

4 商品投資販売業者に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める農林水産大臣の権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

5 商品投資販売業者に対する法第七条、第八条第一項及び第九条に定める経済産業大臣の権限は、商品投資販売業者の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局長に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

6 商品投資販売業者に対する法第七条の規定による報告若しくは資料の提出の求め又は法第八条第一項の規定による質問若しくは立入検査（以下この条において「検査等」という。）で商品投資販売業

者の従たる営業所に関するものについては、第四項に規定する地方農政局長又は前項に規定する経済産業局長のほか、それぞれ、当該従たる営業所の所在地を管轄する地方農政局長又は経済産業局長も行うことができる。

7 前項の規定により、商品投資販売業者の従たる営業所に対して検査等を行った地方農政局長又は経済産業局長は、それぞれ、当該商品投資販売業者の当該従たる営業所以外の営業所に対して検査等の必要を認めるときは、当該営業所に対し、検査等を行うことができる。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第七十六条 この政令の施行の際現に整備法第五十七条第二項の規定によりなお効力を有するものとされる旧抵当証券業規制法の規定により旧抵当証券業者が行う抵当証券の販売又はその代理若しくは媒介については、前条の規定による改正前の金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第二条(第九号に係る部分に限る。)及び第三条第一項(第十四号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なお効力を有する。

社債等の振替に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十二号）（第七十七条関係）

改正案	現行
<p>（連帯保証の対象から除かれる加入者）</p> <p>第三条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第四十四条第一項第十四号に掲げる者</p> <p>二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家</p> <p>三 六（略）</p>	<p>（連帯保証の対象から除かれる加入者）</p> <p>第三条 法第十一条第二項に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 法第四十四条第一項第十五号に掲げる者</p> <p>二 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家</p> <p>三 六（略）</p>

改 正 案

現 行

<p>（特定社債） 第二十一条 法第四十一条第四号トの政令で定める特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債（特定短期社債を除く。）の発行総額、特定短期社債の発行限度額、特定約束手形の発行限度額及び特定目的借入れの借入限度額の合計額が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるものうち、<u>金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第三号及び第二十四条第一号において同じ。）</u>に上場されている株式の発行会社で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のもの又は次条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（特定社債） 第二十一条 法第四十一条第四号トの政令で定める特定社債は、次に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 特定社債及び優先出資の発行についての定めのある資産流動化計画に従い発行される特定社債であつて、当該資産流動化計画に定められた特定社債（特定短期社債を除く。）の発行総額、特定短期社債の発行限度額、特定約束手形の発行限度額及び特定目的借入れの借入限度額の合計額が当該優先出資の額面金額に当該資産流動化計画に定められた優先出資の総口数の最高限度を乗じて得た額以下であるものうち、<u>証券取引所に上場されている株式</u>の発行会社で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のもの又は次条第三号に規定する法人が元本の償還及び利息の支払について保証している特定社債（前二号に該当するものを除く。）</p> <p>2 （略）</p>
--	---

(外国債)

第二十二條 法第四十一條第四号りの政令で定める債券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 金融商品取引所(金融商品取引所に類似する取引所で外国に所在するものを含む。)に上場されている株式又は債券の発行人で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のものの発行する債券(前二号に該当するものを除く。)

(債券の貸付け)

第二十三條 (略)

2 法第四十一條第六号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二條第九項に規定する金融商品取引業者(同法第二十八條第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)

二 金融商品取引法第二條第三十項に規定する証券金融会社

(債券オプション)

第二十四條 法第四十一條第七号の政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の

(外国債)

第二十二條 法第四十一條第四号りの政令で定める債券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 証券取引所(外国の証券取引所を含む。)に上場されている株式又は債券の発行人で貸借対照表上の純資産額が十五億円以上のものの発行する債券(前二号に該当するものを除く。)

(債券の貸付け)

第二十三條 (略)

2 法第四十一條第六号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第九項に規定する証券会社

二 証券取引法第二條第三十二項に規定する証券金融会社

三 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二條第二号に規定する外国証券会社

(債券オプション)

第二十四條 法第四十一條第七号の政令で定める権利は、次に掲げるものとする。

一 証券取引所の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思

意思表示により当事者間において債券（法第四十一条第四号イ及び
びりに規定する標準物を含む。）の売買取引を成立させることが
できる権利

二（略）

（先物外国為替の取引から除かれる取引）

第二十五条 法第四十一条第八号の政令で定める取引は、金融商品取
引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一
号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第八項第三号ロに規
定する外国金融商品市場において行われる当該市場デリバティブ取
引と類似の取引とする。

表示により当事者間において債券（法第四十一条第四号イ及びび
りに規定する標準物を含む。）の売買取引を成立させることができ
る権利

二（略）

（先物外国為替の取引から除かれる取引）

第二十五条 法第四十一条第八号の政令で定める取引は、金融先物取
引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引
所金融先物取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及
び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる当該取
引所金融先物取引と類似の取引とする。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第七十九条関係）

改 正 案

現 行

<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日</p>	<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、証券業協会、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、総合研究開発機構、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、都道府県議会議員</p>
---	---

本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連
 合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公
 認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本司
 法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本
 私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合
 会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共
 済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所
 、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、日
 本郵政公社、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険
 機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道
 路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連
 絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

(法第二条第六号の政令で定める犯則事件)

第二条 法第二条第六号の政令で定める犯則事件は、次に掲げるもの
 とする。

- 一 (略)
- 二 金融商品取引の犯則事件
- 三 (略)

共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本
 行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事
 業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本自転車振
 興会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検
 定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本
 税理士会連合会、日本船舶振興会、日本たばこ産業株式会社、日本
 たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電
 気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本
 放送協会、日本郵政公社、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁
 業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、
 東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株
 式会社及び預金保険機構とする。

(法第二条第六号の政令で定める犯則事件)

第二条 法第二条第六号の政令で定める犯則事件は、次に掲げるもの
 とする。

- 一 (略)
- 二 証券取引又は金融先物取引の犯則事件
- 三 (略)

改正案	現行
<p>（顧客債権から除かれるもの）</p> <p>第三条 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>（削る）</p> <p>一 （略）</p> <p>二 前号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する債権</p>	<p>（顧客債権から除かれるもの）</p> <p>第三条 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二に規定する有価証券店頭デリバティブ取引に係る債権</p> <p>二 （略）</p> <p>三 前二号に掲げる債権のほか、金融庁長官及び財務大臣が指定する債権</p>

破産法及び破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十六年政令第三百十八号）（第八十一条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 前項に定めるもののほか、証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第 号）第一条の規定による改正後の金融商品取引法施行令第二十八条から第二十九条の二までの規定及びこれらの規定に係る罰則の適用については、破産法（以下「新破産法」という。）（附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号）、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）（第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）又は整備法第五条の規定による改正前の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の規定による破産の申立ては、新破産法の規定による破産手続開始の申立てとみなす。</p>	<p>附則</p> <p>1・2（略）</p> <p>3 前項に定めるもののほか、第十六条の規定による改正後の証券取引法施行令第二十八条から第二十九条の二までの規定及びこれらの規定に係る罰則の適用については、破産法（以下「新破産法」という。）（附則第二条の規定による廃止前の破産法（大正十一年法律第七十一号）、破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）（第四条の規定による改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）又は整備法第五条の規定による改正前の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成十二年法律第九十五号）の規定による破産の申立ては、新破産法の規定による破産手続開始の申立てとみなす。</p>

改正案	現行
<p>（運用の対象となる有価証券）</p> <p>第二条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める有価証券は、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びに法第二十一条第一項第一号に規定する標準物（以下「標準物」という。）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（投資一任契約）</p> <p>第三条 法第二十一条第一項第三号口の政令で定める投資一任契約は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）が金融商品取引法第二条第八項第十二号口に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。</p> <p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、金融</p>	<p>（運用の対象となる有価証券）</p> <p>第二条 法第二十一条第一項第一号の政令で定める有価証券は、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第一号から第四号まで、第七号から第八号まで、第十号及び第十一号に掲げる有価証券、同項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）並びに法第二十一条第一項第一号に規定する標準物（以下「標準物」という。）とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（投資一任契約）</p> <p>第三条 法第二十一条第一項第三号口の政令で定める投資一任契約は、年金積立金管理運用独立行政法人（以下「管理運用法人」という。）が有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第七十四号）第二条第四項に規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものとする。</p> <p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、証券</p>

商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業者を行う者に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者とする。

（債券オプション）

第五条 法第二十一条第一項第六号の政令で定める権利は、次のとおりとする。

一 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所が定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

二 （略）

（先物外国為替の取引から除かれる取引）

第六条 法第二十一条第一項第七号の政令で定める取引は、金融商品

取引法第二条第一項第一号から第四号までに掲げる有価証券及び同項第九号に掲げる有価証券（同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。

2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社、同条第三十二項に規定する証券金融会社、外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（第一条第二号に規定する外国証券会社及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者とする。

（債券オプション）

第五条 法第二十一条第一項第六号の政令で定める権利は、次のとおりとする。

一 証券取引所が定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

二 （略）

（先物外国為替の取引から除かれる取引）

第六条 法第二十一条第一項第七号の政令で定める取引は、金融先物

取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同条第二十一項第一号に掲げる取引に類似するものに限る。）とする。

取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第二項に規定する取引所金融先物取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第三項に規定する海外金融先物市場において行われる当該取引所金融先物取引と類似の取引とする。

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十七年政令第八号）（第八十三条関係）

改正案	現行
<p>（法第二条第五号ただし書の政令で定める犯則事件）</p> <p>第一条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号ただし書の政令で定める犯則事件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 金融商品取引の犯則事件</p> <p>三 （略）</p>	<p>（法第二条第五号ただし書の政令で定める犯則事件）</p> <p>第一条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第五号ただし書の政令で定める犯則事件は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 証券取引又は金融先物取引の犯則事件</p> <p>三 （略）</p>

証券取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令（平成十七年政令第二十号）（第八十四条関係）

改正案	現行
<p>金融商品取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令</p> <p>（旅費）</p> <p>第一条 金融商品取引法（以下「法」という。）第百八十五条の十九の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>証券取引法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令</p> <p>（旅費）</p> <p>第一条 証券取引法（以下「法」という。）第百八十五条の十九の規定により参考人又は鑑定人が請求することができる旅費は、鉄道賃、船賃、路程賃及び航空賃の四種とし、鉄道賃は鉄道の便のある区間の陸路旅行に、船賃は船舶の便のある区間の水路旅行に、路程賃は鉄道の便のない区間の陸路旅行又は船舶の便のない区間の水路旅行に、航空賃は航空機を利用すべき特別の事由がある場合における航空旅行について支給する。</p> <p>2・3 (略)</p>

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）（第八十五条関係）

改正案	現行
<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）</p> <p>十三〇二百二十四（略）</p> <p>二百二十五 削除</p> <p>二百二十六〇二百八十四（略）</p> <p>二百八十五 削除</p> <p>二百八十六〇二百九十二（略）</p> <p>二百九十三 削除</p> <p>二百九十四・二百九十五（略）</p> <p>二百九十六 削除</p> <p>二百九十七〇四百十六（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十一（略）</p> <p>十二 削除</p> <p>十三〇二百二十四（略）</p> <p>二百二十五 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）</p> <p>二百二十六〇二百八十四（略）</p> <p>二百八十五 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）</p> <p>二百八十六〇二百九十二（略）</p> <p>二百九十三 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第四百十四号）</p> <p>二百九十四・二百九十五（略）</p> <p>二百九十六 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）</p> <p>二百九十七〇四百十六（略）</p>

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条 施行日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実（以下この条において「犯罪行為の事実等」という。）並びに整備法の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後の犯罪行為の事実等については、前条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第二百二十五号、第二百八十五号、第二百九十三号及び第二百九十六号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の施行に関する政令（平成十七年政令第百九十九号）（第八十七条関係）

改正案

現行

（金融商品取引法施行令の適用）

第一条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第二条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（証券取引法施行令の適用）

第一条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第二条の規定により日本郵政公社の業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

九 第一条の 第二条第八項及び 第十一項		<p>第二条第八項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号。以下「証券投資信託業務特例法」という。）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十一項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
----------------------------	--	--

九 第一条の 第二条第八項		<p>第二条第八項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号。以下「証券投資信託業務特例法」という。）第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p> <p>第六十五条（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</p>
------------------	--	---

第十五条の十九	第三十三条第二項第五号	第三十三条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十五条の二十	第三十三条第二項第六号	第三十三条第二項第六号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条の四第一項	第三十八条第三号	第三十八条第三号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十六条の四第二項	第三十八条第四号及び第五号	第三十八条第四号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の十五	第六十四条第一項	第六十四条第一項（証券投資信託業務特例法第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

第十六条の二の二及び第十条七条	第六十五条第二項	第六十五条第二項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の二	第六十五条第二項第一号	第六十五条第二項第一号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の三	第六十五条第二項第四号イ	第六十五条第二項第四号イ（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の三の二	第六十五条第二項第五号	第六十五条第二項第五号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の三の三	第六十五条第二項第六号	第六十五条第二項第六号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条の四	第六十五条第二項及び第四項	第六十五条第二項、第四項及び第五項（証券投資信託業務特例法

第十八条 の三の表 第六十四 条の九の 項	第六十四条第三項	第六十四条第三項（証券投資信託業 務特例法第七条の規定により読み替 えて適用する場合を含む。）
第三十八 条第一項	第三十九條まで	第三十七條の六まで、第三十八條（ 証券投資信託業務特例法第七条の規 定により読み替えて適用する場合を 含む。）、第三十八條の二、第二十 九條第一項及び第二項、同條第三項 （証券投資信託業務特例法第七条の 規定により読み替えて適用する場合 を含む。）、第三十九條第四項及び 第五項
	第四十四條から第 四十四條の四まで	第四十四條（証券投資信託業務特例 法第七条の規定により読み替えて適 用する場合を含む。）、第四十四條 の二第一項若しくは第二項（証券投 資信託業務特例法第七条の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。 ）、第四十四條の三第一項若しくは 第二項（証券投資信託業務特例法第 七条の規定により読み替えて適用す
の四の表 第二十八 条の四第 一項（第 一号から 第五号ま で及び第 八号から 第十一号 までを除 く。）の 項	第五項	託業務特例法第六条の規定により読 み替えて適用する場合を含む。以下 同じ。）
第十七條 の四の表 第二十九 條第二項 の項	第六十五條の二第 三項	第六十五條の二第三項（証券投資信 託業務特例法第六条の規定により読 み替えて適用する場合を含む。以下 同じ。）
第十七條 の四の表 第三十八 條の項	第六十五條第二項 第一号若しくは第 二號	第六十五條第二項第一号若しくは第 二號（証券投資信託業務特例法第六 条の規定により読み替えて適用する 場合を含む。以下同じ。）
第十七條 の四の表	第六十五條第二項 第一号又は第二号	第六十五條第二項第一号又は第二号 （証券投資信託業務特例法第六条の

第三十八 条第二項	第三十八條（第六 号に係る部分に限 る。）	第三十八條（第六号に 係る部分に限り、証券投 資信託業務特例法第七 条の規定により読み替 えて適用する場合を含 む。）
第三十八 条第三項	第三十九條及び	第三十九條第一項及び 第二項並びに同条第三 項（証券投資信託業務 特例法第七條の規定に よ）
第三十八 条第四項	第三十八條まで、 第三十八條の二若 しくは第三十九條	第三十七條の六まで、 第三十八條（証券投資 信託業務特例法第七條 の規定により読み替 えて適用する場合を含 む。）
第一号	（これらの規定を 法第六十六條の十 五において準用す る場合を含む。）	第三十九條第一項若 しくは第二項（これら の規定を法第六十六條 の十五において準用す る場合を含む。）

第十七 条	第四十 条の項	規定により読み替 えて適用する場合 を含む。）
第六十五 条第二項	同項第三号若しく は第四号	同項第三号若しくは 第四号（証券投資 信託業務特例法第六 条の規定により読み 替えて適用する場合 を含む。）
第六十五 条第二項	同項第三号口若し くは八	同項第三号口若しく は八（証券投資信 託業務特例法第六條 の規定により読み替 えて適用する場合を 含む。以下同じ。）
第六十五 条第二項	同項第四号	同項第四号（証券投 資信託業務特例法第 六條の規定により読 み替えて適用する 場合を含む。以下 同じ。）
第六十五 条第二項	第六十五條第二項 第一号から第三号 までに掲げる有価 証券（ 有価証券）	第六十五條第二項 第一号から第三号 まで（証券投資信 託業務特例法第六 條の規定により読 み替えて適用する 場合を含む。以下 同じ。）
第六十五 条第二項	第六十五條第二項 第五号	第六十五條第二項 第五号（証券投資 信託業務特例法第 六條の規定により 読み替えて適用す る場合を含む。以 下同じ。）
第六十五 条第二項	第六十五條第二項 第一号から第四号	第六十五條第二項 第一号から第四号 （証券投資信託業 務特例法第六條の 規定により読み替 えて適用する場合 を含む。）

第四十三 条第一項	協同組織金融機関	協同組織金融機関、日本郵政公社
第四十三 条第一項 第二項	第三十三條の五第 二項	第三十三條の五第二項（証券投資信 託業務特例法第七條の規定により読 み替えて適用する場合を含む。）
第四十三 条第一項 第九号	第三十三條の二	第三十三條の二（証券投資信託業務 特例法第七條の規定により読み替え て適用する場合を含む。）
第四十三 条第二項	第五十六條の四第 二項	第五十六條の四第二項（証券投資信 託業務特例法第七條の規定により読

第四十二 条の項	第一号から第四号 まで	まで（証券投資信託業務特例法第六 條の規定により読み替えて適用する 場合を含む。以下同じ。）
第十七條 の四の表 第四十二 条の二の 項	同項第三号	同項第三号（証券投資信託業務特例 法第六條の規定により読み替えて適 用する場合を含む。以下同じ。）
第十七條 の四の表 第五十一 条の項	第二号第八項第二 号及び第三号	第二号第八項第二号及び第三号（証 券投資信託業務特例法第六條の規定 により読み替えて適用する場合を含 む。）
第十七條	第六十五條の二第 二項	第六十五條の二第五項（証券投資信

第三号		み替えて適用する場合を含む。)
第四十三 条第二項 第九号	第三十三條の二	第三十三條の二(証券投資信託業務 特例法第七條の規定により読み替え て適用する場合を含む。)
第四十三 条第七項 第一号	第六十四條第三項	第六十四條第三項(第三号口を除く 。及び同項第三号口(証券投資信 託業務特例法第七條の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)
第四十三 条の二第 一項第六 号	第三十九條第三項 ただし書	第三十九條第三項ただし書(証券投 資信託業務特例法第七條の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)
第四十三 条の二第 四項第一 号	第六十四條第三項	第六十四條第三項(第三号口を除く 。及び同項第三号口(証券投資信 託業務特例法第七條の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)
第四十五 条第三号	第九十八條の三	第九十八條の三(証券投資信託業 務特例法第七條の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)
第四十五 条第五号	第一百一十條第二号	第一百一十條第二号(証券投資信託業 務特例法第七條の規定により読み替 えて適用する場合を含む。)

の五、第 十七條の 六及び第 十七條の 六の二	第五項	託業務特例法第六條の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)
第十七條 の六の二 の表第十 五條の七 の項	第六十五條第二項 第一号若しくは第 二号に掲げる有価 証券で証券取引所 有価証券で証券取引所	第六十五條第二項第一号若しくは第 二号(証券投資信託業務特例法第六 條の規定により読み替えて適用する 場合を含む。以下同じ。)に掲げる 有価証券で証券取引所
	同項第三号に掲げ る有価証券で証券 取引所	同項第三号(証券投資信託業務特例 法第六條の規定により読み替えて適 用する場合を含む。以下同じ。)に 掲げる有価証券で証券取引所
	同項第一号から第 三号まで	同項第一号から第三号まで(証券投 資信託業務特例法第六條の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)
	上場有価証券店頭 指数等をいう。)	上場有価証券店頭指数等をいう。)
	に係る法第六十五 條第二項第五号	に係る法第六十五條第二項第五号) 証券投資信託業務特例法第六條の規 定により読み替えて適用する場合を 含む。以下同じ。)

第十七条	第十七条の六の三	第六十五条第二項の五項	第六十五条第二項第五項	第六十五条第二項第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条	第十七条の六の三の表第十	第六十五条第二項の第一号及び第二号	第六十五条第二項第一号及び第二号	第六十五条第二項第一号及び第二号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条	第六条の二	第一項第一号から第三号まで	第一項第一号から第三号まで	第一項第一号から第三号まで（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条	第六十五条第二項第三号	第六十五条第二項第三号	第六十五条第二項第三号	第六十五条第二項第三号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条	同号及び同項第四号	同号及び同項第四号	同号及び同項第四号	同号及び同項第四号（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第十七条	同項第三号八及び第四号口	同項第三号八及び第四号口	同項第三号八及び第四号口	同項第三号八及び第四号口（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。）
第六十五条第二項	第六十五条第二項第五号	第六十五条第二項第五号	第六十五条第二項第五号	第六十五条第二項第五号（証券投資

の六の三 の表第十 六条の二 第一項第 三号の項	第五号	信託業務特例法第六条の規定により 読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条 の七	第六十五条の二第 五項	第六十五条の二第五項（証券投資信 託業務特例法第六条の規定により読 み替えて適用する場合を含む。）
第十八条 第一項	第六十五条の二第 十一項	第六十五条の二第十一項（証券投資 信託業務特例法第六条の規定により 読み替えて適用する場合を含む。）
第十八条 の三	第六十六条の二	第六十六条の二（証券投資信託業務 特例法第六条の規定により読み替え て適用する場合を含む。）
第十八条 の三の表 第六十二 条の項	第六十六条の二	第六十六条の二（証券投資信託業務 特例法第六条の規定により読み替え て適用する場合を含む。）
第十九条 の二	第二条第八項第三 号ロ	第二条第八項第三号ロ（証券投資信 託業務特例法第六条の規定により読 み替えて適用する場合を含む。）
第三十八 条第二項	第六十五条第二項 第一号から第四号	第六十五条第二項第一号から第四号 まで（証券投資信託業務特例法第六

第一号	まで	条の規定により読み替えて適用する 場合を含む。)
第三十八 条第二項 第二号	第六十五條第二項 第五号 第六十五條の二第 五項	第六十五條第二項第五号（証券投資 信託業務特例法第六條の規定により 読み替えて適用する場合を含む。） 第六十五條の二第五項（証券投資信 託業務特例法第六條の規定により読 み替えて適用する場合を含む。）
第三十八 条第四項 から第六 項まで	第六十五條第二項 第一号から第四号 まで	第六十五條第二項第一号から第四号 まで（証券投資信託業務特例法第六 條の規定により読み替えて適用する 場合を含む。）
第四十三 条第一項	協同組織金融機関	協同組織金融機関、日本郵政公社
第四十三 条第一項 第二号及 び第八号	第六十五條の二第 五項	第六十五條の二第五項（証券投資信 託業務特例法第六條の規定により読 み替えて適用する場合を含む。）
第四十三	第六十五條の二第 三項	第六十五條の二第三項（証券投資信

条第二項 第一号	三項 同条第五項	託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。） 法第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三 条第二項 第二号	第六十五条の二第 九項	第六十五条の二第九項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三 条第二項 第五号	第六十五条の二第 四項及び第五項	第六十五条の二第四項及び第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三 条第二項 第六号か ら第十二 号まで	第六十五条の二第 五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十三 条の三第 五項	第六十五条の二第 五項	第六十五条の二第五項（証券投資信託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一 項第一		託業務特例法第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

<p>より読み替えて適用する場合を含む。 （ ）に規定する登録を受けた者をい う。）</p>	<p>（金融庁組織令の適用）</p> <p>第四条 第一条に規定する場合における金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十三条第一項第四号の適用については、「金融商品取引法第三十三条の二」とあるのは、「金融商品取引法第三十三条の二（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。</p>
<p>により読み替えて適用する場合を含む。 （ ）に規定する登録を受けた者をい う。）</p>	<p>（金融庁組織令の適用）</p> <p>第四条 第一条に規定する場合における金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十三条第一項第四号の適用については、「証券取引法第六十五条の二第一項」とあるのは、「証券取引法第六十五条の二第一項（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とする。</p>

改正案	現行
<p>（国外日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い）</p> <p>第二十条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第二十三条の規定により政府が国外日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>	<p>（国外日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る政府の保証に関する事務の取扱い）</p> <p>第二十条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第二項若しくは第三項又は法第二十三条の規定により政府が国外日本高速道路保有・債務返済機構債券に係る債務の保証を行う場合における保証に関する認証その他の事務は、財務大臣が指定する本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者を財務大臣の代理人として取り扱わせることができる。</p>

証券取引法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第三百五十五号）（第八十九条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（外国会社等の提出する有価証券報告書等に関する経過措置）</p> <p>第二条 証券取引法の一部を改正する法律附則第二条第一号に規定する政令で定める有価証券は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）第三条の規定による改正後の金融商品取引法第二条第一項第十号に規定する外国投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第十二条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券に類するものとする。</p>	<p>附則</p> <p>（外国会社等の提出する有価証券報告書等に関する経過措置）</p> <p>第二条 証券取引法の一部を改正する法律附則第二条第一号に規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第七号に規定する外国投資信託の受益証券のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託の受益証券に類するものとする。</p>

消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第七七号）（第九十条関係）

改正案	現行
<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律） 第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>六～十（略）</p> <p>十一 削除</p> <p>十二～二十五（略）</p> <p>二十六から二十八まで 削除</p> <p>二十九～三十八（略）</p>	<p>（消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律） 第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）</p> <p>六～十（略）</p> <p>十一 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）</p> <p>十二～二十五（略）</p> <p>二十六 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）</p> <p>二十七 抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）</p> <p>二十八 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）</p> <p>二十九～三十八（略）</p>

(消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置)

第九十一条 旧証券取引法若しくは旧投資信託法の規定(改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)又は旧証券投資顧問業法、旧抵当証券業規制法(整備法第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することとされる場合における旧抵当証券業規制法を含む。)若しくは旧金融先物取引法の規定(整備法第二百十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反して罰金の刑に処せられた者については、前条の規定による改正後の消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令第一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正案

現行

<p>（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十六（略） 二十七 金融庁設置法（以下「法」という。）<u>（第四条第三号イからラまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</u> 二十八～三十一（略） 三十二 <u>金融商品債務引受業を行う者の監督に関すること。</u> 三十三 <u>取引所金融商品市場を開設する者の監督に関すること。</u> 三十四 <u>外国金融商品取引所の監督に関すること。</u> 三十五 <u>認可金融商品取引業協会の監督に関すること（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券をいう。第十二条第一項第九号において同じ。）の取引に係るものに限る。）。</u> 三十六 <u>金融商品取引所持株会社の監督に関すること。</u> （削る） （削る） （削る）</p>	<p>（総務企画局の所掌事務） 第二条 総務企画局は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十六（略） 二十七 金融庁設置法（以下「法」という。）<u>（第四条第三号イからケまでに掲げる者（以下「金融機関等」という。）の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。</u> 二十八～三十一（略） 三十二 <u>有価証券債務引受業を営む者の監督に関すること。</u> 三十三 <u>取引所有価証券市場を開設する者の監督に関すること。</u> 三十四 <u>外国証券取引所の監督に関すること。</u> 三十五 <u>証券業協会の監督に関すること（店頭売買有価証券市場の運営及び取扱有価証券（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十条第一項第一号に規定する取扱有価証券をいう。第十二条第一項第十号において同じ。）の取引に係るものに限る。）。</u> 三十六 <u>証券取引所持株会社の監督に関すること。</u> 三十七 <u>金融先物債務引受業を行う者の監督に関すること。</u> 三十八 <u>金融先物市場を開設する者及びその会員等（金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第五条第一項第四号に規定す</u></p>
--	---

(削る)

三十七 金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

三十八～四十二 (略)

四十三 金融商品取引法第六章の二の規定による審判手続開始の決定、審判の事務(同法第八十条第一項の規定により審判官が行つものを除く。第八条第二十一号において同じ。)、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。

四十四・四十五 (略)

2 前項の場合において、同項第二十四号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十五号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十八号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十二号から第三十六号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十七号及び第四十号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第三十九号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

る会員等をいう。第十二条第一項第十三号において同じ。)の監督に関すること。

三十九 金融先物取引所持株式会社の監督に関すること。

四十 証券取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

四十一～四十五 (略)

四十六 証券取引法第六章の二の規定による審判手続開始の決定、審判の事務(同法第八十条第一項の規定により審判官が行つものを除く。第八条第二十一号において同じ。)、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。

四十七・四十八 (略)

2 前項の場合において、同項第二十四号に掲げる事務については検査局、監督局、証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十五号に掲げる事務については証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを、同項第二十八号に掲げる事務については監督局の所掌に属するものを、同項第三十二号から第三十九号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十号及び第四十三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第四十二号に掲げる事務については公認会計士・監査審査会の所掌に属するものを除くものとする。

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 金融商品取引法第五十六条の二第一項から第三項まで、第六十条の二十二、第七十五条、第七十九条の四、第七十九条の七十七、第七十九条の四、第六十条の六、第六十条の十六、第六十条の二十、第六十条の二十七、第六十一条、第六十五条の九、第六十五条の十五及び第六十五条の三十四、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二十二條第一項及び第二十三條第一項から第四項まで、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百七條第一項(同法第二百九條第二項(同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))並びに金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第八條第一項の規定に基づき検査にすること。

(検査局の所掌事務)

第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。

一 (略)

二 証券取引法第五十九条第一項から第三項まで、第六十五条の二十、第六十六条の二十、第七十九条の十四、第七十九条の十七、第七十九条の三、第六十条の六、第六十条の十六、第六十条の二十、第六十条の二十七、第六十一条、第六十五条の九、第六十五条の十五及び第六十五条の三十四、外国証券業者に關する法律(昭和四十六年法律第五号)第三十一条、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第三十九條第一項及び第二項、第五十五条第一項並びに第二百十三條第一項から第四項まで、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第三十六條第一項及び第二項並びに第四十六條第一項、金融先物取引法第三十四条の二十の三第一項、第三十四条の三十第一項、第三十四条の三十九第一項、第三十四条の四十二第一項、第三十四条の四十八第一項、第五十二条第一項、第五十五条の十第一項、第八十五条第一項及び第二項、第六十三條第一項並びに第三百三十一條第一項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二百七條第一項(同法第二百九條(同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))並びに金融機

三 次に掲げる者の検査に関する事。

イ ト (略)

チ 信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ノ、第十一條第一項第十七号及び第二十條第一項第一号口において同じ。)若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十條の二第一項の登録を受けた者

リ (略)

(削る)

(削る)

(削る)

ヌ レ (略)

(監督局の所掌事務)

第四條 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ ワ (略)

カ 金融商品取引業を行う者

ク (略)

タ 投資法人

関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)第八條第一項の規定に基づく検査に関する事。

三 次に掲げる者の検査に関する事。

イ ト (略)

チ 信託業(担保付社債に関する信託事業を含む。次条第一項第一号ナ、第十一條第一項第十八号及び第二十條第一項第一号口において同じ。)、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業を営む者又は信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第五十條の二第一項の登録を受けた者

リ (略)

ヌ 抵当証券業を営む者及び抵当証券業協会

ル 抵当証券保管機構

ロ 商品投資販売業を営む者

ワ ネ (略)

(監督局の所掌事務)

第四條 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ ワ (略)

カ 証券業を営む者

ク (略)

タ 投資信託委託業者及び投資信託協会

レ| 認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び

認定投資者保護団体

(削る)

(削る)

(削る)

ソ| 信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十
条の二第一項の登録を受けた者

ツ・ネ| (略)

(削る)

(削る)

ナ| 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流
動化に関する法律第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百
二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者を
いう。第十九条第一項第六号トにおいて同じ。)

(削る)

ラ・ム| (略)

二丁十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ソ、ツ、ラ及び
ム| に掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号、第七号、第八
号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを

レ| 投資法人

ソ| 証券業協会

ツ| 投資顧問業(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法
律第二条第二項に規定する投資顧問業をいう。第十二条第一項
第四号及び第二十三条第一項第一号へにおいて同じ。)を営む
者、証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会

ネ| 金融先物取引業を行う者及び金融先物取引業協会

ナ| 信託業、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業を営む者
又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ラ・ム| (略)

ウ| 抵当証券業を営む者及び抵当証券業協会

エ| 抵当証券保管機構

ノ| 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流
動化に関する法律第二条第三項、第二百八条第一項及び第二百
二十四条に規定する特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者を
いう。第十九条第一項第六号リにおいて同じ。)

オ| 商品投資販売業を営む者

ク・ヤ| (略)

二丁十三 (略)

2 前項の場合において、同項第一号イからワまで、ナ、ラ、ウ、エ
及びオからヤまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号
、第七号、第八号及び第十号に掲げる事務については検査局の所掌

、同項第一号力からタまで及びナに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号レに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～二十 (略)
- 二十一 金融商品取引法第六章の二の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。
- 二十二・二十三 (略)

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～十六 (略)
- (削る)
- 十七 信託業及び信託契約代理業並びに信託業法第五十条の二第一項の登録を受けて信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案に関すること。

に属するものを、同項第一号力からレまで、ツ、ネ及びノに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第十二号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ソに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第十一号に掲げる事務については総務企画局の所掌に属するものを除くものとする。

(総務課の所掌事務)

第八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～二十 (略)
- 二十一 証券取引法第六章の二の規定による審判の事務、課徴金の納付を命ずる決定及び課徴金の徴収に関すること。
- 二十二・二十三 (略)

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一～十六 (略)
- 十七 金融先物取引業に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 十八 信託業、信託契約代理業及び信託受益権販売業並びに信託業法第五十条の二第一項の登録を受けて信託法(平成十八年法律第百八号)第三条第三号に掲げる方法によってする信託に係る事務に関する制度の企画及び立案に関すること。

十八 (略)

十九 不動産特定共同事業に関する制度の企画及び立案に関するこ
と。

二十一～二十六 (略)

2 前項の場合において、同項第十二号に掲げる事務については監督
局の所掌に属するものを、同項第二十三号に掲げる事務については
監督局及び総務課の所掌に属するものを除くものとする。

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に
関すること(企業開示課の所掌に属するものを除く)。

二 金融商品取引業を行う者に関する制度の企画及び立案に関する
こと。

三 (略)

(削る)

四・五 (略)

六 金融商品債務引受業を行う者の監督に関すること。

七 取引所金融商品市場を開設する者の監督に関すること。

八 外国金融商品取引所の監督に関すること。

九 認可金融商品取引業協会の監督に関すること(店頭売買有価証
券市場の運営及び取扱有価証券の取引に係るものに限る)。

十九 (略)

二十 抵当証券業、商品投資販売業及び不動産特定共同事業に関す
る制度の企画及び立案に関すること。

二十一～二十七 (略)

2 前項の場合において、同項第十二号に掲げる事務については監督
局の所掌に属するものを、同項第二十四号に掲げる事務については
監督局及び総務課の所掌に属するものを除くものとする。

(市場課の所掌事務)

第十二条 市場課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 証券市場その他の金融市場に関する制度の企画及び立案に関す
ること(企業開示課の所掌に属するものを除く)。

二 証券業を営む者に関する制度の企画及び立案に関すること。

三 (略)

四 投資顧問業を営む者に関する制度の企画及び立案に関するこ
と。

五・六 (略)

七 有価証券債務引受業を営む者の監督に関すること。

八 取引所有価証券市場を開設する者の監督に関すること。

九 外国証券取引所の監督に関すること。

十 証券業協会の監督に関すること(店頭売買有価証券市場の運営
及び取扱有価証券の取引に係るものに限る)。

十一 金融商品取引所持株会社の監督に關すること。

(削る)

(削る)

(削る)

十一 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引に關すること。

十二 外国市場デリバティブ取引に關すること。

十三 (略)

十四 金融商品取引法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に關すること(企業開示課の所掌に屬するものを除く。)

2 前項の場合において、同項第六号から第十号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを、同項第十三号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを除くものとする。

(企業開示課の所掌事務)

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による企業内容等の開示等に關する制度の企画及び立案に關すること。

二 金融商品取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

十一 証券取引所持株会社の監督に關すること。

十二 金融先物債務引受業を行う者の監督に關すること。

十三 金融先物市場を開設する者及びその会員等の監督に關すること。

十四 金融先物取引所持株会社の監督に關すること。

十五 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引に關すること。

十六 外国市場証券先物取引に關すること。

十七 (略)

十八 証券取引法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に關すること(企業開示課の所掌に屬するものを除く。)

2 前項の場合において、同項第七号から第十四号までに掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを、同項第十七号に掲げる事務については証券取引等監視委員会の所掌に屬するものを除くものとする。

(企業開示課の所掌事務)

第十三条 企業開示課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 証券取引法第二章から第二章の四までの規定による企業内容等の開示等に關する制度の企画及び立案に關すること。

二 証券取引法第二章から第二章の四までの規定による有価証券届出書、有価証券報告書その他の書類の審査及び処分に関すること。

三 金融商品取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定に基づく検査に關すること。

四〇七（略）

八 金融商品取引法第七十二条第一項（同法第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同法第五項において準用する場合を含む。）並びに同法第七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に關すること。

2（略）

（総務課の所掌事務）

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六（略）

七 検査報告書（金融検査（第三条第三号ヨ及びタに掲げる者に対する検査に限る。以下この条において同じ。）の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第九号において同じ。）の審査に關すること。

八〇十一（略）

（審査課の所掌事務）

第十六条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 証券取引法第二十六条（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項並びに第二十七条の三十第一項の規定に基づく検査に關すること。

四〇七（略）

八 証券取引法第七十二条第一項（同法第四項において準用する場合を含む。）及び第二項（同法第五項において準用する場合を含む。）並びに同法第七十二条の二第一項及び第二項の規定による課徴金に係る同法第六章の二の規定による審判手続開始の決定に關すること。

2（略）

（総務課の所掌事務）

第十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六（略）

七 検査報告書（金融検査（第三条第三号ソ及びツに掲げる者に対する検査に限る。以下この条において同じ。）の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第九号において同じ。）の審査に關すること。

八〇十一（略）

（審査課の所掌事務）

第十六条 審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検査報告書（金融検査（第三条第三号ヨ及びタ）に掲げる者に対する検査を除く。以下この条において同じ。）の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第三号において同じ。）の審査に関する事。

二 四（略）

（総務課の所掌事務）

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 次に掲げる者の監督に関する事。

イ へ（略）

（削る）

（削る）

ト（略）

（削る）

チ・リ（略）

七 十四（略）

2 前項の場合において、同項第六号イからホまで、チ及びリに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号トに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

一 検査報告書（金融検査（第三条第三号ソ及びツ）に掲げる者に対する検査を除く。以下この条において同じ。）の結果を取りまとめて長官に報告するために作成される文書をいう。第三号において同じ。）の審査に関する事。

二 四（略）

（総務課の所掌事務）

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五（略）

六 次に掲げる者の監督に関する事。

イ へ（略）

ト 抵当証券業を営む者及び抵当証券業協会

チ 抵当証券保管機構

リ（略）

ヌ 商品投資販売業を営む者

ル・ク（略）

七 十四（略）

2 前項の場合において、同項第六号イからホまで、ト、チ及びヌからフまでに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第七号及び第十三号に掲げる事務については検査局の所掌に属するものを、同項第六号リに掲げる者の監督に関する事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。ただし、イにあっては次条第一項第一号に掲げる者を、八にあっては同項第三号に掲げる者を除くものとする。

イ (略)

ロ 信託業若しくは信託契約代理業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 金融商品取引業を行う者

ロ (略)

ハ 投資法人

ニ 認可金融商品取引業協会、公益法人金融商品取引業協会及び認定投資者保護団体

(削る)

(削る)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。ただし、イにあっては次条第一項第一号に掲げる者を、八にあっては同項第三号に掲げる者を除くものとする。

イ (略)

ロ 信託業、信託契約代理業若しくは信託受益権販売業を営む者又は信託業法第五十条の二第一項の登録を受けた者

ハ・ニ (略)

二 (略)

2 (略)

(証券課の所掌事務)

第二十三条 証券課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる者の監督に関する事。

イ 証券業を営む者

ロ (略)

ハ 投資信託委託業者及び投資信託協会

ニ 投資法人

ホ 証券業協会

ヘ 投資顧問業を営む者、証券投資顧問業協会及び全国証券投資顧問業協会連合会

(削る)

二・三 (略)

四 金融商品取引法第三十三条の二の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること。

2 前項の場合において、同項第一号イから八までに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ニに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

ト 金融先物取引業を行う者及び金融先物取引業協会

二・三 (略)

四 証券取引法第六十五条の二第一項の規定により銀行その他の金融機関が営む業務を登録し、当該業務につきこれらの者を監督すること。

2 前項の場合において、同項第一号イから二まで、へ及びトに掲げる者の監督に関する事務並びに同項第二号及び第四号に掲げる事務については検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを、同項第一号ホに掲げる者の監督に関する事務については総務企画局、検査局及び証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除くものとする。

(金融庁組織令の一部改正に伴う経過措置)

第九十三条 前条の規定による改正前の金融庁組織令(次項において「旧金融庁組織令」という。)(第三条第三号及び第四条第一項第一号ウ(これらの規定のうち抵当証券業を営む者に係る部分に限る。)、第十一條第一項第二十号(抵当証券業に関する制度の企画及び立案に関することに係る部分に限る。))並びに第十九条第一項第六号ト(抵当証券業を営む者に係る部分に限る。))の規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

2 旧金融庁組織令第三条第三号ル、第四条第一項第一号中及び第十九条第一項第六号チの規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間(旧抵当証券保管機構が整備法第五十八条第二項に規定する弁済受領業務を行う場合にあつては、当該弁済受領業務が終了するまでの間)は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。ただし、附則第二十二條及び第三十五條から第四十六條までの規定は、公布の日から施行する。

(金融機関の範囲)

第二条 改正法附則第十七條第一項及び第二項、第二十八條第三項、第五十四條第一項、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項、第四百四十九條第一項及び第二項、第五百四十四條第二項、第五百五十六條第一項及び第二項、第五百五十七條第一項及び第二項、第二百條第一項、第二百一條第一項、第二百二條第一項及び第二項並びに第二百十四條第一項及び第二項並びに整備法第七條第三項、第六十條第一項、第六十一條第一項、第六十二條第一項から第四項まで並びに第八十二條第一項及び第二項に規定する政令で定める金融機関は、新金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げるものとする。

(有価証券の元引受けに係る業務に関する経過措置)

第三条 改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者で改正法の施行の際現に旧証券取引法第二十九条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（第一条の規定による改正前の証券取引法施行令（以下「旧証券取引法施行令」という。）第十五条の三第二号イに掲げる会社に限る。

）及び整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者で整備法の施行の際現に整備法第一条第一号の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号。次項及び附則第五十条において「旧外国証券業者法」という。）第七条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（第十七条第一号の規定による廃止前の外国証券業者に関する法律施行令（次項及び附則第六十三条において「旧外国証券業者法施行令」という。）第九条第一項第二号イに掲げる会社に限る。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ及びロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）を受けたものとみなす。

2 改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者で改正法の施行の際現に旧証券取引法第二十九条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（旧証券取引法施行令第十五条の三第二号ロに掲げる会社に限る。）及び整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者で旧外国証券

業者法第七条第一項の認可を受けて同項第二号に掲げる業務を行っている者（旧外国証券業者法施行令第
九条第一項第二号口に掲げる会社に限る。）は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録（当
該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号口に掲げる行為に係る業
務を行うものに限る。）を受けたものとみなす。

（特例投資運用業務を行う者の使用人）

第四条 改正法附則第四十八条第二項第四号に規定する政令で定める使用人は、同条第一項の規定の適用を
受けて特例投資運用業務（同項に規定する特例投資運用業務をいう。以下同じ。）を行う者の使用人で次
の各号のいずれかに該当する者とする。

一 特例投資運用業務に関し、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は定款その他の規則をいう
。）を遵守させるための指導に関する業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める
者

二 特例投資運用業務に関し、運用（新金融商品取引法第二条第八項第十二号に規定する運用をいう。）
を行う部門を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定める者

(主要株主適格者)

第五条 改正法附則第百八条第一項及び第百十四条第一項並びに整備法第九十八条第一項及び第百四条第一項に規定する政令で定める者は、地方公共団体とする。

(上場の承認)

第六条 改正法附則第百二十三条第一項及び第三項に規定する政令で定める市場は、新金融商品取引法第二十条第八項第三号口に規定する外国金融商品市場(これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。)とする。

(営業保証金の取戻し)

第七条 みなし登録第二種業者(改正法附則第二百条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいい、個人である場合を除く。)は、改正法附則第二百三条第二項の規定により供託したものとみなされる営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

第八条 みなし登録助言・代理業者(整備法第三十七条第二項に規定するみなし登録助言・代理業者をいう。以下同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、整備法第四十条第一項の規定により供託し

たものみなされる営業保証金の全部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

一 施行日において改正法附則第十八条第一項、第四百四十七条第一項、第五百九条第一項若しくは第二百九条第一項の規定又は整備法第二条第一項、第四十一条、第六十条第一項若しくは第二百五十一条第一項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものみなされる法人である場合

二 施行日において改正法附則第五十四条第一項、第四百四十八条第一項若しくは第二百一条第一項の規定又は整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十三条の二の登録を受けたものみなされる者である場合

2 みなし登録助言・代理業者（みなし登録第二種業者）（改正法附則第二百条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。次条及び附則第六十二条において同じ。）である者を除く。）は、前項各号のいずれにも該当しない場合において、整備法第四十条第一項の規定により供託したものとみなされる営業保証金の額（契約金額）（整備法第二百十六条の規定により新金融商品取引法第三十一条の二第三項の規定による届出をしたものとみなされる旧証券投資顧問業法第十条第三項に規定する契約）（施行日において効力を有するものに限る。）において供託されることとなっている金額をいう。以下この項において同じ。）を含む

む。以下この項において同じ。）が新金融商品取引法施行令第十五条の十二に定める額を超えることとなつたときは、当該営業保証金の額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

第九条 みなし登録第二種業者であつて、かつ、みなし登録助言・代理業者である者（個人である場合に限る。）は、改正法附則第二百三条第二項及び整備法第四十条第一項の規定により供託したものとみなされる営業保証金の額（契約金額）（改正法附則第二百七条の規定により新金融商品取引法第三十一条の二三項の規定による届出をしたものとみなされる改正法第二十条の規定による改正前の信託業法（平成十六年法律第百五十四号。附則第四十七条及び第四十八条において「旧信託業法」という。）第九十一条第三項に規定する契約（施行日において効力を有するものに限る。）において供託されることとなつている金額又は整備法第二百六条の規定により新金融商品取引法第三十一条の二三項の規定による届出をしたものとみなされる旧証券投資顧問業法第十条第三項に規定する契約（施行日において効力を有するものに限る。）において供託されることとなつている金額をいう。以下この項において同じ。）を含む。以下この項において同じ。）の合計額が新金融商品取引法施行令第十五条の十二に定める額を超えることとなつ

たときは、当該営業保証金の額の合計額から契約金額を控除した額の範囲内において、その超える額の全部又は一部を、金融庁長官の承認を受けて取り戻すことができる。

(財務局長等への権限の委任)

第十条 改正法附則第二百十六条第一項及び整備法第二百十五条の規定により金融庁長官に委任された権限(以下この条において「長官権限」という。)のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に規定する書類の提出をする者(以下この項において「提出者」という。)の本店その他の主たる営業所又は事務所(外 国法人又は外国に住所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条及び附則第六十二条において「本店等」という。)の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該提出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長)に委任する。

- 一 改正法附則第十八条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
- 二 改正法附則第五十四条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
- 三 改正法附則第四百七十七条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録

- 四 改正法附則第四百八十八条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 五 改正法附則第五百九十九条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 六 改正法附則第二百条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 七 改正法附則第二百一条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 八 整備法第二条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 九 整備法第三十七条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 十 整備法第六十条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 十一 整備法第六十一条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
 - 十二 整備法第一百五十一条第二項の規定による書類の受理及び同条第三項の規定による登録
- 2 長官権限のうち次に掲げるものは、改正法附則第二十二条第二項に規定する者又は整備法第五条第二項に規定する者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任する。
- 一 改正法附則第二十二条第二項及び整備法第五条第二項の規定による書類の受理

- 二 改正法附則第二十二條第三項及び整備法第五條第三項の規定による認可を受けた旨の付記
- 3 長官権限のうち、改正法附則第四十八條第二項の規定による届出の受理は、同項に規定する特例投資運用業務を行う者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。
- 4 長官権限のうち次に掲げるものは、整備法第二十七條第二項に規定する者の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長）に委任する。
 - 一 整備法第二十七條第二項の規定による書面の受理
 - 二 整備法第二十七條第三項の規定による許可を受けた旨の付記
- 5 長官権限のうち、改正法附則第二十八條第一項から第三項まで及び第五項並びに第四十八條第四項及び第六項並びに整備法第七條第一項から第三項まで及び第五項の規定による届出の受理（新金融商品取引法施行令第四十二條第二項の規定により金融庁長官の指定する金融商品取引業者（新金融商品取引法第二條

第九項に規定する金融商品取引業者をいう。以下同じ。）及び特例業務届出者（新金融商品取引法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者をいう。）並びに新金融商品取引法施行令第四十二条第二項の規定により金融庁長官の指定する登録金融機関（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する登録金融機関をいう。）に係るものを除く。）は、当該届出をする者（当該者が金融商品取引業者又は改正法附則第十七条第一項の規定により施行日以後引き続き金融商品取引業（新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行っている者の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。））、監査役若しくは執行役又は使用人である場合にあつては、当該金融商品取引業者又は当該金融商品取引業を行っている者。以下この項において同じ。）の本店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該届出をする者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。

（証券取引法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 改正法の施行の際現に締結されている信託契約（当該信託契約が一個の信託約款に基づくものであつて、当該信託契約に係る信託財産の管理又は処分が、当該信託約款に基づいて受託者が他の委託者と

の間に締結する信託契約に係る信託財産の管理又は処分と合同して行われるものに限る。）に係る新金融商品取引法第二条第二項第一号に掲げる信託の受益権（新金融商品取引法第三条第三号口に掲げる権利に該当するものに限る。）については、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、新金融商品取引法第二章の規定は、適用しない。

2 前項に規定する信託の受益権で、その特定期間（新金融商品取引法第二十四条第五項に規定する特定期間をいう。）の末日（その日が施行日から起算して一年を経過した日前であるときは、同日）におけるその所有者の数が五百以上であるものは、同条第一項第三号に該当するものとみなして、新金融商品取引法第二章の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）及び第二章の四の規定を適用する。

第十二条 改正法の施行の際現に新有価証券（改正法附則第十七条第一項に規定する新有価証券をいう。）につき金融商品取引業を行っている者（改正法附則第十八条第一項、第四百四十七条第一項、第五百五十九条第一項及び第二百条第一項の規定並びに整備法第二条第一項、第三十七条第一項、第六十条第一項及び第百五十一条第一項の規定（以下この条において「みなし登録規定」と総称する。）により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者に限る。）については、施行日から起算して六月間（当

該期間内に新金融商品取引法第三十一条第五項において準用する新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による変更登録の拒否の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間（は、新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き当該金融商品取引業（当該みなし登録規定により同条の登録を受けたものとみなされる業務以外の業務に限る。以下この条において同じ。）を行うことができる。その者が当該期間内に当該金融商品取引業につき新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録の申請をした場合において当該申請について変更登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後変更登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十三条 改正法の施行の際現にデリバティブ取引（新金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。次項において同じ。）につき金融商品取引業を行っている者（改正法附則第十八条第一項、第四百四十七条第一項、第五百九十九条第一項及び第二百条第一項の規定並びに整備法第二条第一項、第三十七条第一項、第六十条第一項及び第五百五十一条第一項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者、旧抵当証券業者並びに銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下

同じ。) 及び附則第二条に規定する金融機関を除く。) については、施行日から起算して六月間 (当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間) は、新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続き当該金融商品取引業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 改正法の施行の際現にデリバティブ取引につき登録金融機関業務 (新金融商品取引法第三十二条の五第一項第三号に規定する登録金融機関業務をいう。以下この項において同じ。) を行っている銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関 (改正法附則第五十四条第一項、第四百四十八条第一項及び第二百一条第一項並びに整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十二条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。) については、施行日から起算して六月間 (当該期間内に新金融商品取引法第三十二条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分があつた日までの間) は、新金融商品取引法第三十二条の二の規定にかかわらず、引き続き当該登録金融機関業務を行うこ

とができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十四条 改正法の施行の際現に旧有価証券（改正法附則第十四条に規定する旧有価証券をいう。以下この条において同じ。）につき新金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為に係る業務を行っている者（改正法附則第十八条第一項、第四百四十七条第一項、第五百五十九条第一項及び第二百条第一項の規定並びに整備法第二条第一項、第六十条第一項及び第五百五十一条第一項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者、旧抵当証券業者並びに銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関を除く。）及び旧有価証券につき新金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行っている者（改正法附則第五百五十九条第一項及び整備法第四十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者並びに銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、

新金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

2 改正法の施行の際現に旧有価証券につき新金融商品取引法第二条第八項第七号に掲げる行為に係る業務を行っている銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関（改正法附則第五十四条第一項、第四百四十八条第一項及び第二百一条第一項並びに整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十二条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。）並びに旧有価証券につき新金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行っている銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関（改正法附則第五十四条第一項、第四百四十八条第一項及び第二百一条第一項並びに整備法第六十一条第一項の規定により新金融商品取引法第三十二条の二の登録を受けたものとみなされる金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第三十二条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引

法第三十二条の二の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第十五条 中小企業金融公庫が、中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百二十八号）第十九条及び第二十五条の四の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合（新金融商品取引法第六十五条の五第三項に規定する信託受益権の販売を行う場合を除く。）には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、中小企業金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。）、第五款及び第六款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 中小企業金融公庫が、中小企業金融公庫法第十九条第一項第三号に掲げる業務（特定金融機関等（同号に規定する特定金融機関等をいう。以下この項において同じ。）からの同号に規定する特定社債の全部の

取得を行う業務に限る。)を行う場合における新金融商品取引法の適用については、当該特定金融機関等が行う行為は、新金融商品取引法第二条第八項第九号に規定する有価証券の私募の取扱いに該当するものとみなす。

第十六条 沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第十九条及び第二十一条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款(第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号及び第三十八条の二を除く。)、第五款及び第六款の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第十七条 国際協力銀行が、国際協力銀行法(平成十一年法律第三十五号)第二十三条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、国際協力銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 国際協力銀行が、国際協力銀行法第二十三条の規定により、新金融商品取引法第六十二条第一項各号に掲げる行為を行う場合においては、当分の間、新金融商品取引法第六十二条第二項の規定は、適用しない。

4 前項の場合においては、国際協力銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第十八条 日本政策投資銀行が、日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）第二十条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。

2 前項の場合においては、日本政策投資銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十

七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

3 日本政策投資銀行が、日本政策投資銀行法第二十条の規定により、新金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第六十三条第二項の規定は、適用しない。

4 前項の場合においては、日本政策投資銀行を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三十八条（第一号に係る部分に限る。）及び第三十九条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第十九条 改正法附則第二十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録（当該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。）を受けたものとみなされる者は、改正法附則第十八条第二項の規定により提出する書類に業務の種類（新金融商品取引法第二十九条の二第一項第五号の業務の種類をいう。以下同じ。）として新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を記載しなければならない。

第二十条 新金融商品取引法の規定は、旧抵当証券業規制法施行令第一条に規定する者が行う抵当証券（抵当証券法（昭和六年法律第十五号）第一条第一項に規定する抵当証券をいう。）の販売又はその代理若し

くは媒介については、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、適用しない。

第二十一条 改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者で、改正法の施行の際現に旧証券取引法第三十四条第三項の届出をし、又は同条第四項の承認を受けて新金融商品取引法第三十五条第二項各号に掲げる業務を行っている者は、施行日において当該業務につき同条第三項の届出をしたものとみなす。

第二十二条 新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家（新金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家（同項第四号に掲げる者に限る。）をいう。以下同じ。）に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

第二十三条 新金融商品取引法第三十六条の二第一項の規定は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

2 新金融商品取引法第三十七条第一項第二号及び第三十七条の三第一項第二号の規定（金融商品取引業者等の登録番号に係る部分に限る。）は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十四条 改正法の施行の際現に外国において新金融商品取引法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う外国の法令に準拠して設立された法人（改正法附則第一百五十九条第一項又は整備法第四十一条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者を除く。）に対する新金融商品取引法第六十一条第三項の規定の適用については、同項中「のみを相手方」とあるのは、「又は証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条に規定する施行日から起算して六月以内に第二十九条若しくは第三十三条の八第一項において読み替えて適用する第三十三条の二の登録の申請をした者（投資運用業を行おうとする者に限り、登録をしない旨の通知を受けた者を除く。）のみを相手方」とする。

第二十五条 改正法の施行の際現に新金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業

務を行っている者に対する新金融商品取引法第六十三条の三第一項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）附則第一条に規定する施行日から起算して三月以内に」とする。

第二十六条 改正法の施行の際現に金融商品仲介業（新金融商品取引法第二条第十一項に規定する金融商品仲介業をいう。）を行っている者（改正法附則第七十条の規定により新金融商品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなされる者を除く。）については、施行日から起算して六月間（当該期間内に新金融商品取引法第六十六条の四の規定による登録の拒否の処分があったときは、当該処分があった日までの間）は、新金融商品取引法第六十六条の規定にかかわらず、引き続き当該金融商品仲介業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の登録の申請をした場合において当該申請について登録をする旨の通知を受ける日又は当該申請について当該期間の経過後登録をしない旨の通知を受ける日までの間も、同様とする。

第二十七条 改正法附則第七十条の規定により新金融商品取引法第六十六条の登録を受けたものとみなされる者（整備法第六十条第二項の規定により書類を提出する同項に規定するみなし登録第一種業者を除く。）は、施行日から起算して三月以内に新金融商品取引法第六十六条の二第一項各号に掲げる事項を記載し

た書類及び同条第二項各号に掲げる書類を金融庁長官に提出しなければならない。

2 金融庁長官は、前項の規定による書類の提出があつたときは、当該書類に記載された新金融商品取引法第六十六条の二第一項各号に掲げる事項及び新金融商品取引法第六十六条の三第一項第二号に掲げる事項を金融商品仲介業者登録簿に登録するものとする。

第二十八条 新金融商品取引法第六十六条の八第一項の規定は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

2 新金融商品取引法第六十六条の十第一項第二号の規定（新金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者の登録番号に係る部分に限る。）は、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十九条 改正法附則第四百十条の規定により免許を受けたものとみなされる者（次項において「みなし免許証券金融会社」という。）で、改正法の施行の際現に旧証券取引法第一百五十六条の二十七第二項の届出をして新金融商品取引法第一百五十六条の二十七第一項に掲げる業務を営んでいるものは、施行日において当該業務につき同条第二項の届出をしたものとみなす。

2 みなし免許証券金融会社で、改正法の施行の際現に旧証券取引法第一百五十六条の二十七第三項の承認を受けて業務を営んでいるものは、施行日において当該業務につき新金融商品取引法第一百五十六条の二十七第三項の承認を受けたものとみなす。

第三十条 旧証券取引法第八十八条の規定により作成した帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類の保存については、なお従前の例による。

(旧信託契約代理店に関する経過措置)

第三十一条 みなし登録第二種業者(改正法附則第四百七十七条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。以下この条において同じ。)が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録第二種業者は、改正法附則第四百七十七条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

(投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 改正法の施行の際現に存する旧投資信託法第二条第四項に規定する証券投資信託(改正法第五条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律(以下この条において「新投資信託法」とい

う。) 第二条第四項に規定する証券投資信託に該当するものを除く。) は、新投資信託法第二条第四項に規定する証券投資信託とみなす。

第三十三条 改正法附則第一百五十九条第二項に規定するみなし登録運用業者が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者、整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録運用業者は、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項若しくは第六十条第二項の規定により提出する書類に業務の種類として投資運用業を記載することにより、改正法附則第一百五十九条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

第三十四条 旧投資信託法第二十六条第一項の規定により作成した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十五条 改正法第七条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下この条において「新兼営法」という。)第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規

定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新兼営法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新兼営法第二条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(農業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十六条 改正法第八条の規定による改正後の農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号。以下この条において「新農業協同組合法」という。)(第十一条の二の四又は第十一条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新農業協同組合法第十一条の二の四又は第十一条の十

の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新農業協同組合法第十一条の二の四又は第十一条の十の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十七条 改正法第九条の規定による改正後の水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号。以下この条において「新水産業協同組合法」という。)(第十一条の六の四)(新水産業協同組合法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第一百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新水産業協同組合法第十一条の六の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新水産業協同組合法第十一条の六の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 改正法第十条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)。

以下この条において「新中小企業等協同組合法」という。) 第九条の七の五第三項(新中小企業等協同組合法第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前において、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新中小企業等協同組合法第九条の七の五第三項において準用

する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 改正法第十一条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号。以下この条において「新協同組合金融事業法」という。)(第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新協同組合金融事業法第六条の五の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(信用金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 改正法第十三条の規定による改正後の信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号。以下この

条において「新信用金庫法」という。）第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新信用金庫法第八十九条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

（長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十一条 改正法第十四条の規定による改正後の長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号。以下この条において「新長期信用銀行法」という。）第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新長期信用銀行法第十七条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(労働金庫法の一部改正に伴う経過措置)

第四十二条 改正法第十五条の規定による改正後の労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号。以下この条において「新労働金庫法」という。）第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申

出及び前項の書面の交付は、施行日において新労働金庫法第九十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

（銀行法の一部改正に伴う経過措置）

第四十三条 改正法第十六条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下この条において「新銀行法」という。）第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新銀行法第十三条の四において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

（保険業法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四条 改正法第十八条の規定による改正後の保険業法（平成七年法律第百五号。以下この条及び附則第四十六条第一項において「新保険業法」という。）（第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するとき、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新保険業法第三百条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条 改正法第十九条の規定による改正後の農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号。以下この条において「新農林中央金庫法」という。）（第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その

申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新農林中央金庫法第五十九条の三において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

(信託業法の一部改正に伴う経過措置)

第四十六条 改正法第二十条の規定による改正後の信託業法（以下この条において「新信託業法」という。

）第二十四条の二（新保険業法第九十九条第八項（新保険業法第九十九条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出をしようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例により、その申出をすることができる。

2 前項の申出を受けた者は、施行日前においても、新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商

品取引法第三十四条の二第三項の規定の例により、書面の交付をすることができる。

3 前二項の場合において、第一項の申出をした者が施行日において特定投資家に該当するときは、当該申出及び前項の書面の交付は、施行日において新信託業法第二十四条の二において準用する新金融商品取引法第三十四条の二第一項及び第三項の規定によりされたものとみなす。

第四十七条 施行日前に旧信託業法第九十一条第十項に規定する営業保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第四十八条 旧信託業法第九十七条の規定により作成した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。
(外国証券業者に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第四十九条 整備法第四条の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録(当該登録を受けたものとみなされる者が新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を行うものに限る。)を受けたものとみなされる者は、整備法第二条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として新金融商品取引法第二十八条第一項第三号イ又はロに掲げる行為に係る業務を記載しなければならない。

第五十条 旧外国証券業者法第二十一条において準用する旧証券取引法第百八十八条の規定により作成した

帳簿、計算書、通信文、伝票その他業務に関する書類の保存については、なお従前の例による。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の廃止に伴う経過措置)

第五十一条 みなし登録助言・代理業者が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者、整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録助言・代理業者は、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項若しくは第六十条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として投資助言・代理業を記載することにより、整備法第三十七条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

2 前項の場合において、同項のみなし登録助言・代理業者がみなし登録助言等・運用業者(整備法第四十条に規定するみなし登録助言等・運用業者をいう。)であるときは、当該みなし登録助言・代理業者は、改正法附則第十八条第二項又は整備法第二条第二項若しくは第六十条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として投資助言・代理業及び投資運用業を記載しなければならない。

第五十二条 施行日前に旧証券投資顧問業法第十条第十項に規定する営業保証金を取り戻すことができる事由が発生している者についての当該営業保証金の取戻しについては、なお従前の例による。

第五十三条 旧証券投資顧問業法第三十四条の規定により作成した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

(金融先物取引法の廃止に伴う経過措置)

第五十四条 整備法の施行の際現に旧金融先物取引法第五十六条の登録を受けている者(銀行、協同組織金融機関及び附則第二条に規定する金融機関を除く。)は、施行日において新金融商品取引法第二十九条の登録(当該登録を受けたものとみなされる者が有価証券等管理業務(新金融商品取引法第二十八条第五項に規定する有価証券等管理業務をいう。次項において同じ。)を行うものに限る。)を受けたものとみなす。この場合において、新金融商品取引法第五十七条第三項及び第九十四条の四第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により新金融商品取引法第二十九条の登録を受けたものとみなされる者は、整備法第六十条第二項の規定により提出する書類に業務の種別として有価証券等管理業務を記載しなければならない。

第五十五条 整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該

整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者は、同項の規定による書類の提出を省略することができる。

第五十六条 新金融商品取引法第四十六条の規定は、整備法第六十条第二項に規定するみなし登録第一種業者（改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者及び整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者を除く。）については、平成二十年三月三十一日までの間は、適用しない。

第五十七条 旧金融先物取引法第七十八条及び第二百二十九条の規定により作成した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 みなし登録第二種業者（整備法第百五十一条第二項に規定するみなし登録第二種業者をいう。

以下この条において同じ。）が改正法附則第十八条第二項に規定するみなし登録第一種業者又は整備法第二条第二項に規定するみなし登録第一種業者である場合には、当該みなし登録第二種業者は、整備法第百五十一条第二項の規定による書類の提出を省略することができる。

第五十九条 整備法第百五十条の規定による改正前の商品投資に係る事業の規制に関する法律第二十五条の

規定により作成した帳簿書類の保存については、なお従前の例による。

（金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第六十条 施行日前に整備法第八十二条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百号。以下この条において「新金融商品販売法」という。）第三条第一項に規定する重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思表示の表明があつた場合には、当該意思の表明を同号に規定する顧客の意思の表明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

（金融庁設置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十一条 整備法第二百十三条の規定による改正前の金融庁設置法（平成十年法律第二百十号。次項において「旧金融庁設置法」という。）第四条第三号ノの規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間は、なおその効力を有する。

2 旧金融庁設置法第四条第三号オの規定は、施行日から起算して六年を経過する日までの間（旧抵当証券保管機構が整備法第五十八条第二項に規定する弁済受領業務を行う場合にあつては、当該弁済受領業務が終了するまでの間）は、なおその効力を有する。

(権限の委任)

第六十二条 附則第七条から第九条まで及び第二十七条の規定による金融庁長官の権限は、みなし登録第二種業者、みなし登録助言・代理業者又は同条第一項に規定する者(以下この条において「提出者」と総称する。)の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては福岡財務支局長、当該提出者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長)に委任する。

(処分等の効力)

第六十三条 施行日前にした旧証券取引法施行令、第三条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行令、第十六条の規定による改正前の信託業法施行令、旧外国証券業者法施行令、第十七条第一号の規定による廃止前の有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行令、旧抵当証券業規制法施行令、同条第四号の規定による廃止前の金融先物取引法施行令若しくは第五十一条の規定による改正前の商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令又はこれらに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新金融商品取引法施行令の規定に相当の規定があるものは、改正法附則、整備法

又はこの附則に別段の定めがあるものを除き、新金融商品取引法施行令の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

中小企業団体の組織に関する法律施行令（昭和三十三年政令第四十五号）（附則第六十五条関係）

改正案	現行
<p>（準用）</p> <p>第十三条 法第九十六条第五項に規定する行政庁の権限に属する事務の都道府県による処理及び同項の規定に基づく行政庁の権限の委任については、中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第三十三条及び第三十四条の規定を準用する。</p> <p>別表第一（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）</p> <p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第三十一条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画</p>	<p>（準用）</p> <p>第十三条 法第九十六条第五項に規定する行政庁の権限に属する事務の都道府県による処理及び同項の規定に基づく行政庁の権限の委任については、中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第二十九条及び第三十条の規定を準用する。</p> <p>別表第一（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第二十七条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）</p> <p>別表第二（第十一条、第十二条関係）</p> <p>一〇九（略）</p> <p>二十 国土交通大臣の所管に属する事業であつて中小企業等協同組合法施行令第二十七条各号に掲げるもの（旅行業（本邦外の企画</p>

旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。））、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）

旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。））、旅行業者代理業、通訳案内に関する事業（地域限定通訳案内士が行うものに限る。）及び自動車販売事業を除く。）

改正案	現行
<p>（利子対価とする貸付金等） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 預金又は貯金の預入（<u>金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第一号（有価証券となる証券又は証券）</u>に規定する譲渡性預金証書に係るものを含む。）</p> <p>二 十五（略）</p>	<p>（利子対価とする貸付金等） 第十条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法別表第一第三号に掲げる資産の貸付け又は役務の提供に類するものとして同号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 預金又は貯金の預入（<u>証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条（証券取引法の有価証券）</u>に規定する譲渡性預金証書に係るものを含む。）</p> <p>二 十五（略）</p>

協同組織金融機関の優先出資に関する法律施行令（平成五年政令第三百九十八号）（附則第六十七条関係）

改正案	現行
<p>（協同組織金融機関の準備金）</p> <p>第二十一条 優先出資を発行している農林中央金庫及び商工組合中央金庫の次に掲げる政令の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第四十二条第三項に規定する資本準備金」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第十 三 条（準備金の範囲）</p> <p>2（略）</p>	<p>（協同組織金融機関の準備金）</p> <p>第二十一条 優先出資を発行している農林中央金庫及び商工組合中央金庫の次に掲げる政令の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第四十二条第三項に規定する資本準備金」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 農林中央金庫法施行令（平成十三年政令第二百八十五号）第九 条（準備金の範囲）</p> <p>2（略）</p>

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第百三十五号）（附則第六十八条関係）

改正案

現行

附則	<p>（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）</p> <p>第三十四条 改正法附則第二百一十二条第二項の場合における新法第六十七条の十四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
附則	<p>（特定目的会社に係る課税の特例に関する経過措置）</p> <p>第三十四条 改正法附則第二百一十二条第二項の場合における新法第六十七条の十四の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。</p>

第一項第二号	<p>資産流動化法第九十五条第一項に規定する資産の流動化</p>	<p>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次号において「会社法関係整備法」という。）（第二百三十条第七項の規定によりみなされて適用される同条第二項の登録を受けている</p>
第一項第二号	<p>資産流動化法第九十五条第一項に規定する資産の流動化</p>	<p>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（次号において「会社法関係整備法」という。）（第二百三十条第八項の規定によりみなされて適用される同条第二項の登録を受けている</p>

の流動化

する特定資産の流動化

の流動化

する特定資産の流動化

会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う農林水産省関係政令の整備等に関する政令（平成十八年政令
 第七十九号）（附則第六十九条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定により農林債とみなされる農林債券についての証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第 号）第十五条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第二十二條第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「農林債の種類」とあるのは「第十四条第三号から第五号までに掲げる事項」とし、同項第二号中「種類」とあるのは「前号に掲げる事項」とする。</p> <p>3（略）</p>	<p>附則</p> <p>（農林中央金庫法施行令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 前項の規定により農林債とみなされる農林債券についての第十一条の規定による改正後の農林中央金庫法施行令第十八條第一項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「農林債の種類」とあるのは「第十条第三号から第五号までに掲げる事項」とし、同項第二号中「種類」とあるのは「前号に掲げる事項」とする。</p> <p>3（略）</p>

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第三十九号）（附則第七十条関係）

改正案	現行
<p>（中小企業等協同組合法施行令の一部改正） 第六十一条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。 第二十条及び第二十八条中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。</p>	<p>（中小企業等協同組合法施行令の一部改正） 第六十一条 中小企業等協同組合法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。 第十六条及び第二十四条中「第六十九条第一項」を「第六十九条」に改める。</p>

